

一 関 市 地 域 防 災 計 画

一関市防災会議

用 語 凡 例

1 略 語

県本部	岩手県災害対策本部
地方支部	岩手県災害対策本部一関地方支部（県南広域振興局総務部一関総務センター等）
市本部	一関市災害対策本部
市支部	一関市災害対策支部
市計画	一関市地域防災計画
県本部長	岩手県災害対策本部長（岩手県知事）
地方支部長	岩手県災害対策本部一関地方支部長（県南広域振興局総務部一関総務センター所長）
市本部長	一関市災害対策本部長（一関市長）
市支部長	一関市災害対策支部長（支所長）
防災関係機関	指定地方行政機関、県、市町村その他地方公共団体の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者

2 読 替

災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替

県本部長	県知事
地方支部長	県南広域振興局総務部一関総務センター所長
市本部長	市長
副本部長	副市長
本部付	教育長
〃	会計管理者
〃	議会事務局長
〃	監査委員事務局長
〃	農業委員会事務局長
本部員	市長公室長

用語凡例

本	部	員	総	務	部	長
	〃		ま	ち	づ	く
	〃		り	推	進	部
	〃		長			
	〃		市	民	環	境
	〃		部			
	〃		長			
	〃		保	健	福	祉
	〃		部			
	〃		長			
	〃		商	工	労	働
	〃		部			
	〃		長			
	〃		農	林		
	〃		部			
	〃		長			
	〃		建	設		
	〃		部			
	〃		長			
	〃		上	下	水	道
	〃		部			
	〃		長			
	〃		教	育		
	〃		部			
	〃		長			
	〃		消		防	
	〃		長			
	〃		危	機	管	理
	〃		監			
	〃		広	聴	広	報
	〃		課			
	〃		長			
	〃		政	策	企	画
	〃		課			
	〃		長			
	〃		職	員		
	〃		課			
	〃		長			
	〃		総	務		
	〃		課			
	〃		長			
	〃		財	政		
	〃		課			
	〃		長			
	〃		会	計		
	〃		課			
	〃		長			
	〃		防	災		
	〃		課			
	〃		長			
支	部	長	支	所	長	(各支所)
副	支	部	支	所	次	長 (〃)
支	部	員	地	域	振	興
	〃		課			
	〃		長			(〃)
	〃		市	民		
	〃		課			
	〃		長			(〃)
	〃		保	健	福	祉
	〃		課			
	〃		長			(〃)
	〃		産	業	建	設
	〃		課			
	〃		長			(〃)
	〃		産	業	建	設
	〃		課	技	術	担
	〃		当	課		
	〃		長			(該当支所)
	〃		消	防	署	長
	〃		又	は	分	署
	〃		長			(各地域)
市	長	公	室	部	長	
総	務	部	長	市	長	公
ま	ち	づ	く	り	推	進
市	民	環	境	部	長	
保	健	福	祉	部	長	
商	工	労	働	部	長	
				商	工	労
				働	部	
				長		

農 林 部 長	農 林 部 長
建 設 部 長	建 設 部 長
上 下 水 道 部 長	上 下 水 道 部 長
会 計 部 長	会 計 管 理 者
教 育 部 長	教 育 部 長
消 防 長	消 防 長
建設農林センター所長	建設農林センター所長
市長公室副部長	市長公室次長
総務部副部長	総務部次長
まちづくり推進部副部長	まちづくり推進部次長
市民環境部副部長	市民環境部次長
保健福祉部副部長	保健福祉部次長
商工労働部副部長	商工労働部次長
農 林 部 副 部 長	農 林 部 次 長
建 設 部 副 部 長	建 設 部 次 長
上 下 水 道 部 副 部 長	上 下 水 道 部 次 長
会 計 部 副 部 長	会 計 課 出 納 係 長
教 育 部 副 部 長	教 育 部 次 長
消 防 本 部 副 部 長	消 防 次 長
〃	防 災 安 全 対 策 監
統 括 班 長	防 災 課 長
広 聴 広 報 班 長	広 聴 広 報 課 長
〃	I L C 推 進 課 長
〃	女 性 活 躍 推 進 室 長
調 整 班 長	政 策 企 画 課 長
〃	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長
〃	若 者 活 躍 推 進 室 長
応 援 要 請 班 長	い き が い づ く り 課 長
動 員 連 絡 班 長	職 員 課 長
総 務 班 長	総 務 課 長
財 政 班 長	財 政 課 長
調 査 班 長	税 務 課 長

用語凡例

宿 泊 班 長	収 納 課 長
市 民 救 護 班 長	市 民 課 長
救 護 所 開 設 班 長	国 保 年 金 課 長
生 活 環 境 班 長	生 活 環 境 課 長
衛 生 班 長	健 康 づ くり 課 長
〃	子 育 て 支 援 課 長
救 護 班 長	長 寿 社 会 課 長
〃	福 祉 課 長
商 業 班 長	観 光 物 産 課 長
〃	商 政 課 長
〃	起 業 支 援 室 長
工 業 班 長	工 業 労 政 課 長
農 政 班 長	農 政 課 長
農 地 林 務 班 長	農 地 林 務 課 長
国 土 調 査 班 長	農 地 林 務 課 長
建 設 班 長	道 路 建 設 課 長
維 持 班 長	道 路 管 理 課 長
治 水 班 長	治 水 河 川 課 長
建 築 住 宅 班 長	都 市 整 備 課 長
都 市 計 画 班 長	都 市 整 備 課 長
下 水 道 班 長	下 水 道 課 長
〃	東 部 上 下 水 道 課 長
会 計 班 長	会 計 課 長
水 道 班 長	総 務 管 理 課 長
〃	水 道 課 長
〃	東 部 上 下 水 道 課 長
避 難 統 括 班 長	ま ち づ くり 推 進 課 長
学 校 教 育 班 長	学 校 教 育 課 長
〃	教 育 総 務 課 長
給 食 班 長	給 食 セ ン タ ー 所 長
教 育 文 化 班 長	文 化 財 課 長
〃	博 物 館 次 長

教育文化班長	一 関 図 書 館 長
消 防 総 務 班 長	消 防 本 部 総 務 課 長
予 防 班 長	消 防 本 部 予 防 課 長
消 防 班 長	消 防 本 部 消 防 課 長
支 部 地 域 振 興 班	地 域 振 興 課 (各支所)
支 部 市 民 班	市 民 課 (")
支 部 福 祉 班	保 健 福 祉 課 (")
支 部 産 業 建 設 班	産 業 建 設 課 (")
消 防 活 動 班	消 防 署 ・ 分 署 (各地域)

- 3 用語の統一上から災害対策基本法、災害救助法、その他法令上知事又は市長の権限とされている事項についても、県本部長又は市本部長として計画している。

目次

第1章	総則	
	計画の目的	計画の構成 災害時における個人情報の取扱い 1
第1節	一関市防災会議委員 2
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 4
第3節	一関市の概況 5
第4節	災害の発生傾向 9
第5節	防災対策の推進傾向 10
第2章	災害予防計画	
第1節	防災知識普及計画 11
第2節	地域防災活動活性化計画 15
第3節	防災訓練計画 19
第4節	避難対策計画 23
第5節	要配慮者の安全確保計画 31
第6節	防災施設等整備計画 34
第6節の2	通信確保計画 36
第7節	建築物災害予防計画 38
第8節	交通施設安全確保計画 40
第9節	ライフライン施設等安全確保計画 41
第10節	危険物施設等安全確保計画 45
第11節	農業災害予防計画 47
第12節	毒物及び劇物等災害予防計画 49
第13節	風水害予防計画 51
第14節	土砂災害予防計画 55
第15節	火災予防計画 60
第16節	林野火災予防計画 62
第17節	林業災害予防計画 65
第18節	雪害予防計画 66
第19節	火山災害予防計画 69
第20節	防災ボランティア育成計画 70

第 21 節	事業継続対策計画	72
第 22 節	孤立化対策計画	74
第 23 節	食料・生活必需品等の備蓄計画	76
第 24 節	原子力災害予防計画	77
第 3 章	災害応急対策計画	
第 1 節	活動体制計画	83
第 2 節	動員計画	93
第 3 節	気象予報・警報等の伝達計画	97
第 4 節	通信情報計画	116
第 5 節	災害情報の収集及び報告等の計画	121
第 6 節	災害広報広聴計画	132
第 7 節	輸送計画	137
第 8 節	交通応急対策計画	141
第 9 節	公安警備計画	150
第 10 節	消防活動計画	151
第 11 節	水防計画	156
第 12 節	相互応援協力計画	157
第 13 節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	163
第 14 節	防災ボランティア活動計画	168
第 15 節	災害救助法の適用計画	171
第 16 節	避難・救出計画	174
第 17 節	医療・保健計画	192
第 18 節	食料・生活必需品等供給計画	198
第 19 節	削除	203
第 20 節	給水計画	204
第 21 節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	209
第 22 節	感染症予防計画	215
第 23 節	廃棄物処理計画	219
第 24 節	障害物処理計画	226
第 25 節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	230
第 26 節	応急対策要員確保計画	236

第 27 節	農畜産物応急対策計画	242
第 28 節	文教対策計画	245
第 29 節	救急医療対策計画	254
第 30 節	ライフライン施設に関する応急対策計画	259
第 31 節	危険物施設等保安計画	268
第 32 節	林野火災応急対策計画	272
第 33 節	防災ヘリコプター等活動計画	276
第 34 節	公共交通機関等の応急対策計画	278
第 35 節	義援物資、義援金の受付・配分計画	280
第 36 節	原子力災害応急対策計画	282
第 37 節	事業所外運搬事故対策計画	295
第 4 章	災害復旧・復興計画	
第 1 節	公共施設等の災害復旧計画	299
第 2 節	生活の安定確保計画	303
第 3 節	復興計画の作成	310
第 4 節	原子力災害復旧計画	313
震 災 対 策 編		351
水 防 計 画 編		451
火山災害対策編		501
資 料 編		1 - 2 - 1
附 属 資 料		901
様 式		1051

第1章 総 則

計 画 の 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、一関市防災会議が作成する計画で、市の地域内における災害の予防と災害時の対策について、市及び防災関係機関の連携、並びに市民等の協力のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

計 画 の 構 成

この計画は、本編、震災対策編、水防計画編及び火山災害対策編で構成し、震災対策編には、一関市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条により地震防災対策推進地域に指定されたことから、同法による推進計画を含め定める。

災害時における個人情報への取扱い

市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、それぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第 1 節 一関市防災会議委員

職名	区 分	防 災 機 関	電 話
会長	市長	一関市長	21-2111
委員	指定地方行政機関の職員 (法第 1 6 条) (条例第 3 条 5 項 1 号)	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所一関出張所長	23-2435
〃		東北森林管理局岩手南部森林管理署長	0197-24-2131
〃		東北農政局岩手県拠点総括農政推進官	019-624-1125
〃	岩手県知事の部内の職員 (法第 1 6 条) (条例第 3 条 5 項 2 号)	県南広域振興局総務部一関総務センター所長	26-1411
〃		一関保健所長	26-1415
〃	岩手県警察の警察官 (法第 1 6 条) (条例第 3 条 5 項 3 号)	一関警察署長	21-0110
〃		千厩警察署長	51-0110
〃	市長の部内の職員 (法第 1 6 条) (条例第 3 条 5 項 4 号)	副 市 長	21-2111
〃		市長公室長	21-2111
〃		総務部長	21-2111
〃		まちづくり推進部長	21-2111
〃		市民環境部長	21-2111
〃		保健福祉部長	21-2111
〃		商工労働部長	21-2111
〃		農林部長	21-2111
〃		建設部長	21-2111
〃		上下水道部長併任上下水道部長	21-2111
〃	教育部長	21-2111	

職名	区 分	防 災 機 関	電 話
委員	教育長 (法第16条) (条例第3条5項5号)	教 育 長	21-2111
〃	一関市消防本部 (法第16条) (条例第3条5項6号)	消防本部消防長	25-0119
〃	消防団長 (法第16条) (条例第3条5項7号)	一関市消防団長	25-5910
〃	指定公共機関又は指定地方公共 機関の役員又は職員 (法第16条) (条例第3条5項8号)	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社一ノ関駅長	23-1673
〃		東日本電信電話株式会社岩手支店災害対策室長	019-625-4960
〃		岩手県交通株式会社一関営業所長	23-4250
〃		東北電力ネットワーク株式会社 一関電力センター 所長	26-0070
〃		公益社団法人岩手県トラック協会一関支部長	23-7758
〃		一般社団法人一関市医師会長	23-8811
〃		一関歯科医師会長	21-1858
〃		一般社団法人岩手県建設業協会一関支部長	23-3286
〃		一般社団法人岩手県建設業協会千厩支部長	53-2747
〃		自主防災組織を構成する者又は 学識経験のある者のうちから市 長が任命する者 (法第16条) (条例第3条5項9号)	一関市婦人消防協力隊連絡協議会長
〃		千厩第9区自治会自主防災会 代表	—
〃		一関市まちづくりスタッフバンク	—
〃	その他市長が必要と認める者 (法第16条) (条例第3条5項10号)	一関ガス株式会社取締役社長	23-3417

※ 法 : 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)
 条例 : 一関市防災会議条例 (平成17年条例第203号)

第2節 防災関係機関等の処理すべき

事務又は業務の大綱

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平素から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

市及び公共的団体等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱はおおむね次のとおりである。

市及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	責 務 及 び 業 務 の 大 綱	
	責 務	業務の大綱
一 関 市	市の地域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営 2. 防災に関する施設、組織の整備 3. 防災訓練の実施 4. 防災知識の普及及び教育 5. 災害に関する情報収集、伝達及び広報 6. 他の市町村、関係機関等に対する応援要請 7. 災害応急対策の実施 8. 被災施設の復旧、被災地域の復興
農業協同組合及び森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 2. 農林関係の市の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3. 被災農林家に対する融資及び融資のあっせん 4. 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせん 	
商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における物価安定についての協力 2. 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力 	
一般病院及び診療所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収容患者に対する災害時の避難体制の確保 2. 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護 	
一般運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における緊急輸送 	
一般燃料供給事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。 	
危険物関係施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における危険物の保安措置 	
記者クラブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害状況及び災害対策についての報道 2. 市長からの要請に基づく災害報道 	

第3節 一関市の概況

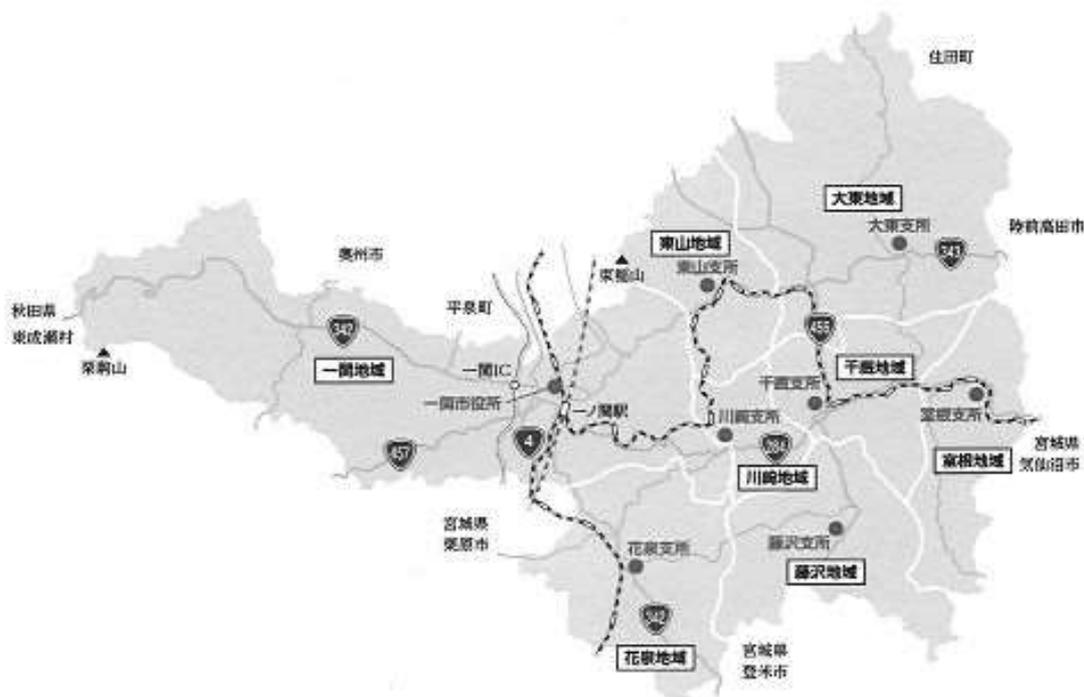
1 自然的条件

(1) 位置及び面積

一関市は、岩手県の南端に位置し、北は西磐井郡平泉町及び奥州市、南は宮城県栗原市及び同登米市、東は気仙郡住田町、陸前高田市及び宮城県気仙沼市、西は奥羽山脈を隔てて秋田県雄勝郡東成瀬村に接している。

岩手県の南の玄関口で盛岡・仙台両市からそれぞれ約90kmの中間に位置し、東京には約450km、青森には約295kmの地点である。

面積は1,256.42km²で、東西は約63km、南北約46kmの広がりがある。



(2) 地形及び地質

ア 一関地域

本地域の西は栗駒山（標高1626m）、笹森、横根岳など奥羽山脈の山々が連なり、地勢は極めて急峻である。東は北上高地の最南端に位置する丘陵地帯の一部に属し、最も標高の高い舞川東北部の山地でも166mに過ぎず、概ね100m内外の緩やかな起伏の地形をなしている。

また、磐井川（流域面積308.7km²、延長60.7km）がその支流（久保川、市野々川、産女川、小猪岡川その他）を合しつつ本地域を東西に流下し、狐禅寺付近で北上川に合流している。

本地域は標高20～30mの市街地をすり鉢の底部とする細長い矩形状の盆地とみることができ、北上川と磐井川の流域に拓けた街である。

本地域に分布している地質系統は花崗岩、古生層、第三紀層、三洪積層及び沖積層である。最も広大な面積を有しているのは第三紀層で、その岩種は主に砂岩、凝灰質砂岩、凝灰質頁岩で北上川西部に広く分布している。

イ 花泉地域

本地域の西北から東南へ金流川が流れ北上川に合流している。また、西南付近より南には磯田川が上油田川に合した後夏川に合流し、これらの河川に沿って耕地が拓け県南の米穀地帯をなしている。東は北上高地の最南端に位置する丘陵地帯の一部に属し、概ね100m以下の緩やかな起伏の地形をなしている。

地質別に大別すると、有馬川・金流川流域、磯田川・夏川流域と北上川沿いの一部は沖積層が主で、山地、畑地の大半は第三紀層に属している。地域の北部は中山層が主で、東部は一部が粘板岩及び頁岩で礫岩帯となっている。西部は油島介層、有賀夾炭層、下黒沢層が入り乱れた層で分布している。

ウ 大東地域

北上山地の南端をなし、東部は室根山、北西部には蓬莱山と阿原山、天狗岩山といった標高800m級の山々に囲まれている。最南端の原台山から西の東山地域へ砂鉄川が貫流している。

地質は概ね古生層に属し、東部は礫質の褐色森林土の分布が大半を占め、西部も同様であるが下層がやや粘質で、浸透性の少ない土壌が多くみられ、南部、北部は全般に黒ボク土で覆われている。

エ 千厩地域

本地域はその約47%が山林で、室根山を源に西南に地域を貫流する千厩川流域に平坦な耕地が拓け、かつ市街地を形成している。周囲を300～400mの山々に囲まれた盆地で、全般に起伏が多く、その間をぬって耕地が点在している。

地質は花崗岩が約70%を占め、千厩川に沿って沖積層、東南部及び西部には古生層、北東部には玢岩がそれぞれ約10%となっている。

オ 東山地域

本地域はその70%が山林で、周囲を大小の峰に囲まれ、大東地域に源を発する砂

鉄川の流域の小盆地に市街地を形成するとともに、砂鉄川に流入する猿沢川、山谷川流域に人家が散在している。

カ 室根地域

本地域は周囲を室根山、大峰山、太田山、大森山などに囲まれ、起伏に富んだ地形を有している。また、地域内には太田山に源を發し矢越、折壁を流れる大川と室根山に源を發する田茂木川、榎木川が合流して気仙沼湾に、また、津谷川が有切峠から南に流れ太平洋に注いでおり、この流域が耕地となっている。

地域内の地質としては、概ね古生層と玢岩質、沖積層に属し、15%が花崗岩地帯である。大川流域は壤土が多く、砂壤土、腐植質壤土及び砂礫土もみられる。津谷川は礫壤土及び砂質埴壤土が多い。

キ 川崎地域

本地域は、北部に石蔵山、東部の枯木峠から南下して大峯山、三島山、さらに烏兔山と、東南北を山嶺により囲まれ、西部は北上川により境をなしている。

河川は、一関地域から当地域西側に接して東南に流下し、中央より屈曲して南下する北上川と、東山地域から当地域門崎地区を貫流して北上川に注ぐ砂鉄川及び千厩地域から西方に流下し当地域中央部において北上川に注ぐ千厩川がある。砂鉄川、千厩川流域の平坦地に耕地を形成している。

地域内の地質としては、粘板岩層が約70%を占め、その他礫岩層、沖積層、花崗岩層などとなっている。

ク 藤沢地域

本地域は、その約60%が山林であり、わずか20.3%の北上川支流の沢水系の合流点に耕地が開け、68の自然集落が点在している。

地質は約80%が秩父古成層、中成層の粘板岩であり、他は火成岩16%、沖積層が黄海川下流に4%であり、砂岩や礫石、頁岩地帯がわずかである。

(3) 気候

気温の日較差、年較差が比較的大きく、内陸型の特徴を示しているが、岩手県内では比較的温暖な地域となっている。

西側の奥羽山系沿いは高標高地帯で日本海側の気候の影響を受け、降水量も多く、冬季間は雪に覆われる。市の中央から東側にかけては、太平洋側の気候に属しており、冬季間も晴れやすい地域となっている。

2 社会的条件

(1) 人口

令和2年の国勢調査による市の人口は111,932人で、岩手県全体の9.2%を占め、盛岡市、奥州市に次いで第3位の人口規模となっている。

過去の人口の推移をみると、戦後大きく増加した人口は昭和30年代から40年代にかけて転出超過により大幅な人口減となった。その後、昭和50年からは緩やかな減少傾向が続いており、平成27年から令和2年の5年間では9,651人の減少となった。

市の人口は、これまでのすう勢などからみると、今後も緩やかに減少を続けていくものと見通される。

年齢3階層別人口では、年々人口の高齢化率が高くなってきており、令和2年では65歳以上の人口が全体の37.1%を占め、全国平均の28.6%、岩手県平均の33.8%をも上回っている。今後も高齢化が進み、65歳以上人口の構成比は、令和7年には39.2%程度まで達すると予想される。

(2) 世帯数

市の総世帯数は、人口が減少傾向で推移しているのに対して増加を続けている。1世帯当たり人員は、核家族化を反映して昭和30年以降急速に低下し、その後昭和60年頃にいったん落ち着きかけたが、近年は再び核家族化の傾向が強くなってきている。この傾向は今後も緩やかに進み、総世帯数は微増から横ばい傾向で推移すると見通される。

(3) 産業構造

産業3分類別にみた市の産業構造は、第1次産業から第2次産業、第3次産業主体へと移ってきており、県平均と比較すると第3次産業より第2次産業のウエイトがやや高くなっている。

これまでのすう勢などから、第1次産業から第2次産業、第3次産業への移行は今後も続くものとみられる。

(4) 土地利用

土地利用の状況は、総面積の56.8%が山林で占められ、次いで田が11.1%、畑が6.5%となっており、県内では比較的農地の割合が高い地域といえる。

第4節 災害の発生傾向

1 過去の主な災害

本市の過去の災害の発生は、大雨による洪水が最も多く、大別すると次のようになる。

(1) 北上川増水による災害

県内の大部分を流域とする北上川が狐禅寺から宮城県境を含め26kmに及ぶ狭窄部により流下できず、大量の水が湛水し被害を及ぼすもの。

(2) 磐井川、砂鉄川、千厩川、黄海川その他河川の本支流の増水による災害

大雨により水路、道路、密集地、市街地に被害を及ぼすもの。

(3) 土砂崩れ、崖崩れ

集中的な降雨により、土砂崩れ、崖崩れ等が発生し、住宅地等に被害を及ぼすもの。

(4) 地震による災害

地震により、土砂崩れ、崖崩れ等が発生し、建築物、住宅地等に被害を及ぼすもの。

2 今後予想される災害

本市の自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、将来次のような災害の発生が予想される。

(1) 大雨、台風等による洪水及び土砂災害

(2) 台風等による暴風災害

(3) 地震による地盤沈下、家屋倒壊等の災害

(4) 市街地、密集地や林野における大火災

(5) 危険物や爆発等による災害

(6) 豪雪災害

(7) 火山、噴火による災害及び地すべり災害

(8) その他の特殊災害

第5節 防災対策の推進傾向

市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を守ることは、市の基本的責務であり、関係機関の協力を得て、あらゆる手段・方法を用いてその万全を期さなければならない。

したがって、市は次の点に重点を置いて防災対策の推進を図るものとする。

1 防災施設・設備の整備の推進

- (1) 防災行政情報システム等の整備
- (2) 消防水利の整備
- (3) 消防車両の4輪駆動車の整備
- (4) 消防コミュニティセンターの整備
- (5) 避難路、避難場所の整備

2 防災体制の充実・強化

- (1) 一関市防災会議などを通じ災害の予防・警戒対策について関係機関が一体となって防災体制づくりに資する。
- (2) 水防訓練・防災訓練等を実施する際、より多くの市民が参加できる内容とし市民参加の促進を図る。
- (3) 河川情報システム、防災行政情報システム、コミュニティFMラジオ及びケーブルテレビ等を活用して市民に対する速やかな情報伝達の促進を図る。
- (4) 消防団員（水防隊員）に対する教育訓練を実施し資質の向上を図る。
- (5) 災害想定図上訓練を実施し、有事の対応能力の向上を図る。

3 防災知識の普及等

- (1) 一関市総合防災センター、国土交通省一関防災センター（北上川学習交流館）等を活用しての防災知識の習得
- (2) 市広報、いちのせきメール等を活用しての防災知識の普及等
- (3) 自主防災組織の育成強化
- (4) 防災に関するイベント等の開催

第2章 災 害 予 防 計 画

第1節 防災知識普及計画

市及び防災関係機関は、火災等各種災害に対する円滑な応急対策の実施を確保するため、職員に対する教育を行い、また、児童、生徒に対し災害の基礎的な知識や対応を教育指導するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図るものとする。さらに市民等に対しては、社会教育あるいは各行政区、各事業所を通じて自らが生命、身体、財産を守り、併せて地域の各災害を未然に防止するため必要な教育及び広報を行うものとする。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図るものとする。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮するものとする。

1 職員に対する防災教育

市は、職員の災害時における的確な判断力を養成し、防災上必要な知識及び技術を向上させ、また、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図るものとする。

(1) 教育内容

- ア 各機関の防災体制及び各自の任務分担に関すること。
- イ 災害の基礎知識に関すること。
- ウ 過去の主な災害に関すること。
- エ 今後想定される災害に関すること。
- オ 防災関係法令の運用に関すること。
- カ 土木・建築・その他災害対策に必要な技術に関すること。

(2) 教育の方法

- ア 講習会・研修会等の定期的開催
- イ 職員ハンドブック等印刷物の配布
- ウ 防災関係施設等の見学・危険地域等の現地視察及び現地調査等の実施
- エ 過去の災害発生箇所等における防災訓練の実施

2 市民等に対する防災知識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守るという意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

市民等の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には、一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら次により防災知識の普及徹底を図るものとする。なお、防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

また、市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

(1) 普及の内容

ア 災害に関する一般的知識

イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容

ウ 過去の主な災害事例

エ 災害対策の現状

オ 平常時の心得

- ① 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
- ② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
- ③ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- ④ いざというときの対処方法を検討する。
- ⑤ 防災訓練等へ積極的に参加する。
- ⑥ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑦ 愛玩動物との同行避難やキャリーバッグ又はケージを準備するなど避難所での飼養の方法を決めておく。
- ⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

⑨ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。

カ 災害時の心得及び応急措置

① 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。

② 所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。

キ 心肺蘇生法、止血法等の応急手当て

ク 災害危険箇所に関する知識

ケ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

(2) 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図るものとする。

ア テレビ・ラジオ等

イ 新聞・雑誌

ウ 広報紙・パンフレット（チラシ・ポスター等）

エ インターネット（ホームページ、いちのせきメール等）

オ 映画、スライド等の製作

カ 広報車の巡回（災害時等に重点的に行う）

キ 講習会、展覧会等の開催及び訓練の実施（消防・防災セミナー含む）

(3) 「となりきんじょ防災会議の日」の制定

市は、平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震と平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、市民に防災教育を実施するとともに、地域や事業所及び家族間で避難の仕方を決めておく等、災害時における避難等に関する心得及び知識の普及を図るため、毎年3月11日を「となりきんじょ防災会議の日」と制定し、市を挙げて防災に取り組むものとする。（資料編2-1-1）

3 児童・生徒に関する防災教育

学校は児童・生徒に対し学校教育の一環として、災害に関する次のことについて防災上必要な安全教育を実施するものとする。

(1) 各種災害の基礎的な知識の教育

(2) 災害が発生したときの対策等の指導

4 防災関係機関が行う防災教育等

(1) 防災関係機関は、それぞれの所掌する事務又は業務に関する災害応急対策及び市民等の実施すべき安全対策等について、防災教育及び広報を行うものとする。

(2) 事業所は、従業員、利用者等の安全を確保するとともに、従業員の防災教育や情報の収集・伝達体制の確立、火災等災害の予防、避難・応急救護体制を確立し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災活動に努めなければならない。

5 市民等の心構え

(1) 各家庭・事業所において、日頃から避難場所や避難路及び最寄りの医療救護施設の確認、火気取扱い器具等の火災予防措置について話し合い、適当な措置を行って万が一に備えるよう努めるものとする。

(2) 災害が発生した場合は、正確な情報の把握に努め、地域住民相互の協力により初期消火、負傷者等の応急手当及び軽傷者の救護を行うとともに、生活手段の確保に努めなければならない。

6 防災文化の継承

(1) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

(2) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、市民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

(3) 市民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用により、これを支援する。

7 国際的な情報発信

防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

8 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

9 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

10 その他

火災予防運動期間、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間等一連の防災関係行事を通じて、関係機関・団体等の協力の下に講習会、展示会等により防災知識の普及

を図るものとする。

第2節 地域防災活動活性化計画

各種災害から市民の生命、身体、財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみならず、市民一人ひとりが、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」ということ認識し行動する必要がある。

災害時には、種々の要因により防災関係機関が行う災害応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想され、このような事態において被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するためには、市民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的、かつ組織的に行うことが効果的である。

このため、市は、地域ごとの住民の連帯感のもとに自主防災組織の結成を促進し、その育成強化に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。また、市内の一定の地区内の住民等から地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

1 自主防災組織の結成促進及び育成

(1) 組織の意義

自主防災組織は、地域住民が協力して自発的に結成されることが基本であり、地域の人々が災害対策を十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域にあった組織でなければならない。

(2) 組織の規模

自主防災組織は、地域住民の緊密な連携の基に活動することが重要である。

このため組織の規模は日頃住民が連携する自治会を単位とし、特に多数世帯の自治会にあっては、複数の自主防災組織を編成することができる。

(3) 組織の編成

組織がその機能を十分に発揮するため、構成員が平常時・災害時にそれぞれ分担する任務を明確にする。

(4) 組織の育成

組織の中から適任と思われるものをリーダーとして選出し、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら組織の継続的育成に努める。

(5) 防災計画の作成

地域を守るために必要な対策及び構成員ごとに実施の役割をあらかじめ定める。

(6) 関係団体との協調

地域内の事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織と連携し、総合的な自

主防災組織の育成に努める。

2 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

正しい防災知識を普及するため、講演会等を開催する。

普及事項は、災害の知識・災害情報の性格や内容・平素における防災対策・災害時の心得・自主防災組織が活動すべき内容・自主防災組織の構成員の役割等とする。

イ 防災訓練の実施

消火訓練・避難訓練・避難所運営訓練及びその他防災訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

ウ 防災資機材等の備蓄

災害時の食料・飲料水・日用品・医薬品等生活必需品の備蓄等について自主防災組織が中心となってその促進を図る。

エ 地域内の他組織との連携

地域内の事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織と連携し、総合的な自主防災活動の促進に努めるものとする。

オ 家庭防災の促進

家庭における出火防止や非常時における生活必需品の備蓄等について、自主防災組織が中心となってその促進を図る。

カ 防災計画の作成

地域を守るために必要な対策及び構成員ごとの実施の役割を明確にする防災計画を策定する。

キ 危険箇所や避難場所等の把握と連絡体制の構築

地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築に努めるものとする。

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集及び伝達

(ア) テレビ、ラジオ等で情報を入手する。

(イ) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

イ 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動を行う。

ウ 安否確認及び避難誘導

(7) 土砂崩れ・崖崩れ等危険予想地域の住民に対して避難指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。

また、安否確認等の避難状況を確認後、市に報告する。

(4) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）について、必要に応じ自主防災組織において避難地まで搬送する。

(5) 倒壊危険のある家屋には、付近の安全な空き地等へ避難を勧める。

エ 救出救護

負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に当たるとともに市に報告する。

オ 避難所運営

炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対し協力する。

カ 給食・給水

食糧・飲料水等の生活必需品に不足を生じた場合は、市と連絡をとり、その確保に努める。

キ 社会秩序の維持

(7) テレビ・ラジオ等による正確な情報伝達に努め、流言飛語（デマ）の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないよう努める。

(4) 生活物資買占め等の混乱が生じないように、市民に対して呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給に協力する。

3 市の役割

(1) 自主防災組織結成の促進等

自主防災組織の手引書等を作成配付して、未組織の自治会に対し組織結成の指導を行うとともに、すでに組織化を図っているものについては必要な指導・助言を行う。

(2) 組織活動の推進

自主防災組織が行う訓練その他の行事に参加し、訓練等の実施を呼びかけ組織活動の推進を図り、参加に当たっては必要な指導・助言を行う。

4 消防団の活性化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を促進し、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- (1) 「消防団活性化総合計画」の見直し及び修正
 - (2) 消防団の施設・設備の充実強化
 - (3) 消防団員の教育訓練の充実強化
 - (4) 報酬・出動手当及び表彰制度の充実等による処遇改善
 - (5) 競技会、行事等の開催
 - (6) 青年層・女性層及び公務員の消防団への加入促進
 - (7) 地域消防及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請
- 5 住民等による地区内の防災活動の推進
- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
 - (2) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、市と連携する。
 - (3) 市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。
 - (4) 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。

第3節 防災訓練計画

この計画は、災害発生時における防災活動体制の確立と災害応急対策の迅速化・的確化を図るため、関係各機関との緊密な連携の下に次に掲げる訓練を総合的かつ計画的に実施するものとする。

1 訓練の実施要領

- (1) 市は、災害対策基本法に基づき、自ら実施主体となり、防災関係機関及び市民に広く参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- (2) 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間期間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施するものとする。
- (3) 訓練は、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づきより実践的な内容とするよう努める。

2 訓練の種類

(1) 図上訓練

本訓練は、災害応急対策について関係職員に対し周知徹底を図るため、主に応急対策の基礎的知識及び活動要領について図上で訓練する。

(2) 実動訓練

具体的な災害の想定に基づき、次の種類及び区分により訓練目的を効果的に達成し得るよう地域又は場所を選定して実動により訓練を行う。

ア 種別

(ア) 警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める警報等の受領及び伝達について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の通信施設により訓練を行う。

警報等の市民に対する伝達及び徹底についての訓練及び必要に応じ停電時等、非常事態における伝達訓練を実施する。

(イ) 災害対策要員の動員計画

災害時に迅速な配備体制を整えるため、職員の動員計画に基づき、非常招集命令の発令、伝達及び通信連絡についての訓練を実施する。

(ウ) 消防訓練

消防計画に基づき、消防機能を最大限に発揮するため、非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

(エ) 水防訓練

水防計画に基づき、水防技術の向上を図るため、水防に関する訓練を実施する。

(オ) 避難訓練

防災関係機関等の協力の下、学校又は行政区、各種工場・事業所・団体等に対し、防災意識の高揚を図り喚起を促すため、避難を主体とした防災訓練の実施を促進する。

(カ) 自衛隊災害派遣要請依頼訓練

「自衛隊災害派遣要請依頼計画」に基づき実施する。

(キ) 医療救護訓練

災害により集団的に発生した傷病者等の救急処置及び初期診療等について実施する。

(ク) 施設復旧訓練

防災関係機関等の協力の下に、公共施設、民有施設の災害復旧事業が円滑に行われるように実施する。

(ケ) 広域的な訓練

広域応援体制の確立を図るため、近隣市町村や防災関係機関等に広く参加を呼びかけ、関係機関と締結している広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

イ 区分

(ア) 単独訓練

災害予防責任者が単独でその所掌する事務又は業務に関連した訓練種目を選定して、図上訓練又は実動訓練を行う。

(イ) 総合訓練

災害予防責任者が協議して災害を想定し、訓練種目を選定して図上訓練又は実動訓練を合同に行う。

- a 通信情報伝達訓練
- b 職員非常招集訓練
- c 自衛隊災害派遣要請訓練
- d 避難訓練
- e 消防訓練
- f 水防訓練
- g 医療救護訓練

h 施設復旧訓練

(ウ) 地域防災訓練

自主防災組織、行政区等を単位とする訓練を、消防署等の指導助言を得ながら実施する。

3 実施に当たって留意すべき事項

市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、市内の主要防災関係機関の参加を得て実施すること。

特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

(2) 地域住民の参加促進

訓練の実施に当たっては、NPO・ボランティア等、民間企業、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、地域住民に対する防災知識の普及啓発、防災意識の高揚、地域住民主体による訓練の促進を図るため、また、自主防災組織の結成及び育成を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

(3) 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣市町村や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く呼びかけ、広域応援協定等に基づく各種訓練を実施する。

(4) 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、管内の保育園、幼稚園、小中学校、高等学校等の参加を得て実施する。

(5) 要配慮者を対象とした訓練

医療施設、福祉施設等における患者及び入居者等の避難、誘導など要配慮者を対象とした訓練を地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

(6) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な訓練想定を行う。

(7) 地震発生時の対応習熟

訓練の実施に当たっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れるなど、地震発生時の対応習熟を図るように努めるものとする。

(8) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各種訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

(9) 訓練災害対策本部の設置

市に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

(10) 所有資機材等の活用

訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材等を有効に活用し実施する。

第4節 避難対策計画

この計画は、火災、水害等の災害から市民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、市民等への周知徹底を図るものとし、また、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図るものとする。

1 避難計画の作成

(1) 市の避難計画

ア 市は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所、地域避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成するものとする。

1	高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法
2	避難場所等の名称、所在地、対象地区
3	避難場所等への経路及び誘導方法
4	避難場所等の管理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 管理責任者 (2) 管理運営体制 (3) 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 (4) 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 (5) 食料、生活必需品等の物資の備蓄調達方法 (6) 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 (7) 医療機関との連絡方法 (8) 避難受入れ中の秩序維持 (9) 避難者に対する災害情報の伝達 (10) 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 (11) 避難者に対する各種相談業務 (12) 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制 (13) 避難者名簿の作成と管理

5 避難者に対する救援、救護措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 給水 (2) 給食 (3) 空調 (4) 医療・衛生・こころのケア (5) 生活必需品の支給 (6) その他必要な措置
6 避難行動要支援者に対する救援措置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の伝達 (2) 避難の誘導及び避難の確認 (3) 避難所等における配慮 (4) 支援要員の確保 (5) 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 (6) 避難支援プラン(全体計画、個別計画)の策定 (7) 避難場所から避難所への移動手段 (8) その他必要な事項
7 避難場所等の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 受入施設 (2) 給食施設 (3) 給水施設 (4) 情報伝達施設
8 旅行者、外国人等に対する対応	
9 市民に対する広報	
10 避難訓練	

イ 避難計画作成にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ 避難計画作成にあたっては、別に定める「一関市避難行動要支援者の避難支援計画」に基づき、関係部門と連携し避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災発生など、二次災害の発生も考慮する。

エ 市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、一関市地域防災計画に明記するとともに、その内容について住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令できる

よう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定することができるよう努める。

オ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

カ 避難計画に盛り込む避難指示等の基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。

キ 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育園等との連絡、連携体制の構築に努める。

ク 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するため配慮する。

ケ 避難計画作成にあたっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

コ 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。

サ 市は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及び防災マップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、防災マップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

(2) 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

ア 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実にを行うため、避難計画を作成

し、関係職員等に周知徹底を図るものとする。

イ 各施設の管理者は、市及び関係機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により避難体制の確立に万全を期するものとする。

ウ 学校、幼稚園、保育園等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、避難経路、避難誘導方法、指示伝達方法のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるものとする。

エ 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握及び移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定めるものとする。

オ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設（資料編 2-13-3 及び 2-14-5）の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、作成した計画を市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

カ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

キ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するよう努め、作成した計画を市長に報告する。

(3) 広域避難及び広域一時滞在

ア 市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内各市町村又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

イ 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内各市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、

県内外の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

ウ 市は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

2 避難場所等の整備

(1) 避難場所等の整備

市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともに整備を図り、充足に努める。この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

ア 市は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを住民等へ周知するよう努める。

ウ 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

エ 市は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

オ 市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

カ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。

キ 市は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。

ク 市は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することがで

きるよう努める。

ケ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

コ 市は、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

サ 市は必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

<p>避難場所</p>	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の空地であること。</p> <p>イ 崖崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が保管されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 対象避難地区の市民（昼間人口を考慮する）を受け入れることができる場所であること。</p> <p>オ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p>
<p>避難所</p>	<p>ア 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p>エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</p> <p>カ 容易に暖房器具等を確保できるものであること。</p> <p>キ 基本的に避難者一人当たりの必要面積をおおむね2 m²程度（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、市が作成しているガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区の市民（昼間人口を考慮する）を受け入れることができる場所であること。</p>

	<p>ク 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの。</p> <p>ケ 避難所生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパート等の確保も考慮すること。</p>
--	---

(2) 避難場所等の環境整備

市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図るものとする。

また、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

- ア 市民に各種情報を確実に伝達できるような通信機材の配備
- イ 非常用電源の配備と、その燃料の備蓄
- ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導ロープ、照明設備等の設置
- エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- カ 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
- ク 避難の長期化に応じたプライバシーの確保、性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズに配慮した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境整備

3 避難所の運営体制等の整備

市は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について市民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

4 避難行動要支援者名簿

- (1) 市は、地域防災計画に基づき、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

- (2) 市は、地域における避難行動要支援者の住居状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、次のとおり定める。

ア 避難支援等関係者となる者

- | |
|--|
| (ア) 一関市消防団 |
| (イ) 一関警察署、千厩警察署 |
| (ウ) 民生委員 |
| (エ) 一関市社会福祉協議会 |
| (オ) 自主防災組織の長 |
| (カ) 自治会又はこれに準じる組織の長 |
| (キ) 一関市行政区長 |
| (ク) その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援者」という。） |

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の対象は次のとおりとする。ただし、社会福祉施設や医療機関等に長期入所中・入院中の者を除く。

- | |
|--|
| (ア) 身体障がい者 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者 |
| (イ) 知的障がい者 療育手帳Aの交付を受けている者 |
| (ウ) 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 |
| (エ) 介護保険の要介護者 要介護3以上の認定を受けている者 |
| (オ) 上記に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者として市長が別に定める者 |

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は避難行動要支援者名簿の作成にあたり、必要な限度で市関係課が保有している情報を活用するほか、市で把握していない情報については、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

エ 名簿の更新に関する事項

市は、要配慮者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。その他、必要に応じて作成、更新する。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

市関係課は、災害対策基本法等の関係法令、一関市個人情報保護条例、一関市情報セキュリティポリシー等に基づき適切な管理運用を行う。

また、名簿情報の提供を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置を講じるよう求めること、その他、避難行動要支援者及び関係者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努める。

カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮

災害時に迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、避難行動要支援者の実態を把握し、各種災害を想定した複数の情報伝達手段を検討するなどして、避難行動要支援者や避難支援者への情報伝達に配慮する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

(ア) 避難支援等関係者は自分や家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者への情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて迅速に実行する。

(イ) 災害の種類や状況により、無理な環境での避難支援はむしろ被害を増大させるおそれがあることから、周囲の人や消防機関などに協力を求めるなど安全に配慮した上で避難支援を行う。

(4) 市は、地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、一関市個人情報保護条例（平成18年12月22日条例第76号）の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

5 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び洪水による浸水区域等を示した広報紙、パンフレット、洪水ハザードマップ等の活用、講習会、避難訓練、防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、次の避難に関する広報活動を行い、市民に対する周知徹底を図るものとする。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 イ 避難場所等付近の状況（経路）
-------------	--

	ウ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難指示等の用語の意味 ウ 避難指示等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

6 避難訓練の実施

- (1) 市は、災害時に市民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を市民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督促するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての市民が参加するよう配慮するものとする。

第5節 要配慮者の安全確保計画

1 基本方針

市は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者の避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

2 実施要領

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

ア 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備のうえ、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援計画の策定を推進する。

イ 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用が支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、行政区長など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

エ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。

オ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

(2) 災害情報等の伝達体制の整備

ア 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。

イ 市は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。

ウ 消防団や自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援計画等を基に情報伝達を実施する。

エ 市は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。

オ 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるため情報伝達体制を整備する。

(3) 避難誘導

市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(5) 避難生活

ア 市は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。

イ 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

(6) 社会福祉施設等の安全確保対策

ア 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

イ 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

(7) 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

市は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

(8) 外国人の安全確保対策について

ア 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、市町村及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。また、市は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。なお、市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

イ 避難計画

市は、第2章第4節に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

ウ 情報伝達及び案内標示板等の整備

市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

また、県及び国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

エ 情報の提供

市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

また、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

オ ボランティアの育成等

市は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

カ 生活相談

市は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第6節 防災施設等整備計画

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進するものとする。

1 防災施設等の機能強化

市は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。

- (1) 災害応急対策活動における中枢機能
- (2) 市庁舎等の被災時におけるサブ機能
- (3) 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- (4) 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- (5) 人員、物資等の輸送、集積機能
- (6) 災害対策用資機材の備蓄機能
- (7) 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- (8) 被災住民の避難・収容機能
- (9) 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

2 公共施設等の整備

- (1) 市は、高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮した避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの市民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備に努める。
- (2) 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備に努める。

3 消防施設の整備

市は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利その他の消防施設・設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

4 防災資機材等の整備

- (1) 広域的又は大規模な災害において、災害応急対策活動を行うため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
 - ア 水防用資機材
 - イ 空中消火用資機材
 - ウ 林野火災消火用資機材

エ 特殊災害用資機材

(2) 市は、広域的又は大規模な災害における災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

5 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「岩手県第6次地震防災緊急事業五箇年計画」（令和3年度～7年度）のうち市が実施する地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備するよう努めるものとする。

第6節の2 通信確保計画

市は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信手段の適切な運用を図るものとする。また、災害時においても通信が途絶しないよう通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努め、さらには通信施設が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備するとともに、効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

1 通信施設の整備

(1) 防災行政情報システム

ア 屋外拡声器、移動系無線機など、その機能強化に努める。

イ 防災行政情報システムその他の通信施設に係る非常電源設備の整備等に努める。

(2) 防災相互通信用無線

市本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

(3) その他の通信施設

ア 防災関係機関は、気象予警報の伝達、災害情報収集等のため、機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

イ 防災関係機関は、災害時における円滑な情報収集・連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化に努める。

(4) 災害時優先電話の指定

市及びその他の防災関係機関は、災害等による輻輳時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

(5) 通信運用マニュアルの作成等

ア 市及びその他の防災関係機関は、災害時における通信回線の輻輳及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効

果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要因の確保に努める。

イ 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施
防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

ウ 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第7節 建築物災害予防計画

この計画は、災害時の安全性を確保するため、市街地の不燃化や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、建築物の耐震対策等を図り災害に強いまちづくりを推進するものとする。

1 建築物の現況

本市は、広大な森林や農業用地に囲まれた緑豊かな地域となっており、この恵まれた自然環境と都市の便利さとの両立を図るため、均衡の取れた土地利用を進めていく必要があり、都市的地域においては、快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、都市計画に関する基本的な方針を定め、これに基づく総合的なまちづくりを進めていく必要がある。

花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎及び藤沢の各地域の市街地は、商業を始め、地域住民の多様な生活を彩る基盤の集積とともに、長い歴史の中で、文化、伝統を育み、地域住民の生活の場・交流の場としての役割を果たしている。

市街地の建築物に着目した場合、準防火地域や屋根の不燃区域等の規制により建築されているが、都市防火の観点から総合的なまちづくりを進める必要がある。

2 建築物防災の目標

都市防災を考えた場合、まず災害環境の把握を行い、不災害環境を確立する必要がある。このことからまちづくりにあたっては道路（避難路、救援活動）・緑（延焼防止、倒壊防止）・人力（防災共同生活体の確立）が大切であり、これらを総合的に系統立てて諸施策の一層の推進に努める必要がある。

3 施策の概要

(1) 不燃化区域の拡大

ア 準防火地域

本市の建築物の特徴は、比較的低層で木造が多く見られる。また、敷地規模も市街地ほど面積が少ない。市街地の一部は、建ぺい率も80%と敷地に対する面積比率も高く、火災等による危険も高いことから、火災の危険を防除するため準防火地域を指定している。

今後は、土地利用計画を踏まえ、建築動向を勘案し、見直しを行い地域の拡大をするなど適正な指定をする。

イ 屋根の不燃区域

準防火地域以外で、主として木造の建築物によって構成される市街地において、

広域的な防火対策を図るため指定しており、その区域は用途地域の指定区域から準防火地域に指定された区域を除いた区域を指定している。

今後は、土地利用計画を踏まえ、用途地域の指定状況を勘案し、見直しを行い地域の拡大をするなど適正な指定をする。

(2) 公共の建築物の耐震性、不燃化への改修の促進

災害時の避難場所となる公共の建築物は、相当数年月の経過もあり、また、耐震基準と合致しない建築物もあり、耐震性、不燃化への改修が必要であることから、調査等を行い危険度の高いところから改修を促進していく。

(3) 市街地開発事業の推進

一関市の都市計画に関する基本方針に基づき、地区計画、土地区画整理事業、街路事業等の手法を用い、地区の整備を図る。

(4) 耐震改修の促進

一関市耐震改修促進計画に基づき、耐震改修の促進を図る。

第 8 節 交通施設安全確保計画

この計画は、災害による市所管道路施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図るものとする。

1 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路についてのり面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

- (1) 道路隣接のり面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路のり面、盛土欠落危険箇所調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

2 跨線橋・跨道橋の整備

災害時における跨線橋・跨道橋の交通機能を確保するため、所管跨線橋・跨道橋について、安全点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定して、跨線橋・跨道橋の整備を進める。

- (1) 跨線橋・跨道橋の耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。
- (2) 上記調査に基づき、補強対策工事の必要と指定された箇所について跨線橋・跨道橋の補強工事を実施する。

3 障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物を排除するため、関係団体が保有するレッカー車等障害物除去用資機材の活用を図る協力体制の整備に努める。

第9節 ライフライン施設等安全確保計画

この計画は、災害による電力、ガス、上下水道等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備・災害対策用資機材の整備等を図り安全対策に万全を期するものとする。

1 電力施設

電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図るものとする。

(1) 施設の整備

ア 水害対策

発 電 設 備	<p>1 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予報に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプ及び通信設備の設置、機器のかさ上げ、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。</p> <p>2 特に、洪水に対する被害防止に重点を置き次の箇所の点検、整備を実施する。</p> <p>(1) ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸</p> <p>(2) 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係</p> <p>(3) 護岸、水施工、山留壁</p>	
送電設備	架空電線路	土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変 電 設 備	<p>浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（又は減災対策）を計画、実施する。</p>	

イ 風害対策

各 設 備 共 通	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 2 既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。
-----------	--

ウ 雪害対策

水力発電・変電設備	雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター）の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。
送 電 設 備	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 2 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
配 電 設 備	<ol style="list-style-type: none"> 1 縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。 2 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

エ 雷害対策

送 電 設 備	<ol style="list-style-type: none"> 1 架空地線の設置、避雷装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 2 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 3 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替を行い、災害の防止又は拡大防止に努める。
変 電 設 備	<ol style="list-style-type: none"> 1 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線による遮蔽を行う。 2 重要系統の保護継電装置を強化する。
配 電 設 備	襲雷頻度の高い地域においては、断線保護ホーン、耐雷ホーンを取付け、対処する。

(2) 電気工作物の予防点検等

ア 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事

故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生するおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。

イ 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

ウ 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

(3) 災害対策用資機材の確保等

各設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。

ア 所要資機材計画

イ 輸送計画（車両、防災ヘリコプター等）

ウ 保管施設の整備

エ 資機材及び輸送の調達

オ 資機材輸送の調査確認

2 ガス施設

ガス事業法並びに道路法及びこれらに基づく施行令、規則、省令等、関係法令に定められている基準とし耐震性の確保を図るものとする。

3 上水道施設

上下水道部は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図るものとする。

(1) 施設の整備

ア 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を図る。

イ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を図る。

ウ 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

市は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の給水を確保できるよう、耐震貯水槽の整備、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

4 下水道施設

下水道施設の整備等を図ることにより、災害時における市民の衛生的な生活環境を確保するため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 下水管渠

下水道管渠を埋設する場合、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討のうえ計画するものとし、耐震性を確保するため構造面での耐震化を図る。

また、マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所を補修交換を行う。

さらに、災害時には、被災した下水管渠の流下機能を確保するため、被災箇所をバイパスさせるマンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。

(2) マンホールポンプ

主要なマンホールポンプには非常用発電設備を整備する。

また、新たなマンホールポンプの整備時には、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。

第10節 危険物施設等安全確保計画

この計画は、関係機関と連携して法令の定めるところにより危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図るものとする。

1 石油類等危険物

(1) 保安教育等の実施

ア 危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施するものとする。

イ 消防機関は、危険物施設に対し関係法令に基づき次の事項を重点に、立入検査等を実施するものとする。

- (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の状況
- (イ) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法及び安全管理指導
- (ウ) 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導
- (エ) 地震動等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

(2) 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

ア 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努めるものとする。

イ 不等沈下の著しいタンクの措置

(ア) 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施させるものとする。

(イ) 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努めるものとする。

ウ 敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川等への流出による二次災害を防止するため、危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出防

止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(3) 自衛消防組織の強化措置

ア 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊等の組織化を推進すること。

イ 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図るものとする。

2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

施設の所有者等は、経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部、岩手県復興防災部防災課及び市の指導に基づき、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚等の強化促進を図るものとする。

(1) 保安意識の高揚

ア 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。

イ 高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。

ウ 危害予防週間等を設け、保安意識の高揚に努める。

(2) 自主保安体制の整備

ア 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。

イ 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。

ウ 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

3 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策並びに防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するものとする。

第11節 農業災害予防計画

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正な水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 イ 野菜のビニール栽培における保温資材等による被覆の励行 ウ 低温注意報、霜注意報等の早期伝達
水・雨害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 水稻の品質向上及び麦の穂発芽対策のための乾燥施設の利用促進 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防 ウ 気象情報の早期伝達
干害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 水源（ダム、水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 防風林、防風垣の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の普及 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布指導 オ 気象情報の早期伝達
雪害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布指導（積雪前） イ 消雪の促進 ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起

	こし等) オ 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 カ 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行 キ 気象情報の早期伝達
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達
農業用施設の整備	ア 農業用水施設としての用水堰、用排水路及びため池の整備と管理 イ 農道、ほ場整備及び集落排水の整備と管理

2 突発的な異常気象に対しては、その状況に応じた臨機の措置がとれるよう次の防止対策を講じる。

- ア 生鮮食品の輸送力の確保
- イ 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及
- エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第12節 毒物及び劇物等災害予防計画

火災その他の災害における毒物及び劇物並びにサリン等の有毒ガス（「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」及び「サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）」（以下「毒劇物等」という。）による災害における予防対策は、この計画の定めるところによるものとする。

1 毒劇物等予防対策の目的

近年、化学産業の急速な発展により化学製品の開発が著しく、人体に影響を及ぼす化学物質も増加してきている。本市においても誘致企業等大規模工場が増加し、毒劇物等を取り扱う施設も増加してきている。

また、平成6年には長野県松本市でサリンガスによる事件が発生し、さらに平成7年には首都圏の地下鉄で不特定多数を対象としたサリンガスによる殺傷事件が発生している。この事件を契機として「サリン等による人身被害の防止に関する法律」（平成7年法律第78号）が公布されている。

さらには、平成13年9月11日に発生した米国における同時多発テロをきっかけに、世界的にテロの脅威が高まるとともに、その後の米国での炭疽菌による事件やイラク情勢の緊迫化等から日本においてもテロに対する社会不安が高まってきている。

こうした世界情勢や社会状況等を踏まえ、テロなど人為的に発生する災害、特に「N」（核物質）、「B」（生物剤）、「C」（化学剤）が使用される災害（以下「NBC災害」という。）についても今後、関係機関との連携が必要となってくる。

この計画は、これら毒劇物等による人的被害を防止し、被害を最小限に軽減することを目的とする。

なお、NBC災害の対応については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」第3条第2項に基づき、今後、市民の保護のための措置を総合的に推進するものとする。

2 毒劇物等災害予防対策に係る実施要領

(1) 市は、毒劇物等による保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法第3条に基づき製造業、輸入業及び販売業の登録を受けた者及び同条に定める毒物劇物営業者、同法第3条の2に定める特定毒物研究者及び特定毒物使用者並びにサリン等による人身被害の防止に関する法律第3条に定める製造者及び輸入者等（以下「施設責任者」という。）に対して、次の指導を実施し災害予防対策を講ずるものとする。

ア 施設責任者に対し、常に構造設備基準に適合するよう指導するものとする。

- イ 施設責任者に対し、毒劇物等の在庫管理の徹底、事故時の応急措置体制の確立について指導するものとする。
 - ウ 消防機関は、届出に基づき毒物及び劇物貯蔵及び取扱事業所を把握、整理するとともに処理剤等の整備を図るものとする。
- (2) 施設責任者は、当該施設等による災害を防止するため次に掲げる事項を実施するものとする。
- ア 当該施設等で貯蔵又は取り扱う毒劇物等の在庫管理を確実に実施する。
 - イ 災害発生時の通報、災害対応、避難誘導、広報等について計画を策定し、当該施設従業員等に対し周知徹底を図る。
 - ウ 当該施設で貯蔵又は取り扱う毒物及び劇物に対応する処理剤等を備蓄するものとする。

第13節 風水害予防計画

1 現況

本市の河川は、市街地の東部に北上川が南北に貫流し、西方からは栗駒山に源を発する磐井川が東流し、市街地東部で北上川と、その下流では砂鉄川、千厩川、黄海川、金流川がそれぞれ合流している。

北上川は、市街地東部の狐禅寺から宮城県境までの約26Kmに渡り川幅が極端に狭い区間(狭窄部)があり、更にそこから河口までの河床勾配が非常に緩やかなため、河川の流下能力が上流区間に比べて極端に小さく、洪水時には北上川の氾濫及び流水の支川への逆流により、一関市は有史以来度重なる洪水に見舞われてきた。

特に一関地域では昭和22年のカスリン台風、昭和23年のアイオン台風で多数の死者と甚大な物的損害を被り、また、近年では平成14年の台風6号の洪水により戦後3番目の水位を記録し、死者2名、床下・床上浸水3,447戸、約738億円の被害を受けた。

北上川は、岩手町にその源を発し、宮城県追波湾に流入する249km、流域10,150km²、(うち岩手県分7,860km²)の一級河川であり、このうち指定区間は、175.9kmで市域内の貫流区間はすべて国土交通省岩手河川国道事務所の直轄管理区間となっている。また、北上川本流の支川である磐井川、砂鉄川、千厩川、黄海川、金流川の各一級河川のほか、番台川、山谷川、猿沢川等市内全域で30河川が一級河川に指定されている。

このうち磐井川は、全長60.7kmの河川で、そのうち中・下流の36.29kmが一級河川としての指定区間であり、北上川合流点から上流6.9Kmの黒沢橋までの区間が国土交通省の直轄管理区間となっている。

また、砂鉄川は全長46.0Kmのうち北上川合流点から6.7Km区間が国土交通省の直轄管理区間となっている。

市管理の準用河川は、北上川、磐井川、砂鉄川等の支流として市内全域に分布し、118河川が指定を受けており、その指定総延長は、257.19kmに達している。

2 水害予防事業の目的

国土交通省の直轄による一関遊水地事業の早期完成及び遊水地事業として実施する磐井川堤防改修を促進するとともに内水を処理するための排水機場などの整備を促進するものとする。さらに、一関遊水地下流の狭窄部についても事業進展による増水の影響が懸念されることから、国直轄による治水事業の早期完成を併せて促進する。

また、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、砂鉄川治水対策事業をはじめとする岩手県管理区間の河川改修等の整備を進め、併せて広く市内全域に指定の準用河川の

河川改修の促進を図りながら防災効果の大きい河川の改修を促進するものとする。

3 風水害に強いまちづくり

- (1) 市は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- (2) 市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

4 河川改修事業

- (1) 直轄及び補助事業対象の一級河川の改修事業を実施するものとする。
- (2) 市管理の準用河川が118河川、指定延長254.09kmにも及んでおり、土地利用の高度化とともに防災上の要請から、河川改修は急務となっている。
- (3) 市事業として緊急度が高く、防災効果の大きい準用河川の改修を実施するものとする。

事業名		施行箇所	施行年度	事業の概要
一関遊水地事業	直轄河川改修事業	一関市、平泉町、奥州市	昭和47年度～	周囲堤・小堤築堤 磐井川堤防改修
北上川上流狭隘地区治水対策事業	土地利用一体型水防災事業	一関市(舞川・弥栄・川崎町門崎)	平成18年度～ 平成22年度	輪中築堤・家屋移転・宅地嵩上げ
	一般河川改修事業	一関市(川崎町薄衣・花泉町日形・花泉町永井・藤沢町黄海)	平成23年度～	輪中築堤・家屋移転

5 防災重点ため池

市及び県は、地震による破損等で決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備すると

ともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

防災重点ため池は、資料編 2-13-1 のとおりである。

6 施設等の管理

(1) 重要施設等の管理

市は、災害時に重要業務を継続するため、災害応急活動を行う市役所本庁舎、支所庁舎及び消防庁舎について、浸水想定区域内に位置するものは、業務の継続に必要な代替施設をあらかじめ定めるものとする。(資料編 2-13-2)

(2) 河川樋門・樋管の管理

河川法第99条の規定により本市が管理委託を受けている河川の樋門・樋管管理委託箇所は資料編水防-19のとおりとし、水門操作員作業仕様書は資料編水防-21のとおりである。

7 浸水想定区域

(1) 洪水浸水想定区域の公表及び周知

市は、水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難所その他の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保をするために必要な事項等を定め、洪水ハザードマップ等を作成し配布する等、関係機関等及び市民への周知を図るための措置を講ずるものとする。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

洪水浸水想定区域が指定・公表されている当市の河川は次のとおりである。

水系・河川名	指定公表年月日	備 考
北上川水系・北上川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第160号
北上川水系・磐井川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第160号
北上川水系・砂鉄川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局告示第160号
北上川水系・夏川	平成29年6月16日	岩手県告示第488号
北上川水系・砂鉄川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号
北上川水系・猿沢川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号
北上川水系・曾慶川	平成30年10月23日	岩手県告示第781号
大川水系・大川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号
北上川水系・千厩川	令和4年3月22日	岩手県告示第161号

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、水防法第15条の規定に基づき、洪水時において円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者が利用する施設、又は大規模工場等（一関市地域

防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、その施設の名称及び所在地、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法、避難場所等、その他円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置について定めるものとする。

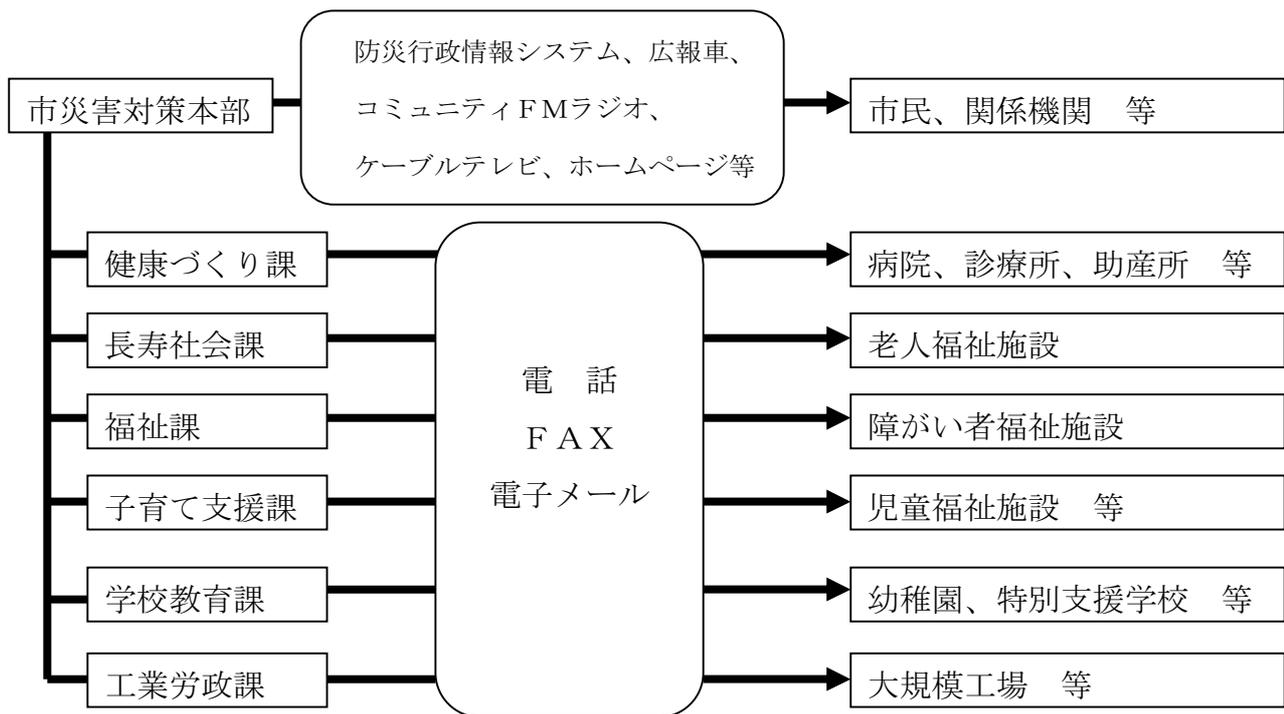
ア 要配慮者が利用する施設等

当市における、水防法第15条第1項第4号に基づく施設は資料編2-13-3のとおりである。

イ 洪水予報等の伝達

市は、関係機関等及び市民に対する洪水予報等の伝達方法及び伝達経路は、下図のとおりとする。

【水防法第15条に基づく洪水予報等の伝達系統図】



ウ 避難場所

当市において、水害が発生した場合の避難所については、資料編3-16-1のとおりとし、第3章第16節「避難・救出計画」及び「一関市水防計画」に基づき避難させるものとする。

エ 市民等に対する周知

市は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について記載した印刷物の配付を行い、関係機関及び市民等への周知を図るものとする。

8 風害予防の普及啓発

市及びその他の防災関係機関は、頻発する竜巻災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

また、市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第14節 土砂災害予防計画

1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を最小限に防止するため、地域住民の避難基準及び災害警戒体制を整備するものとする。

2 土砂災害危険箇所の状況

- (1) 山地災害危険地区（資料編 2-14-1）
- (2) 土石流危険溪流（資料編 2-14-2）
- (3) 地すべり危険箇所（資料編 2-14-3）
- (4) 急傾斜地崩壊危険箇所（資料編 2-14-4）
- (5) 土砂災害特別警戒区域及び警戒区域（資料編 2-14-5）

3 災害予防事業の目標

土砂災害の予防として、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、現地調査に基づき危険な箇所は、防災効果を勘案して対策事業を推進するものとする。

4 予防対策

- (1) 平常時から市民の防災意識の向上を促すため、次の事項を周知するものとする。

ア 土砂災害情報を記載した平面図の作成・公表

土砂災害警戒区域ごとに想定される土砂災害の種類、土砂災害を発生させるおそれのある急傾斜地等危険箇所、警戒区域の範囲、避難路・避難場所の所在地を表示する。

イ 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置

当該地域が警戒区域、特別警戒区域に指定されていることを示す表示板を危険箇所等適切な場所に設置する。

ウ 過去の土砂災害に関する情報の提供

当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類と、その時の降雨状況、被災状況等の情報を提供する。

エ 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供

豪雨時に地域住民が降雨状況により、土砂災害に関する危険性を推定できるよう警戒、避難の目安となる雨量に関する情報を提供する。

- (2) 緊急時の警戒・避難を促すため、市民に次の事項を周知する。

ア 雨量情報の提供

豪雨時等土砂災害への危険性が高まった際には、適宜雨量情報等を提供し、警戒・早期避難を呼びかける。

イ 避難伝達

市長は、災害対策基本法第60条に基づく市長による避難の指示等を発した場合には、サイレン、防災行政情報システム、広報車、コミュニティFMラジオ、緊急速報メール等により速やかに関係住民に伝達する。

5 災害情報連絡体制の整備

災害時における被害状況の早期把握と関係機関の連携強化を図るため、災害情報の連絡体制を整備する。

(1) 被害状況の速報の対象は、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、土石流危険渓流又は急傾斜地崩壊危険箇所において災害が発生した場合、若しくは、危険箇所以外であっても、人的被害や人家、公共的建物に被害があった場合及び地すべり被害が発生した場合とする。

(2) 情報の収集、伝達等の連絡系統は、防災行政情報システム等を利用する。

6 警戒体制

(1) 急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、降雨量に応じた警戒体制をとる。

ア 警戒体制をとる場合の基準雨量

		前日までの連続雨量が100mmを超えた場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの雨量がない場合
第1警戒体制	危険区域の警戒巡視、市民に対する広報等	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。
第2警戒体制	市民に対する避難指示等の広報	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。

ただし、降雪、融雪時及び地震、地すべり発生時は、別途考慮するものとする。

イ 警戒の方法

① 第1警戒体制による広報は、市職員、消防職員及び消防団により広報車、消防自動車等を利用して実施する。

② 第2警戒体制による避難の指示は、上記①により実施するもののほか、可能な限り多様な広報媒体の活用により実施する。

(2) 土石流による災害を未然に防止するため、降雨量等に応じた警戒体制をとる。

(危険雨量の想定基準)

基 準	雨 量	警 戒 区 分
前日までの連続雨量があった場合 (100mm程度まで)	日雨量が100mmを超えたとき。	注意をする
	日雨量が100mm以下でも強風の時。	警戒を要する
	日雨量が130mmを超えたとき。	〃
前日までの雨量がほとんどない場合	日雨量が150mmを超えたとき。	注意を要する
	時間雨量が40mmを超えたとき。	〃
	日雨量が180mmを超えたとき。	警戒を要する
	時間雨量が50mmを超えたとき。	〃

7 土砂災害警戒情報の活用

大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生危険度が高まったときに、県と盛岡地方気象台が共同して、「土砂災害警戒情報」を発表する。市では、避難指示等を発令する際の判断や市民に的確な避難警戒活動が行えるよう情報の活用を行うものとする。

土砂災害警戒情報の補足情報

危 険 度	表示	状 況
極めて危険 【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)
警 戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)
注 意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に注意	白	—

※ 県は、警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

8 土砂災害緊急情報の活用

(1) 重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、市町村が適切に避難指示の判断等を行えるよう、県及び国土交通省は緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域、

時期に関する情報を関係市町村へ通知する。市では、一般市民へ周知し、適切な避難に資するものとする。

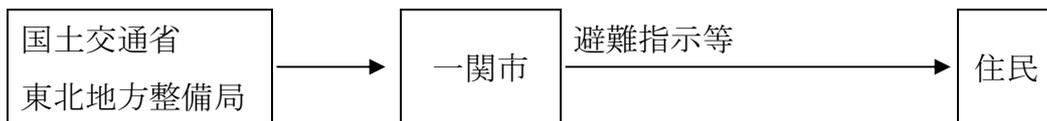
(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関)

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

(2) 情報の伝達体制

情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



9 土砂災害防止対策の推進

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達は、本計画による。
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、住民と連携し避難施設その他避難場所及び避難路その他避難経路を示した、土砂災害ハザードマップを作成する。
- (3) 土砂災害に係る避難訓練を実施する。
- (4) 警戒区域内の、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地は、資料編 2-14-5 による。
- (5) 救助活動については、第 3 章第 10 節の消防活動計画による。
- (6) 市は、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を必要に応じて定める。

第15節 火災予防計画

この計画は、火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、啓発、出火防止、初期消火の徹底を図り、また、消防施設の整備等による消防力の充実強化を図るものとする。

1 出火防止、初期消火体制の確立

(1) 火災予防の徹底

ア 市及び消防機関は、出火防止等を重点とした防災研修会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防運動期間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図るものとする。

イ 市及び消防機関は、出火防止又は火災延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれらの器具等の取扱方法について、指導の徹底を図るものとする。

対 象	指 導 内 容
一般家庭	<ol style="list-style-type: none"> 1 すべての市民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 2 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気使用設備の取扱方法 (2) 消火器の設置及び取扱方法 (3) 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 3 寝たきり高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法について指導を行う。
事業所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防査察、火災予防運動、防災指導等の機会を捉え、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生時における応急措置要領の作成 (2) 消防用設備等の維持点検及び取扱い方法の徹底 (3) 避難、誘導體制の確立 (4) 終業後における火気点検の励行 (5) 自衛消防隊の育成 2 職場内において、火災発生の場合、初期消火に努める。

(2) 地域ぐるみの防火防災訓練、防災組織の育成

市及び消防機関は、火災時において地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう防火防災訓練の実施や防災組織の育成に努めるものとする。

ア 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練とあわせ、市民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図るものとする。

イ 防災組織の育成

幼少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした幼少年消防クラブ等の組織作りの推進及び育成に努めるものとする。

2 消防力の充実強化

市は、大規模火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとする。

(1) 消防活動体制の整備強化

火災発生時における初動体制を確立するため、消防機械器具の近代化等に努めるものとする。また、相互応援協定の締結等により消防活動体制を整えるものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

ア 消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、河川等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定、消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図り、その適正な配置に努めるものとする。

イ 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実に努めるものとする。

ウ ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努めるものとする。

第16節 林野火災予防計画

1 現況

本市の林野面積が79,967haで市総面積（1,256.25 k m²）の3分の2が林野で占められ、森林所有区分は国有林が10,295ha（12.9%）、民有林が69,672ha（87.1%）となっている。

国有林は栗駒山から横根岳・高手山に至る山岳地帯一帯に広く分布する他、東北縦貫自動車道以西の丘陵地帯に断片的に分布している。

2 林野火災予防事業の目標

本市の林野火災は、年平均で数件程度の火災発生があり、その焼損面積も比較的小さいものとなっているが、主な火災については、次のとおりである。

年 月 日	場 所	内 容
昭和52年4月23日	真柴字祈祷沢地内	12.2ha焼損
昭和58年4月27日	室根町津谷川字大森、太田山	33ha焼損

林野火災は、入山者等のたばこ、たき火の不始末等、そのほとんどが失火により発生しており、気象条件等によっては大規模火災に拡大するおそれがある。

このため、火災発生危険期を中心に林野の巡回監視の充実を期するとともに、ハイカー一等入山者に対して愛林思想・防火思想の普及啓発を図るものとする。

3 予防対策

(1) 山火事防止月間の設定

林野火災の多発する3月1日から5月31日までを山火事防止月間とし、次に掲げる事項を重点的に予防運動を実施する。

- | |
|------------------------|
| ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止 |
| イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止 |
| ウ たき火、たばこの完全消火 |
| エ 自動車等からのたばこの投げ捨て禁止 |
| オ 火入れの許可遵守 |
| カ 子供の火遊びの禁止 |

(2) 山火事防止対策推進協議会の開催

山火事防止推進機関と一体となって、一関地区山火事防止対策推進協議会を開催し、各関係機関及び団体と基本的事項について協議し、山火事防止に努める。

(3) 横断幕・立看板の設置

山林の入口、林道等に横断幕・立看板を設置する。

(4) 広報紙による普及啓発

広報紙等により、市民に対して山火事防止の啓発を図る。

(5) 広報車等による広報

広報車による巡回広報、山火事防止パレードを実施する。

(6) 巡視員等による巡視

森林保全巡視員等による山林の巡視等を実施する。

(7) 火入れ条例の厳守

一関市火入れ条例による届出及び許可要件を厳守させるよう努める。

(8) 予防施設等の整備

山林入口等に火の取扱いの注意事項等を記載した立看板等を設置する。

4 初期消火体制の整備

背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。

各関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 林野火災防止に関する打合せ会の開催 ② 県の広報活動に対する協力及び広報活動と、防火思想の周知徹底 ③ 林野火災予防組織の育成強化 ④ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 ⑤ 火災警報等発令時の巡視強化 ⑥ 初期消火資機材の整備 ⑦ 火入れに関する条例の市民への周知徹底
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 ② たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
林業団体等	<ul style="list-style-type: none"> ① 火入れの許可・指示事項の遵守 ② 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ③ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 ④ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 ⑤ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 ⑥ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 ⑦ 作業小屋周辺の防火帯の設置 ⑧ 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ① 火入れの許可・指示事項の遵守 ② 火災警報発令時における火気厳禁の周知徹底 ③ 森林周辺農家に対する防火思想の普及啓発
その他の機関等	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 ② 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第17節 林業災害予防計画

第1 基本方針

農山村における災害の発生の防止と国土の保全を図るため、森林整備計画や林道整備計画等により、豊かな森林を造成する。

第2 予防対策

1 森林整備計画

災害に強い国土基盤の形成、又は水源を確保する機能の維持増進を図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ治山施設の整備を推進する。

2 林道整備計画

生産性の高い人工林の造成を基本に林道網を整備し、林業経営の安定化を図るとともに、火災、地すべり等の災害の発生防止に努める。

3 林野火災予防計画

第16節「林野火災予防計画」によるものとする。

第18節 雪害予防計画

1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、市民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

2 雪崩防止対策

(1) 雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予想される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

実 施 機 関		調 査 対 象
市		1 地域内の住家に危険を及ぼすもの 2 市道に危険を及ぼすもの
県	道路環境課	知事が管理を委託されている一般国道及び県道に危険を及ぼすもの
	砂防災課	人家5戸以上（公共建物を含む。）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
	林業振興課	製炭業従事者、製炭窯に危険を及ぼすもの
	森林保全課	民有林地域で主要公共施設又は人家等に危険を及ぼすもの
県 警 察 本 部		各機関に協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
東北地方整備局（岩手河川国道事務所）		国が直接管理する一般国道に危険を及ぼすもの
一関労働基準監督署		事業所における寄宿舍等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社		鉄道に危険を及ぼすもの

(2) 雪崩危険箇所防止対策事業

雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備を図る。

3 道路交通の確保

(1) 除雪対策

各実施機関は、次により除雪を行い、国・県道、主要路線の交通を確保する。

実 施 機 関	除 雪 路 線
国土交通省	直轄管理の一般国道

県	国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道
市	管内市道
東日本高速道路(株)	東北縦貫自動車道

- ア 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保等を図る。
- イ 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。
- ウ 道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。
- エ 集中的な大雪に対しては、道路管理者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- オ 市は、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、除排雪の契約方式の検討を行うなど、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- カ 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- キ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。
- ク 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- ケ 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。
- コ 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に

応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(2) 凍雪害防止対策

冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散布消融雪施設の整備を促進する。

4 医療の確保

次の方法により、豪雪時における地域住民の医療を確保する。

措置区分	措置方法	担当医療機関
救急医療	救急患者の受入れ、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。	県立磐井病院

5 雪害予防の普及啓発

運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

第19節 火山災害予防計画

火山現象による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するための計画は、「火山災害対策編」によるものとする。

第20節 防災ボランティア育成計画

この計画は、市が日本赤十字社岩手県支部、日本赤十字社一関市地区、岩手県社会福祉協議会、一関市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と相互に連携し、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

また、一関市消防本部災害防災支援団体等の登録に関する要綱に基づきボランティアの受入体制を確立するものとする。

1 ボランティアの位置づけ

災害時のボランティア活動については、総合的な防災力の一員としてその活動力が効果的に発揮できるよう調整をするため、以下のようにボランティアを位置づけしておくものとする。

(1) 一般ボランティア

災害発生と同時に、被災地域外からの自然発生的なボランティアの申し出については、個々の組織又は個人の場合が多くボランティア活動を組織的に実施するためコーディネートすることが必要である。このため、一関市社会福祉協議会等と連携して受付を行うなど、ボランティアが被災地に直接入る前に派遣調整を行う方法等について計画しておくものとする。

このような一般ボランティアの活動については、次のことが期待される。

- ア 炊出し及び物資の仕分け・配給への協力
- イ 避難所等の運営・維持管理などに関する協力
- ウ 安否情報及び生活情報の収集・伝達
- エ 清掃等の衛生管理
- オ その他被災地における軽作業等

(2) 専門ボランティア

専門ボランティアは、次のような公的資格又は特殊技術を有する者であり、災害支援、目的及び活動範囲が明確である。専門ボランティアの組織化を進めることにより、行政が十分には対応できない分野への協力者として、次のことが期待される。

- ア アマチュア無線技師
- イ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- ウ 建築物の応急危険度判定士、土砂災害の危険度判定技術者及び建築士等
- エ 特殊車両等の操縦、運転その他専門的知識・技能を要する活動等の資格者
- オ 通訳（外国語、手話）

カ その他専門的知識又は技能を要する活動等

2 受入体制の整備

ボランティアの受入体制の整備は、一関市消防本部災害防災支援団体等の登録に関する要綱に基づくもののほか、次によるものとする。

(1) 受入窓口の整備

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ及び活動の調整を行うための窓口の運営について、あらかじめ市（いきがづくり課）と一関市社会福祉協議会が連絡調整に努める。

(2) 連携体制の整備

災害時に迅速にボランティアの受入れ及び活動の調整が機能するよう、平常時から一関市社会福祉協議会と連携を図るとともに、岩手県災害ボランティアセンターとの連携及び市内のボランティア組織等への協力依頼体制を整えておくものとする。

(3) 事前登録への協力

一関市社会福祉協議会との連携のもとに、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、岩手県社会福祉協議会が行う事前登録に関する協力体制を整えておくものとする。

3 人材の育成

(1) 人材の育成

市は、日本赤十字社岩手県支部、岩手県社会福祉協議会、一関市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と相互に連携し、ボランティア活動のリーダーの養成及びボランティア活動の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

(2) 意識の高揚

市は、「防災とボランティアの日」（＝毎年1月17日、平成7年1月17日 阪神・淡路大震災発生による）及び「防災とボランティア週間」（＝同日をはさんだ1週間、毎年1月15日～21日）の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等を図る。

4 活動支援体制の整備

市は、災害時に、迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアの活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

第21節 事業継続対策計画

1 基本方針

(1) 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスとの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図るものとする。

(2) 市及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）（※）の策定の促進に努めるものとする。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための手法、手段などを取り決めておく計画のこと。

(3) 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努めるものとする。

(4) 市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(5) 市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 事業継続計画の策定

(1) 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

(2) 市及び関係団体は、各企業における事業継続計画の策定に資する情報提供等を進めるものとする。

(3) 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努めるものとする。

業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。

- | |
|--------------------------|
| ア 災害時において優先して実施すべき業務 |
| イ 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 |
| ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎 |
| エ 電気・水・食料等の確保に関する事項 |

オ 通信手段の確保に関する事項

カ 行政データのバックアップに関する事項

3 企業等の防災活動の推進

- (1) 企業等は、県及び市との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進を図るものとする。
- (2) 市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組むものとする。
 - ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災力向上を促進するものとする。
 - イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行うものとする。

第22節 孤立化対策計画

1 基本方針

市は、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する。

また、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域について、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努めるものとする。

2 災害時孤立化想定地域の状況

平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、孤立化するおそれのある地域の状況は次のとおりである。

(1) 孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多く占めている。

(2) 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。

ア 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少なくない。

イ 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。

ウ 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。

エ 自主防災組織への参加が低い状況にある。

3 孤立化想定地域への対策の推進

(1) 通信手段の確保

ア 災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政情報システム等の通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図るものとする。

イ 防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、周知させるものとする。

[岩手県統一合図]

(ア) 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）
(イ) 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合）
(ウ) 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）

ウ 孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努めるものとする。

(2) 避難先の検討

市は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努めるものとする。

(3) 救出方法の確認

市は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターによる上空からの救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努めるものとする。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努めるものとする。

(4) 備蓄の奨励

市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進するものとする。

また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努めるものとする。

(5) 防災体制の強化

市は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努めるものとする。

第23節 食料・生活必需品等の備蓄計画

市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進するものとする。

1 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- (1) 災害に備え、市、事業所、市民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）
- (2) 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）
- (3) 市が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- (4) 国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）

2 市の役割

- (1) 市は、飲料水、食料、毛布等避難生活に必要な物資（以下この節において「物資」という。）の供給又は調達が困難な場合に備え、市内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うものとする。
- (2) 家庭や事業所における物資の備蓄を推奨するものとする。
- (3) 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体の物資調達に係る体制を整備するものとする。

3 市民及び事業所の役割

- (1) 各家庭においては、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努めるものとする。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

- (2) 事業者は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検し及び更新を行うよう努めるものとする。

第24節 原子力災害予防計画

基本方針

当市は、原子力事業所（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第4号に定めるものをいう。以下同じ。）が立地しておらず、原子力災害対策指針（原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定めるものをいう。以下同じ。）に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当していないところである。

しかしながら、平成23年3月に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、立地県のみならず、当市を含めた近隣の地方公共団体に対しても、長期かつ広範囲にわたってあらゆる分野に大きな影響をもたらし、原子力発電所事故が及ぼす影響の甚大性が広く認識されたところである。

このことを踏まえ、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を原子力災害（原災法第2条第1号に定めるものをいい、当該災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）から保護するため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関及び原子力事業者（原災法第2条第3号に定める者のうち、隣接県に原子力事業所を設置する者をいう。以下同じ。）がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期することとし、市、その他の防災関係機関は、原子力災害に対する知識の普及を図るとともに、避難対策、モニタリング、医療及び保健についてあらかじめ体制の整備を図るものとする。

1 災害の想定

(1) 原子力事業所内

隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。

ア 原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）が発生したとき。

イ 原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき

ウ 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下同じ。）が発生したとき

(2) 原子力事業所外

当市内での核燃料物質等の運搬中の事故（以下「事業所外運搬事故」という。）により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときとする。

2 防災知識の普及

市、その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く市民等に対して防災知識の普及に努めることとする。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図るものとする。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

(1) 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

(2) 職員に対する防災教育

ア 防災関係機関は、職員に対し、原子力災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

イ 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- (ア) 防災対策及び原子力災害対策関連法令
- (イ) 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- (ウ) 放射性物質、放射線の特性に関する事項
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- (オ) 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
- (カ) 原子力災害とその特性に関する事項
- (キ) 市民に対する防災知識の普及方法
- (ク) 災害時における業務分担の確認

(3) 市民等に対する防災知識の普及

ア 防災関係機関は、次の方法等を利用して、市民等に対する防災知識の普及に努める。

- (ア) 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- (イ) インターネット、広報紙の活用
- (ウ) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (エ) 防災関係資料の作成、配布
- (オ) 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し

イ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。

- (ア) 地域防災計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要

- (イ) 避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容
 - (ウ) 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項
 - (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
 - (オ) 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する事項（各原子力事業所における P A Z 及び U P Z を含む市町村の名称を含む）
 - (カ) 平常時における心得
 - ① 避難所、避難道路等を確認する。
 - ② 原子力事業所の P A Z 及び U P Z 圏内の地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ③ 原子力事業所の U P Z を含む市町村と生活圏や経済圏を共有している場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ④ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ⑤ いざというときの対処方法を検討する。
 - ⑥ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - ⑦ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑧ 愛玩動物との同行避難やキャリーバッグ又はケージを準備するなど避難所での飼養の方法を決めておく。
 - (キ) 災害時における心得、避難誘導
 - ① 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
 - ② 所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。
 - (ク) 電気通信事業者は災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
- (4) 児童、生徒等に対する教育
- 市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- (5) 相談体制の整備等
- 市は、市民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

3 防災訓練計画

市、その他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- (2) 市、その他の防災関係機関及び原子力事業者の間の連絡体制・協力体制の確立

(3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

(4) 実施要領

ア 実施方法

防災訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。

イ 実施に当たって留意すべき事項

【第2章・第3節・3 参照】

4 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画

市は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

(1) 通信施設・設備の整備等

市は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

【第2章・第6節の2・1参照】

(2) 市民等への情報伝達手段の整備

ア 市は、住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、市民等への情報伝達手段の整備を図る。

イ 情報伝達手段の整備に当たっては、防災行政情報システム、コミュニティFMラジオのほか、携帯端末の緊急速報メール機能の活用など、伝達手段の多重化・多様化を図る。

5 モニタリング計画

市は、県が実施する空間線量率の状況並びに流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性物質濃度のモニタリングに協力するほか、必要に応じて自主的な調査を実施する。

6 避難対策計画

(1) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難所等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、市民に対する周知徹底を図る。

防護・避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の伝達方法 ウ 避難のための立退き又は屋内への退避の方法 エ 避難後の心得
避難所に関する事項	避難所の名称及び所在地
災害に関する事項	ア 原子力災害に関する基礎知識 イ 放射線、放射線物質等に関する基礎知識

- (2) 広域避難及び広域一時滞在
【第2章・第4節・1(3)参照】
- (3) 避難所等の整備
【第2章・第4節・2参照】
- (4) 避難行動要支援者名簿
【第2章・第4節・4参照】

7 医療・保健計画

市は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関等との連携体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

(1) 医療・保健活動体制の整備

ア 相談体制の整備

市は、健康、医療等に係る市民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

イ 避難退域時検査等実施体制の整備

市は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が可能な避難場所その他の施設の確保に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

1 防災関係機関の組織の体制

- (1) 各防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各々の災害応急対策の事務又は業務が迅速かつ的確に行われるよう速やかにその組織体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

2 市の体制

- (1) 市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、一関市災害警戒本部・支部（以下、「災害警戒本部・支部」という。）又は一関市災害対策本部・支部（以下、「災害対策本部・支部」という。）を設置する。また、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- (2) 本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。
- (3) 本部長は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- (4) 市は、台風等により災害の発生が予測される場合には、(1)に関わらず、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

3 災害警戒本部・支部

災害警戒本部・支部は、「一関市災害警戒本部設置要領」に基づき本庁に災害警戒本部、各支所に災害警戒支部を設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

ア 気象警報又は洪水警報が発表されたとき。

- イ 北上川上流（磐井川・砂鉄川を含む。）洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき。
- ウ 噴火警戒レベル2又は噴火警戒レベル3に相当する噴火警報が発表されたとき。
- エ 市内で震度4又は震度5弱の地震を観測したとき。
- オ 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、消防本部消防長が必要と認めるとき。
- カ 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、消防本部消防長が必要と認めるとき。
- キ 特定事象の発生に関する通報があったとき。
- ク 事業所外運搬事故の発生に関する通報があったとき。
- ケ 警戒事象の発生に関する通報があったとき。

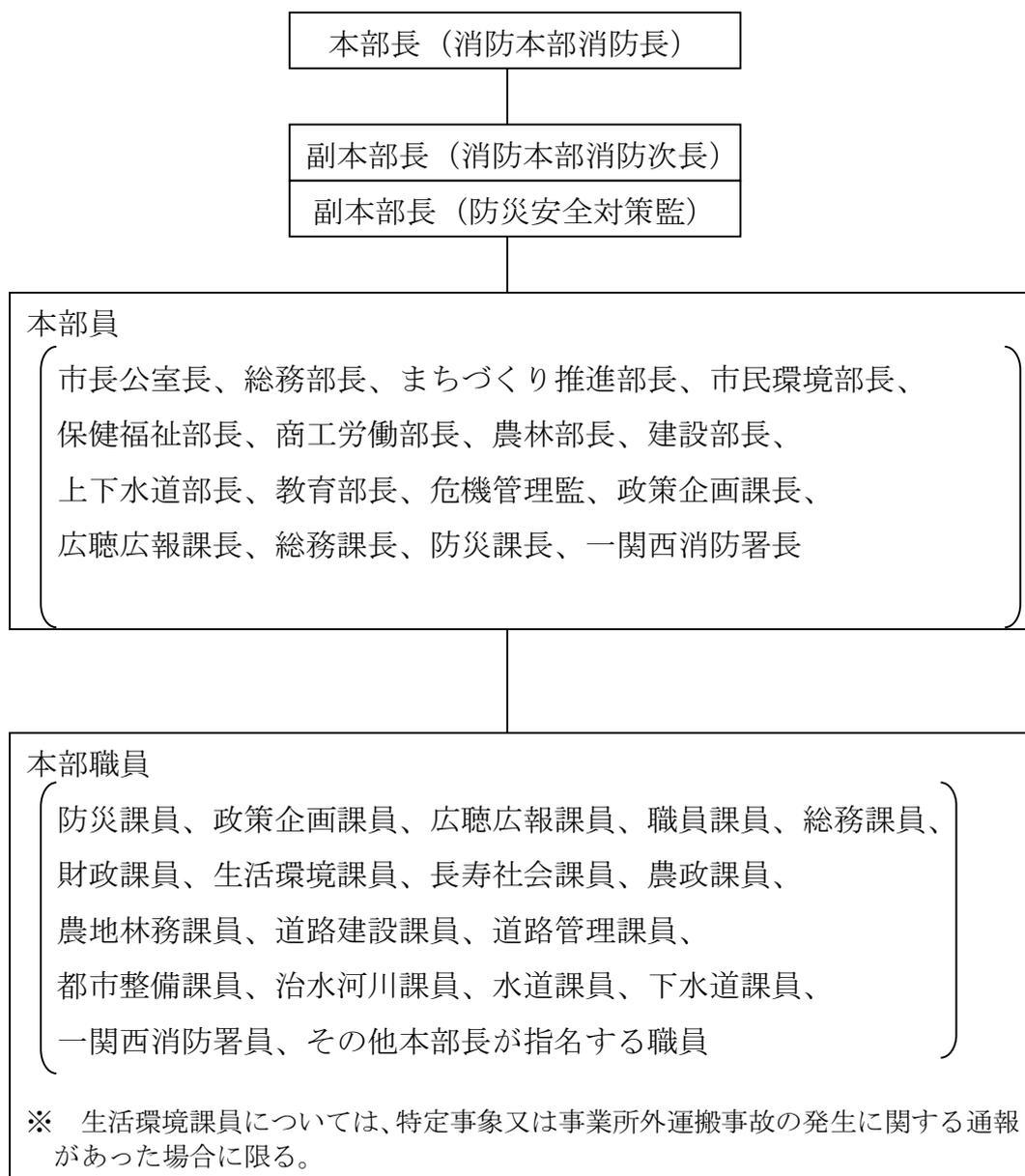
(2) 分掌事務

- ア 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (ア) 気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
 - (イ) 気象情報、河川の水位情報の収集及び関係機関への伝達
 - (ウ) 被害の発生状況の把握
 - (エ) 県地方支部への被害報告
 - (オ) 特定事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達
 - (カ) 事業所外運搬事故の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達
 - (キ) 警戒事象の発生に関する通報の受領、収集及び関係機関への伝達
 - (ク) 応急措置の実施
 - (ケ) 災害、防災情報の市民への周知
 - (コ) その他の情報の把握
- イ 災害警戒支部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (ア) 気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
 - (イ) 気象情報、河川の水位情報の収集及び関係機関への伝達
 - (ウ) 被害の発生状況の把握
 - (エ) 災害警戒本部への被害報告
 - (オ) 特定事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達
 - (カ) 事業所外運搬事故の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達
 - (キ) 警戒事象の発生に関する通報の受領、収集及び関係機関への伝達
 - (ク) 応急措置の実施
 - (ケ) 災害、防災情報の市民への周知

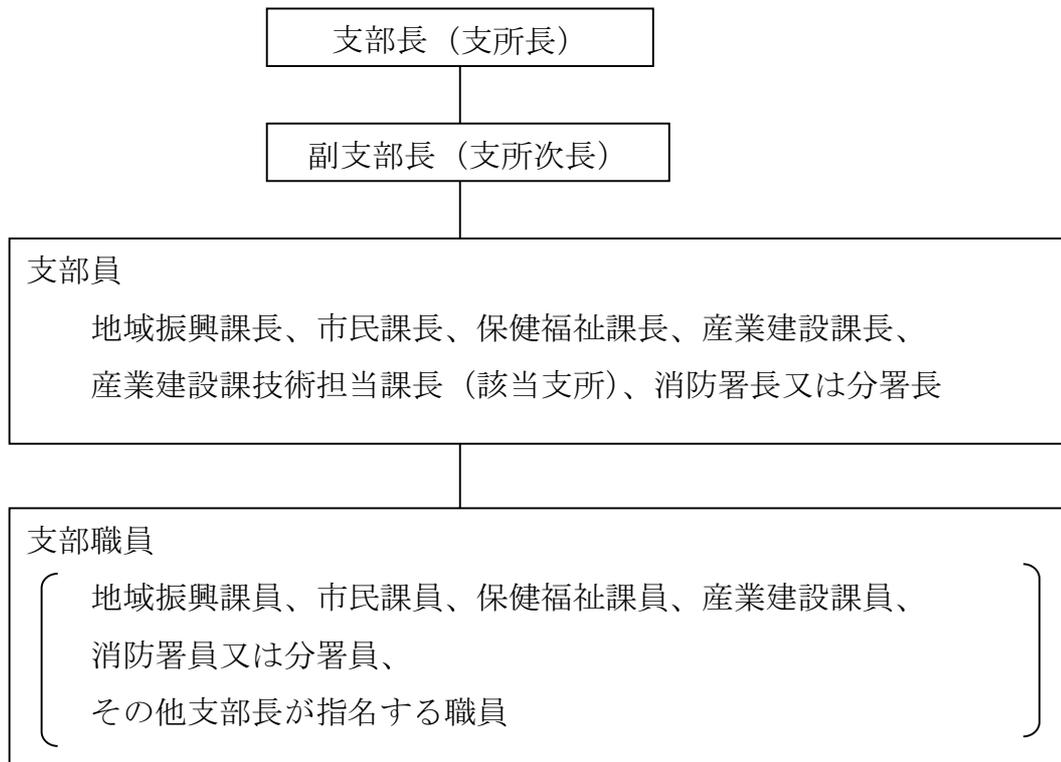
(コ) その他の情報の把握

(3) 組 織

ア 災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。



イ 災害警戒支部の組織は、次のとおりとする。



(4) 関係各課の防災活動

ア 災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	課	担 当 内 容
消 防 本 部	防 災 課	気象情報や河川の増水状況等の情報収集、 連絡調整、広報活動等
	消 防 課	
市 長 公 室	広 聴 広 報 課	
	I L C 推 進 課	
総 務 部	総 務 課	
	財 政 課	
	職 員 課	
市 民 環 境 部	生 活 環 境 課	空間線量率の測定に関すること。
保 健 福 祉 部	福 祉 課	社会福祉施設等被害情報の収集、救護活動の準備等
農 林 部	農 政 課	農地農業用施設被害情報の収集
	農 地 林 務 課	

建設部	道路建設課	土木施設及び都市施設等の被害情報の収集 と応急対策、交通規制情報の収集
	道路管理課	
	都市整備課	
上下水道部	治水河川課	河川、上下水道施設の被害状況の収集
	総務管理課	
	水道課	
	下水道課	
	東部上下水道課	

イ 災害警戒支部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。

消防本部・支所	課	担 当 内 容
消 防 本 部	消 防 署	気象情報や河川の増水状況等の情報収集、 連絡調整、広報活動等
	分 署	
各 支 所	地 域 振 興 課	社会福祉施設等被害情報の収集、救護活動 及び保健衛生の準備等
	市 民 課	
	保 健 福 祉 課	
	産 業 建 設 課	農地農業用施設被害情報の収集
河川、土木施設及び都市施設等の被害情報 の収集と応急対策、交通規制情報の収集		
上下水道施設の被害状況の収集		

(5) 廃止基準等

災害警戒本部を廃止する基準は、次のとおりとする。

- ア 気象警報等が解除された場合において、本部長が災害の発生のおそれなくなったと認めるとき。
- イ 本部長が、原子力災害又は事業所外運搬事故の発生による影響が当市に及ぶおそれがないと認めるとき。
- ウ 災害対策本部を設置したとき。

(6) 設置等の報告

市長は、災害警戒本部の設置又は廃止及び被害状況を次に掲げる者に報告するものとする。

- ア 県知事（県地方支部長経由）
- イ 防災関係機関の長又は代表者

4 災害対策本部・支部

一 関市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

災害対策本部・支部は、設置基準に基づき本庁に災害対策本部、各支所に災害対策支部を設置し、連携を図る。

災害対策本部は、岩手県災害対策本部一関地方支部が置かれたときは、これと綿密な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

また、岩手県災害対策本部一関地方支部が置かれていない場合においても、県南広域振興局総務部一関総務センター等及び防災関係機関等と連携を図るものとする。

(1) 設置基準

区 分	設 置 基 準
警 戒 配 備	<p>ア 気象警報、洪水警報又は噴火警戒レベル4、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報が発表され、若しくは、大規模な火災、爆発等により本部長が相当規模の災害の発生のおそれがあると認めるとき。</p> <p>イ 北上川上流洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報（洪水警報）又は北上川上流水防警報が発表され、本部長が相当規模の災害の発生のおそれがあると認めるとき。</p> <p>ウ 今後の気象情報及び水位に警戒を必要とするときで震度4又は震度5弱の地震を観測し、本部長が災害発生のおそれがあると認めるとき。</p> <p>エ 市内で震度5強の地震を観測したとき。</p> <p>オ 原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が当市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により緊急事態応急対策（原災法第2条第5号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>カ 事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が当市に及ぶ場合又は及ぶお</p>

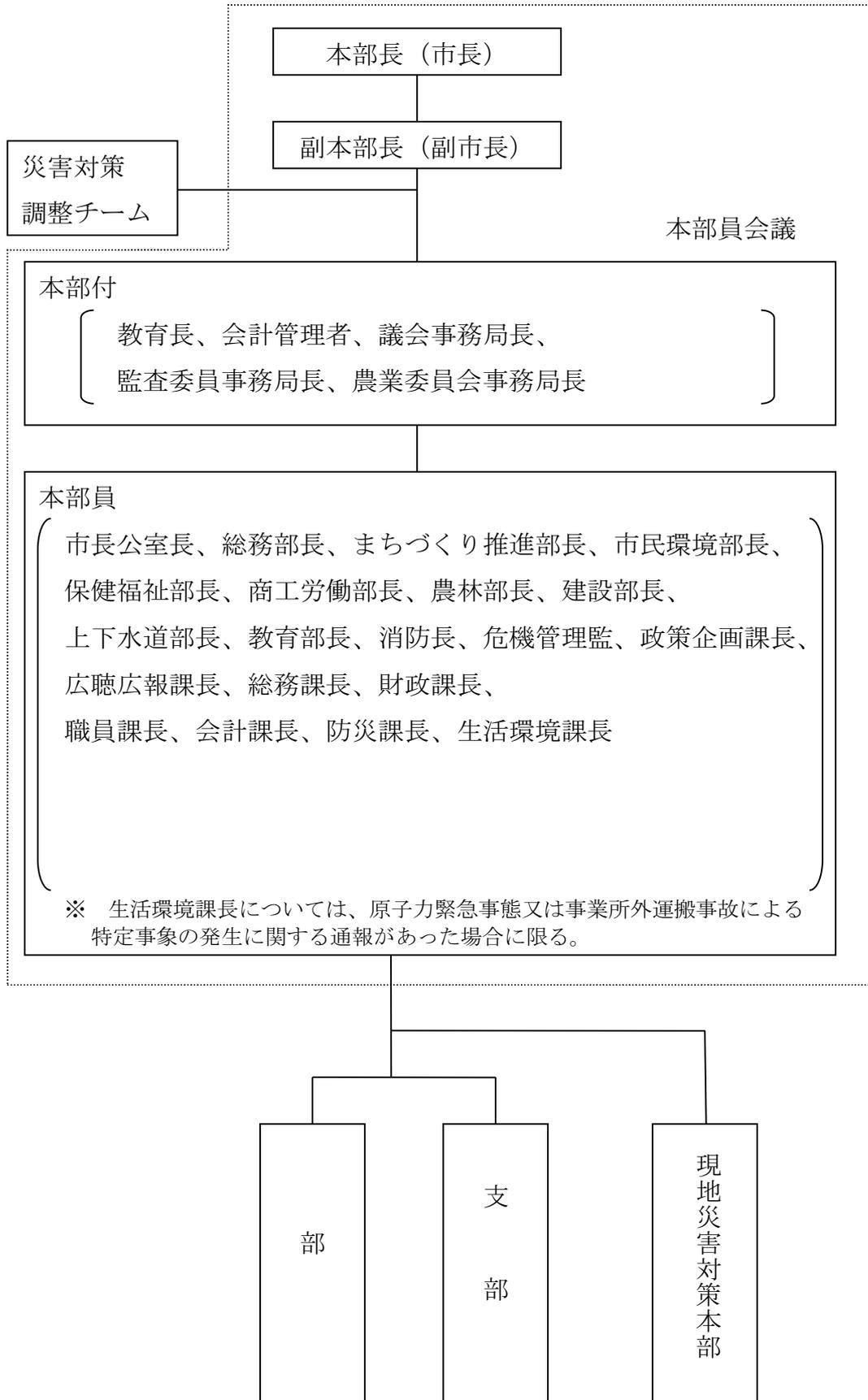
	<p>それがある場合において、本部長が警戒配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p>
1号非常配備	<p>ア 相当規模の災害が発生したとき。</p> <p>イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに増水の兆しがあって、本部長が災害発生のおそれがあり水防活動が必要と認めるとき。</p> <p>ウ 原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接する市が含まれる場合において、本部長が1号非常配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p>
2号非常配備	<p>ア 大災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認めるとき。</p> <p>イ 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。</p> <p>ウ 気象特別警報が発表された場合。</p> <p>エ 原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に当市が含まれる場合又は当市が含まれることが想定されるとき。</p>

(2) 分掌事務

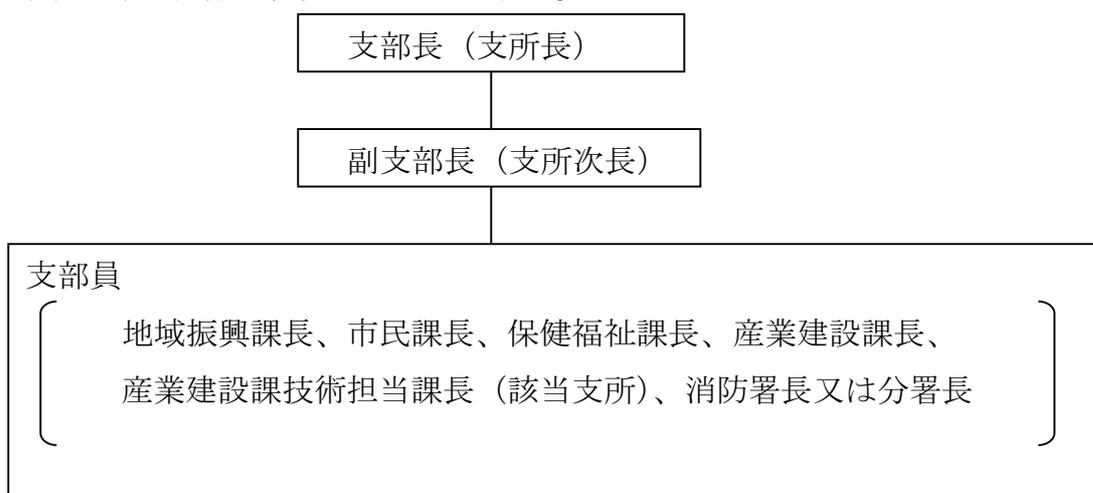
- ア 災害対策本部・支部の分掌事務は、付属資料「一関市災害対策本部事務分掌」に関する事項とする。
- イ 各部は、平常時から所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行うものとする。
- ウ 市は、本部長、副本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うため、市長公室長、消防長、防災安全対策監及び危機管理監で構成する「災害対策調整チーム」を組織する。

(3) 組 織

ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



イ 災害対策支部の組織は、次のとおりとする。



ウ 部

(ア) 部は、本庁における災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

(イ) 本部には、本部長の命令の伝達、各部門間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

エ 本部職員及び支部職員

災害対策本部又は災害対策支部の運営を補助するため次に掲げる課等の職員を配置するとともに、必要により本部長又は支部長が指名した職員を追加するものとする。

区 分	課 名
災害対策本部	政策企画課、広聴広報課、総務課、財政課、職員課、防災課、生活環境課 ※ 生活環境課については、原子力緊急事態又は事業所外運搬事故による特定事象の発生に関する通報があった場合に限る。
災害対策支部	地域振興課、市民課 ※ 市民課については、原子力緊急事態又は事業所外運搬事故による特定事象の発生に関する通報があった場合に限る。

オ 本部連絡員

本部長は、災害対策本部と災害対策支部の連携を図るため必要があると認められる場合には本部連絡員を支部長が指名し災害対策本部に派遣するものとする。

カ 本部員会議

本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行う。

また、医療機関やライフラインに係る機関等と連携した災害応急対策を遂行するため本部長が必要と認める場合は、関係機関等の職員を本部員会議に参画させることができる。

キ 支部員会議

支部員会議は、災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、支部員会議を行う。

ク 現地災害対策本部

- (ア) 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに災害地に設置することができる。
- (イ) 現地災害対策本部の組織は、現地災害対策本部長及び現地災害対策副本部長並びに現地災害対策員で構成し、本部長が職員のうちから指名する。
- (ウ) 現地災害対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 1 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- 2 区域内の災害応急対策を実施すること。
- 3 その他本部長が特に命じること。

(4) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア 本部長が、災害が発生するおそれなくなったと認めるとき。
- イ 原子力緊急事態解除宣言（原災法第15条第4項に定めるものをいう。以下同じ。）が行われた場合など、本部長が原子力災害又は事業所外運搬事故の発生による影響が本市に及ぶおそれなくなったと認めるとき。
- ウ 本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき。

(5) 設置及び廃止の報告

市長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、次に掲げる者に報告するものとする。

- ア 県知事（県地方支部長経由）
- イ 防災関係機関の長又は代表者
- ウ 報道機関

第 2 節 動員計画

1 防災関係機関の動員体制

防災関係機関は、災害が発生した場合には直ちに万全の体制が確立できるよう、災害時における対策要員の動員体制について、あらかじめ整備を図るとともに市本部長の要請により関係職員を市本部へ派遣するものとする。

2 市職員の動員体制

市職員の動員は、市本部長の配備指令に基づき各部長等が業務に従事する職員を動員するものとし、その具体的な方法は次のとおりとする。

(1) 配備体制

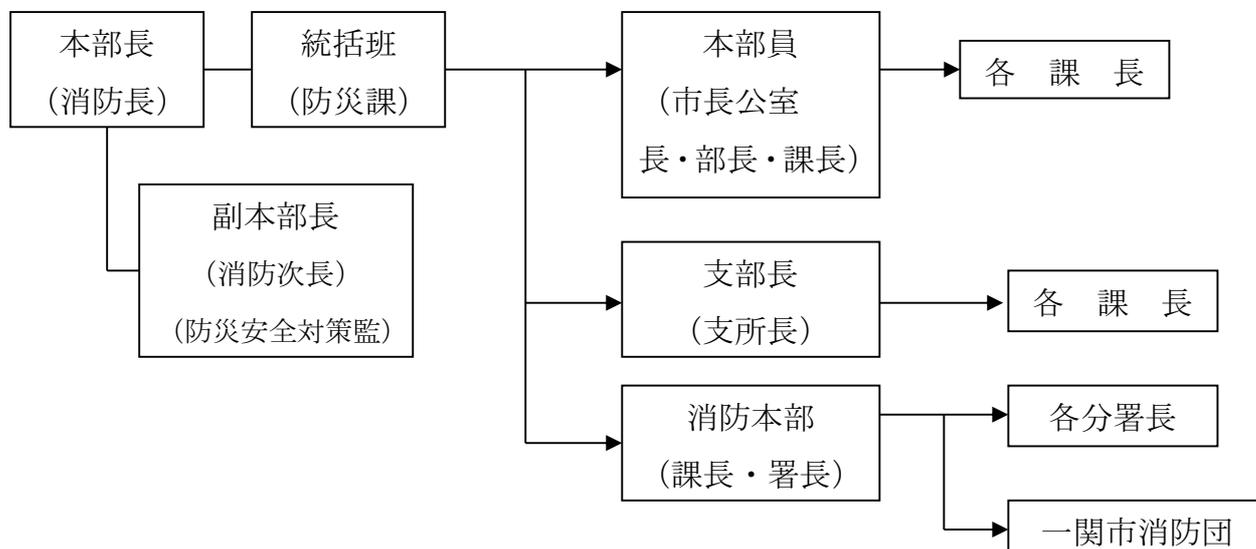
配備体制は、次のとおりとする。

体制区分		配備課等の職員
災害警戒本部		消防本部防災課、本部員及び本部職員
災害警戒支部		支所地域振興課、支部員及び支部職員
災害 対策 本部 及び 支部	警戒配備	課等の課長級、課長補佐級の職員及び課長等が指名する職員
	1号非常配備	すべての課等の係長相当職以上の職員及び課長等が指名する職員
	2号非常配備	全職員

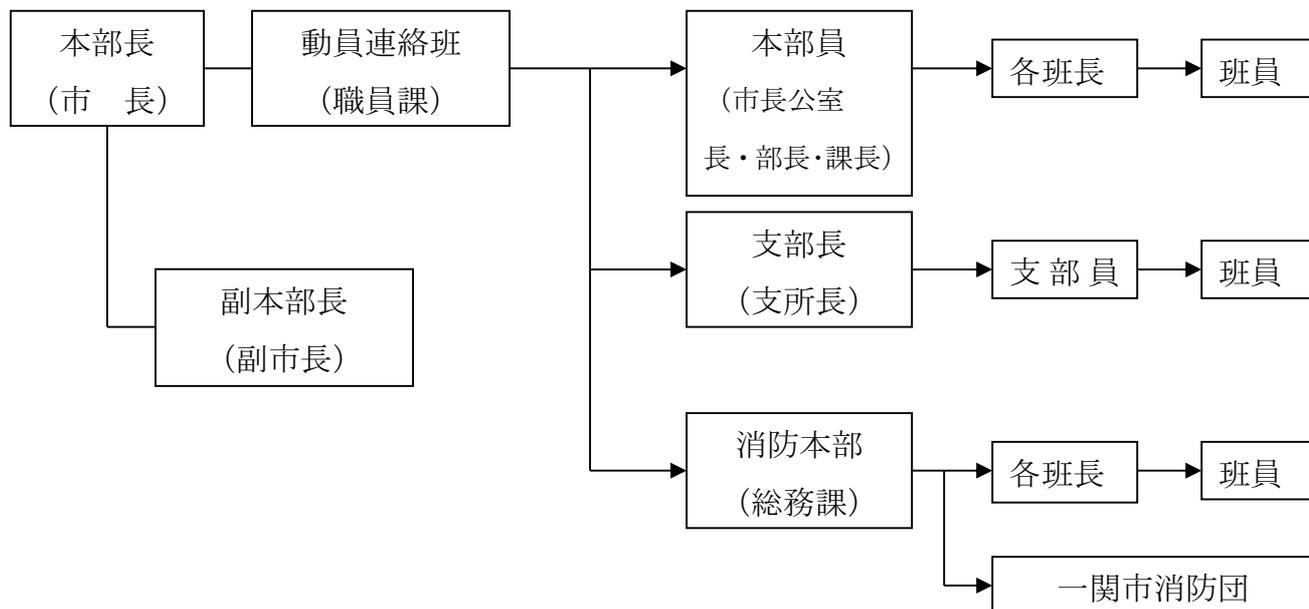
(2) 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

ア 災害警戒本部・支部



イ 災害対策本部・支部



3 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	庁内放送、電話、防災行政情報システム等、直接指令
勤務時間外	電話、携帯電話、防災行政情報システム等、伝令

(2) 各部長等から職員への伝達は、次による。

ア 各部長等は、職員の動員が迅速かつ円滑に行われるように次の事項を内容とした職員非常招集要領をあらかじめ定めておくものとする。

- (ア) 非常招集の系統、順位
- (イ) 非常招集通知の方法
- (ウ) 職員ごとの出勤所要時間
- (エ) 非常招集事務の内容及び担当者
- (オ) その他必要な事項

イ 各部長は、市本部長から配備が指令されたときは職員非常招集要領により必要職員を動員するものとする。

ウ 動員の連絡は、電話、防災行政情報システム等を利用するが、これらの施設が故障のときは、自動車等による伝令を行うものとする。

(3) 動員状況の報告は次による。

各部長等は、動員により登庁した職員又は連絡のあった職員について、各課等の長を通じて把握し、動員連絡班長（職員課長）を通じて総務部長へ報告するものとする。

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに在勤公署に参集するものとする。

5 在勤公署に参集できない場合の対応

(1) 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、在勤公署に参集できないときは、所属の長に連絡のうえ、最寄りの本庁又は支所に参集するものとする。

(2) 参集した職員は、参集先が本庁にあっては職員課長、支所の場合は地域振興課長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事するものとする。

(3) 到着の報告を受けた職員課長又は地域振興課長は、その参集状況を取りまとめのうえ、速やかに本部長又は支部長に報告するものとする。

(4) 参集先の職員課長又は地域振興課長は、その後の状況によって、参集職員を当該職員の在勤公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署の長と調整のうえ、当該職員の移動を命じるものとする。

6 応援職員の動員

(1) 本部長及び支部長は、災害応急対策等を実施するための職員が不足する等調整を図る必要がある場合は、部内若しくは支部内で調整するものとする。

(2) 前項の規定により調整しても災害応急対策等に支障がある場合は、応援職員の派遣調整を行うものとする。また、必要に応じ、一関市災害対策支援員の参集を要請する。

7 職員の心得

(1) 職員は、夜間・休日等において災害の発生又はその危険を認知したときは、その規

模に応じ、登庁又は連絡してその指示を受けるものとする。

(2) 災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には必要な措置を講じ、その状況を報告して指示を受けるものとする。

(3) 動員に応ずるときは、昼夜の別、災害の種類及び程度により長期化する場合を考慮して服装、装備、食料、携帯品等に留意するものとする。

第3節 気象予報・警報等の伝達計画

災害に係る気象の予報又は警報等（以下、本節中「気象予報・警報等」という。）の発表及び伝達並びに災害が発生するおそれがある異常な現象が発生した場合の通報は、本計画の定めるところによるものとする。

1 気象の予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりとする。

ア 気象業務法に基づくもの

(ア) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(イ) 情報の種類

種 類		内 容
気象に関する情報	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1
	気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

<p>記録的短時間 大雨情報</p>	<p>県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p>
<p>土砂災害警戒 情報（備考1）</p>	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>
<p>竜巻注意情報</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>

注 備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

(7) 注意報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行

	<p>動の確認が必要とされる警戒レベル 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表面雨量指数基準が 8 以上の場合 ・ 土壌雨量指数基準が 73 以上の場合
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12時間の降雪の深さが、平野部で15cm以上、山沿いで25cm以上と予想される場合
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濃霧のため視程が100m以下になると予想される場合
雷注意報	<p>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速 7 m/ s 以上が 2 時間以上継続 ・ 最小湿度35%以下で実効湿度60%以下
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね 2℃以下（早霜期は農作物の育成を考慮し実施する）
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表する。</p> <p>夏期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い

	<p>日が数日以上続くとき。</p> <p>冬期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき。又は、最低気温が氷点下6℃以下であって最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき。
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪注意報の条件下で気温が氷点下2℃より高い場合
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪注意報の条件下で気温が氷点下2℃より高い場合
なだれ注意報	<p>なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ・積雪が50cm以上あり、日平均気温が5℃以上の日が継続
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表する。</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域雨量指数基準 金流川流域=11.4, 大平川流域=8.3, 中江川流域=4, 千厩川流域=10.7, 興田川流域=16.1, 夏川流域=14, 有馬川流域=7.5, 黄海川流域=12.2, 林川流域=4.6, 竹沢川流域=3.2, 猿沢川流域=7.3, 曾慶川流域=6.8, 砂鉄川流域=18, 久保川流域=13.2, 市野々川流域=6.8, 小猪岡川流域=10.2, 山谷川流域=4.1, 本寺川流域=4.8, 仏坂川流域=6.6, 大川流域=7.5, 津谷川流域=8.8, 田茂木川流域=6.5 ・複合基準((表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値)

	<p>北上川流域= (5, 51.5), 金流川流域= (5, 11.4), 大平川流域= (5, 8.2), 千厩川流域= (5, 10.7), 興田川流域= (5, 16.1), 磐井川流域= (5, 27.9), 有馬川流域= (5, 7.5), 黄海川流域= (5, 10.5), 林川流域= (5, 3.7), 竹沢川流域= (5, 2.6), 猿沢川流域= (5, 5.8), 曾慶川流域= (5, 6.8), 砂鉄川流域= (5, 17), 久保川流域= (5, 13.2), 市野々川流域= (5, 6.8), 小猪岡川流域= (5, 10.2), 山谷川流域= (5, 4.1), 本寺川流域= (5, 4.8), 仏坂川流域= (5, 6.1), 大川流域= (5, 7.5), 津谷川流域= (5, 8.8), 田茂木川流域= (5, 5.2)</p> <p>・北上川上流（狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神）で、指定河川洪水予報による基準に到達することが予想される場合</p>
地面現象注意報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水注意報 (備考2)	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合

注 備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの2次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

(エ) 警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <p>・平均風速15m/ s 以上と予想される場合</p>
	暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>・雪を伴い、平均風速が15m/ s 以上と予想される場合</p>
	大雨警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。</p> <p>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難</p>

		<p>が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面雨量指数基準が13以上の場合（浸水害） ・土壌雨量指数基準が109以上の場合（土砂災害）
	大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12時間の降雪の深さが、平野部で40cm以上、山沿いで50cm以上と予想される場合
	洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合に発表する。</p> <p>対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域雨量指数基準 金流川流域=17.2, 大平川流域=12.3, 中江川流域=5.1, 千厩川流域=13.4, 興田川流域=20.2, 夏川流域=17.5, 有馬川流域=10.3, 黄海川流域=16.4, 林川流域=5.8, 竹沢川流域=4.1, 猿沢川流域=9.2, 曾慶川流域=8.6, 砂鉄川流域=22.5, 久保川流域=16.6, 市野々川流域=8.6, 小猪岡川流域=12.8, 山谷川流域=5.2, 本寺川流域=6.1, 仏坂川流域=8.3, 大川流域=9.4, 津谷川流域=11, 田茂木川流域=8.2 ・複合基準（(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値) 北上川流域= (5, 62.8), 大平川流域= (5, 11), 千厩川流域= (5, 12), 興田川流域= (5, 18.1), 黄海川流域= (5, 14.7), 林川流域= (5, 5.2), 竹沢川流域= (5, 3.6), 猿沢川流域= (5, 8.2), 曾慶川流域= (5, 8.6), 砂鉄川流域= (5, 20.2), 山谷川流域= (7, 4.6) ・北上川上流（狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神）で、指定河川洪水予報による基準に到達することが予想される場合
	地面現象警報 (備考1)	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</p>
	浸水警報 (備考2)	<p>浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合</p>

注 備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この

警報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高</p>

	<p>まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p> <p>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>

(オ) 特別警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 特 別 警 報	暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる</p>

	<p>視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地面現象特別警報 (備考1)	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

注 備考1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。

2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

(カ) 地震動の警報及び地震情報の種類

a 緊急地震速報（警報）

- ・ 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- ・ 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震特別警報に位

置付けられる。

- ・ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

b 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村ごとの観測した震度を発表。
各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p>
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

c 地震活動に関する解説情報等

気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種 類	内 容
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎（定期）に発表される地震活動状況等に関する資料

イ 消防法に基づくもの

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合

	<p>イ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速 7 m/ s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合</p> <p>ロ 最小湿度35%以下、実効湿度60%以下と予想される場合</p> <p>ハ 平均風速が10m/ s 以上と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）</p>
火 災 警 報	火災気象通報が通知され、市域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

ウ 水防法に基づくもの

種 類	内 容
国 管 理 河 川 水 防 警 報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県 管 理 河 川 水 防 警 報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川氾濫 危 険 水 位 情 報	河川の水位が氾濫危険水位(洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。)に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの
県管理河川避難 判 断 水 位 情 報	河川の水位が避難判断水位(氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

エ 水防法及び気象業務法に基づくもの

(7) 一級河川等の水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

(イ) 指定河川洪水予報

標題 (種類)		概 要
北上川上流洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当

(2) 伝達情報

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種 類	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図(別図1)のとおり
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県	土砂災害警戒情報図(別図2)のとおり
地震に関する情報	気象庁及び盛岡地方気象台	地震に関する情報伝達系統図(別図3)のとおり)
北上川上流洪水予報(磐井川及び砂鉄川を含む。)	盛岡地方気象台及び岩手河川国道事務所	北上川上流洪水予報伝達系統図(別図4)のとおり
北上川上流水防警報(情報・警報)	岩手河川国道事務所	国土交通省が行う水防警報伝達系統図(別図5)のとおり
県管理河川水防警報及び避難判断水位情報	岩手県	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図(別図6)のとおり

火山に関する予報・警報・情報	仙台管区気象台	火山情報・予報・警報通報伝達系統図（別図7）のとおり
----------------	---------	----------------------------

(3) 受領した気象予報・警報等の伝達

市は、災害警戒本部設置基準以上に該当する気象予報・警報等を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、市民等に広報を行う。

気象予報・警報等の受領後は、ラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努めるものとする。

火災警報及び気象予報・警報等の伝達及び広報は次により行う。

ア 市本部内の伝達

消防本部（統括班又は消防班）は、勤務時間内に気象予報・警報等の通知を受けたときは気象予報・警報等通知計画（執務時間内）（別表1）に定めるところにより、勤務時間外又は休日等において気象予報・警報の通知を受けたときは気象予報・警報等通知計画（執務時間外）（別表2）に定めるところにより関係各課長に通知するものとする。

イ 所在官公署、学校、団体等に対する通知

上記により通知を受けた各課長は、気象予報・警報等を市内所在官公署及び団体等に通知するものとする。

ウ 市民に対する広報

市民に対する気象予報・警報等の広報は、広聴広報班がおおむね次の方法により実施するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) 広報車 (イ) 防災行政情報システム等 (ウ) サイレン及び警鐘 (エ) ケーブルテレビ及びコミュニティFMラジオ |
|--|

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、速やかに市本部長又は警察官に通報するものとする。

イ 前記の通報を受けた警察官は、その旨を市本部長に通報するとともに、別図8に定める担当機関に通報するよう努める。

(2) 市本部長の通報先

通報を受けた市本部長は、次の区分により、担当機関に通報するものとする。

種 類	担 当 機 関	通報を要する異常現象の内容
水 防 に 関するもの	岩手河川国道事務所、 県地方支部土木部、 県復興防災部防災課	国又は県の管理に属する河川に係るもの
気象、地象に 関するもの	盛岡地方気象台、 県復興防災部防災課	気象、地象に係るすべての現象
そ の 他 に 関するもの	県復興防災部防災課	国又は県が予防等の措置を必要とすると認められるその他の現象

(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象等に関する異常現象は、おおむね次に掲げるとおりとする。

ア 水防に関する事項

堤防の異常

イ 気象に関する事項

竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象

ウ 地気象に関する事項

(ア) 火山関係

a 噴火現象

噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰砂等

b 噴火以外の火山性異常現象

(a) 火山地域での地震の群発

(b) 火山地域での鳴動の発生

(c) 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等）

(d) 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔、火孔の新生拡大、移動噴気、噴煙の量・色・臭・温度、昇華物の異常変化）

(e) 火山地域での優先の顕著な異常変化（湧泉の新生・湧量・味・臭・色・濁度・温度の異常変化等）

(f) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等

(g) 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量・濁度・臭・色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

(イ) 地震関係

数日にわたり頻繁に感ずるような地震

エ 土砂災害関係

(ア) 溪流

流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り

(イ) がけ崩れ

小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、
地鳴り

オ その他に関する事項

通報を必要と判断される上記以外の異常な現象

別表 1

気象予報・警報等通知計画（執務時間内）

通知受領者		気象情報	気象注意報									洪水注意報	気象警報				洪水警報	特別警報
			風雪注意報	強風注意報	乾燥注意報	なだれ注意報	大雪注意報	融雪注意報	霜注意報	雷注意報	大雨注意報		暴風警報	暴風雪警報	大雨警報	大雪警報		
消防本部	防災課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長公室	危機管理監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	政策企画課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	広聴広報課長	○		○							○	○	○	○	○	○	○	○
総務部	総務課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	財政課長	○										○	○		○		○	○
	職員課長	○										○	○		○		○	○
まちづくり推進部	まちづくり推進課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市民環境部	市民課長												○				○	○
	国保年金課長												○				○	○
	生活環境課長										○	○	○		○		○	○
保健福祉部	長寿社会課長											○	○		○		○	○
商工労働部	観光物産課長												○				○	○
	商政課長												○				○	○
	工業労政課長												○				○	○
農林部	農政課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農地林務課長												○	○	○	○	○	○
建設部	道路建設課長	○										○	○	○	○	○	○	○
	道路管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	治水河川課長	○										○	○		○		○	○
	都市整備課長												○	○	○	○	○	○
上下水道部	水道課長											○			○	○	○	○
	下水道課長	○											○		○	○	○	○
	東部上下水道課長	○										○	○		○	○	○	○
会計部	会計課長											○	○				○	○
教育部	教育総務課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支所	地域振興課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市民課長												○				○	○
	保健福祉課長												○				○	○
	産業建設課長	○										○	○	○	○	○	○	○

※ 注意報に関しては、災害等が発生するおそれがあると認められる場合

別表 2

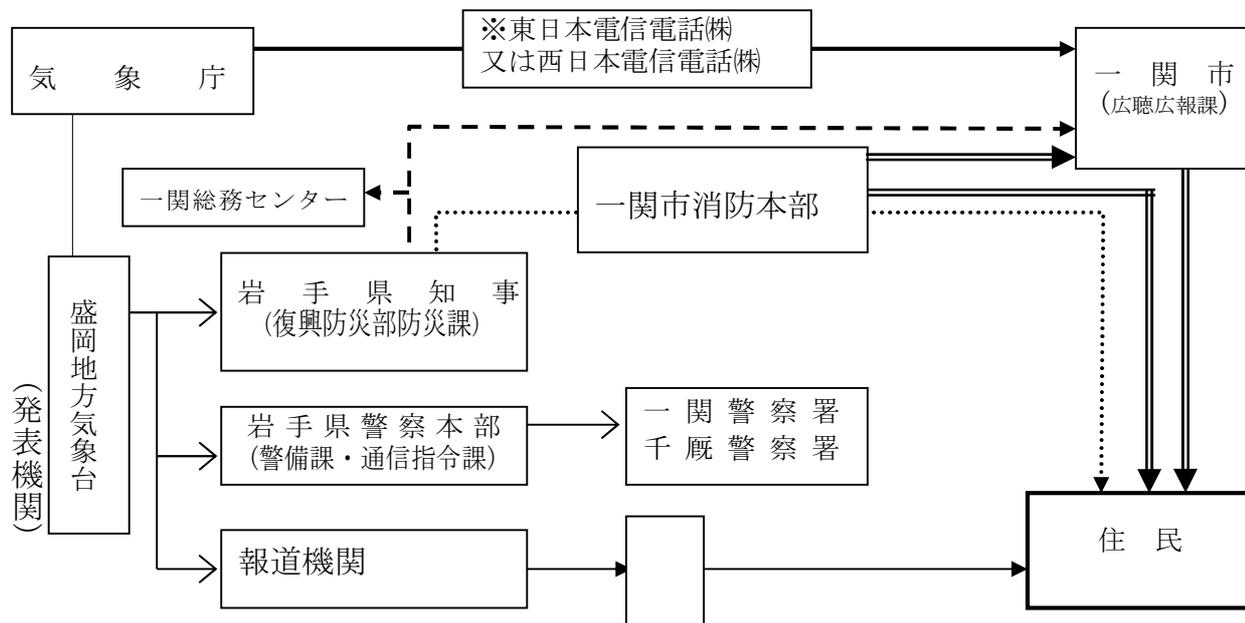
気象予報・警報等通知計画（執務時間外）

通知受領者	区分	気象情報	気象注意報									洪水注意報	気象警報				洪水警報	特別警報
			風雪注意報	強風注意報	乾燥注意報	なだれ注意報	大雪注意報	融雪注意報	霜注意報	雷注意報	大雨注意報		暴風警報	暴風雪警報	大雨警報	大雪警報		
消防本部	防災課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長公室	危機管理監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	政策企画課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	広聴広報課長			○							○	○	○		○		○	○
総務部	総務課長	○		○			○					○	○	○	○	○	○	○
	財政課長	○										○	○		○		○	○
	職員課長	○										○	○		○		○	○
まちづくり推進部	まちづくり推進課長	○										○	○		○		○	○
農林部	農政課長			○						○		○	○	○	○	○	○	○
建設部	道路建設課長	○									○	○	○	○	○	○	○	○
	道路管理課長	○					○				○	○	○	○	○	○	○	○
	都市整備課長											○	○	○	○	○	○	○
上下水道部	水道課長											○	○		○		○	○
	下水道課長										○	○			○	○	○	○
	東部上下水道課長										○	○	○		○	○	○	○
教育部	教育総務課長	○										○	○	○	○	○	○	○
支所	地域振興課長	○		○			○					○	○	○	○	○	○	○
	産業建設課長	○										○	○	○	○	○	○	○

※ 注意報に関しては、災害等が発生するおそれがあると認められる場合

別図1

気象警報等伝達系統図

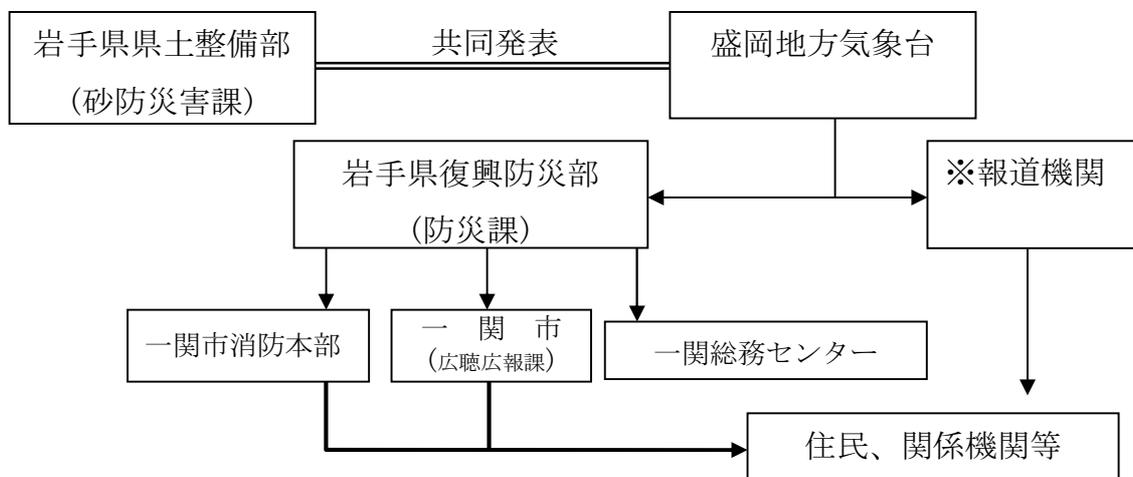


備 考

- 1 ※は、警報発表及び解除のみ
- 2 火災警報は、一関市長が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発令する。
- 3 気象予報としての注意報については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
- 4 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災関係機関への伝達系統を優先するものとする。
- 5 線は、火災気象通報通知・伝達系統
- 6 ===== 線は、火災警報伝達・通知・伝達系統
- 7 - - - - 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
- 8 報道機関：NHK盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手、岩手日報社

別図2

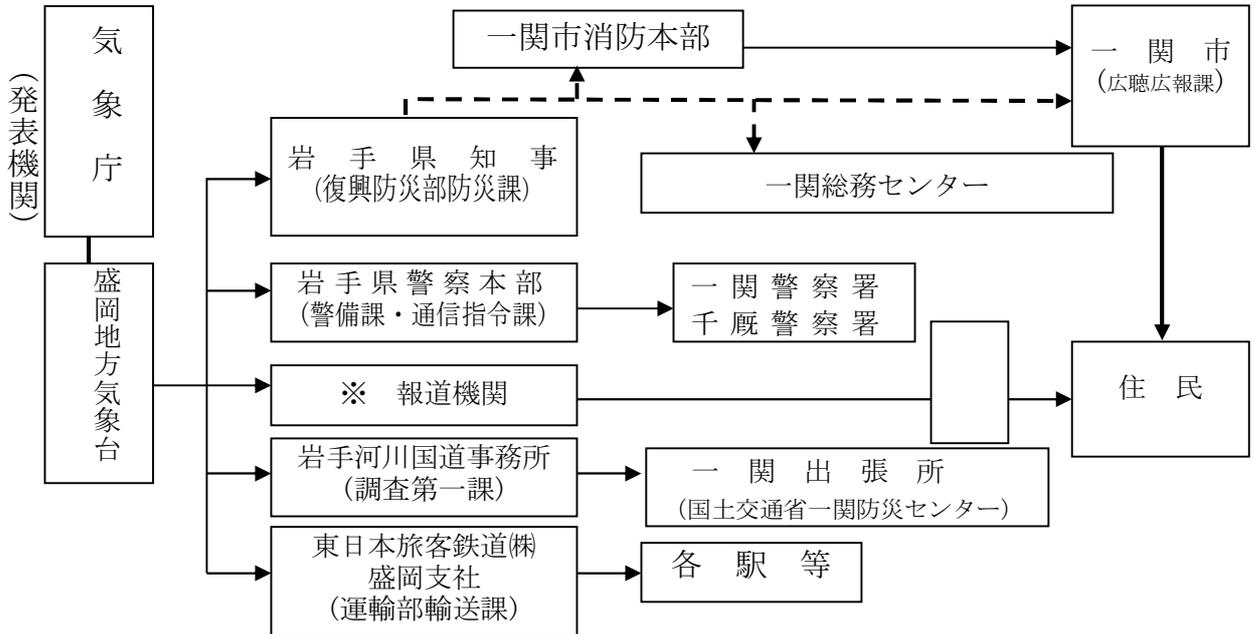
土砂災害警戒情報伝達系統図



- ※ 報道機関：NHK盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手、岩手日報社

別図 3

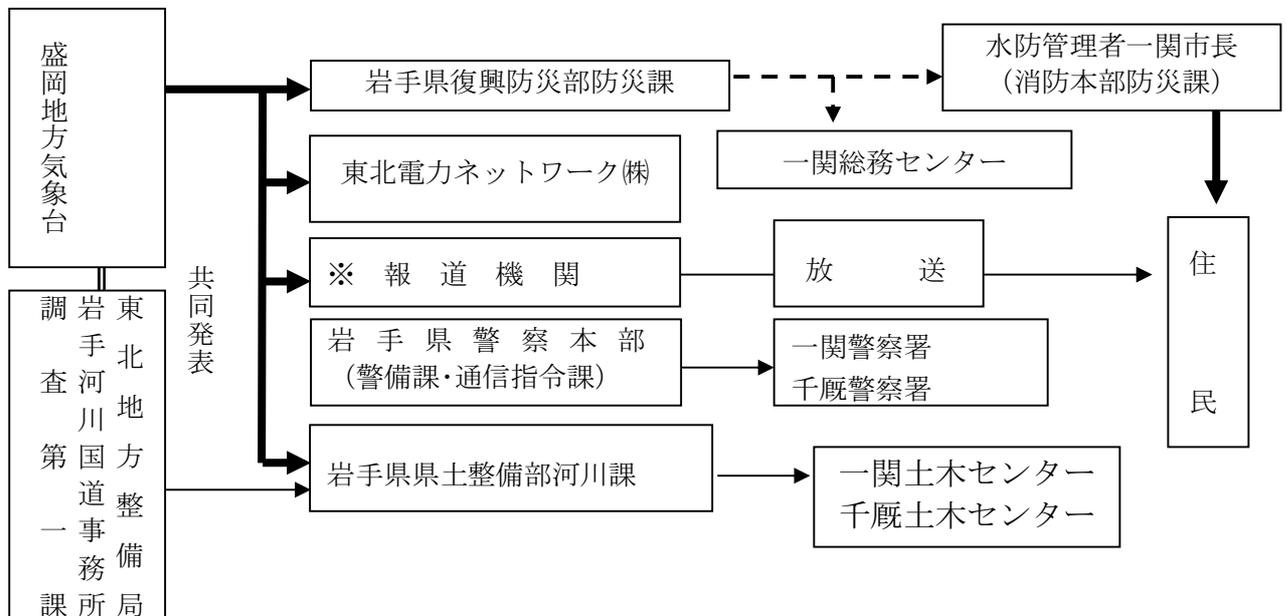
地震に関する情報伝達系統図



- (注) 1 - - - - は、総合防災情報ネットワーク
 2 「各地の震度に関する情報」は、盛岡地方気象台から発表される。
 3 報道機関：NHK盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手、岩手日報社

別図 4

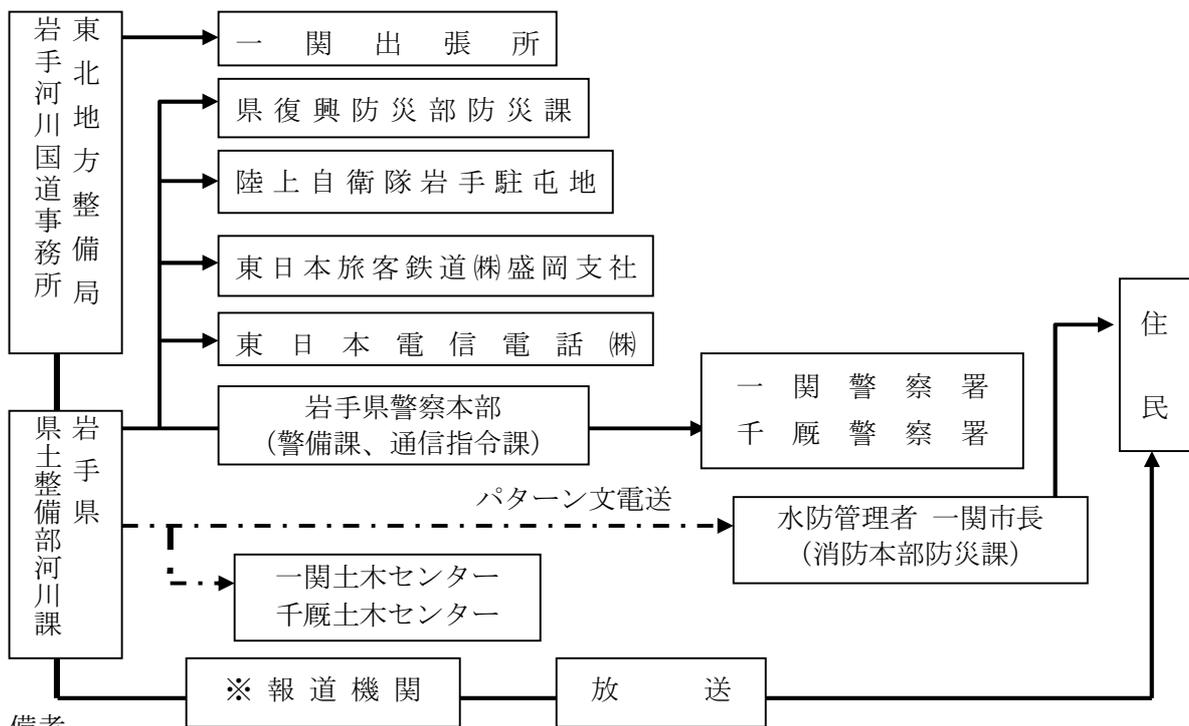
北上川上流（磐井川及び砂鉄川を含む）洪水予報伝達系統図



- 備考 1 - - - - は、総合防災情報ネットワーク
 2 指定河川の洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報（気象業務法第13条第1項）の通知をもってかえる場合がある。
 3 報道機関：NHK盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手、岩手日報社

別図 5

国土交通省が行う水防警報伝達系統図

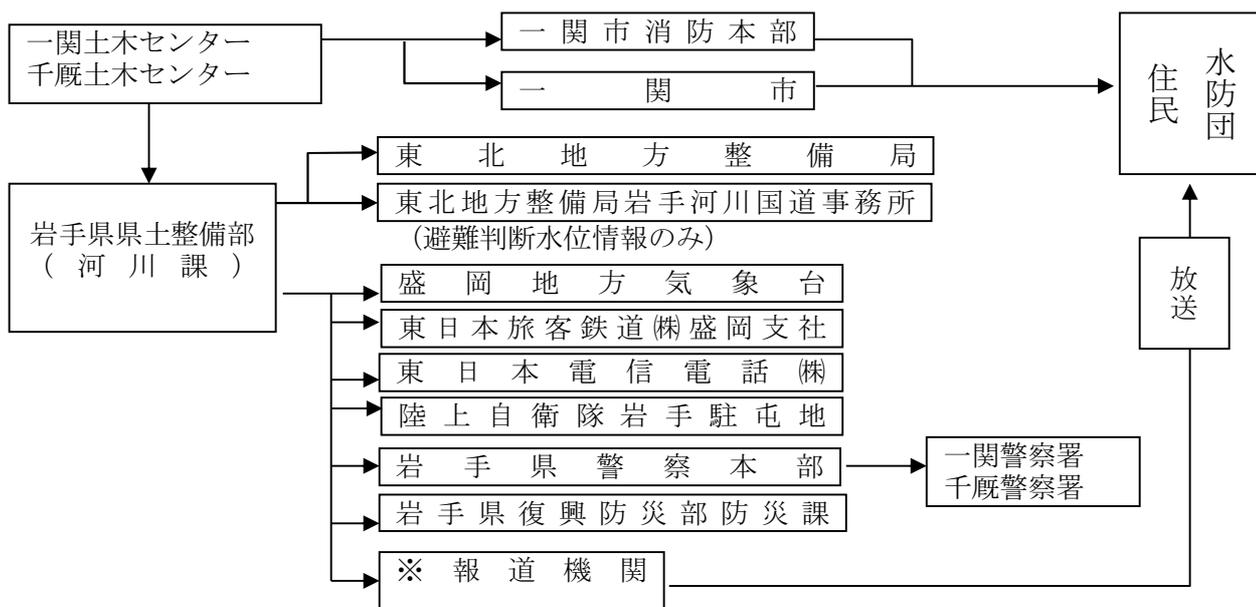


備考

- 1 ※報道機関：NHK盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手
- 2 - - - - は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

別図 6

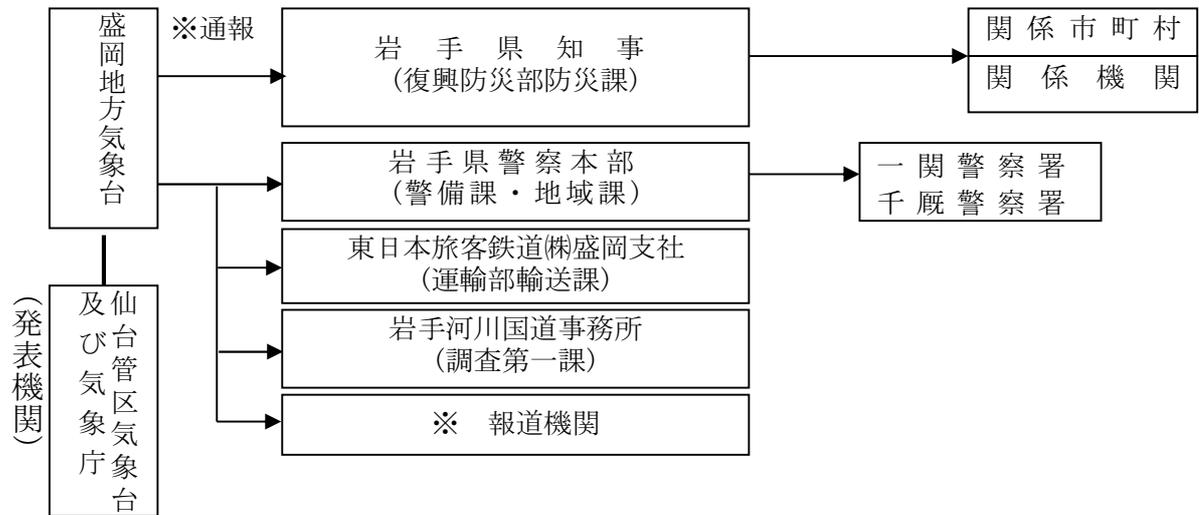
岩手県知事が行う水防警報伝達系統図



(注) 報道機関：NHK盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手

別図 7

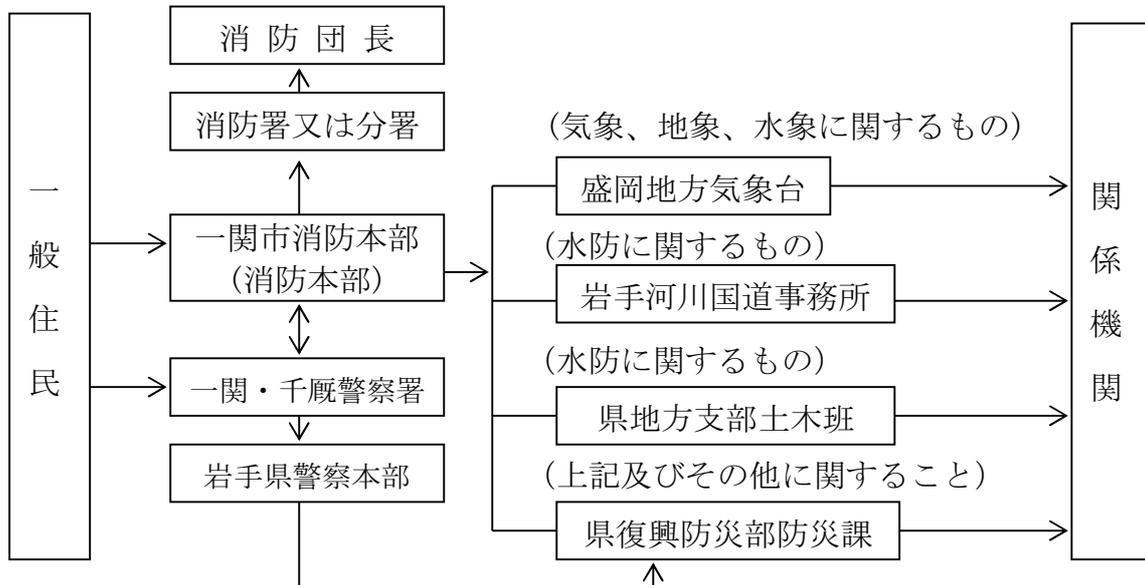
火山情報・予報・警報通報伝達系統図



- (注) ※ 通報：活動火山特別措置法に基づく緊急火山情報の通報
 ※ 報道機関：NHK盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手、岩手日報社
 ※ 岩手県知事への伝達は、活火山対策特別措置法に基づく噴火警報の通報を含む。

別図 8

異常気象発見者の通報系統図



第4節 通信情報計画

災害に関する情報の収集及び伝達のための通信施設の利用又は使用については、別に定めるもののほか、この計画に定めるところによる。

1 災害時における通信の要領

(1) 原則

ア 市及びその他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図るものとする。

イ 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努めるものとする。

ウ 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとし、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化するものとする。

(2) 電気通信設備の利用

通信が輻輳した場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。

(資料編 3-4-1 災害時優先電話一覧)

(3) 専用通信施設

ア 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通話施設を有効に活用するものとする。

イ 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに応急復旧に要する要員及び資機材を確保するものとする。

設 備 名	設 置 者
防災行政情報システム等 コミュニティFM演奏所等設備	一関市
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所一関出張所
岩手県防災行政無線設備	岩手県
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力ネットワーク(株) 一関電力センター

(4) 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

ア 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

(ア) 市本部長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、又は使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、
海上保安通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、
自衛隊通信設備

(イ) これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、あらかじめ当該機関と次の事項を協議し、又は協定を締結することにより、円滑な利用を図るものとする。

- a 利用し、又は使用しようとする通信施設
- b 利用し、又は使用とする理由
- c 通信の内容
- d 発信者及び受信者
- e 利用又は使用を希望する期間
- f その他必要な事項

イ 非常通信の利用

(ア) 市本部長その他の防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認められるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

(イ) 非常通信は、地震、台風、洪水、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の

確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。

- (ウ) 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- (エ) 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。
- (オ) 防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、あらかじめ無線局と協議を行うものとする。
- (カ) 非常通信は、最寄りの岩手地区非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。
- (キ) 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">a あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号b 字数は、200字以内（平文の場合は、片仮名換算）にする。c 本文中の濁点、半濁点は、字数に数えない。d 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、末尾に発信人の住所氏名（職名）及び電話番号を記入する。 |
|--|

- (ク) 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める

ウ 東北総合通信局による通信支援

市本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

エ 自衛隊による通信手段

市及びその他の防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部に対して災害派遣（通信支援）の要請依頼をすることができる。

オ 放送の利用

- (ア) 市本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続きに基づき、災害に関する情報、地震情報の放送を日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。
- (イ) 県本部長及び市本部長は、次の分担により要請する。

区 分	内 容
県 本 部 長	1 県全域又は複数の市町村の地域に及ぶ災害に関するもの 2 日本放送協会盛岡放送局に対する緊急警報放送の要請
市 本 部 長	主として市の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）

(ウ) 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知のうえ行う。

a	放送を求める理由
b	放送内容
c	放送範囲
d	放送希望時間
e	その他必要な事項

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

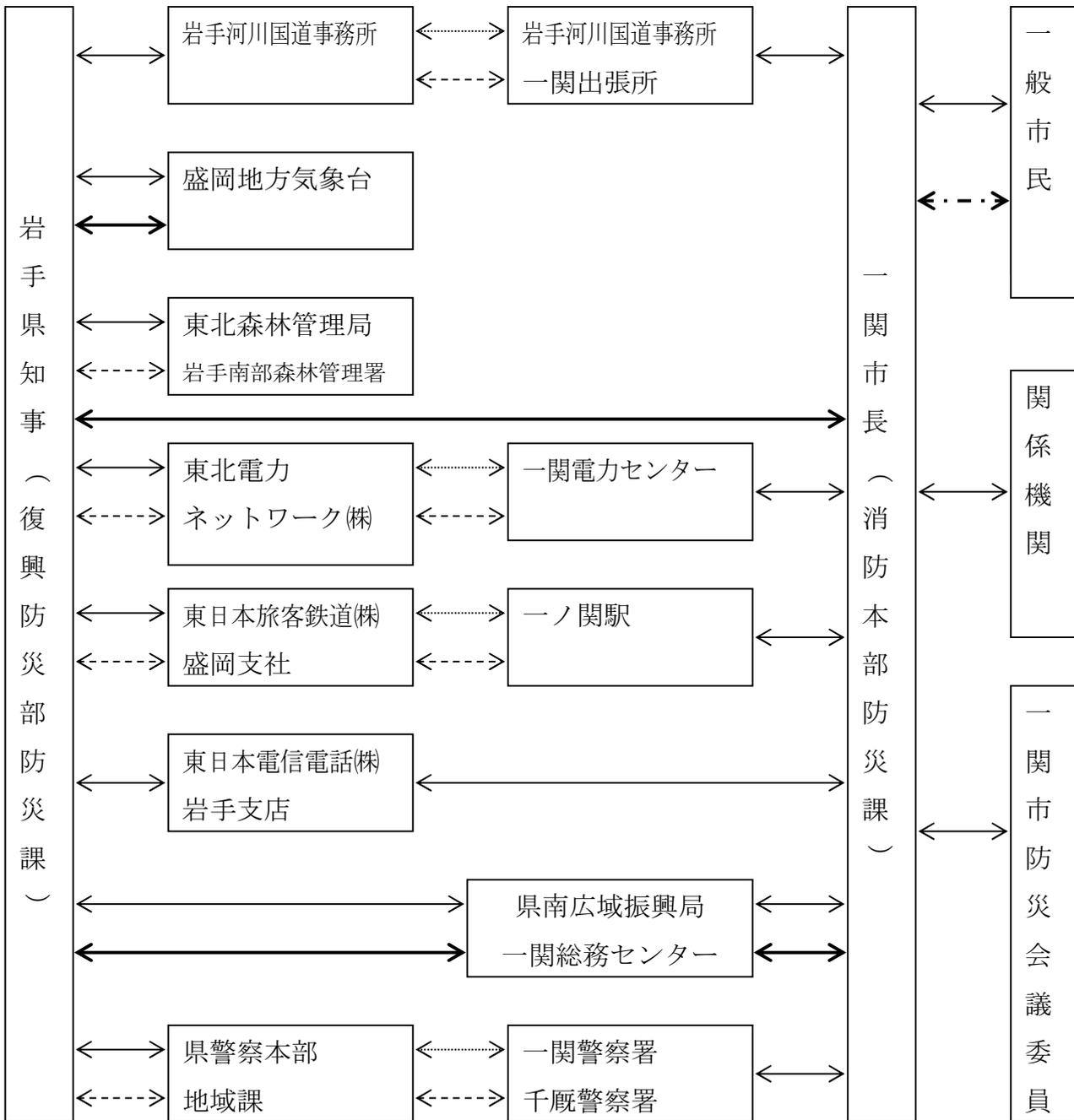
放送局	担当部	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮5丁目2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸2-10

(エ) 放送局長は、県本部長から放送を要請された場合において、市本部長からも同時に放送を要請されたときは、次の事項を検討の上、放送の順位を決定する。

- a 市本部長から要請された放送内容が、当該災害による人命の危険その他の緊急重大な事態の発生に影響するものかどうか。
- b 市本部長から要請された放送内容が、他の市町村における緊急の災害発生のおそれに関するものかどうか。
- c 県本部長から要請された放送内容を放送することにより市本部長から要請された放送内容を充足できるかどうか。
- d 県本部長からの要請放送と市本部長から要請された放送とを同時に放送できるかどうか
- e 放送に要する時間帯

別 図

災害通信利用系統図



備考

- | | | | | | |
|---|-------|---------------|---|-----------|-----------|
| 1 | ——— | 線は、加入電話 | 2 | | 線は、無線電話 |
| 3 | ----- | 線は、専用電話 | 4 | ———— | 線は、防災行政無線 |
| 5 | ———— | 線は、防災緊急情報システム | 6 | - · - · - | 線は、広報車 |

第5節 災害情報の収集及び報告等の計画

災害時における災害情報の収集及び報告等は、別に定めるもののほか、本計画の定めるところによるものとする。

1 基本方針

- (1) 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び報告を行うものとする。
- (2) 災害情報の収集、報告に当たっては、岩手県災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図るものとする。
- (3) 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図るものとする。
- (4) 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、報告するものとする。
- (5) 市は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (6) 防災関係機関は、その所掌事務に係る災害情報の収集に努め、関係機関に対する迅速、正確な報告、通報を行うものとする。
- (7) 市本部長は、災害情報の収集を行い、各部、各班に別記様式により報告するよう通知するものとする。
- (8) 実施担当課は、市支部と緊密に連絡し災害情報をとりまとめるうえ、市本部長に報告するものとする。
- (9) 市本部各部、各班において、市民又は防災関係機関から災害の通報があったときは、別記様式により、迅速に広聴広報班へ報告するものとする。
- (10) 災害情報の報告系統は、別図1のとおりとする。

2 災害情報収集、実施担当課

収集、報告する災害情報の内容及びその実施担当課は、次のとおりとする。

収集、報告する災害情報の内容	実施担当課	様式
1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	消防本部防災課	1
2 避難指示等の実施状況	消防本部防災課	1-1
3 人的被害及び住家被害の状況	税務課、収納課	2
		2-1
		2-2

4	市有財産の被害状況	財政課	3
5	社会福祉施設、社会教育施設、児童福祉施設、文化施設及び体育施設の被害状況	まちづくり推進課、いきがづくり課、スポーツ振興課、子育て支援課、福祉課、文化財課、骨寺荘園室	4
6	医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	健康づくり課、水道課、総務管理課、生活環境課	5 5-1
7	消防施設の被害状況	消防本部総務課	6
8	自然公園施設、観光施設の被害状況	観光物産課	7
9	商工関係の被害状況	商政課	8
10	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	工業労政課	9
11	農業施設の被害状況	農政課	12
12	農作物等の被害状況	農政課	13 13-1
13	家畜等の被害状況	農政課	14
14	農地農業用施設の被害状況	農政課、農地林務課	15
15	林業施設、林産物及び私有林の被害状況	農地林務課	16
16	市管理の河川、道路及び橋梁等の被害状況	治水河川課、道路管理課	17
17	都市施設等の被害状況	都市整備課、下水道課	17
18	市営住宅の被害状況	都市整備課	18
19	市立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	教育総務課、学校教育課	19
20	市立学校の被害状況	教育総務課、学校教育課	20
21	市指定文化財の被害状況	文化財課	21

(1) 被害規模甚大のため、被害状況等の収集及び調査に専門的な技術を必要とするときは、県本部長及び地方支部長その他の防災機関に応援を求めて実施する。

(2) 応援協力を求めるときは、次の事項を明示して行うものとする。

ア 職種及び人数

イ 活動地域

ウ 応援期間

エ 応援業務の内容

オ 携行すべき資機材等

カ その他参考事項

- (3) 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。

3 災害情報の収集要領

- (1) 災害情報の収集は、災害発生の当初においては、市民の生命身体に対する被害及び市民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療、衛生施設、交通施設、通信施設等の被害を優先重点として収集するものとする。
- (2) 災害の規模、状況が判明次第公共施設、文教施設、産業施設、その他の被害状況を速やかに調査し、収集するものとする。
- (3) 収集するにあたっては、災害の規模及び状況を推知し得る写真の撮影収集に努めるものとする。
- (4) 必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

4 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものとする。

- (1) 市内において、人的被害又は物的被害が生じたもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に合致すると思われるもの。
- (3) 市が災害対策本部を設置したもの。
- (4) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれがあるもの、又は市における災害が軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (5) 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法による国庫補助の適用がなされることをいう。）を要するもの。
- (6) 市が災害警戒本部・支部を設置し、災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

5 被害状況判定の基準

- (1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの	
	負傷者	重傷者	1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷	1月未満で治療できる見込みのもの

住家の被害	全壊 全焼 全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用するのが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。

被害区分		判定基準	
住家の被害	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のものである	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のものである
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のものである
田畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものである	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものである	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	

文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半 壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一 部 破 損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

- (注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は、完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(2) 被害報告に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用 語	定 義
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等の施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舍等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家となる。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り 災 者	り災世帯の構成員をいう。

6 災害情報の報告要領

災害情報の種類別報告要領は、次のとおりとする。

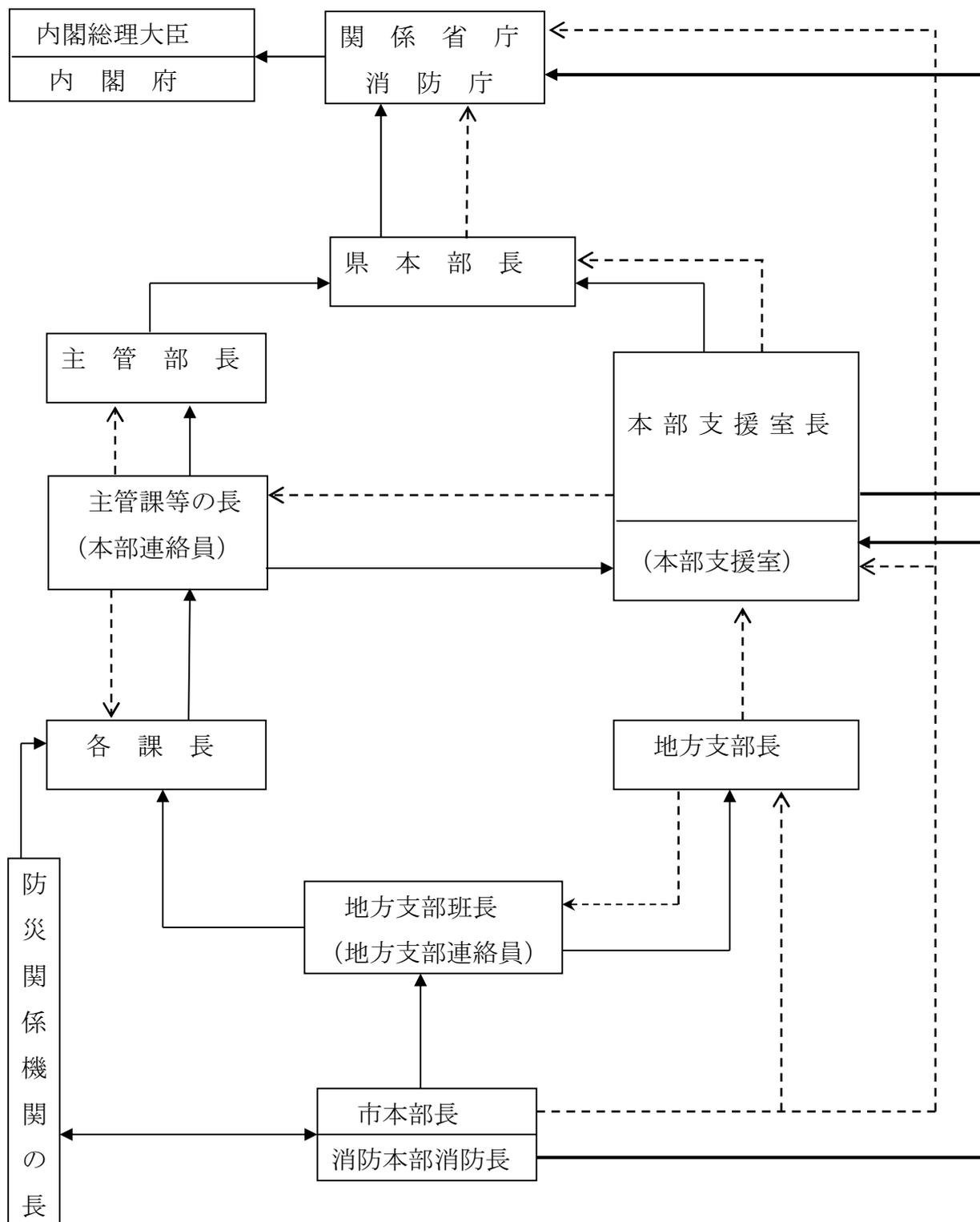
種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1～1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤(いわて情報ハイウェイ)を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政無線
	災害の規模やその状況が判明するまでの間(災害発生初期)に、種類別に報告するもの	様式B～H及び様式2, 2-1, 2-2, 3, 4, 5, 5-1, 6, 9	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～21	防災行政情報通信ネットワーク衛星系等
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。

7 報告事務処理要領

市本部長は、市内の災害情報を収集・分析し、別図2に定める災害状況報告系統図に従い県本部長に報告するものとする。

別図 1

災害情報報告系統図



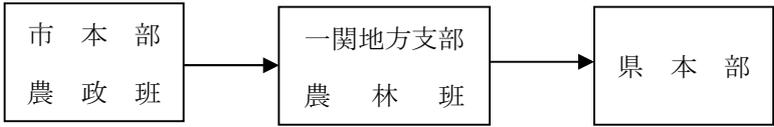
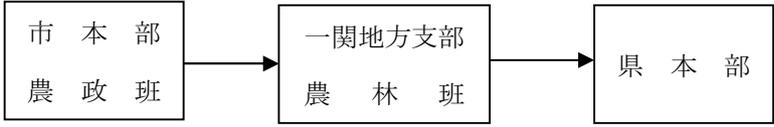
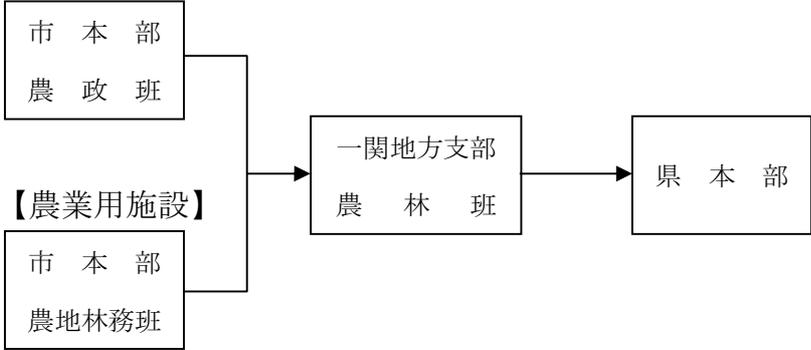
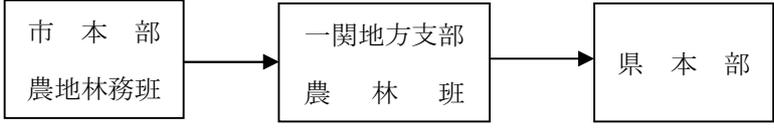
- > 被害状況のうち初期情報報告、被害額等報告、その他の報告
- > 被害情報（初期情報報告を除く）
- > 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災・災害等の情報

別図 2

報告区分別系統図

様式	報告区分	報告系統
1	被害発生等 報告	<pre> graph LR A[市本部 統括班] --> B[一関地方支部 総務班] B --> C[県本部] </pre>
1-1	避難指示の 実施状況報告	<pre> graph LR A[一関警察署 千厩警察署] --> B[県警察本部] </pre>
2	人的及び 住家被害報告	<pre> graph LR A[市本部 調査班] --> B[一関地方支部 福祉環境班] B --> C[県本部] D[一関警察署 千厩警察署] --> E[県警察本部] </pre>
3	庁舎等 被害報告	<pre> graph LR A[市本部 財政班] --> B[一関地方支部 総務班] B --> C[県本部] </pre>
4	社会福祉施設 被害報告	<pre> graph LR A[市本部 救護班] --> B[一関地方支部 福祉環境班] B --> C[県本部] </pre>
	社会教育施設 被害報告	<pre> graph LR A[市本部 避難統括班] --> B[一関地方支部 教育事務所班] B --> C[県本部] </pre>
	文化施設、 被害報告	<pre> graph LR A[市本部 教育文化班] --> B[一関地方支部 教育事務所班] B --> C[県本部] </pre>
	体育施設 被害報告	<pre> graph LR A[市本部 体育施設班] --> B[一関地方支部 教育事務所班] B --> C[県本部] </pre>

様式	報告区分	報告系統
5	医療衛生施設 被害報告	<p>【医療施設】</p> <p>市 本 部 衛 生 班</p> <p>【上水道施設】</p> <p>市 本 部 水 道 班</p> <p>【衛生施設】</p> <p>市 本 部 生 活 環 境 班</p> <p>一関地方支部 保 健 医 療 班</p> <p>県 本 部</p>
6	消防施設 被害報告	<p>市 本 部 統 括 班</p> <p>一関地方支部 総 務 班</p> <p>県 本 部</p>
7	観光施設 被害報告	<p>市 本 部 商 業 班</p> <p>一関地方支部 総 務 班</p> <p>県 本 部</p>
8	商工関係 被害報告	<p>市 本 部 商 業 班</p> <p>一関地方支部 総 務 班</p> <p>県 本 部</p>
9	高圧ガス 火薬類施設 及び鉱山関係 被害報告	<p>市 本 部 工 業 班</p> <p>一関地方支部 総 務 班 (高圧ガス・火薬 類施設) 福 祉 環 境 班 (鉱山関係)</p> <p>県 本 部</p>

様式	報告区分	報告系統
12	農業施設 被害報告	 <pre> graph LR A[市本部 農政班] --> B[一関地方支部 農林班] B --> C[県本部] </pre>
13	農作物等 被害報告	 <pre> graph LR A[市本部 農政班] --> B[一関地方支部 農林班] B --> C[県本部] </pre>
14	家畜等関係 被害報告	 <pre> graph LR A[市本部 農政班] --> B[一関地方支部 農林班] B --> C[県本部] </pre>
15	農地農業用施設 被害報告	<p>【農地】</p>  <pre> graph LR A1[市本部 農政班] --> B[一関地方支部 農林班] A2[市本部 農地林務班] --> B B --> C[県本部] </pre> <p>【農業用施設】</p>
16	林業関係 被害報告	 <pre> graph LR A[市本部 農地林務班] --> B[一関地方支部 農林班] B --> C[県本部] </pre>

様式	報告区分	報告系統
17	河川・道路等 土木施設 被害報告	<p>【河川・道路・橋梁等】</p> <p>市 本 部 維 持 班 治 水 班</p> <p>【公園施設等】</p> <p>市 本 部 都 市 計 画 班</p> <p>【下水道施設等】</p> <p>市 本 部 下 水 道 班</p> <p>一関地方支部 土 木 班</p> <p>県 本 部</p>
18	公営住宅等 被害報告	<p>市 本 部 建 築 住 宅 班</p> <p>一関地方支部 土 木 班</p> <p>県 本 部</p>
19	児童・生徒 及び教員等 被害報告	<p>市 本 部 学 校 教 育 班</p> <p>一関地方支部 教 育 事 務 所 班</p> <p>県 本 部</p>
20	学 校 被 害 報 告	<p>市 本 部 学 校 教 育 班</p> <p>一関地方支部 教 育 事 務 所 班</p> <p>県 本 部</p>
21	文 化 財 被 害 報 告	<p>市 本 部 教 育 文 化 班</p> <p>一関地方支部 教 育 事 務 所 班</p> <p>県 本 部</p>

第6節 災害広報広聴計画

災害時における市民及び関係機関等に対する広報広聴活動並びに報道機関に対する情報発表等の広報活動は、別に定めるもののほか、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者及び担当部

(1) 市本部長及び防災関係機関は、相互に密接な連絡を保ち、災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するため、広報広聴活動を実施し、併せて新聞、放送等の報道機関の機能を通じて災害応急対策の効果的推進を図るため、これらの機関に対する情報発表、資料の提供を積極的に行うものとする。

広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

(2) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班 名	担 当 内 容
消 防 本 部	統 括 班 (防 災 課)	災害対策本部長の権限に関すること。
市 長 公 室	調 整 班 (政策企画課) (プロジェクト推進室)	①自衛隊に関すること。 ②他市町村の応援に関すること。 ③陳情、請願に関すること。 ④国・県職員の応援要請に関すること。
	広 聴 広 報 班 (広聴広報課) (ILC推進課)	①広報資料の収集、作成及び整理に関すること。 ②報道発表に関すること。 ③市民相談及び苦情の聴取に関すること。
総 務 部	総 務 班 (総 務 課)	① 部・各支所との調整に関すること。 ② 公用負担に関すること。
	財 政 班 (財 政 課)	被害調査のとりまとめ内容に関すること。
まちづくり 推 進 部	調 査 班 (税 務 課)	人的被害に関すること。
	避 難 統 括 班 (まちづくり推進課)	①公共交通機関に関すること。 ②避難者に関すること。
	応 援 要 請 班 (いきがづくり課) (交流推進課)	一般ボランティアに関すること。

市民環境部	市民救護班 (市民課)	遺体の収容所に関すること。
	救護所開設班 (国保年金課)	応急救護所に関すること。
	生活環境班 (生活環境課)	一般廃棄物、産業廃棄物に関すること。
保健福祉部	衛生班 (健康づくり課)	医療、感染症予防に関すること。
	救護班 (長寿社会課)	①日本赤十字奉仕団に関すること。 ②避難行動要支援者に関すること。
商工労働部	商業班 (観光物産課) (商政課)	観光、商業関係に関すること。
	工業班 (工業労政課)	ガスに関すること。
農 林 部	農政班 (農政課)	農作物、家畜等に関すること。
	農地林務班 (農地林務課)	農業、林業等に関すること。
建 設 部	維持班 (道路管理課)	交通不能箇所に関すること。
	建築住宅班 (都市整備課)	住宅の応急修理に関すること。
上下水道部	水道班 (総務管理課) (水道課) (東部上下水道課)	応急給水に関すること。
	下水道班 (下水道課) (東部上下水道課)	下水道、農業集落排水施設に関すること。
教 育 部	学校教育班 (教育総務課) (学校教育課)	学校関係に関すること。
	教育文化班 (文化財課)	文化施設に関すること。
消 防 本 部	消防総務班 (総務課)	消防、水防活動に関すること。

2 広報活動

(1) 広報資料の収集

ア 市本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集するものとする。

(ア) 市本部広聴広報班及び市支部が撮影した災害写真、ビデオ等

(イ) 県、防災関係機関及び市民等が撮影した災害写真、ビデオ等

(ウ) 災害応急対策活動の状況取材した写真、ビデオ等

イ 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努めるものとする。

ウ 市本部長及び防災関係機関は、県本部長に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに、適時に更新するものとする。

(2) 市民に対する広報

ア 広報の優先順位

災害広報は、災害発生後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

(ア) 災害の発生状況

(イ) 災害発生時の注意事項

(ウ) 避難指示等の発令状況

(エ) 道路及び交通情報

(オ) 医療機関の被災情報及び活動状況

(カ) 給食、給水の実施

(キ) 毛布等の生活関連物資の配給

(ク) 安否情報

(ケ) ライフラインの応急復旧の見通し

(コ) 生活相談の受付

(サ) 各災害応急対策の実施状況

(シ) その他の生活関連情報

イ 広報の方法

災害広報の実施者は、各種の広報手段を活用して行うものとし、おおむね次の方法により実施する。

防災行政情報システム、有線放送、ケーブルテレビ、広報車、ヘリコプター等の航空機、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む）、広報紙、テレホンサービス、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む）、新聞等
--

(3) 報道機関への発表

ア 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、市本部長が必要と認められるものについて行うものとする。

イ 発表は、原則として、市本部広聴広報班長が記者クラブに対して行うものとする。

ウ 市本部広聴広報班長は、報道機関に対して発表した情報について、必要と認める各班に送付するとともに、必要に応じて防災機関に提供するものとする。

(4) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、別図のとおりとする。

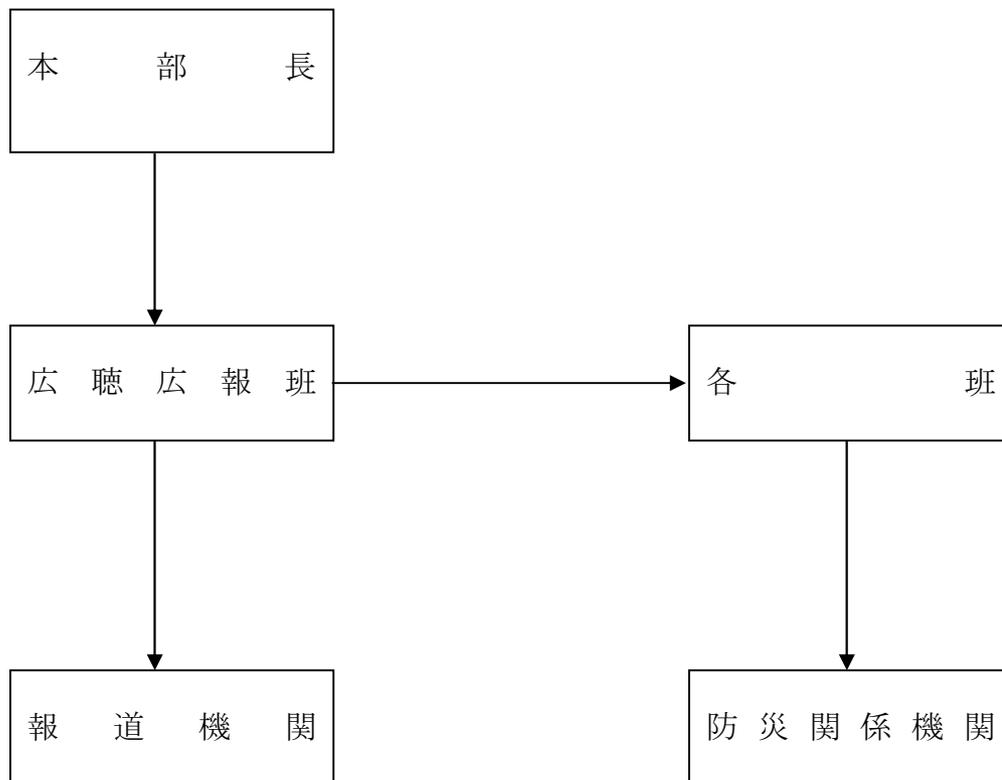
3 広聴活動

(1) 市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努めるものとする。

(2) 市本部長は、本庁舎及び支所内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

別 図

災 害 広 報 系 統 図



第 7 節 輸送計画

り災者、避難民及び災害応急対策要員の移送並びに災害応急対策用の資材、物資等の輸送については本計画の定めるところによる。

1 実施責任者及び担当部

- (1) 市本部長、その他の防災機関は、それぞれの所掌応急対策業務に応じ、り災者、避難民及び災害応急対策要員の移送並びに災害応急対策用の資材、物資の緊急輸送等を行うとともに関係団体等との物資輸送に係る災害応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備するものとする。
- (2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
総務部	財政班	財政班長 (財政課長)	輸送全般に関すること。

2 実施要領

- (1) 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 応急復旧対策に従事する者 イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者 ウ 食料、飲料水その他生活必需品 エ 医療品、衛生資材等 オ 応急復旧対策用資機材 カ 罹災者、避難者等 キ その他必要な要員、物資及び機材 |
|--|

- (2) 陸上輸送及びその他の輸送

災害時における輸送には、次の種類があるので諸種の状況を的確に判断して選定実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 自動車等による輸送 イ 鉄道輸送 ウ 航空輸送 |
|---|

- (3) 輸送力の確保

ア 輸送を実施するために必要な輸送力の確保とその配分については、財政班長において行うものとする。輸送力中、車両の確保の順位には、まず、直接指揮下にあるものが充てられる。

イ 市本部長、財政班長は、おおむね次の順位により動員するものとする。

(ア) 自動車による輸送

- a 応急対策事業に直接関係のない業務を営む公共団体の車両
- b 営業者所有の車両
- c 一般自家用車両

(イ) 鉄 道 輸 送

(ウ) 航 空 輸 送

ウ 市本部長は、応急対策業務遂行上必要とする車両が所管区域内において不足を生じ又は困難な場合は、次の条件を明示して地方支部長を通じて県本部長へ要請し、又は自衛隊の派遣要請等の措置を講ずるものとする。

事 項	明 細
輸送区間及び借上げ期間	
輸送人員又は輸送量	
輸送車両の種類及び台数	
場 所 及 び 日 時	
そ の 他 必 要 事 項	

(4) 事 前 準 備

ア 自動車による輸送

(ア) 市本部長は、災害時における自動車等の確保のため、市所有自動車等の集中管理又は民間等の自動車の動員についてあらかじめ計画を定め、必要な事項について事前に調査を行い、その実施体制の整備を図るものとする。

(イ) 市本部長は、災害時における輸送車確保のため、民間所有車両の保有台数、用途別、車種、燃料別、業務別を作成し、輸送車両を確保し災害時において輸送の円滑を図るものとする。(資料編3-7-1~3-7-8)

(ウ) 輸送車両の配車計画

財政班長は、災害時における各種輸送及び各部よりの要請等考慮して車両配車し、輸送の円滑を図るものとする。

イ 鉄 道 輸 送

鉄道による輸送についてはあらかじめ、調査を行いその実施体制整備を図るものとする。

ウ 航 空 輸 送

(ア) 市本部長は次の事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- a 人命、身体の保護上緊急を要するとき。
- b 陸上輸送手段ができないとき
- c その他輸送又は移送に緊急を要するとき。

(イ) 航空機の確保

- a 市本部長は航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して地方支部長を通じて県本部長に対してあつせんを要請する。

事 項	明 細
要 請 の 理 由	
輸送するものの所在地	
輸送するものの内容数量	
輸 送 先	
輸 送 希 望 日 ・ 時	
荷 送 人 ・ 荷 受 人	
離着陸を希望する場所及び同地の状況	
そ の 他 参 考 事 項	

- b 航空機のあつせん業務は応援要請班が手続き事務及び航空輸送事業者等との必要な連絡事務を担当する。
- (ウ) 自衛隊を希望する場合の手続きは、本計画第3章第13節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。
- (エ) 市本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次の準備を行う。
 - a 事前の準備
 - ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
 - b ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- (オ) 受入れ時の準備
 - a 離着陸時点には、H記号を風と平行方向にむけて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。

- b ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
- c 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては除雪又はてん圧を行う。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- e 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

3 輸送関係従事命令等について

本計画第3章第26節「応急対策要員確保計画」に定めるところによる。

4 災害救助法を適用した場合の輸送の基準

本計画第3章第15節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第8節 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設の保全が必要となった場合、又は災害時における交通確保のため必要があると認めるときの交通の禁止及び制限（以下本節において「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策は本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

(1) 規制の実施は、次の区分によって行うものとする。

区 分	実施責任者担当 部課地方支部班	対 象	事 由
道路管理者	国土交通大臣 (岩手河川国道事務所)	一般国道4号線のうち一関市真柴字武奈沢37番の53～一関市中里字沢田242の1	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合（道路法第46条）
	県本部長 (県土整備部道路環境課 一関地方支部土木班)	上記以外の一般国道・県道	
	市本部長 (維持班)	市道	
警察機関	公安委員会 (交通部 交通規制課)	必要な全道路	県内又は隣接県に災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の応急措置を実施するため緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合(災害対策基本法第76条)

	警 察 署 長	下記警察署長の行うもの以外のもの	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合（道路交通法第4条又は第5条）
		交通の禁止又は制限をするべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、かつ、その期間が1か月を超えないもの	
	警 察 官	必要な全道路	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合（道路交通法第6条）

(2) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担 当 内 容
市長公室	調 整 班	調整班長 (政策企画課長) (プロジェクト推進室長)	自衛隊等による輸送等の要請
総 務 部	財 政 班	財政班長 (財政課長)	輸送に関すること。
建 設 部	維 持 班	維持班長 (道路管理課長)	管理道路に係る交通規制及び応急対策

2 防災拠点等の指定

市本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を地域ごとに定める。

ア 防災拠点

市庁舎、支所庁舎、市総合防災センター、消防本部、消防署及び分署

イ 物資集積・輸送拠点

 J R各駅、各地域の流通団地

ウ 交通拠点

 ① 東北縦貫自動車道 一関 I C

 ② 国道 4号、284号、342号、343号、456号、457号

 ③ 主要県道

3 緊急輸送道路の指定

(1) 市本部長は、緊急輸送道路を指定し防災上の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には優先的に交通の確保を図る。

(2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路から指定する。

 ア 他市市内を結ぶ高速自動車道及び一般国道を中心とする幹線道路

 イ 防災拠点等へのアクセス道路

 ウ 上記道路の代替道路

(3) 市本部長が指定する緊急輸送道路は、次のとおりとする。

路 線 名	指 定 区 間	使用区間	備 考
東北縦貫自動車道	上り線 一関 I C ～ 若柳金成 I C	全 線	
	下り線 一関 I C ～ 平泉前沢 I C	〃	
国 道 4 号	宮城県境 ～ 平泉町境	〃	
国 道 2 8 4 号	国道4号線 高梨交差点 ～ 気仙沼市境	〃	
国 道 3 4 2 号	宮坂交差点 ～ 登米市境	〃	
国 道 4 5 6 号	奥州市境 ～ 登米市境	〃	
国 道 4 5 7 号	高梨交差点 ～ 栗原市境	〃	
(一般県道) 県道相川平泉線	一関大東線交差点 ～ 平泉町境	〃	
(主要地方道) 一 関 大 東 線	竹山交差点 ～ 摺沢終点	〃	
国 道 3 4 3 号	一関大東線との交点 ～ 陸前高田市境	〃	
(主要地方道) 一 関 北 上 線	竹山交差点 ～ 平泉町境	〃	

4 道路啓開等

(1) 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互の連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧方法

ア 道路上の瓦礫等の障害物の除去による道路啓開を行う。

イ 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH型鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送道路等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であることの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

イ 第2次交通規制

道路状況において、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者に対して移動等の措置をとることを命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又は命令の相手が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る。）。

エ 交通規制の実施により、車両が渋滞し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講じる。

(3) 交通規制の周知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合においては、原則として、規制標識を設置する（災害対策基本法施行規則別記様式第2）。

イ 標識を設置することが困難、若しくは不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。

また、警察官等が現地において指導に当たる。

ウ 規制標識には、次の事項を表示する。

<p>(ア) 禁止又は制限の対象</p> <p>(イ) 規制する区域、区間</p> <p>(ウ) 規制する期間</p>

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の実態及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

オ 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

道路管理の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、一関地方支部警察署班に連絡するとともに、市民への周知に努めるものとする。

(5) 災害時等における規制の種別及び根拠は、概ね次による。

ア 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

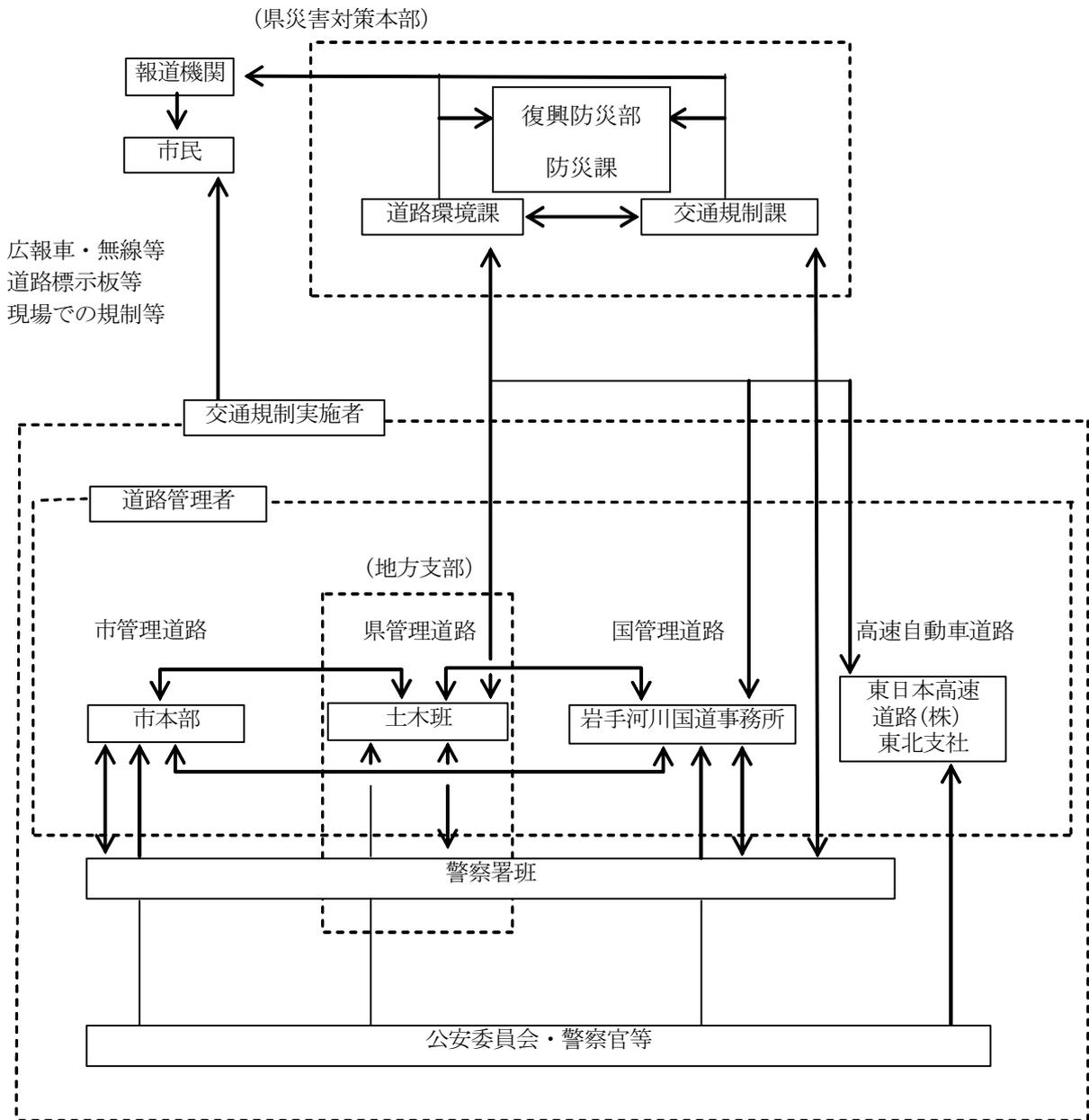
イ 道路法に基づく規制（同法第46条）

ウ 道路交通法に基づく規制（同法第4条－第6条）

(6) 交通規制連絡系統

交通規制連絡系統は、別図のとおりとする。

交通規制連絡系統図



※ この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

6 緊急通行車両等の事前届出

- (1) 災害業務を迅速かつ円滑に行うため、協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、緊急通行車両標章又は規制除外車両標章交付のための事前届出制度の周知を行う。また、市所有の公用自動車を緊急通行車両として事前届出書を県公安委員会へ申請する。なお、届出済証を交付された車両については、緊急通行車両事前届出簿に記載しておく。

- (2) 緊急輸送のため車両を使用する者は、財政班長に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

事 項	明 細
番号標に表示されている番号	
輸送人員又は品名	
使用者の住所及び氏名	
通行日時	
通行経路（出発地、目的地）	

- (3) 県公安委員会（交通規制課又は警察署）は、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、次の事項を明らかにすることにより、確認のため審査を省略する。

ア 当該車両を使用して行う業務を証明する書類
イ 届出済証

- (4) 県本部長及び県公安委員会は、緊急通行車両である旨を確認したとき、災害対策基本法施行規則別記様式第3及び第4に定める標章及び証明書を交付する。
- (5) 県公安委員会は、規制除外車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別記様式3に定める標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

7 災害時における車両の移動

- (1) 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保する必要があるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等を破損することによって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- (4) 市は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

別記様式第2 (第5条関係)



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合に於ては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式第3 (第6条関係)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第 4 (第 6 条関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 [㊞] 公安委員会 [㊞]
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

第9節 公安警備計画

公安警備計画については、県計画によるほか「岩手県警察大規模災害警備計画」の定めるところによるものとする。

第10節 消防活動計画

火災等の各種災害による被害から市民の生命、身体及び財産を保護するための消防応急活動は本計画の定めるところによるものとする。

大規模災害発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り火災防ぎょ活動等を行うものとし、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援協定」、「消防相互応援に関する協定」、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」、「緊急消防援助隊の応援等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定めるところにより消防相互応援を行うものとする。

本計画に定めのないものについては、一関市消防本部で定める「一関市消防計画」（以下「消防計画」という。）によるものとする。

1 実施責任者及び担当部

- (1) 市本部長は、火災その他の諸災害の鎮圧、被害軽減のため消防本部を活用して必要な応急措置を実施するものとする。
- (2) 消防本部は、市本部長の命令により消防応急活動を実施するものとする。
- (3) 市本部長は、火災等の災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合において「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき市町村に応援要請を行うものとする。
- (4) 市本部長は、大規模災害が発生し、人命救助等が必要と認める場合においては、県本部長を通じて緊急消防援助隊の出動要請を行うものとする。
- (5) 市本部長は、県本部長に対し、自衛隊及び消防隊の応援の必要が生じた場合においては、本計画第3章第13節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」に基づき応援要請を行うほか、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき広域航空消防応援の要請を行うものとする。
- (6) 市本部長はこれらの要請を行った場合においては、派遣部隊の活動が十分行えるよう連携を図り受入体制の確保に努めるものとする。
- (7) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担 当 内 容
消防本部	消防活動班	消防活動班長 (消防署長) (分署長)	消防活動に関すること。

	消防総務班	消防総務班長 (消防本部総務課長)	消防応援隊の活動に関すること。
市長公室	調 整 班	調整班長 (政策企画課長) (プロジェクト推進室長)	応援要請に関すること。

2 実施要領

市本部長の措置は、次のとおりとする。

- (1) 市本部長は、災害が発生し又は発生のおそれがあり必要と認めるときは消防機関の長に対して、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じるものとする。
- (2) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援するとともに、災害が拡大し、必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は、当該区域から退去を命ずるものとする。
- (3) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村長に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第13節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (4) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達方法及び有線電話途絶時における通信運用体制等を定めておくものとする。

イ 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとるものとする。

(ア) 消防職員・団員に対する出動準備命令

(イ) 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

(ウ) 出動準備終了後における市本部長への報告

A 消防職員・団員の数

B 待機状況

C 部隊編成状況

D 装備状況等

ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告するものとする。

エ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受けるものとする。

(2) 火災防ぎょ活動

ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的な運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止するものとする。

イ 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 火災の規模が比較的小さいと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

(イ) 火災規模が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

(ウ) 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果が期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょに当たる。

(エ) 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。

(オ) 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

(カ) 他の災害が同時に発生した場合は、原則して火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、その活動計画等を定めておくものとする。

イ 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ等に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努めるものとする。

ウ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 負傷者に対しては、可能な限り応急処置を行ったうえ、安全な場所に搬送を行うものとする。
 - (イ) 負傷者が多数発生した場合は、重傷者及び幼児・老人を優先するものとする。
 - (ウ) 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先するものとする。
- (4) 避難対策活動
- ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定めておくものとする。
 - イ 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図るものとする。
 - ウ 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等の正しい情報に基づき住民を安全な方向に誘導するものとする。
 - エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険区域からの避難が完了するまで火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図るものとする。
また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導する。
 - オ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図るものとする。
- (5) 情報収集・広報活動
- 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるようあらかじめ、その活動計画を定めておくものとする。
- (6) 消防警戒区域等の設定
- ア 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定し応急活動の従事者等法令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
 - イ 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁

止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域から退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

(7) 措置命令

消防職員・団員は、警察官がその場にはいない場合に限り、消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するために必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第11節 水防計画

洪水による水災を警戒・防ぎよし、又はこれらの被害を軽減するための計画は、「水防計画編」によるものとする。

第12節 相互応援協力計画

1 基本方針

- (1) 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- (2) 市及びその他の防災関係機関は、その所管事務に関する団体等との締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (3) 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- (4) 市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

2 実施機関

実施機関	応援の内容
市本部長	(1) 大規模災害で被災した他の市町村への応援 (2) 大規模災害で被災した当市への応援要請 (3) 市が相互応援協定を締結している市町村等については、それぞれの協定に基づき、相互に応援協力する。

[市本部の担当]

部	班	担当業務
市長公室	調整班 (政策企画課) (プロジェクト推進室)	(1) 大規模災害時の隣接市町村等に対する相互応援の連絡調整 (2) 自衛隊の災害派遣要請

	広聴広報班 (広聴広報課)	報道機関に対する報道協力要請
総務部	財政班 (財政課)	(1) 支援物資等の輸送に係る国、県及び関係団体に対する応援要請 (2) 国及び県に対する輸送車両等のあっせん要請
まちづくり 推進部	応援要請班 (いきがいきづくり課) (交流推進課)	災害ボランティアに関する支援の受入れ等の連絡、調整
市民環境部	市民救護班 (市民課)	埋葬用品等の調達に係る国、県及び関係団体に対するあっせん要請
	救護所開設班 (国保年金課)	支援物資（災害見舞金を除く）全体のとりまとめ、調整、各課及び各支所への指示、調整
	生活環境班 (生活環境課)	廃棄物処理に関する仮設トイレ、バキュームカー、ごみ収集車等の調達に係る国、県及び関係団体に対するあっせん要請
保健福祉部	衛生班 (健康づくり課)	(1) (一社)一関市医師会に対する医療救護班の派遣要請 (2) 一関歯科医師会に対する歯科医療救護班の派遣要請 (3) 一関薬剤師会に対する薬剤師の派遣要請 (4) 国及び県に対する医療班のあっせん要請 (5) 医薬品、医療用資機材及び遺体処理を行うために必要となる医薬品、医療用資機材等の調達に係る国、県及び関係業者に対するあっせん要請
	救護班 (長寿社会課)	(1) 米穀の調達に係る国、県及び関係団体等に対するあっせん要請 (2) 日本赤十字社に対する医療救護班の派遣要請
商工労働部	商業班 (観光物産課) (商政課)	(1) 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る国、県及び関係団体等に対するあっせん要請 (2) 副食物、野菜その他副食品の調達
	工業班 (工業労政課)	プロパンガスの調達に係る国、県及びガス製造業者に対するあっせん要請
農林部	農政班 (農政課)	稲の種苗、蚕種・桑苗、肥料及び病害虫防除用資機材の調達に係る国、県及び関係団体に対するあっせん要請

建設部	建築住宅班 (都市整備課)	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理に係る資材の調達に係る国、県及び関係団体に対するあっせん要請
上下水道部	水道班 (水道課)	給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車及び運搬車両等の資機材の調達に係る国、県及び市町村に対するあっせん要請
教育部	学校教育班 (教育総務課) (学校教育課)	(1) 学用品の調達に係る取扱い業者に対するあっせん要請 (2) 被災児童生徒の受入れに係る各都道府県・市町村教育委員会に対するあっせん要請 (3) 給食の実施に係る原材料又はパン、牛乳の調達に係る国、県及び関係団体に対するあっせん要請
消防本部	消防総務班 (消防本部総務課)	(1) 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 (2) 消防広域応援に係る連絡調整

3 実施要領

(1) 市町村の相互応援協力

ア 県内市町村における相互応援

(ア) 県内市町村は、大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置を実施できない場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

(イ) 応援の種類は、おおむね次のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> a 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供 b 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん c 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん d 被害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん e 災害応急活動に必要な職員等の派遣 f 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん g 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
--

(ウ) 応援要請は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

<ul style="list-style-type: none"> a 被害の種類及び状況

- b 応援を希望する物資及び資機材、物資、車両等の種類、数量等
- c 応援を希望する職種別人員
- d 応援場所及び応援場所までの経路
- e 応援の期間
- f その他参考事項

イ その他の相互応援

市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

(2) 県に対する応援要請

ア 市本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは十分に被災者の救援等の応急対策ができない場合は、原則として地方支部長を通じて県本部長に応援を求める。

被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる市町村にあっても、同様とする。

イ 応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日、文書を提出する。

- a 被害の種類及び状況
- b 応援を希望する物資、資機材、車両等の種類、数量等
- c 応援を希望する職種別人員
- d 応援場所及び応援場所への経路
- e 応援の期間
- f その他参考事項

(3) 防災関係機関の相互協力

ア 防災関係機関の応援要請

(ア) 防災関係機関の長は、市本部長に対して、応急措置の実施若しくはあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、消防本部消防長に対して、口頭又は電話により要請し、後日、文書を提出する。

- a 被害の種類及び状況
- b 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ）
- c 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- d 応援場所及び応援場所への経路

- | |
|-----------|
| e 応援の期間 |
| f その他参考事項 |

(イ) 各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。

(ウ) 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

(4) 団体等との協力

市及び防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

(5) 消防活動に係る相互協力

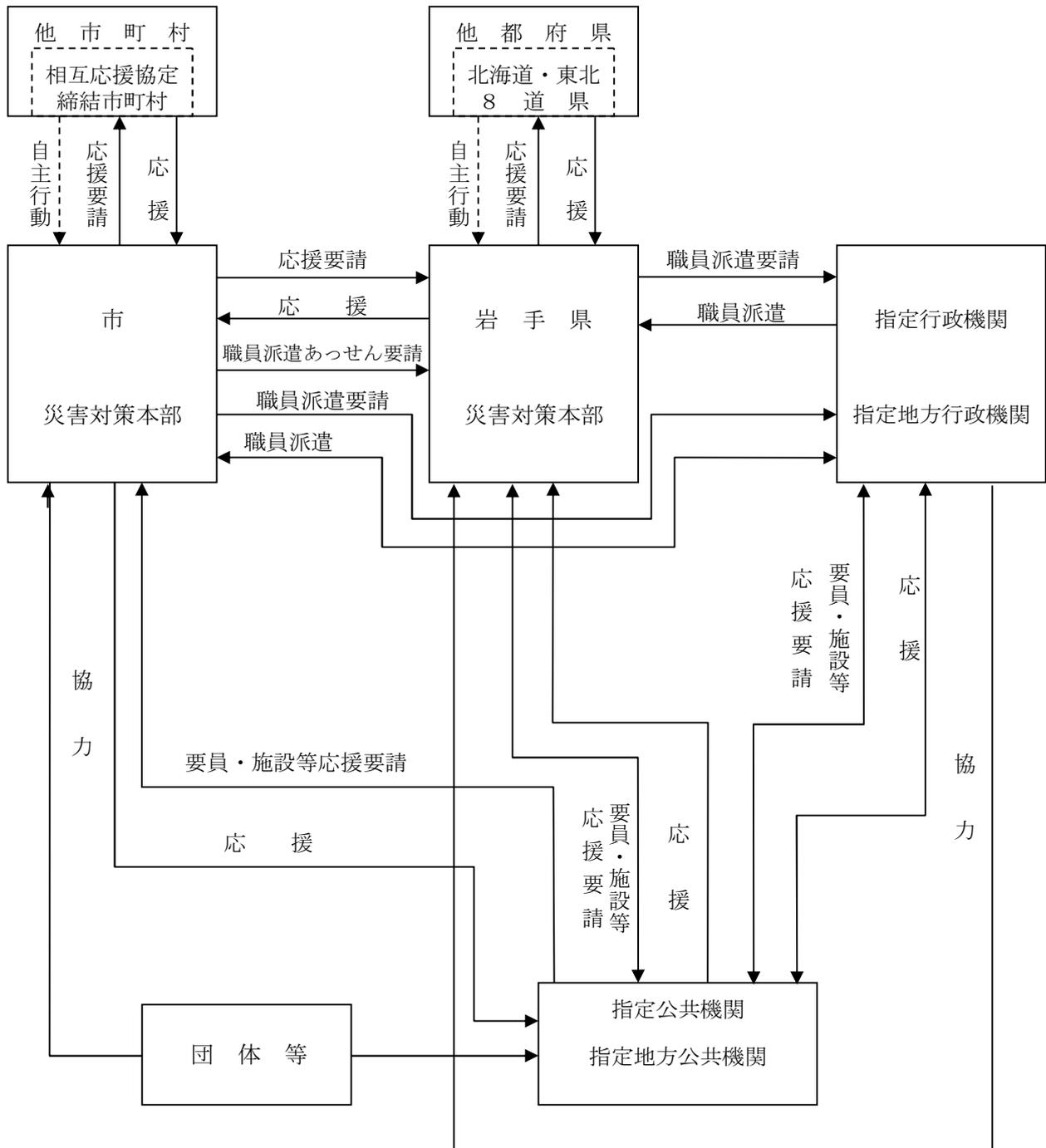
大規模災害時における県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、本計画第3章第10節「消防活動計画」に定めるところによる。

(6) 経費の負担方法

ア 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。

イ 防災関係機関等が市に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

災害時における相互応援体制



第13節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

災害応急対策のため、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する場合の手続きは、本計画の定めるところによるものとする。

1 災害派遣要請依頼責任者

部	班	担 当 責 任 者	担当業務
市長公室	調整班	調整班長 (政策企画課長) (プロジェクト推進室長)	1 自衛隊の災害派遣要請依頼 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 災害派遣部隊に対する支援

2 災害派遣の要請依頼手続

(1) 災害派遣の要請依頼

ア 市本部長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、様式1 自衛隊災害派遣要請依頼書を提出する。この場合において、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (エ) その他参考となる事項(派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等) |
|---|

イ 市本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、市本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

ウ 市本部長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続きに準じて、県に変更の手続きを申し出る。

エ 市本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令）に通知することができる。

オ 市本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を報告しなければならない。

カ 自衛隊の災害派遣要請依頼を行う場合の系統は、別図のとおりとする。

(2) 撤収の要請

市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した様式2 災害派遣撤収要請により、県本部長に撤収要請を依頼する。

3 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

受入れ側の市本部長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。

ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備する。

エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- (ア) 災害情報の収集及び交換
- (イ) 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
- (ウ) 県等の保有する資機材等の準備状況
- (エ) 自衛隊の能力、作業状況
- (オ) 他の災害復旧機関等との競合防止
- (カ) 関係市町村相互間における作業の優先順位
- (キ) 宿泊及び経費分担要領
- (ク) 撤収の時期及び方法

(2) ヘリコプターによる災害派遣の受入れ

市本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

ア 事前の準備

(ア) ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。

(イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

(ウ) 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。

(エ) 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

(ア) 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹流しを掲揚する。

(イ) ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

(ウ) 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。

(エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

(オ) 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

(カ) 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

4 災害派遣に伴う経費の負担

(1) 自衛隊の救護活動に要した経費のうち、次の経費は原則として派遣を受けた市が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救護活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救護活動に必要な光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。)、水道料金、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

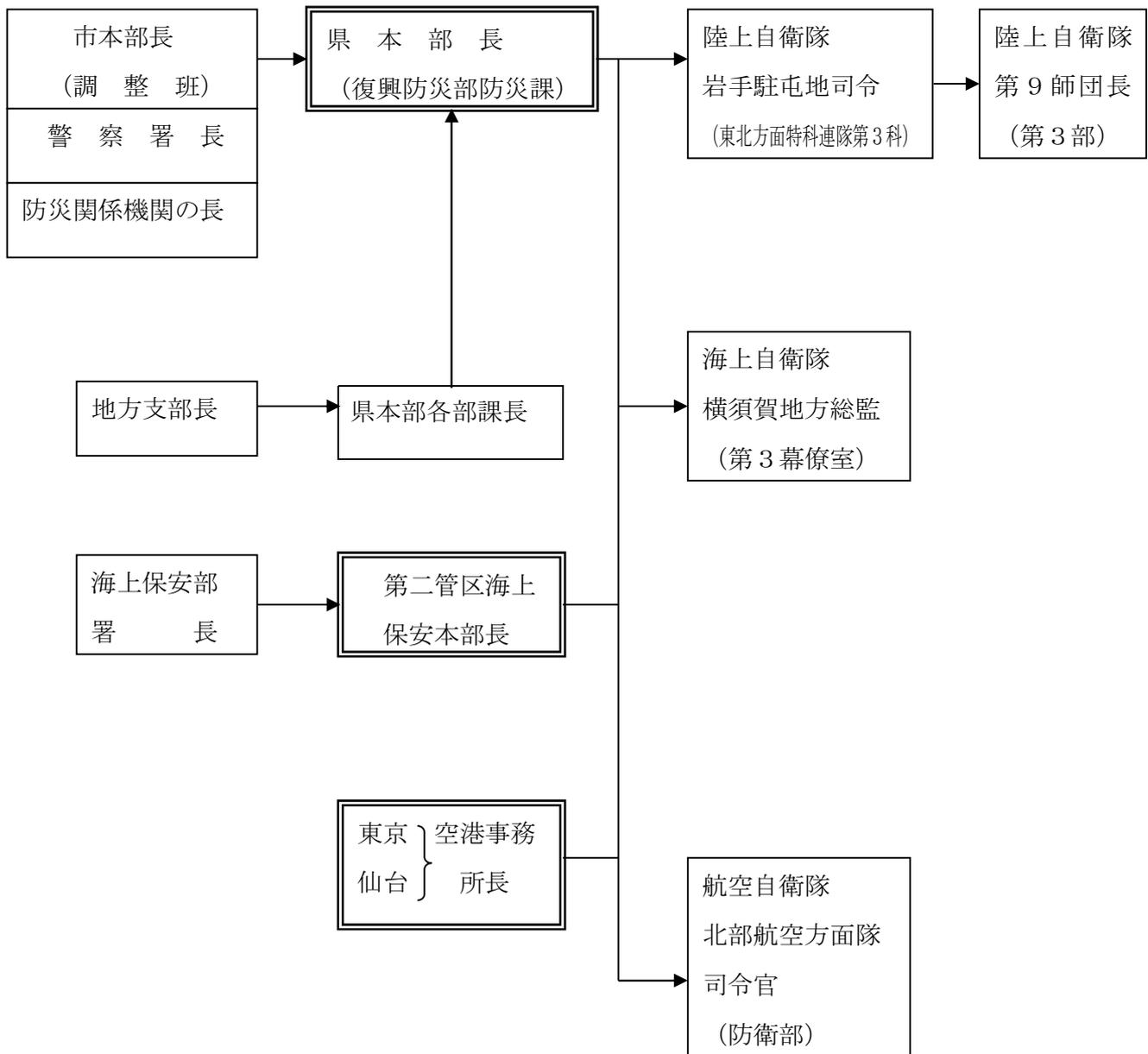
ウ 派遣部隊の救護活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

別 図

要請系統



注1 は、災害派遣要請権者、() は主管部課等を示す。

2 市本部長は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕が無いときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

様式 1

災害派遣要請書	
一関	号
年 月 日	
岩手県知事	殿
一関市長	
自衛隊の災害派遣要請依頼について	
<p>災害を防除するため、自衛隊法第 83 条に基づく派遣を下記のとおり依頼します。</p>	
記	
1	災害の状況及び派遣を要請する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動内容
4	その他参考となるべき事項

様式 2

災害派遣撤収要請書		
一関	号	
年 月 日		
岩手県知事	殿	
一関市長		
自衛隊の撤収要請について		
<p>このことについて、自衛隊法第 83 条の規定により災害派遣を要請しましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。</p>		
記		
1	撤収要請日時	年 月 日
2	派遣要請日時	年 月 日
3	撤収作業場所	
4	撤収作業内容	

第14節 防災ボランティア活動計画

災害時における防災ボランティアの活動（民間団体等の活動を含む。）について、本計画の定めるところによるものとする。

1 基本方針

- (1) 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- (2) 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- (3) 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- (4) 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- (5) 防災ボランティアの受付登録、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

2 実施責任者及び担当部

- (1) 防災ボランティアの活動計画の実施は、市本部長が行うものとする。
- (2) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
まちづくり 推進部	応援要請班	応援要請班長 (いきがづくり課長)	防災ボランティアの活動に関する こと。

3 実施要領

(1) 防災ボランティアリーダー等の養成

ア 市本部長は、日本赤十字社岩手県支部一関市地区（以下「日赤市地区」という。）、社会福祉法人一関市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）等と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。

イ 日赤市地区は、日本赤十字奉仕団等に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修への派遣に努める。

ウ 市社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアリーダー及びコーディネーター養成講座など養成研修を行う。

この場合において、日赤市地区、市社協等は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市と連携し、小地域ごとに複数のものが受講するように努める。

エ 市本部長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- | |
|---------------|
| ① 地域情報に関すること。 |
|---------------|

- ② 避難行動要援護者の状況
- ③ 要配慮者に対する配慮（心構え）
- ④ 避難所の状況
- ⑤ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

(2) 防災ボランティアの登録

ア 市社協は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。

イ 防災ボランティアの登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動可能地域等の別に行う。

(3) ボランティアの受入れ

市本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。また、市本部長は、社会福祉協議会、NPO及びボランティア等との連携を図るとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、被災者のニーズに応じた支援活動を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

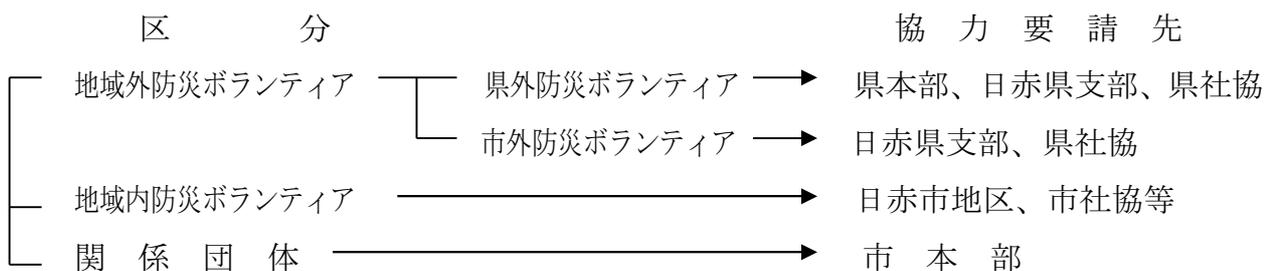
災害時において、防災ボランティアの受付を行うため、次の事項について事前に協議するものとする。

- ア 防災ボランティアに提供する情報
- イ 防災ボランティアに提供する装備、資機材
- ウ 防災ボランティアの宿泊する施設
- エ 防災ボランティアの活動拠点
- オ 防災ボランティアとの連絡調整の方法
- カ その他必要な事項

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

4 防災ボランティアに対する協力要請

(1) 市本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤市地区、県社協、市社協等と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請するものとする。



(2) 市本部長は、地域内防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報を提供して要請する。

- ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等
- イ 防災ボランティアの集合日時及び場所
- ウ 防災ボランティアの活動拠点
- エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

5 関係団体等の活動

(1) 市本部長は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議するものとする。

- ア 日本赤十字奉仕団
- イ 自治会、自主防災組織
- ウ 婦人会、青年会
- エ 高等学校・中学校生徒
- オ その他

(2) 活動内容

ア 関係団体等の防災ボランティアの申し出は、応援要請班長が受け付けし、おおむね次の区分により業務に従事する。

従 事 内 容	所 属
炊出しその他被災者の生活援助	救護班
清 掃 作 業	生活環境班
防 疫 作 業	衛生班
物資の輸送・配分	財政班、救護班、商業班
災害広報・チラシ配布等	広聴広報班
その他必要と認める作業	応援要請班

イ 防災ボランティアに従事させるときは、当該団体の構成員、人員数を考慮して最も適した作業に従事させるものとする。

6 防災ボランティアに対する補償

市本部長は、市社協と連携し、災害応急対策活動に従事したために死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は傷害の状態になった者に対し補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」制度への加入について配慮するものとする。

第15節 災害救助法の適用計画

災害時に災害救助法（以下本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施するための基準及び手続き等は別に定めるほか、本計画の定めるところによるものとする。

なお、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

1 法の適用及び担当部

(1) 法を適用した場合に県本部長の職権の委任をうけて、市本部長が実施する救助は、次のとおりとする。

- ア 避難所の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の搜索
- コ 死体の処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市本部における担当部は別に定めるもののほか、次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担 当 内 容
保健福祉部	救護班	救護班長 (長寿社会課長)	法に基づく災害救助事務に関すること。

2 法適用の基準

(1) 法による救助は、市の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市域の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものとする。

- ア 市の区域内の住家が滅失した世帯（以下本節中「被害世帯」という。）の数が次のいずれかに該当する場合

(ア) 被害世帯の数が100世帯以上であること。

(イ) 県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が50世帯以上であること。

(ウ) 県の区域内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数であること。

イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被災世帯が多数である場合。

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

(ア) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

(2) 前記(1)アによる被害世帯の数の算定は、次の方法によるものとする。

ア 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とみなす。

イ 住家が床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とみなす。

ウ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。

3 法適用の手続

(1) 市本部長の行う手続きは、次のとおりとする。

ア 被害認定の基準及び被害調査

被害認定の基準及び被害調査担当は、本計画第3章第5節「災害情報の収集及び報告等の計画」に定めるところによるものとする。

イ 報告要領

(ア) 市本部長は、前記2(1)ウ後段により法が適用されると認められる災害の発生するおそれが生じた場合は、本計画第3章第5節「災害情報の収集及び報告等の計画」に定める被害情報の様式1「発生報告・応急対策報告」により速やかに広聴広報班を通じて一関地方支部福祉環境班長に情報提供するものとする。

(イ) 市本部長は、前記2(1)により法適用の基準に達した被害が発生した場合は、

本計画第3章第5節「災害情報の収集及び報告等の計画」に定める被害報告の様式2「人的及び住家被害報告」により速やかに広聴広報班を通じて一関地方支部福祉環境班長に情報提供するものとする。

ウ 報告事務処理

報告は、次によるものとする。

区 分	報告担当班	経 由 班	報告受領機関
本計画第3章第5節「災害情報の収集及び報告等の計画」様式2	調査班	広聴広報班	一関地方支部 福祉環境班長

4 救助の種類、程度、期間等

救助の種類、程度、期間等は、資料編3-15-1のとおりとする。

5 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、災害応急対策計画の各節で定めるところによる。

救 助 の 種 類	災害応急対策計画の該当節
避難所の供与	第16節「避難・救出計画」
炊き出しその他による給与	第18節「食料・生活必需品等供給計画」
飲料水の供給	第20節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与	第18節「食料・生活必需品等供給計画」
災害にかかった者の救出	第16節「避難・救出計画」
災害にかかった住宅の応急修理	第21節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の供与	第28節「文教対策計画」
埋 葬	第25節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」
遺体の捜索	
遺体の処理	
輸送費及び人件費	第26節「応急対策要員確保計画」

第16節 避難・救出計画

市本部長は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における危険地域にある住民の避難のため立退きを指示、警告、避難場所及び避難所の設置並びに避難所への受入れは別に定めるもののほか、避難行動要支援者については「一関市避難行動要支援者の避難支援計画」によるものとし、特に避難行動に時間を要する者に対して、高齢者等避難を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。また、救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備するものとし、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出救助活動は本計画の定めるところによるものとする。また、市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害状況を考慮した実践的な訓練を実施するものとする。

1 実施責任者及び担当部

- (1) 市本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときには、人命及び身体を災害から保護し、若しくは災害の拡大を防止するため、必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者及びその他の者に対して避難のための立退き指示及び避難所の設置をするものとする。
- (2) 警察官は、市本部長が、前記(1)による避難のための立退きを指示することができないと認めたとき、又は当該市本部長からの要求があったときは、必要と認める地域の住民、滞在者及びその他の者に対し、避難のための立退き指示をするものとする。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態が生じた場合において、その場に居合わせた者、物件の管理者その他の関係者に対し、避難のための警告を発し、又は避難のための措置をとるものとする。
- (4) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
まちづくり 推進部	避難統括班	避難統括班長 (まちづくり推進課長)	避難者の安全に関すること。
消防本部	消防班	消防班長 (消防課長)	避難のための立退き指示の 避難誘導に関すること。
	活動班	活動班長 (署長又は分署長)	

2 実施要領

(1) 避難のための立退き指示及び警告の伝達事項

避難のための立退き指示及び警告を行うときは、状況の許す限り、次の事項を明示して行うものとし、緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、準備をさせ可能な限り避難行動の迅速化と安全性を図るものとする。

事 項	明 細
発 令 者	
避難のための立退き指示及び警告をする理由	
避 難 日 時	
避難経路及び避難先	
避難先における給食等の準備状況	
避難後の財産保護の措置	
避難の指示が出された地域	
避難時の服装・携行品	
避難行動時における注意事項	
その他必要な事項	

(2) 避難指示等

ア 避難指示等の実施及び報告

避難指示等は、以下の基準を具体的な発令基準として、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断するものとする。

(7) 高齢者等避難

- ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「警戒（赤）」（実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）のメッシュが出現し、さらに降雨が継続する見込みである場合
- ② 特別警報を伴うような台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- ③ 河川の水位が氾濫注意水位に達しさらに上昇が見込まれる場合

(4) 避難指示

- ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、さらに降雨が継続する見込みである場合

- ② 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
 - ③ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
 - ④ 河川の水位が、避難判断水位に達すると予想され、又は達した場合
 - ⑤ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険がある場合
 - ⑥ 堤防決壊等のおそれがある場合
 - ⑦ 火災が拡大するおそれがある場合
 - ⑧ その他危険が切迫していると認められる場合
- (ウ) 緊急安全確保
- ① 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現した場合
 - ② 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
 - ③ 土砂災害が発生した場合
 - ④ 河川が氾濫し、災害が発生した場合
 - ⑤ 災害が発生又は切迫していると認められる場合で、避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがある場合
- (エ) 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。
- (オ) 市本部長は、台風の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。
- (カ) 市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。
- (キ) 市は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努めるものとする。
- (ク) 市は、県に設置する「風水害対策支援チーム」で検討された、避難指示等発令を判断するための情報や助言内容等の伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。

- (ケ) 市本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- (コ) 実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- (ク) 警察官は、市本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市本部長から要請のあったときは、住民に対して避難の指示をする。この場合、警察官は直ちに避難の指示した旨を市本部長に通知する。(災害対策基本法第61条)

イ 地域住民等への周知

- (ア) 市は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
- (イ) 市本部長は、避難指示等の内容を、防災行政情報システムをはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

- (ウ) 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- (エ) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- (オ) 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を実施する。
- (カ) 観光客・外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- (キ) 緊急を要する場合のほか、あらかじめ、警告を発し、市民等に避難のための準備をさせる。
- (ク) 市は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）。

ウ 避難指示等の伝達方法

避難のための立退き指示の伝達方法は次により速やかに行うものとし、必要に応じ要配慮者に配慮した方法で実施する。

- (ア) サイレンの吹鳴、警鐘の打鐘による信号
- (イ) 広報車による伝達
- (ウ) 電話による伝達
- (エ) 口頭（メガホン）による
- (オ) 拡声器による伝達
- (カ) ラジオ、テレビ放送
- (キ) 防災行政情報システム等の活用による伝達
- (ク) その他あらゆる伝達の手段の利用

(3) 避難信号

避難の指示のため使用する信号の種類、内容及び様式は次のとおりとする。

災害の 種 類	種 類 及 び 内 容			摘 要		
	鐘 音	サイレン				
火 災	(連 点) ○－○－○－○－○	3秒	3秒	3秒	近火信号をもって 避難信号とする。	
水 災	(乱 打) ○○○○○	3秒	3秒	3秒	3秒 連続	水防法に基づく避 難信号とする。

(4) 避難順位

避難順位は、次のとおりとする。

ア	第1順位	要配慮者
イ	第2順位	防災活動従事者以外の者
ウ	第3順位	防災活動従事者

(5) 携帯品等に対する措置

避難のために立退きを指示するに当たり、立退きする者の携帯品については、次により措置するものとする。

- ア 緊急に立退かせる必要があると認められるときは、現金、貴金属以外の物は日用品、身廻品の最少限度の物にするように指示する。
- イ 立退きに時間的余裕があると認められるときは、次の程度の物品を携行するよう勧告する。

(ア)	寝 具・・・必要最少限度の毛布、ふとん等
(イ)	外衣及び肌着・・・着替一揃程度
(ウ)	身 廻 品・・・靴等履物、雨具

(エ) 日用品・・・洗面具、ちり紙等
(オ) その他・・・応急医薬品等

(6) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

(ア) 市本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	イ 警戒区域設定の日時
ウ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域
オ その他必要な事項	

(イ) 市本部長は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(ウ) 警察官は市本部長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市本部長から要請があったときは、警戒区域を設定する。

イ 規制の内容及び実施方法

(ア) 市本部長及び警察官は警戒区域を設定したときは退去又は立入禁止の処置を講ずる。

(イ) 市本部長及び警察官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

ウ 地域住民等への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政情報システム・広報車等）又は広報媒体（テレビ・ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともにロープ等によりこれらを明示するものとする。

エ 関係機関への連絡

実施責任者は警戒区域設定をした場合には、その旨を関係機関へ連絡するものとする。

(7) 避難所への市職員等の配置及び任務

市が設置した避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のため必要に応じて、市職員（消防団員を含む。以下この節において「市職員等」という。）を配置し、要配慮者に配慮する。

(8) 避難道路及び緊急避難場所の選定

ア 避難道路は、緊急時における混乱を避けるためあらかじめ家屋等の倒壊、土砂崩壊、河川の溢水等の危険箇所を避けるよう選定する。

- イ 誘導標識及び誘導灯等の設置、障害物件の除去をする。
- ウ 突発的災害に備えて緊急避難場所を選定しておく。
- エ 水害の場合においては小河川、沢、堰等で渡らない場所がかつ滞水により孤立するおそれのない場所であること。
- オ 徒歩用避難道路（一関市消防計画による。）
- カ 避難場所等（資料編：3-16-1のとおり）
- キ 福祉避難所（資料編：3-16-2のとおり）

(9) 避難方法

- ア 緊急に避難させる場合は原則として徒歩によるものとし、車両による避難を抑制する。（特別の事由がある場合又は混乱による危険発生がないと認められる場合を除く。）
- イ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所の単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。
- ウ 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火ができないと判断された場合、住民は協力してあらかじめ定めた避難場所へ避難する。
- エ 住民は、災害が拡大し危険が予想された場合は、出火防止措置をとった後、自宅付近の安全な場所へ自主的に避難する。

(10) 避難の誘導

- ア 市本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。
- イ 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- ウ 避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - (ア) 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
 - (イ) 在宅の高齢者、障がい者等の避難
- オ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第13節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定めるところによる。
- カ 避難道路には、市職員等を配置して誘導に当たらせる。また、警察官の協力を得て、車両の通行を制限するなど避難者の安全確保に努めるものとする。

キ 避難道路に避難標識を設置していないときは、早急に巡回を示す標示等を行うものとする。

ク 避難誘導に当たっては、できるだけ安全な経路を選んで誘導するものとする。

(11) 避難者の確認等

避難の指示を発した地域に対しては、危険な場合を除き、避難終了後速やかに市職員等に巡視させ、立退きの遅れた者又は要救出者の有無を確かめ、それらの者を発見した場合は速やかに避難させ、又は救出するものとする。

(12) 避難支援従事者の安全確保

市本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全確保を図るものとする。

(13) 避難に関する広報活動

生命、身体に対する災害からの未然防止及び災害の拡大防止のため、次の事項については、あらゆる機会を通じて常に市民等に対し、周知徹底しておくものとする。

- ア 避難指示等の伝達方法
- イ 避難信号
- ウ 避難順位
- エ 緊急避難場所及び避難順路
- オ 避難の際の携帯品
- カ その他特に広報を必要とする事項

(14) 災害救助法を適用しない場合の避難所の設置基準

災害救助法を適用しない場合の避難所の設置はおおむね「4 避難所の設置、運営」の項目に準じて措置するものとする。

(15) 学校、病院、事業所等の避難計画

学校、病院、事業所等多数の者が出入りし、また、居住している施設の管理者は、施設内に居る者の避難を迅速、確実に行うため、具体的な避難計画を作成し、市本部長、消防機関、警察機関と密接な連絡をとり、災害に対処する体制を常に確立し、居住者、勤務者に周知するとともに出入りする者の避難のための行動を円滑、迅速に行わせるように措置しておくものとする。

(16) 避難指示等の報告等

県、市町村、県警察、水防管理者及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、法令に基づく報告又は通知を行うほか、避難の安全を確保するために必要であると認められる関係機関に速やかに連絡するものとする。

ア 法令に基づく報告又は通知義務

警告又は通報義務	避 難 措 置 の 内 容	報告又は通報先
市 長	災害対策基本法（以下この表において「法」という。）第60条に基づき、避難のための立退きの指示をしたとき。法第61条に基づき、警察官からの避難のための立退きの指示について通知を受けたとき。	県 知 事
警 察 官	法第61条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	市 長
警 察 官	警察官職務執行法第4条に基づき、避難を命じたとき。	公 安 委 員 会
知事又はその命を受けた職員	地すべり等の防止法第25条に基づき、避難のための立退きを命じたとき。	当該区域を管轄する警察署長
水 防 管 理 者	水防法第29条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	当該区域を管轄する警察署長
自 衛 官	自衛隊法第94条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	所属の大臣の指定するもの

イ 報告又は通知事項

報告又は通知事項は概ね次のとおりとする。

(ア) 避難指示等を行った者 (イ) 避難指示等の理由 (ウ) 避難指示等の発令時刻 (エ) 避難対象地域 (オ) 避難先 (カ) 避難者数

3 救出救助活動

(1) 救出班の編成

ア 市本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により救出救護体制を整え救出救助活動を実施するものとする。

イ 市本部長は、救出を要する者が多数あると認められる場合は、その搜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員、団員を主体とする救出班を編成し、救出救助活動を実施するものとする。

ウ 市本部長は、災害の規模、状況等から救出救助活動が困難であると認めた場合は、県本部長に対して本計画第3章第10節「消防活動計画」に定めるところにより緊急消防援助隊、自衛隊、他市町村の消防隊の応援を要請するものとする。

(2) 救出救助活動の実施

ア 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行うものとする。

イ 搜索に当たっては地域の住民等の協力を得て居住者や同行者の把握を行うものとする。

ウ 市本部長は、必要な救出用資機材が不足する場合は、建設業協会等の協力を得て調達するものとする。

エ 市本部長は、孤立化した地域における、救出、救助、物資補給等のため必要があると認められる場合は、県本部長に対して岩手県防災ヘリコプターの緊急運航を要請するものとする。

(3) 救出したときの措置

ア 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容するものとする。

イ 救出班は、遺体を発見した場合は、本計画第3章第25節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより適切に措置するものとする。

4 避難場所の開放

(1) 市本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。

(2) 市本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。

(3) 市本部長は、避難場所の開放を避難場所の施設管理者、地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。

5 避難所の設置、運営

(1) 避難所の設置

ア 市本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達するものとする。

イ 市本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努めるものとする。

ウ 市本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確

保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

エ 市本部長は、設置する避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定した避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、避難所の確保に努める。

(ア) 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。

(イ) 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。

(ウ) 市本部長は、所属職員の内から管理者を定め、避難所の運営に当たる。

オ 市本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を市民等に周知するとともに、県に報告する。

- | |
|----------------------|
| (a) 開設の日時及び場所 |
| (b) 開設箇所数及び各避難所の避難者数 |
| (c) 開設期間の見込み |

カ 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

(ア) 災害により、現に被害を受けた者

a 住家が被害を受け、住居の場所を失った者

b 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者

(イ) 災害により、現に被害を受けるおそれのある者

a 避難指示等をした場合の避難者

b 避難指示等はしないが、緊急に避難することが必要である者

キ 市本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

ク 市本部長は、避難所の設置を施設管理者、地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

ケ 市本部長は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに避難所の開設状況等を県に報告する。

コ 市本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

(2) 避難所の運営

ア 市本部長は、避難所の円滑な運営に努めるものとする。この場合において、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じ

- る。
- イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、市が作成しているガイドライン等を参考とし、必要な措置を講じるものとする。
- ウ 市本部長は、避難所の管理責任者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- エ 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難所の施設管理者、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- オ 市本部長は、避難者数、ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう調整を行うものとする。
- カ 市本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとるものとする。
- (ア) 避難者、住民組織、支援ボランティア等の連帯による被災者の自治組織の育成を図る。
 - (イ) 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備を図る。
 - (ウ) 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備を図る。
 - (エ) ホームヘルパー等による介護の実施を図る。
 - (オ) 保健衛生の確保に努める。
 - (カ) 避難所のパトロールの実施等による安全の確保に努める。
 - (キ) 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮を行う。
 - (ク) 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用を図る。
- キ 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。
- ク 市本部長は、避難所の感染症予防について必要な事項をあらかじめ定め、避難者の健康状態の確認や避難所内の消毒を徹底するなど、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。
- ケ 市本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないように校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行うものとする。
- コ 市本部長は、避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の

安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等

被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については、(1)及び(2)の定めを準用するものとする。

(4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置等の基準

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第15節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策

(1) 市本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

(2) 市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

7 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

市本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者でライフラインや物流の途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

ア 市本部長は、本庁及び支所における物資の配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ 市本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料配布の広報実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

ウ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

ア 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定

を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあつては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、市町村本部長から求めがあつた場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき。	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなつたと認めると	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規

	き。	施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	則第2条の3第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき。	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第61条の4第5項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

(2) 県外広域避難

ア 県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき。	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき。	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
	県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき。	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及	災害対策基本法第61条の5第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

		び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	
--	--	--	--

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	協議元都道府県知事	災害対策基本法第61条の5第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	協議先市町村長	災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき。	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項
		県本部長	災害対策基本法

			第61条の5第7項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア 災害の規模、避難者の受入状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認められた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、市本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言を行う。

キ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2

	議をしよう とするとき。		項
	受入施設を 決定した旨 の通知を受 けたとき。	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設 を決定した旨の通知を受けた時に 現に避難者を受け入れている公共 施設その他の施設を管理する者及 び協議元市町村本部長が必要と認 める関係指定地方行政機関の長そ の他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第6 項、災害対策基 本法施行規則第 8条の2第2項
	県内広域一 時滞在の必 要がなくな ったと認め るとき。	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設 を決定した旨の通知を受けた時に 現に避難者を受け入れている公共 施設その他の施設を管理する者及 び協議元市町村本部長が必要と認 める関係指定地方行政機関の長そ の他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第 7項、災害対策 基本法施行規 則第8条の2 第2項
協議先市町 村長	受入施設を 決定したと き。	受入施設を管理する者及び協議先市 町村長が必要と認める関係指定地方 行政機関の長その他の防災関係機 関等の長	災害対策基本法 第86条の8第4 項、災害対策基 本法施行規則第 8条の2第1項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法 第86条の8第5 項
	県内広域一 時滞在の必 要がなくな	受入施設を管理する者及び協議先市 町村本部長が必要と認める関係指定 地方行政機関の長その他の防災関係	災害対策基本法 第86条の8第8 項、災害対策基

	った旨の通知を受けたとき。	機関等の長	本法施行規則第8条の2第1項
--	---------------	-------	----------------

(2) 県外広域一時滞在

ア 県外広域一時滞在の必要があると市本部長が認めた場合は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、市本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

カ 市本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

キ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき。	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	1 市本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項

	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣 	災害対策基本法第86条の9第12項
市本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 公示 2 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなると認めるとき。	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部長 2 公示 3 市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 	災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

ア 県本部長（県知事）は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 市長は、県本部長（県知事）の協議を受けた場合、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ 市長は、受入施設を決定し、提供する。

エ 市長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき。	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の9第8項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	市長	災害対策基本法第86条の9第13項
市長	受入施設を決定したとき。	受入施設を管理する者及び市長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項
		県本部長（県知事）	災害対策基本法第86条の9第7項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき。	受入施設を管理する者及び市長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項

10 住民等に対する情報等の提供体制

- (1) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急処置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないように個人情報の管理を徹底する。
- (4) 広域避難等をした者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第17節 医療・保健計画

災害のため医療及び助産機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは混乱し被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合の応急的な医療又は助産の救助はこの計画による。精神医療に関しては、初動体制を確立し、県の災害派遣精神医療チーム（以下「岩手DPAT」という。）、と密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。

また、被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施するものとするほか、動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じるものとする。

1 実施責任者及び担当部

- (1) 市本部長が主体となり関係機関の協力を得て、被災者に対する医療及び助産の救助を実施するものとする。
- (2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
保健福祉部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	医療及び助産の救助
市民環境部	救護所開設班	救護所開設班長 (国保年金課長)	応急救護所の開設及び運営に関すること。

2 実施要領

(1) 医療救護班等の編成

被災地における医療・助産の救助及び避難所の巡回医療を実施するため、市本部長は災害発生後速やかに医療機関等の受入体制を確認するとともに、必要に応じて医療及び助産機関の協力により別表1の医療救護班、歯科医療救護班を編成する。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市本部長は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、インターネット等を利用した情報収集及び連絡体制の整備に努める。

なお、広域災害・救急医療情報システムは、次の内容の情報の収集及び提供を行う。

- ア 医療機関の稼動状況
- イ 患者転送要請
- ウ 医療品等の備蓄状況
- エ 受入患者の状況

(3) 医療品等の確保(医療品販売店は資料編3-17-4)

市本部長は、保健福祉部長を通して医療・助産の実施に必要な医療品及び衛生材料の確保のため地域内の医療品、医療器材販売店の在庫数量を掌握し調達可能数量を調査しておくものとする。

ただし、地区内において医療品等の調達が不可能又は困難なときは、一関地方支部保健医療班長を通じ県本部長に又は早急に必要とするときは直接県本部長に調達又はあつせんを求めるものとする。

(4) 人工透析等の患者体制

市本部長は、透析施設等から収集した透析患者の受療状況及び透析施設の稼動状況等に係る情報に基づき、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、透析患者や透析施設等に、代替透析施設情報等を提供する。

また、透析施設の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を県本部長に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者へ連絡する。

ア ライフラインが機能停止した場合は、透析に必要な水及び医薬品を確保して、透析施設に提供する。

イ 透析施設が被災した場合は、代替透析施設の確保を図る。

ウ 難病患者等の医療を確保するため、難病患者の受療状況や主な医療機関の稼動状況等を把握し、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、難病患者等に情報を提供する。

エ 透析患者の通院手段の確保が必要と認めたときは、患者搬送支援等必要な対応を行う。

オ 透析患者の宿泊施設の確保が必要と認めたときは、避難所等の宿泊施設の確保等必要な対応を行う。

(5) 医療救護班等の応援等

災害が発生し、市本部長の要請により一関市医師会・一関歯科医師会は、一関薬剤師会と連携し直ちに医療救護班・歯科医療救護班を編成する。

また、災害の規模により県本部長を通じてDMAT、日赤岩手県支部、済生会支部岩手県済生会等へ応援を要請し、災害対策本部と密接な連携を図る。

医療救護班等の医療活動については、災害医療コーディネーター（医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者）と協力し必要な調整を行う。

(6) DMAT（災害派遣医療チーム）

DMATは、地震、津波その他の自然災害又は大規模な事故等が発生した場合において、迅速に傷病者等の救命処置その他の医療救護活動を行う専門の研修を受けた災

害派遣医療チームであり災害時等における救命救急及び医療救護を実施するもので主な業務は、次のとおりである。

- ア 現場救護所等での傷病者等のトリアージ及び応急的医療
- イ 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援
- ウ 被災地での搬送又は被災地以外への広域搬送における応急的な医療

(7) 岩手D P A T

岩手D P A Tは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施するもので主な業務は、次のとおりである。

- ア 情報収集とアセスメント
- イ 精神科医療機能に対する支援
- ウ 住民及び支援者に対する支援
- エ 精神保健に係る普及啓発

(8) 医療券等の交付

医療救護班による医療又は救護ができない場合は、あらかじめ委託している医療機関又は助産機関で受診できるよう被災者に医療券若しくは助産券等を交付し受診できるように措置する。

(9) 病院、医院、助産所等は、資料編 3-17-1、3-17-2 のとおり。

(10) 傷病者の搬送体制

- ア 救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し、医療救護班の保有する自動車等において搬送するものとする。
- イ 市本部長は、医療救護班が保有している自動車等では傷病者の搬送が不可能な場合には、県本部長又は関係機関に対して搬送車両の手配、配車を要請するものとする。

3 健康管理活動の実施

(1) 市本部長は被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次により「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

健康管理活動班の編成基準	保健師1名以上	栄養士1名
--------------	---------	-------

(2) 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。

(3) 健康管理活動班は、おおむね次の業務を行う。

- ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころ

のケア

イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育

ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

エ 市本部長は、歯科医療救護班の活動終了後に、被災地の口腔の健康維持を図るため、一関歯科医師会の協力を得て、口腔ケア活動班を編成し、被災地の避難所及び応急仮設住宅を巡回して口腔ケアの歯科保健活動を図る。

オ 口腔ケア活動班は、おおむね、次の活動を行う。

(ア) 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア

(イ) 被災者に対する歯科健康教育

(ウ) その他必要とされる歯科保健活動

4 災害救助法を適用した場合の医療救助及び助産救助

(1) 救助対象者

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にもかかわらず災害のため医療の方途を失った者。

イ 助産救助

災害発生時（おおむね発生前後7日以内）に分娩した者であって災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含むものとする）

(2) 救護所の設置

市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置し、医療救護班を派遣する。

また、被災者救護のため設置する救護所の主な医療機関は、別表2のとおり。

ア 避難所	イ 災害現場	ウ 医療機関
-------	--------	--------

(3) 巡回救助

医療救護班は、救護所において行う医療助産の徹底を期することができないと認めるときは、被災地域又は被災者の居住場所を巡回して救助を実施する。

(4) 救護期間

医療及び助産の期間は原則として次のとおりとする。

区 分	救 護 期 間
医 療 救 護	災害発生の日から14日以内
助 産 救 護	分娩した日から7日以内

(5) 救助の範囲

ア 医療救助

- (ア) 診 察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看 護

イ 助産救助

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前、分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(6) 費用の限度

ア 医 療

- (ア) 医療救護班・歯科医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- (イ) 一般病院又は診療所による場合
社会保険診療報酬の額以内
- (ウ) 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内

イ 助 産

- (ア) 医療救護班、産院その他の医療機関による場合
使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
- (イ) 医師による場合
当該地域内における慣行料金の8割以内の額

(7) その他の医療、助産の救助（助産機関は資料編3-17-2）

ア 市本部長は、り災者の医療及び助産について、災害救助法を適用する救助が行われるまでの間及び災害救助法を適用しない災害について医療又は助産の救助を行う必要があるときは、おおむね次によって救助を行うものとする。

- (ア) 医療及び助産機関への収容救助
被災地域内の無被害医療機関及び助産機関又は被災地域外の医療及び助産機関に救助を要するものを収容し、平常時の医療又は助産の手続きに準じて救助を行う。
- (イ) 医療救護班による巡回救助

前記(ア)の収容が著しく困難なとき又は救助の徹底を期し得ないと認めたとときは、あらかじめ編成した医療班が被災地域及び被災者の居住地域を巡回して救助する。

イ 応 援 要 求

(ア) 市本部長は、災害の規模、被災者の状況により市本部において医療助産の救助を行うことができないとき又は著しく困難なとき及び救助を行うために必要な医療品等が不足して救助に支障があるときは、一関地方支部保健医療班長を通じて県本部長に対し医療班の応援又は、医療品のあっせんを求め、又は他の市町村本部長に対し同様の応援又はあっせんを求めるものとする。

(イ) 前記(ア)の応援を求めるときは、次の事項を明示して行うものとする。

事 項	明 細
救 助 実 施 地 域 場 所	
対 象 人 員 概 数	
医 療 ・ 助 産 機 関 の 状 況	
応 援 を 求 め る 職 種 別 人 員	
応 援 を 求 め る 期 間	
医 薬 品 等 の 種 類 別 所 要 数	
そ の 他 参 考 事 項	

5 一関市医師会、一関歯科医師会及び一関薬剤師会との連携

市は、救急・救助の初動体制を確立するとともに一関市医師会、一関歯科医師会及び一関薬剤師会と密接な連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を「災害時の医療救護活動に関する協定書」、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」及び「災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定書」に基づき実施するものとする。

6 愛玩動物の救護対策

市本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。

- (1) 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
- (2) 負傷動物を発見したときは、保護収容し、治療その他必要な措置を講じる。
- (3) 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な指導を行なうとともに、環境衛生の維持に努める。
- (4) 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

別表 1

1 医療救護班の編成

医療救護班（1班）の編成基準		備 考
医 師	1～3名	
薬 剤 師	1名	
看 護 師	1名	
事務職員	1名	
自動車運転手	1名	

2 歯科医療救護班の編成

歯科医療救護班（1班）の編成基準		備 考
歯 科 医 師	1名	
薬 剤 師	1名	必要な場合
歯科衛生士	1名	
事務職員	1名	
自動車運転手	1名	

別表 2

救護所を設置する主な医療機関

名 称	住 所	連絡先
独立行政法人国立病院機構 岩手病院	山目字泥田山下48	25-2221
県立磐井病院	狐禅寺字大平17	23-3452
一関病院	大手町3-36	23-2050
西城病院	八幡町2-43	23-3636
昭和病院	田村町6-3	23-2020
県立大東病院	大東町大原字川内128	72-2121
県立千厩病院	千厩町千厩字草井沢32-1	53-2101
ひがしやま病院	東山町松川字卯入道121	46-2666
室根診療所	室根町折壁字八幡沖117	64-2127
一関市国民健康保険藤沢病院	藤沢町藤沢字町裏52-2	63-5211

第18節 食料・生活必需品等供給計画

災害時においてり災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に提供できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等による物資の調達については本計画の定めるところによる。また、県、市町村その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

1 実施責任者及び担当部

- (1) 市本部長は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない物資を喪失又はき損し、災害により地域における物資の販売、供給機構の混乱により物資を直ちに入手できないものに対して、一時的に生活を維持するために必要な物資を供給して応急的な保護の措置をする。
- (2) 市本部長は、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ災害時における供給について、関係業者等の協力を得られるよう体制を整えておくものとする。
- (3) 市本部長は、災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、物資等に関する情報及び調達・配分窓口の一元化を図るものとする。
- (4) 市本部長は、災害のため食糧の配給販売機構が麻痺混乱し、あるいは住宅被害により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたしているり災者、又は住家に被害を受け、一時縁故先に避難する者及び災害の現場において防災業務に従事している者に対して炊き出し等により必要な食糧を供給し、一時的にり災者及び防災業務従事者の食生活を確保するとともに要配慮者に配慮するものとする。

ただし、災害の規模又は状況により市本部長が実施できないときは、一関地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に対し応援を求め又は他の市町村長に応援を求めて供給を確保するものとする。

- (5) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当：内容
商工労働部	商業班	商業班長 (観光物産課長)	物資等の調達・支給又は貸与に関すること。
保健福祉部	救護班	救護班長 (長寿社会課長)	1 食料の確保、補給に関すること。 2 炊き出しに関すること。

2 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として次に掲げる者に対して行う。

- (1) 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等の被害を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者
- (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの。

3 物資の種類

(1) 食料等の種類等

ア 食料の種類及び数量は、被災状況及び食料調達の状況に応じて支給する。

イ 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。

ウ 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。

エ 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

(2) 食料以外の物資

ア 物資の種類は、被災状況及び物資調達の状況に応じ、おおむね、次のとおりとする。

(1) 寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布及びふとん等
(2) 外 衣	洋服、作業衣、子供服等
(3) 肌 着	シャツ、パンツ等下着類
(4) 身 廻 品	タオル、靴下、靴、傘等
(5) 炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、まな板、コンロ、ガス器具等
(6) 食 器	茶碗、汁わん、皿、箸等
(7) 日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、バケツ、ビニールシート等
(8) 光熱材費	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

イ 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の様態に応じた物資の調達に十分配慮する。

また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

4 物資の確保

- (1) 市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任

者等から聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。

- (2) 市本部長は、備蓄物資を供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。

市内業者の調達先は、資料編 3-18-1～3-18-11

- (3) 市本部長は、必要な物資を調達できない場合は、一関地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し物資の調達又はあつせんを要請する。
- (4) 市本部の関係は、県、関係業者・団体等と調整を行い、物資を確保するが、必要量を確保できない場合には、第12節「相互応援協力計画」に定めるところにより災害応急対策活動の相互応援協定市町村に対し物資の調達を要請する。

5 物資の輸送及び保管

- (1) 市本部長は、第7節「輸送計画」・第8節「交通応急対策計画」に定めたところにより実施する。

- (2) 県本部長があつせんした物資の輸送は、市本部長が行う。

物資の調達・供給系統図は別記1のとおり。

- (3) 災害の規模又は態様により市本部長が行うことが困難である場合は、次により、県本部長が物資の輸送を行う。

ア 県本部の担当課長は、市本部又は輸送拠点に物資を輸送し、市本部長に引き渡す。

イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合や交通網が寸断した場合は、航空機輸送とする。

ウ 物資の引渡しは、別記2「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。

- (4) 市本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

6 物資の支給等

- (1) 物資の支給等

ア 物資は原則として支給するものとし、市本部長が、指定したものに限り貸与するものとする。

イ 物資の支給に当たっては、受給者の便益及び物資の適正な配分を留意し、原則として指定避難所、物資集積・輸送拠点等における配布や生活困難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

- (2) 食料の供給における留意事項

ア 市本部長は、あらかじめ、炊出し方法等を定めるものとする。

イ 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委

託し行う。

ウ 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合は、第13節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定めるところによる。

エ 防災関係機関の長が、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、市本部長は、食料の供給について応援をする。

7 市民等への協力要請

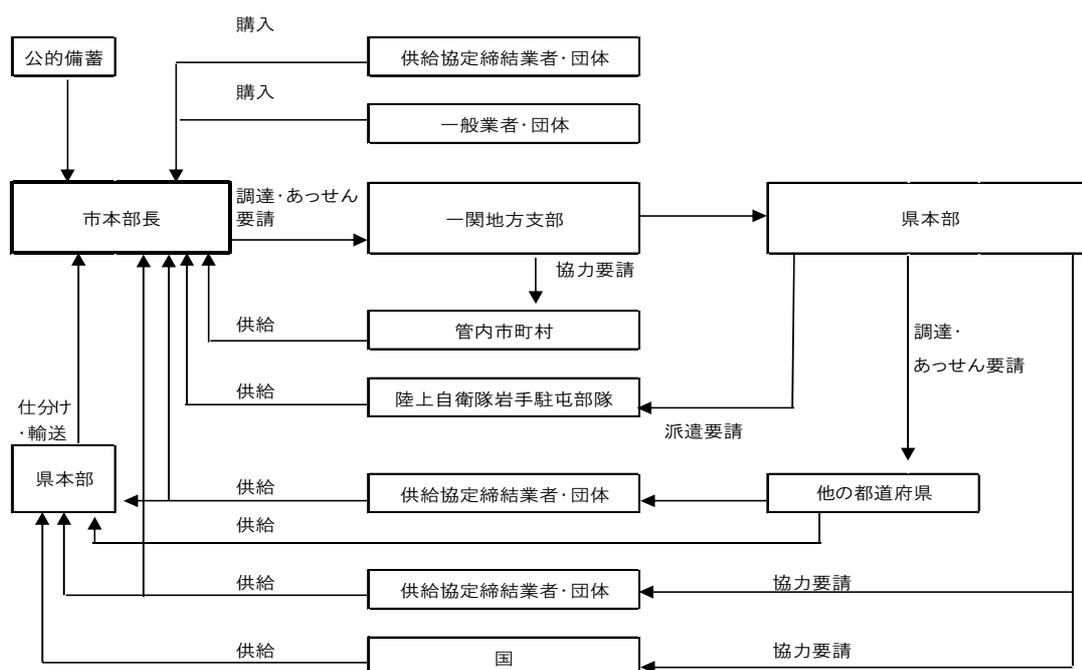
市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

8 物資の需給調整

- (1) 市本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給する物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需給に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。
- (2) 市本部長は、前記(1)により物資の需要量と供給量を把握し、取りまとめのうえ、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。
- (3) 市本部長は、前記(2)により物資の需要量と供給量を把握し一関地方支部総務班長を通じて県本部長に報告するものとする。

別記1

物資の調達・供給系統図



別記 2

災害救助用物資引渡書

災害救助用物資引渡書							
引継者機関名				職氏名			
引受者機関名				職氏名			
救助用物資、次のとおり引継ぎました。 記							
1. 引継日時							
2. 引継場所							
3. 引継物資	次表のとおり (車輛番号)						
物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引数量	差 引 過不足数		その他
注 本書は2部作成し、授受両機関とも保管する。							

第19節 削除

第20節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者及び生活の用に供される水の使用が著しく困難な状態にある者に対する災害救助法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びにその他による飲料水及び生活の用に供される水の供給は、本計画の定めるところによるものとする。

また、水道施設に被害が生じ、平常給水が不可能になった場合に応急給水及び応急復旧活動を迅速・的確に実施できる体制を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図り、市民生活の安定を確保することを目的に作成した「応急給水・応急復旧計画マニュアル」によるものとする。

1 実施責任者及び担当部

- (1) 市本部長は、災害のため飲料水が枯渇及び汚染し、又は水道施設の損壊により、現に飲料水に適する水を得られない者、又は著しく飲料水が不足して生活に重大な障害を受けている者に対し、飲料水の供給を行うものとする。

生活の用に供される水についても、感染症予防上必要があるときは、県本部長の指示に基づきその供給を図るものとする。

- (2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
上下水道部	水道班	水道班長 (総務管理課長) (水道課長) (東部上下水道課長)	災害の際の全般的給水に関する こと。

2 応急給水要領

市本部長は、給水を行うため次の措置を講ずるものとする。

(1) 水源の確保

市本部長は、災害の程度に応じ水道施設の水源、配水池系統別、緊急時用連絡管等による給水可能水量の調査をし、応急給水が円滑に実施できるよう、公共施設の井戸や自然水、プール、防火水槽、飲料水兼用型耐震性貯水槽等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

ア 市本部職員を主体として給水班を編成し、給水業務を行わせるとともに、飲料

水の水質検査、汚染水の使用禁止、停止及び制限等の措置を行うものとする。

給水班の編成は、別に定める応急給水・応急復旧計画マニュアルによる。

イ 他の自治体等による応援部隊については、災害の状況等により適時給水班の編成を行うものとする。

(3) 給水応援の要請

市本部長は、給水班の活動のみによって被災者に対する飲料水を確保し、又は供給し得ないと認めたとき並びに被災地域及び隣接地域に感染症が発生し又はその疑いのあるものが発生した場合は、一関地方支部保健医療班長を通じて県本部長に応援を要請するものとする。その場合は、次の事項を明示して行うものとする。

事 項	明 細
給 水 対 象 地 域	
給 水 対 象 人 数	
職 種 別 応 援 要 請 員 数	
給 水 期 間	
そ の 他 参 考 事 項	

3 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

ア 市本部長は、あらかじめ市内の水道関係業者や団体等と応援協定を締結するなど災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

イ 市本部長は、調達した器具、機材等を受領するときは品名、数量等を確認のうえ受領し、保管する。

(2) 応援の要請

市本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難、又は不十分であると認めた場合は次の事項を明示し、一関地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

事 項	明 細
応急給水用資機材の種別・数量	
使 用 期 限	
運 搬 先	
そ の 他 参 考 事 項	

4 給水の方法

給水は、被災地域の状況、給水対象人口等現地の実情により、給水可能地域、断水地域に区分し、おおむね次の方法により行うものとする。

(1) 水道水の給水

- ア 被災した水道施設の復旧に努め、給水可能地域の拡大を図り、応急給水を行う。
- イ 平泉町との「災害等緊急時の応援給水に関する協定」に基づき、緊急時用連絡管により給水量の確保を図り、応急給水を行う。
- ウ 被災の状況に応じ、水源、浄水場、飲料水兼用型耐震性貯水槽設置箇所及び適所に仮設給水栓を設置し、直接給水及び搬送給水を行う。

(2) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- ア 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水又は、水質検査の結果飲料に適さない水は、浄水基地を設けてろ過し、かつ塩素剤により遊離残留塩素濃度を0.2mg/ℓ以上になるよう消毒する。
- イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg/ℓ以上に確保する。
- ウ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- ア 浄水基地を設け、浄水基地から直接給水を受けることのできる者には、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- イ 前記ア以外の者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し舟艇又は、軽車両等で搬送し、給水基地を設けて給水する。

(4) 給水車等による搬送給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）はドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて搬送給水する。

(5) 医療施設等への優先的給水

- ア 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。
- イ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

5 給水期間

災害救助法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく給水期間は、次のとおりとする。

区 分	給 水 期 間
災害救助法適用の場合	災害発生の日から7日間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律適用の場合	生活用水供給源としての井戸、その他の施設が復旧し、汚染の危険性がなくなったときまで

6 費用の限度

災害救助法に基づく国庫負担の対象となる費用の限度については1人1日3リットル摂取するものとして、この量を供給するのに必要な次の経費とする。

- (1) 浄水器、その他給水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費
- (2) 浄水用の薬品及び資材費

7 水道施設被害汚染対策

- (1) 上下水道部は、災害による水道施設の破損、汚染に対処するため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、必要な技術員を待機させ、必要な資材の整備を図るとともに、次の措置を講ずる。

ア 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

イ 施設を巡回して、事故発生の有無を確認する。

- (2) 上下水道部は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等被害を受けた場合は、直ちに次の措置を講ずる。

ア 施設の損壊、漏水等の応急復旧を行う。

イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。

ウ 水道施設が被災し、又は水道水が汚染し飲料水の供給ができなくなったときは、直ちに必要な応急措置をとるとともに、市本部長に被害の状況及び応急対策の方法を報告するものとする。

- (3) 市本部長は、上下水道部の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めたときは、次の事項を明示して一関地方支部保健医療班長を通じて県本部長に応援を要請するものとする。

事 項	明 細
水 道 被 害 の 状 況 (施設の破損、水道水の汚染状況)	

給 水 対 象 地 域	
給 水 対 象 世 帯 ・ 人 員	
人 員 、 資 材 、 種 類 、 数 量	
応 援 を 要 す る 期 間	
そ の 他 参 考 事 項	

8 上水道施設の防災配備要員

災害応急対策活動に必要な要員は、市水道部緊急事故対策名簿、分掌事務をもって確保する。ただし、職員が被災し、確保できないときは、その他の職員及び市指定給水装置工事事業者に応援を求めるものとする。

9 給水器具、機械等の調達

(1) 市本部長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に給水施設等の破損等の復旧のため、資材として、給、配水管、各種弁類、破損補修継手等最小限の確保をする。

なお、復旧工事用機械、器具等は、市指定給水装置工事事業者（資料編3-20-1）から借上げをするものとする。

(2) 市本部長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に給水施設の破損等が予想されるときは、市指定給水装置工事事業者に対し応急対策に必要な器具、機械等の保管、又は供給を求め緊急調達に備えるものとする。

(3) 市本部長は給水器具、機械等の緊急調達を行う場合は、災害対策基本法64条第1項の規定により調達するものとする。

(4) 市本部長は調達した器具、機材を受領するときは、担当職員をして品名、数量等を確認して受領し、保管させるものとする。

(5) 市本部長は、前記(2)の措置によって、給水器具、機材等を調達することが困難又は不十分なときは、次の事項を明示し、一関地方支部保健医療班長を通じて県本部長に対し応援を求めるものとする。

事 項	明 細
器 具 、 機 材 の 種 別 、 数 量	
期 限	
運 搬 先	
そ の 他 参 考 事 項	

第21節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。

災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない部分の応急修理について、最小限度必要な応急修理を行う。

災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

1 実施責任者及び担当部

(1) 災害救助法が適用された場合

ア 市本部長は、災害のため住家が滅失したり災者のうち、自らの資力では住家を確保できない者に対し、一時的に供与することを目的とした応急仮設住宅の設置を行うものとし要配慮者に配慮する。

イ 市本部長は、災害により住家に被害（半壊又は半焼）を受けた者で、自らの資力で応急修理のできない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分について、最小限度必要な補修の措置を行うものとする。

ウ 市本部長は、建築住宅班の活動のみによっては、応急修理が困難な場合は、一関地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に対し応援を求めるものとする。

(2) 災害救助法が適用されない場合

市本部長は、災害救助法が適用されない程度の災害の場合においても必要があると認めるときは、応急仮設住宅の供与、又は応急修理等の実施について、災害救助法の適用基準に準じて行うものとする。

(3) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担 当 内 容
保健福祉部	救護班	救護班長 (福祉課長)	生活保護世帯の被害調査及び関係機関との調整に関すること。
建設部	建築住宅班	建築住宅班長 (都市整備課長)	応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること。

2 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与対象者は、次に掲げる災者のうちから選定するものとする。

ア 住宅が滅失した世帯であること。

イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯について、民生委員、その他福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度が高いと認められる世帯であること。

これを例示すれば次のとおりである。

- | |
|--|
| (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
(イ) 特定の資産のない失業者
(ウ) 特定の資産のない寡婦、ひとり親世帯
(エ) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
(オ) 特定の資産のない勤労者
(カ) 特定の資産のない小企業者
(キ) 前各号に準ずる経済的弱者 |
|--|

(2) 応急仮設住宅供与者の調査報告

市本部長は、住宅について被害確定の日から5日以内に前記(1)の対象者を別記様式により調査書を作成し、直ちに一関地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に報告するものとする。

(3) 建設場所の選定

ア 敷地は、公有地を優先して選定し、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定するものとする。

イ 敷地は、二次災害のおそれがなく、飲料水が得易く、かつ保健衛生上支障のない場所を選定するものとする。

ウ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、り災者の生業の利便等について検討し、適地を選定するものとともに要配慮者に配慮する。

エ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 資材の調達

ア 応急仮設の建設資材は、当該請負業者の手持ち又は調達資材によることを原則とする。

イ 請負業者に手持ち資材がないとき又は、調達困難と認めるときは、県本部が確保のあっせん又は調達をするものとする。

(5) 応急仮設住宅の入居

市本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

(6) 応急仮設住宅の建設

ア 設置戸数は、災害救助法適用市単位の被害世帯数の3割以内とする。

イ 建築規模、構造等は要配慮者に配慮する。

(ア) 1戸あたりの規模の基準は29.7㎡を基準とする。

(イ) 費用の限度

災害救助法施行令第9条の2の規定により知事が定める額とするものとする。

(ウ) 設計仕様内訳 資料編3-21-1のとおり。

(7) 工事期間

工事は、災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

(8) 供与期間

供与期間は、工事完了の日から最高2年以内とする。(建築基準法第85条第3項)

(9) 応急仮設住宅の管理運営

(ア) 市本部長は、県本部長と協力し応急仮設住宅の管理運営を行う。ただし、状況に応じて、県本部長は、市本部長へ委任することができる。

(イ) 県本部長又はその委任を受けた市本部長は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

(ウ) 県本部長又はその委任を受けた市本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

3 住宅の応急修理供与

(1) 修理供与の基準は、次のとおりとする。

ア 住宅が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 自己の資力では応急処理を行うことができない世帯であること。

なお、対象選定についての留意事項及び生活程度の例示については、2(1)ウの収容対象者の項後段を参照するものとする。

ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯であること。

(2) 住宅修理供与者の調査報告

市本部長は、住宅について被害確定の日から5日以内に前記(1)の対象者を調査するものとする。

(3) 修理期間

災害の発生から1か月以内とする。

ただし、1か月以内に修理することができないと認めるときは、一関地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長するものとする。

4 公営住宅への入居のあっせん

市本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続きを行う。なお、要配慮者の入居を優先する。

5 被災者に対する住宅情報の提供

(1) 市本部長は、被災者に対して利用可能な民間住宅の情報提供を行う。

(2) 市本部長は、応急仮設住宅への入居手続き、被災住宅の応急修理に係る申請手続き、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

6 被災宅地の危険度判定

市本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため必要と認められた場合は、県本部長に対して、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

(2) 市本部長の措置

市本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、

判定業務にあたる。

イ 実施本部は、以下の業務にあたる。

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- ④ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
- ⑤ 判定結果に対する市民等からの相談への対応
- ⑥ その他判定資機材の配布

7 被災建築物の応急危険度判定

市本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 市本部長の措置

市本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

ア 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、以下の業務にあたる。

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計並びに市本部長への報告
- ⑤ 住民への広報
- ⑥ その他判定資機材の配布

(2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

別記様式

応急仮設住宅入居者選定調査書

り災前住所		世帯主					
世帯員の状況	氏名	年令	続柄	職業	所得額	固定資産税	摘要
	本人						
り資産の前の内容	種別	面積	資産額	種別	面積	金額	摘要
	宅地 田畑 山林	m ² ha ha ha	円 円 円 円	住宅 非住宅 その他計	m ² m ²	円 円 円 円	建物を損壊した部分は朱書すること
り収入の後の見通し	(具体的に)						
今後の住宅確保の見通し	(具体的に)						
意見及び順位						年 月 日	
						一関市長	
意見及び順位						年 月 日	
						一関保健福祉環境センター	

第22節 感染症予防計画

被災地域における感染症の発生防止及びまん延防止は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者及び担当部

- (1) 市本部長は県本部長の指導、指示に基づいて被災地域の消毒その他の措置等を実施するものとし、災害の規模及び状況により市本部が実施できないとき、又は著しく困難なときは、一関地方支部保健医療班長を通じて県本部長に対し応援を求め、又は他の市町村長に応援を求めて実施するものとする。
- (2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担 当 内 容
保健福祉部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	感染症予防に関すること。

2 感染症予防活動の実施組織

- (1) 市本部長は、消毒その他の措置等を円滑に実施するために消毒班、疫学調査班、疫学調査協力班を編成する。消毒班、疫学調査班、疫学調査協力班は別表のとおりとする。
- (2) 感染症予防班
市本部長は、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

3 感染症予防器具、薬剤等の調達

- (1) 市本部長は、感染症予防活動実施のため必要な器具、薬剤を調達するものとする。(調達先は資料編3-17-4)
- (2) 市本部長は、管轄区域内において必要数量を調達することができないとき、又は困難なときは、次の事項を明示して一関地方支部保健医療班長を通じて県本部長にその調達あっせんを求めるものとする。

事 項	明 細
器具、機材の種類別数量	
送 付 先	
調 達 希 望 日 時	
そ の 他 参 考 事 項	

4 感染症情報の収集及び広報

- (1) 市本部長は、感染症予防班、地区衛生組織、保健推進委員、その他関係機関の協力を得て感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の的確な把握に努める。
- (2) 市本部長は、おおむね次により感染症に関する広報を実施するものとする。
 - ア リーフレット、パンフレット、ポスター等により感染症に関する注意事項を周知させる。
 - イ 広報車及び報道機関の協力を得て感染症に関する広報を行う。
 - ウ 疫学調査、健康診断、消毒方法の実施、その他災者に接するあらゆる機会を通じて感染症に関する広報を行う。
 - エ 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の災者に対して広報を行う。

5 感染症予防の実施方法

- (1) 消毒班の消毒方法
 - ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を3回以上実施する。
 - イ 避難所の便所、その他不潔場所の消毒を3回以上実施する。
 - ウ 井戸の消毒を実施する。
 - エ 状況によって、ねずみ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。
- (2) 各世帯における家屋の消毒

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸へクレゾール等の消毒剤を配布して、床、壁の拭浄、手洗設備、便所の消毒及び生野菜等の消毒において指導を行う。
- (3) 臨時予防接種

市本部長は、県本部長の指示に従い自ら臨時予防接種を実施するものとする。その実施ができないとき、又は困難なときは一関地方支部保健医療班長を通じて県本部長にその実施を求めるものとする。
- (4) 疫学調査及び健康診断の協力

疫学調査班はおおむね次の方法により疫学調査を実施する。

 - ア 下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域、その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し緊急度に応じ順次実施する。
 - イ 浸水し、滞水している地域にあつては通常週1回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合は、できる限り頻繁に実施する。
- (5) 健康診断
 - ア 必要であると認める地域の住民

イ 給食従事者（避難所等）の給食作業員

ウ 避難所の避難者等

6 患者等に対する措置

- (1) 市本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生したときは、防疫班に患者輸送車、トラック、舟艇等を利用し速やかに感染症指定病院に収容の措置をとらせるものとする。
- (2) 交通途絶等のため感染症指定病院に収容することができないとき、又は、困難なときは、被災地域外の場所の感染症指定病院に収容するものとする。
- (3) やむを得ない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に関しては、自宅隔離し、し尿の衛生処理等について厳重に指導し治療を行うものとする。

7 避難所における感染症予防活動

- (1) 少なくとも1日1回の感染症調査を行うものとする。
- (2) 避難所の自治組織を通じて感染症予防についての指導の徹底を図るものとする。
- (3) 避難所の給食従事者は健康診断を終了したものをできるだけ専従させるものとする。
- (4) 飲料水等については、消毒班又は一関地方支部保健医療班長において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行うものとする。
- (5) 市本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

別表

消毒班・疫学調査班

(1) 消毒班

おおむね次の基準により編成するものとする。

衛生技術者	事務職員	作業員	計
1名	1名	3名	5名

(2) 疫学調査班及び市本部における疫学調査協力班

おおむね次の基準により編成するものとする。

疫学調査班		疫学調査協力班	
医師	1名		
看護師又は保健師	1名	看護師又は保健師	1名
助手	1名	助手	1名

第23節 廃棄物処理計画

災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保並びにごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等と連携により広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者との連携を図りながら、本計画の定めるところによるものとする。

1 廃棄物の区分

(1) 一般廃棄物及び産業廃棄物の区分は次のとおりとする。

一 般 廃 棄 物	日常生活に伴い排出される生活系廃棄物と事業活動により排出される廃棄物で産業廃棄物以外のもの
産 業 廃 棄 物	事業活動により排出される「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定する廃棄物
特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれのあるもので「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定する廃棄物

2 実施責任者及び担当部

(1) 市本部長が廃棄物処理の業務を遂行するが、市本部のみで実施が困難な場合には、一関地方支部福祉環境班に応援を要請し、又は、近隣市町に応援を要請し、一般廃棄物の処理班を編成して業務を行う。

また、産業廃棄物の処理については事業者の責任において自ら処理するか、事業者が産業廃棄物処理業者に委託して処理するものとする。

(2) 市本部(各支部)における担当部(課)及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
市民環境部	生活環境班	生活環境班長 (生活環境課長)	廃棄物の処理及び清掃全般に関すること。

3 実施要領

(1) 廃棄物処理の実施組織

ア 清掃班

廃棄物、死亡獣畜等の処理を行う清掃班は、民間処理業者に委託し、処理を要する地区、数量に応じて所要の班を編成するものとする。

その編成はおおむね次の基準によるものとする。

1 処理班につき

- (ア) ごみ収集運搬車 1台
- (イ) 運 転 手 1名
- (ウ) 作 業 員 1名
- (エ) 所 要 器 具 スコップ、トビロ等

イ し尿処理班

し尿処理班は、民間し尿処理業者に委託し、処理を要する地域、数量等に応じて所要の班を編成するものとする。

なお、し尿収集運搬車1日1台あたりの基準処理戸数は地域状況を勘案し必要数を編成する。

1 処理班につき

- (ア) し尿収集運搬車 1台
- (イ) 運 転 手 1名
- (ウ) 作 業 員 1名

(2) 廃棄物処理施設の被害状況の調査、確認

市本部長は、一関地区広域行政組合が所管する清掃センターの被害状況について調査する。

(3) ごみの処理

ア 処理方法

- (ア) 市本部長は、市民環境部長及び各支部長に指示し、市内巡回あるいは地区公衆衛生組合、被災住民、その他関係機関の協力を得て、被災地区における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）並びに排出量に関する情報の的確な把握に努めるものとする。

- (イ) 廃棄物の収集は次の施設を優先して行う。

- a 医療施設
- b 社会福祉施設
- c 避難所

- (ウ) 市本部長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	a 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上の、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。

	<p>b 腐敗しやすい廃棄物を優先的に収集する。</p> <p>c 収集したごみについては可燃物、不燃物、粗大ごみ等に分別し、一関地区広域行政組合一関清掃センター及び大東清掃センターにおいて焼却処分又は埋立処分する。</p> <p>d 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、災害廃棄物仮置場を確保のうえ、ごみ収集が可能になった時点から収集する。</p>
第2次対策	<p>災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、必要に応じて中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い最終処分場等へ搬入する。</p>
第3次対策	<p>a 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。</p> <p>b 倒壊建築物等の廃棄物は原則として、可燃物、不燃物に分別し、災害廃棄物仮置場に搬入するものとする。</p> <p>c 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。</p>

(エ) 災害廃棄物仮置場を設置した場合のごみの分別は、次の例によるものとする。

- ①可燃物
- ②ガラス・陶磁器くず
- ③瓦
- ④金属くず
- ⑤畳
- ⑥木くず
- ⑦粗大ごみ
- ⑧家電リサイクル法対象機器（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
- ⑨石膏ボード・スレート板

(オ) 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は廃棄物処理業者に委託して処理する。自己処理又は委託処理が困難なときは、一関地方支部福祉環境班に報告し、処理方法について指示を受ける。

(カ) 市本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

イ 廃棄物収集運搬資機材の確保

(ア) 市本部長は、災害の規模及び状況により、粗大ごみ、家屋の廃材等が大量に発生した場合は、市民環境部長及び各支部長に指示し、市内の建設業者等の民間業者より廃棄物の収集運搬に必要な輸送車両等を借上げ処理するものとする。

(イ) 輸送車両等の確保の方法は、本計画第3章第7節「輸送計画」に定めるところによるものとし、財政班に対して要請するものとする。

ウ 災害廃棄物仮置場

災害廃棄物仮置場一覧は、別紙のとおり。

仮置場を開設する時は、その都度必要な施設の管理者等と調整を行う。

また、必要に応じて衛生環境に支障のない公有地等を所有者、管理者等と調整し利用する。

エ 災害廃棄物仮置場の衛生の保持

(ア) 市本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場の清潔保持に努める。

(イ) 消毒方法については、本計画第3章第22節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携し行う。

オ 市民等への協力の要請

(ア) 市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

(イ) ボランティアの活用については、本計画第3章第14節「ボランティア活用計画」に定めるところによるものとする。

(ウ) 市本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(4) し尿の処理

ア 処理方法

(ア) 市本部長は、市民環境部長及び各支部長に指示し、地区公衆衛生組合、被災住民及びその他関係機関からの情報により、被災地区における建築物の倒壊及びライフラインの損壊によりし尿処理が困難であり、これを放置することにより衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等の把握をする。

(イ) し尿処理は次の施設を優先して行うものとし、また、被災家屋（浸水、倒壊、焼失）の汲み取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。浸水被災家

屋が多く処理が困難な場合は、各戸の便所を使用可能にするため便槽内のし尿の50%程度の汲み取りを実施する。

- a 医療施設
- b 社会福祉施設
- c 避難所

(ウ) 市本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関と連携を図り、次によりし尿処理を行う。

収集したし尿は、一関地区広域行政組合一関清掃センター及び川崎清掃センターにおいて処理するものとする。多量で処理不能の場合は、近隣のし尿処理施設において処理する。

区 分	し尿処理の方式
医療施設、福祉施設、避難所	<ul style="list-style-type: none"> a 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 b 仮設トイレ又は簡易トイレの便槽等に薬剤を散布し、消毒を行う。 c バキュームカーによりし尿処理を行う。
地 区	<ul style="list-style-type: none"> a 住宅での生活確保と地区の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 b 便槽付きの仮設トイレの便槽等に薬剤を散布し、消毒を行う。 c バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一 般 家 庭	<ul style="list-style-type: none"> a 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 b 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 c 仮設トイレの便槽等に薬剤を散布し、消毒を行う。 d バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> a 事業者は一般廃棄物処理業者に委託して処理する。委託処理が困難なときは市本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。 b 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 c 仮設トイレ又は簡易トイレの便槽等に薬剤を散布し、消毒を行う。 d バキュームカーにより、し尿処理を行う。

イ し尿処理用資機材の確保

市本部長は、必要に応じて民間業者より仮設トイレ等を借上するなどし確保するものとする。

(5) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊等)の処理は一関保健所と協議し、移動できるものは死亡獣畜処理場、又は、適当な場所に集め埋立処分する。

移動が困難なものについては関係機関と協議のうえ、条件を付けて個々に処理させる。

また、犬、猫等の小動物の死体処理については、一関地区広域行政組合一関清掃センター及び大東清掃センター、千厩斎苑、釣山斎苑、又は、一関保健所で処分する。

4 応援を求める手続き

- (1) 市本部長は、災害の規模及び状況により清掃班及びし尿処理班を編成することができず、清掃を行えないときは、一関地方支部福祉環境班を通じて県本部長に対し清掃の実施について応援を求め、又は、近隣の市町に応援を求めて実施するものとする。
- (2) 市本部長は、自らの処理施設が被災し、又は、能力を上回ったこと等により、廃棄物処理及びし尿処理ができない場合においては、近隣市町の処理施設にその処理を要請する。
- (3) 前記の応援を要請するときは、次の事項を明示して行う。

事 項	明 細
処 理 業 務 の 種 別	
処 理 所 要 地 域	
応 援 を 要 す る 期 間	
応援を求める人員・機材	
そ の 他 参 考 事 項	

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、市本部長又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

別紙

災害廃棄物仮置場一覧

名称	所在地	地積	備考
旧沢処分場	一関市字沢 297-15	4,845 m ²	
萩荘サッカー場	一関市萩荘字長者原 250-1	6,000 m ²	
花泉支所資材置き場	一関市花泉町涌津字矢ノ目 118-10	8,000 m ²	
旧大原中学校グラウンド	一関市大東町大原字上ノ洞 14	13,105 m ²	
駒場交流公園	一関市千厩町千厩字上駒場 404	10,000 m ²	
東山多目的グラウンド	一関市東山町長坂字西本町 169-1	28,000 m ²	
東山総合体育館北側駐車場	一関市東山町長坂字北山谷 247	5,524 m ²	
室根きらめきパーク	一関市室根町折壁字向山 85	10,000 m ²	
旧折壁小学校跡地	一関市室根町折壁字大里 140	7,500 m ²	
一関地区広域行政組合 川崎清掃センター多目的広場	一関市川崎町薄衣字石船渡 133	10,000 m ²	
並木ヶ丘コミュニティグラウンド	一関市藤沢町新沼字西風 46-10	10,800 m ²	

第24節 障害物処理計画

被災者の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川の利用の障害となっている障害物を、実施する機関と連携を図り迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通等を確保することについては、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者及び担当部

(1) 市が行うもの

ア 市本部長は、被災者の日常生活に直接障害となっている障害物及び緊急輸送の確保並びに災害拡大防止の障害となっている障害物の除去を行うものとする。

イ 道路、河川等の管理者は当該管理に属する施設に対する障害物の除去を行うものとする。

ウ 市本部長は、災害の規模及び状況により障害物の除去を行うことができないときは、一関地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に応援を要請するものとする。

エ 市本部長及び道路、河川の管理者は、障害となる倒壊建物、倒壊の危険のある工作物の所有者に除去を命ずることができる。

オ 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
総務部	財政班	財政班長 (財政課長)	障害物の除去に関すること。

(2) 市民が行うもの

市民は、自己の所有する建築物等の倒壊建物、倒壊危険のある工作物を除去するとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 障害物除去用施設、設備及び器材の確保

(1) 市本部長及び道路、河川の管理者は、障害物除去作業に必要な施設、設備及び器材の確保に努め、災害時に迅速に活用し得るよう配置し、保管するものとする。

(2) 市本部長及び道路、河川の管理者は、前記(1)により確保した施設、設備及び器材の応急対策に不足をきたす場合を考慮して、障害物除去用施設、設備及び器材の所有者、管理者、占有者で権限を有する者と災害時における借上げ予約契約を締結する等、確保に必要な措置を講じておくものとする。

3 障害物の除去場所

- (1) 市本部長及び道路、河川の管理者は除去した障害物を集積する場所をあらかじめ選定しておくものとする。
- (2) 集積場所の選定はおおむね次の事項に配慮して選定するものとする。
 - ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生並びに日常生活に影響の少ない公有地を選定するものとする。
 - イ 公有地を選定することができない場合は、前記アに準じて私有地を選定し、使用について予約するものとする。
- (3) 市本部長は、災害発生後において集積場所を求めることができないときは災害対策基本法第64条第1項及び同施行令第24条の定めるところにより他人の土地を一時使用して措置するものとする。

4 実施方法

- (1) 市本部長は、所属職員、消防団員等をもって障害物除去班を編成し所属の施設、設備及び器材を活用して障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去は、次に掲げる障害物を優先して行うものとする。
 - ア 被災地域住民の直接障害となっている障害物
 - イ 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物
 - ウ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
 - エ 放置することにより、災害の拡大するおそれのある障害物
- (3) 市本部長及び道路、河川の管理者は、所属の職員、施設、設備及び器材を使用しても障害物の除去ができず、また、著しく困難なときは一関地方支部土木班長を通じて県本部長若しくは近隣の市町村長に応援を求め応急措置の実施を要請するものとする。
- (4) 市民は、自らの倒壊建物、倒壊危険の工作物は速やかに除去するものとする。

5 応援要請の手続き

市本部長及び道路、河川の管理者が前記4(3)によって応援を求め若しくは応急措置の実施を要請するときは、次の事項を明示して行うものとする。

事 項	明 細
技術者及び労務者種別人員	
施設・設備・機材別数	
期 間	
場 所 ・ 区 間	

6 障害物の処理

除去した倒壊建物、倒壊危険のある工作物等の障害物はおおむね次の要領によって処理するものとする。

(1) 土砂・瓦礫

あらかじめ選定した集積場所のほか、市民の日常生活、又は、農耕、その他の生活活動に支障がない場所、若しくは、埋立て予定地等に集積するものとする。

この場合において汚水の浸透した土砂等の消毒は十分に行うものとする。

(2) 竹木・家具・家財等の可燃物

漂着、流入して堆積し、又は、破壊、残存している家財、家具及び竹木等の可燃物で所有者が所有権を放棄し、又は、所有者不明の障害物で加工、修理しても使用し得ないと認められるものは集積場所等において焼却等適切な処理をするものとする。

(3) 倒壊建物、倒壊危険のある建物及び工作物

倒壊建物、倒壊危険のある建物及び工作物は、可燃物、不燃物に分け可燃物はできる限り焼却するものとし、不燃物は、前記(1)によるものとする。

(4) 除去障害物の保管等

ア 市本部長は、障害物のうち加工、修理を加えて使用可能な工作物、又は、物件（以下本節において「工作物等」という。）を除去したときは、災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から第27条に定めるところにより、保管その他の措置をとるものとする。

イ 警察官は、災害対策基本法第64条第9項により、前記アの工作物等を除去したときは、当該工作物、又は、物件が設置されていた場所を管轄する警察署長に差し出すものとする。

ウ 警察署長は、前記イにより差し出された工作物等を前記アにより本部長が工作物等の保管等の措置をとる例により保管、その他の措置をとるものとする。

7 災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準

(1) 障害物除去対象者

障害物除去の対象となるものは、次に掲げるものとする。

ア 当面の生活が営み得ない状況にある者

イ 障害物が生活に欠くことのできない場所に運び込まれた者

ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない次に掲げる者

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、ひとり親世帯
- (エ) 特定の資産のない老人、病弱者、又は、身体障がい者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 前各号に準ずる経済的弱者

エ 住宅の半壊した者

(2) 実施の方法

市本部長が人夫又は技術者を動員して行うものとする。

(3) 除去対象数

半壊、床上浸水世帯数の15%以内とする。

(4) 費用の限度

除去に必要な機械、器具の借上げ費、輸送費及び人夫賃、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条の2の規程により知事が定める額とする。

(5) 実施期間

災害発生の日から10日以内

8 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、市本部長又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

災害時における行方不明者等の遺体の搜索及び遺体の処理、埋葬は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者及び担当部

- (1) 行方不明者等の遺体の搜索及び遺体の処理は、市本部長が行うものとする。
- (2) 行方不明者等の搜索、遺体の検案等の警察上の措置は、県本部公安部長が行うものとする。
- (3) 災害救助法を適用する行方不明者等の搜索、遺体の処理、埋葬の最終処理は、県本部長が行うものとする。
- (4) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
市民環境部	市民救護班	市民救護班長 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋火葬施設の被害調査に関すること。 ・ 被災者の救援及び遺体の搜索の事務に関すること。 ・ 遺体収容所に関すること。 ・ 遺体の埋火葬に関すること。
消防本部	消 防 班	消防班長 (消防課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体及び行方不明者の搜索に関すること。

2 行方不明者等の搜索

(1) 手 配

ア 市本部長は、災害による行方不明者等があるときは、正確な情報の収集に努め、その者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携行品等を明らかにし、これらが明らかでないときは、行方不明者等の発生した地域、人数を明らかにして一関警察署長又は千厩警察署長に手配し、かつ一関地方支部総務班長を通じて県本部に報告するものとする。

イ 一関警察署長又は千厩警察署長は、前記アの手配を受け、又は自ら行方不明者等のあることを知ったときは、所属班員に搜索させるとともに公安部警備課に手配するものとする。

ウ 公安部警備課は、前記イの手配を受けたときは、警察機構を通じて所要の手配を行うものとする。

エ 市本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

オ 市本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。

(2) 捜 索

ア 捜索班の編成

市本部長は、多数の行方不明者等があると認めるときは、その捜索、収容に当たるため、所属職員及び消防団員等を主体とする「捜索班」を編成するものとする。

イ 捜索の実施

(ア) 行方不明者等があると認められる地域を中心に、遺体の埋没、漂着の疑いのある場所を重点として組織的、かつ綿密に捜索するものとする。

(イ) 捜索は、警察官、捜索班員及び行方不明者等の家族、知人縁戚の者が、相互に連絡して行うものとする。

(ウ) 捜索を行うにあたり、地域の住民、旅行者、滞在者に発見通報の協力を求めるため、発見したときの通報先を明らかにして積極的に広報するものとする。

ウ 発見したときの措置

(ア) 発見時において生存しているときは、直ちに医療を受けさせるものとする。

(イ) 遺体の状況が犯罪に関する疑いのあるときは、速やかに警察官に通報し、遺体及び所在場所を保存するものとする。

(ウ) 捜索班が遺体を発見し、又は家族等住民からの発見の通報を受けたときは、直ちに警察官及び遺体処理班に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(エ) 一関警察署長又は千厩警察署長は、警察官が遺体を発見したとき及び家族等住民から遺体の発見の通報を受けたときは、遺体の検案等の措置が終わった後に市本部長に通知するものとする。ただし、遺体を遺体収容所に収容して検案等を行うときは、その旨を直ちに通報するものとする。

(オ) 家族等住民が遺体を発見したときの届出の受理について、警察官、市民救護班においてその方法を定めておくものとする。

3 遺体の収容及び取扱い

(1) 遺体の収容

遺体は捜索班が収容するものとする。ただし、家族等が収容しようとする遺体については、次の措置を終わってから収容させるものとする。

- | |
|------------|
| ア 遺体に関する検案 |
| イ 医師の検案 |
| ウ 遺体請書の徴収 |

(2) 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 死者に対する礼意を失しないこと。
- イ 粗暴な取扱いをしないこと。
- ウ 遺体を損壊しないよう注意すること。
- エ 遺体の身体に装着している衣類、貴金属及び死者が所持していたと認められる物品は、遺体ごとに取りまとめておくこと。
- オ 現金及び貴金属の取扱いを厳重にすること。

(3) 遺体収容所の設置

ア 市本部長は、災害によって多数の死者があり、遺体のあった場所で遺体の処理が困難であると認めるときは、「遺体収容所」を設けるものとする。

(ア) 水害の場合

病院、学校体育館、その他屋内施設等

(イ) その他災害の場合

各地区の学校体育館又は市民センター等

イ 遺体収容所を設けるときは、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状況を公衆の目にさらさない施設及び場所を選ぶこと。
- (イ) 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選ぶこと。
- (ウ) 遺体の検視、身元確認が容易に行い得る場所を選ぶこと。
- (エ) 遺体の数に相応する施設であること。
- (オ) できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

(4) 埋葬用品等の確保

埋葬用品等の調達ができない場合は、一関地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

(5) 輸送車両

遺体の輸送に伴う配車、輸送については、財政班との相互連絡により随時対応する

ものとする。

4 遺体の処理

(1) 遺体処理班の設置

市本部長は、災害による死者が多数あるときは、医師、看護師及びその助手数名をもって、必要と認める数の遺体処理班を設けるものとする。

(2) 遺体処理の要領

遺体の処理は、おおむね次の要領により行うものとする。

ア 警察官は、異常遺体に関する検案等、警察上必要な措置をとるものとする。

イ 遺体処理班員及び警察官は、相互に協力して次の措置をとるものとする。

(ア) 身元不明の遺体の状況、身体的特徴、着衣、装身品具、携帯品を記録し、撮影すること。

(イ) 前記(ア)の写真は、遺体洗浄後に撮影した写真と併せて、遺体の特徴、着衣、装身品具等の記録とともに掲示するなど、身元の発見に必要な措置をとること。

ウ 遺体の洗浄、縫合、消毒

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒は、遺体処理班が行うものとする。

(イ) 身元の判明している遺体を遺族等が自ら処理しようとする場合には、遺体の消毒方法を指示するものとする。

(ウ) 身元不明の遺体は、洗浄、縫合、消毒等の処理をした後、遺体の顔面部、身体の特徴を写真に撮影するものとする。

(3) 遺体の一時安置

ア 市本部長は、身元不明の遺体を一時安置するものとする。

イ 一時安置する遺体が多数あるときは、遺体ごとに一連番号を附して納棺し、台帳に登録するものとする。

ウ 前記イの遺体の着衣、装身品具、携帯品等は、遺体の一連番号と同一番号を附して梱包し、別に保存するものとする。

この場合において、現金、貴金属、有価証券等については、盗難、紛失のおそれのない方法で保管するものとする。

エ 遺体は、番号順に並べて安置するものとする。

オ 一時安置した遺体の身元が判明し、遺族等に引き渡すときは、次の要領により引き渡すものとする。

(ア) 検案書を交付すること。

(イ) 遺体請書をとること。

(ウ) 着衣、装身品具、携帯品及び保管現金、貴金属、有価証券等の領収書をとること。

5 遺体の火葬及び埋葬

(1) 火葬施設について

一関地区広域行政組合の「釣山斎苑」及び「千厩斎苑」を主体に、これらの施設で対応が困難な場合は、近隣の奥州市、宮城県栗原市の各火葬場に応援要請することにより対応するものとする。

(2) 遺体の火葬及び埋葬は、おおむね次の要領により行うものとする。

ア 火葬は、火葬場の従業員又は遺体捜索班員等により行うものとする。

イ 身元の判明している遺体を火葬するものとする。

ウ 身元不明の遺体は、原則として土葬するものとする。

エ 一時安置した多数の遺体を埋葬するときは、安置した際に附した遺体番号の順により埋葬するものとする。

(3) 遺体を埋葬するにあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 遺体に対する礼意を失しないように、儀礼をつくすこと。

イ 遺体を収納した棺の取扱いは、粗暴にならないようにすること。

(4) 遺体埋葬の広域調整

市本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、一関地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

6 応援協力等

(1) 市本部長は、所属の職員及び施設、設備、物資等において、遺体の処理について必要な業務を行うことが困難なときは、岩手県一関地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に応援を求めるものとする。

(2) 前記(1)の応援を求めるときは、次の事項を明らかにして行うものとする。

事 項	明 細
遺 体 処 理 実 施 場 所	
対 象 人 員 概 数	
施 設 ・ 設 備 の 状 況	
応 援 を 求 め る 職 種 別 人 員	
応 援 を 求 め る 物 資 等 の 種 類 別 数 量	

処 理 期 間	
そ の 他 参 考 事 項	

7 災害救助法を適用した場合の遺体搜索、処理、埋葬の基準

(1) 遺体の搜索

ア 搜索対象等

- (ア) 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定されるもの。
- (イ) 行方不明の状態になってから、相当の時間を経過しているもの。
- (ウ) 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難場所等の地域以外は壊滅してしまっような場合
- (エ) 行方不明になった者が、重度の身体障がい者又は重病人であったような場合
- (オ) 災害発生後ごく短時間のうちに、引き続き当該地域に災害が発生したような場合

イ 費用の限度

搜索のために必要な機械・器具の借上げ費、搜索のために使用した機械・器具の修繕費、及び機械・器具を使用する場合の燃料費で、必要やむを得ない経費とする。

ウ 搜索の期間

災害の発生時から10日以内

(2) 遺体の処理及び埋葬

ア 対 象

- (ア) 災害時の混乱の際に死亡した者
- (イ) 災害のために、遺族等が埋葬を行うことが困難な場合

イ 内容及び費用の限度

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条の2の規定により知事が定める額とする。

ウ 期 間

災害発生の日から10日以内

第26節 応急対策要員確保計画

災害応急対策を実施するために必要な労務者の雇い上げ及び従事命令等は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者及び担当部

- (1) 災害応急対策を実施するために必要な労務者等の確保は、それぞれの防災機関が行うものとする。また、防災関係機関相互の調整は市本部長が当たるものとする。
- (2) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担 当 内 容
建設部	建設班	建設班長 (道路建設課長)	労務の供給及び調整に関すること。

2 実施要項

- (1) 労務者の雇い上げは、防災関係機関がその所属の職員、他の機関からの応援職員及びボランティア等によっても応急対策要員が不足する場合、又は応援職員、ボランティア等の来援を待つ猶予がない場合において行うものとする。
- (2) 災害対策基本法に基づく従事命令は市本部長、警察官又は県本部長が災害対策基本法第65条第1項の規定及び同条第2項において準用する第63条第2項の規定又は第71条の規定により行うもので前記(1)による適当な労務者が確保できない場合で応急措置を実施するため特に必要であると認める場合に行うものとする。
- (3) 労務者の雇い上げ

ア 方 法

- (ア) 労務者の雇い上げは、一関公共職業安定所班長を通じて日雇い労務者及び一般求職者を対象として行うものとする。
- (イ) 防災関係機関が一関公共職業安定所班長に労務者雇い上げの申込みを行う場合は次の事項を明示して行うものとする。

事 項	明 細
雇い上げの目的	
作 業 内 容	
必 要 技 能	
必 要 労 務 者 数	
雇い上げ期間	

就 労 場 所

イ 賃 金

雇い上げ労務者に対する賃金は、法令その他に特別な定めがある場合を除き、市の定める金額（当該地域の公共職業安定所の業種別標準賃金）とする。

(4) 労務者等の従事命令等

ア 従事命令の種類と執行者

従事命令は、別表 1 のとおり執行するものとする。

イ 命令対象者

従事命令等の種別ごとの対象者は、別表 2 のとおりとする。

ウ 公用令書の交付

従事命令及び協力命令を発するとき、又は、命令を変更し取り消すときは、災害対策基本法第 81 条第 1 項及び災害救助法第 7 条第 4 項において、準用する同法第 5 条第 2 項に規定するところにより公用令書を交付するものとする。

エ 損害補償

従事命令、又は、協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）により、災害応急対策に従事させた者がそのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり又は障がい者となったときは、その者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を法令の定めるところにより補償するものとする。

オ 従事できない場合の届出

県本部長から公用命令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、県本部長に届け出るものとする。

(ア) 負傷又は疾病により従事することができない場合は医師の診断書

(イ) 前記以外の事故により従事することができない場合は、市本部長、警察官、その他適当な公務員の証明書

3 災害救助法を適用した場合の労務者雇い上げ基準

(1) 雇い上げの範囲

ア り災者避難のための労務者

災害のため現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導労務者

イ 医療及び助産における移送労務者

(ア) 救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者があり、病院、診療所等に運ぶための労務者

(イ) 救護班によって、医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動
にともなう労務者

ウ リ災者の救出労務者

リ災者の身体の安全を保護するための救出労務者

エ 飲料水の供給労務者

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する労務者及び飲料水を浄
化するための医療品等の配布に要する労務者

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分労務者

被服、寝具、その他生活必需品、学用品、炊き出し用食糧品、調味料、燃料、医
薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための労務者

カ 遺体捜索労務者

遺体捜索に必要な機械器具、その他の資材を操作及び後始末に要する労務者

キ 遺体処理（埋葬を除く）労務者

遺体の洗浄、消毒等の処置をする労務者及び仮安置所等まで輸送するための労務
者

(2) 雇い上げ範囲の特例

前記アに掲げる労務者のほか埋葬、炊き出し、その他の救助作業に従事する労務者
を雇い上げる必要がある場合は、県本部長に申請し厚生労働大臣の承認を得て雇い上
げることができる。

(3) 労務者雇い上げの期間

それぞれの実施が認められている次の期間とする。

ア リ災者の避難労務者・・・被害が現に発生し、又はおそれのある1日程度

イ 医療及び助産のための移送労務者

(ア) 医療のための移送・・・災害発生の日から14日以内

(イ) 助産のための移送・・・災害発生の日から7日以内

ウ リ災者の救出労務者・・・災害発生の日から3日以内

エ 飲料水供給労務者・・・災害発生の日から7日以内

オ 救済用物資の整理及び配分労務者

(ア) 被服、寝具、その他生活必需品の整理等・・・災害発生の日から10日以内

(イ) 学用品の整理等

A 教科書・・・災害発生の日から1か月

B その他のもの・・・災害発生の日から15日以内

(ウ) 炊き出し用食糧品等の整理等・・・災害発生の日から7日以内

(エ) 医薬品等の整理・・・災害発生の日から14日以内

カ 遺体捜索労務者・・・災害発生の日から10日以内

キ 遺体処理労務者・・・災害発生の日から10日以内

(4) 労務者雇い上げ期間の特例

前記(3)の期間を延長する必要がある場合は、前記(2)に規定した手続きに準じて厚生労働大臣の承認を得て雇い上げ期間を延長することができる。

(5) 費用の限度

法令その他の特別の定めがある場合を除き、市の定める金額（当該地域の公共職業安定所の業種別標準賃金）以内を原則とする。

別表 1

従事命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策作業 災害救助法適用作業 以外の作業	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条 災害対策基本法第71条	県本部長 県本部長
災害救助作業 (災害救助法適用作業)	従事命令 協力命令	災害救助法第7条 災害救助法第8条	県本部長 県本部長
災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項	市本部長 警察官
消 防 作 業	従事命令 協力命令	消防法第29条第5項 消防法第35条の10	消防吏員又は消防団 員、救急隊員
水 防 作 業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防隊 長又は消防機関の長
災害応急対策作業 (全 般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警 察 官

別表 2

命 令 対 象 者

命 令 区 分	対 象 者
災害応急対策（災害救助を含む）作業（作業救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	1、医師、歯科医師又は薬剤師 2、保健師、助産師又は看護師 3、土木技術者又は建築技術者 4、大工、左官又はとび職 5、土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 6、自動車運送業者及びその従業者
災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策作業（災害対策基本法による市本部長、警察官の従事命令）	市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	火災の現場附近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者 災害により生じた事故の現場附近にある者
災害応急対策作業（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

第27節 農畜産物応急対策計画

被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図るとともに、家畜の被害を最小限にとどめることができるよう適切な措置及び指導を行うための応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者及び担当部

(1) 市本部長は、被災地域における病害虫防除の実施、並びに、家畜、草地、飼料畑及び畜産施設の被害に対する応急措置を実施するものとする。

(2) 市本部における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
農林部	農政班	農政班長 (農政課長)	1 被災地域における病害虫防除の実施 2 畜産に関する応急対策

2 防除の対策

(1) 防除の実施

ア 市本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

(ア) 防除時期

(イ) 防除資機材（航空機、防除器具、農薬等）の種類及び数量

(ウ) 防除体制（人員、車両等の動員及び配置）

イ 農政班長は、業務を円滑に実施するため、次の班を編成する。

班名	担 当 業 務
調査担当	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導担当	防除全般について積極的な指導及び普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

ア 市本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保及び調達を行う。

イ 市本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示して一関地方支部農林班を通じて県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

(ア) 資機材の種類別数量

(イ) 送付先

(ウ) 調達希望日時（期間）

(エ) その他参考事項

3 畜産の対策

(1) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染予防法（昭和26年法律116号）及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11蓄A第467号農林水産省畜産局長通達）により実施する。

(2) 家畜の避難

水害等の災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法によるものとする。

ア 市本部長は、近隣市町その他の協力機関と連絡し、避難場所等について協議する。

イ 市本部長は、家畜を避難させる必要があると認めるときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指示する。

(3) 飼料等の確保

避難する家畜の飼料、わら等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア 市本部長は、一関地方支部農林班長を通じて県本部長に確保のあつせんを要請する。

イ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 飼料の種類及び数量

(イ) 納品又は引継ぎの場所及び時期

(ウ) その他必要事項

(4) 青刈飼料等の対策

市本部長は、風水害等により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育を促進するよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保できない場合は、一関地方支部農林班長を通じて県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(5) 家畜の治療

災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

ア 家畜の診療は、市本部長が実施するが、それが困難な場合は、一関地方支部農林

班長に応援を要請する。

イ 要請を受けた一関地方支部農林班長は、家畜診療班を現地に派遣し、応急診療を実施する。

ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。

エ 応急診療の範囲は、次のとおり

(ア) 診療 (イ) 薬剤又は治療用資器材の支給 (ウ) 治療等の処置

(6) 牛乳の集乳対策

市本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、一関地方支部農林班長に対し集乳運搬について協力を要請する。

第28節 文教対策計画

災害による文教施設の被害並びに児童、生徒及び学生が災により通常の教育を行えない場合の応急教育は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者及び担当部

- (1) 市教育委員会は、市立学校の応急教育を実施するものとする。
- (2) 県教育委員会は、県立学校の応急教育を実施するものとする。
- (3) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「私立学校」という。）の設置者は、当該私立学校等の応急教育を実施するものとする。

2 学校関係災害応急対策

(1) 学校施設の対策

ア 学校施設の応急対策

市本部長は、学校施設について被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

イ 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合のその状況に応じて応急教育予定場所を、次のとおり確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育館施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は市内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1 市内の他の学校の校舎又は市民センター等の公共施設を使用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
市内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は市民センター等の公共施設等を使用する。

ウ 他施設の利用

隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により当該施設の管理者の応援を得るものとする。

(ア) 同一市内の施設を利用する場合

市本部において関係者と協議のうえ、行うものとする。

(1) 同一教育事務所班管内の他市町の施設利用の場合

市本部長は、一関地方支部教育事務所班長を通じて県本部長に対して施設利用のあっせんを要請するものとする。

(2) 教職員の確保

災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により措置するものとする。

ア 欠員が少数な場合は、学校内において調整し、授業に支障がないようにすること。

イ 学校内で解決できないときは、校長は市本部長に教員派遣の応援を求めるものとする。この場合市本部長は、一関地方支部教育事務所班長を通じて県本部長に教職員の派遣について指示を求めるものとする。

ウ 教職員派遣の応援要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

事 項	明 細
応 援 を 求 め る 学 校 名	
授 業 予 定 場 所	
教科別（中学校）派遣要請人員	
派 遣 要 請 予 定 期 間	
派遣要請職員の宿舎その他条件	
そ の 他 必 要 な 事 項	

(3) 応急教育の留意事項

災害に伴う被害の程度によって授業が不可能なときは休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても速やかに応急授業の実施に努めるものとする。応急教育の実施は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 児童、生徒の精神の安定と保健及び安全に努める。

イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童・生徒の学習に支障がないように配慮する。

ウ 教育の場が市民センター等学校施設以外のときは、教育の方法に留意する。

エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。

オ 授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講じ徹底する。

カ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の

整備を図り、指示伝達事項の徹底を図る。

キ 学校等において児童・生徒が被害を受ける事態が発生した場合における医療機関等との連絡、応急救助及び手当を行う等の措置を講ずる。

(4) 児童、生徒及び教職員に対する援助に関する措置

ア 災害により被害を受けた児童・生徒の教科書、学用品の確保

イ 災害に伴う「就学困難な児童・生徒」に係る就学奨励についての援助及び学校保健法による就学奨励費補助金及び医療費補助金の追加等

ウ 被災学生、生徒に対する授業料の減免及び猶予

エ 学校給食物資の確保及び応急給食の実施

オ 被災教職員に対する救済対策及び補充措置

(5) 教材、学用品の配達及び配給

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童・生徒に対する支給及びあっせんは次の方法によるものとする。

ア 支給種別

(ア) 災害救助法による支給

災害救助法適用世帯の児童・生徒に対しては、災害救助法の定める「学用品の給与」によるものとする。

(イ) 災害救助法適用災害時で住家が災しなかった場合のあっせん

災害救助法適用災害時に、教科書を滅失又はき損した児童・生徒の属する世帯の被害が、床下浸水以下の場合の経費は本人の負担とするが、調達の方法は救助法適用と併せて行うものとする。

イ 調達配給の実施者

教材、学用品の調達配給は、次により行うものとする。

教科書及び文房具の調達及び配給は市本部長が行う。ただし、市本部限りで処理できないときは、県本部において調達、あっせんするが、輸送は業者と市の通常の方法によるものとする。

ウ 学用品の割り当て及び配給（別表1）

市本部長は次の方法により割り当てをし、支給するものとする。

(ア) 割り当て

市本部長は県本部長からの学用品支給基準（1人当たり）の通知を受けたときは児童・生徒別に「別表2」により割り当て台帳により割り当てをするものとする。

なお、割り当てに当たっては、児童・生徒の被害程度を市本部のり災台帳に記

載されたり災程度と照合し正確を期するものとする。(別表3)

(イ) 支給

市本部長は受領書と引き換えに学用品を一括学校に交付し、学校長は各児童・生徒別に支給するものとする。

エ 災害救助法による学用品支給基準

災害救助法による教科書、文房具等学用品の支給の基準は次によるものとする。

(ア) 支給対象者

住家が全壊(焼)、半壊(焼)、流失、床上浸水程度の被害を受けた児童・生徒で教科書及び学用品をそう失又は、き損した者。

(イ) 支給品目及び費用の基準

a 教科書及び教材

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書及び教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材を支給するための実費とする。

b 文房具及び通学用品

文 房 具 — ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規等の類

通 学 用 品 — 運動靴、傘、カバン等の類

費用の基準は災害救助法施行令第9条の2の規程により知事の定める額とする。

(ウ) 支給の期間

a 教科書及び教材 — 災害発生の日から1か月以内

b 文房具及び通学用品 — 災害発生の日から15日以内

3 県立学校及び私立学校等の応急対策は、「岩手県地域防災計画」により実施するものとする。

4 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

市本部長は次の点に留意して応急給食を実施するものとする。

ア 給食施設、原材料等の被害のため、平常の給食が実施できない場合においても米飯、パン、ミルク等の給食を実施するよう努めること。

イ 原材料又は米飯、パン、ミルク等の補給が困難な場合は、市本部長は一関地方支部教育事務所班長を通じて県本部長に連絡し、その指示を受け物資の調達を図り実

施すること。

ウ 学校が避難所として使用される場合、給食施設は災害用炊き出し施設として利用される場合が少なくないが、学校給食とり災害炊き出しとの調達に留意すること。

エ 市本部長は、被害による経済的理由により、給食費の支払いが困難と認められる児童・生徒について調査の上、教育事務所班長を通じて県本部長に報告しなければならない。

(2) 被害物資の処置

被害を受けた給食用原材料の処分方法等は市本部長が県本部長の指示により処分する。

5 学校保健安全対策

災害時における児童・生徒の保健及び安全に当たっては、市本部長及び学校長は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 欠席の児童・生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
- (2) 学校内において、特に感染症、又は、中毒が発生した場合は、一関地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の適宜な処置をとるとともに、この旨を一関地方支部教育事務所班長を通じて県本部長に報告する。
- (3) 建物内外の清掃及び消毒、飲料水の浄化及び感染症予防の措置並びに防疫用薬剤及び器材の確保を図り、その実施計画を定める。
- (4) 通学道路等の被害状況を把握し、登下校の安全確保に努める。
- (5) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守し、事故の未然防止に努める。

6 災害発生時における危険物の保安対策

学校において管理する電気、ガス（高圧ガス）、危険薬品、アルコール、石油、その他危険物等の保安に関し、災害発生時におけるこれらの使用停止、又は、安全な場所への移動等必要な措置を講ずる。

7 その他文教関係施設の対策

(1) 市民センター、社会教育施設及び体育施設の対策

災害時においては、市民センター、社会教育施設及び体育館等の施設は災害応急対策のため避難施設、又は、防災拠点施設等に利用される場合が多いので、市本部長は、被害状況の把握に努めるとともに応急処理等速やかに適宜の措置を行うものとする。

(2) 文化財の応急対策

文化財が貴重な国民的財産であることに鑑み、これを公共のために大切に保存する

ことが特に必要である。特に文化財の災害のうち火災によるものが多いことに鑑み、次のような対策を講ずるものとする。

ア 毎年1月26日を「文化財防火デー」として全国的な文化財防火運動を推進していることから、できるだけ防火訓練を実施するよう関係者を指導する。

イ 被災文化財について文化財調査委員の意見等を参考にし、その価値を可能な限り維持するようその対策を所有者及び管理団体に指示、指導するものとする。

別表 1

学用品割当台帳

り 災 区 分		学 校 名						
番 号	学 年	児 童 ・ 生 徒 名	保 護 者 氏 名	割 当 物 資 名				

(注) り災区分は全壊（焼）、半壊（焼）等に区分して作成する。

別表 2

学校別教科書及び文房具等配給計画表
(学校名)

学年	組	児童生徒氏名	教科書				文 房 具								通学用品			
			国語	社会	数学	理科	ノ ト	鉛 筆	消 ゴ ム	ク レ ヨ ン	絵 具	画 筆	画 紙	下 敷	定 規	運 動 靴	傘	カ バ ン

別表 3

市立小・中学校児童生徒被災状況報告書

(学校名)

り 災 区 分	学 年	児 童 生 徒 氏 名	備 考

(注) り災区分は全壊（焼）、半壊（焼）等に区分し、市本部のり災台帳の区分と同一とする。

第29節 救急医療対策計画

突発的な災害により集団的に発生した傷病者（以下「救急医療対象者」という。）に対する救急看護及び初期診療等の救急に関する救急医療対策は、本計画の定めるところによる。

1 定 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 災 害

暴風、豪雨、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象、又は、大規模な火災、爆発事故等の原因により生ずる被害をいう。

(2) 事故発生責任機関

災害の発生した当該施設設備等を管理する責任機関をいう。

(3) 消 防 機 関

消防組織法第9条に定める消防機関をいう。

(4) 医療関係者

医療法第21条第1項に定める者をいう。

(5) 医 療 機 関

医療法に基づいて設置された病院、診療所又は助産所をいう。

2 医療の範囲

救急医療対象者に対する医療の範囲は、傷病発生と同時に行う救急看護及び初期診療その他傷病者の症状に応じて行う本格的な医療とする。

3 業務の分担

救急医療対象者が発生した際における関係機関の業務の分担は、おおむね別表1によるものとする。

4 災害等の通報

(1) 救急医療対象者を発見した場合、又は、事故発生責任機関は、その状況（日時・場所・原因・死傷者の概数）をただちに別表1に定める関係機関に通報するものとする。

(2) 市本部長は前記(1)の通報を受けたときは、別表2の定めるところにより、必要な機関にその状況を通報するものとする。

5 傷病者の救出及び搬送

救急医療対象者の救出及び搬送について市本部長は、自らの判断により必要と認める

場合、又は、事故発生責任者から要請のあった場合は、災害の規模内容を検討し、ただちに必要な人員、資器材等を現場に出動させ救出に当たるものとする。

6 医療関係者の出動要請

市本部長は、救急医療対象者の状況により必要があると認めるとき、又は事故発生責任機関から要請があり必要と認めるときは、医療機関に対し医療関係者の出動を要請するものとする。（医療救護活動に関する協定書、付属資料）

7 傷病者の収容

(1) 救急病院	(3) その他の医療機関
(2) 公的医療機関	(4) 市民センター、学校等の公共的施設

8 臨時救護所の開設

前記7(1)から(4)に臨時救護所を開設するとともに、本計画第3章第17節「医療・保健計画」に基づき実施する。

また、市本部との連絡等については前期7(1)から(4)の電話、ファクシミリ等の通信手段の活用を図る。さらに地元報道機関等との連携も図りながら通信手段の確保に努める。

9 医療用器材の確保

救急医療対象者に対して使用する医療用器材等については、出動した医療機関の手持資材を繰り替え使用し、災害の規模内容に応じて調達確保するものとする。

10 関係機関への応援要請

救急医療対策に関する応援要請は次の事項を明示して行うものとする。

事 項	明 細
救 助 実 施 地 域 場 所	
対 象 人 員 概 数	
医 療 機 関 の 状 況	
応 援 を 求 め る 職 種 別 人 員	
応 援 を 求 め る 期 間	
医 薬 品 等 の 種 類 別 所 要 数	
そ の 他 の 参 考 事 項	

11 費 用

救急医療対策に要した費用の負担区分は、別表3のとおりとする。

12 そ の 他

この計画の運用について必要な事項は、別に定める「消防計画」によるものとする。

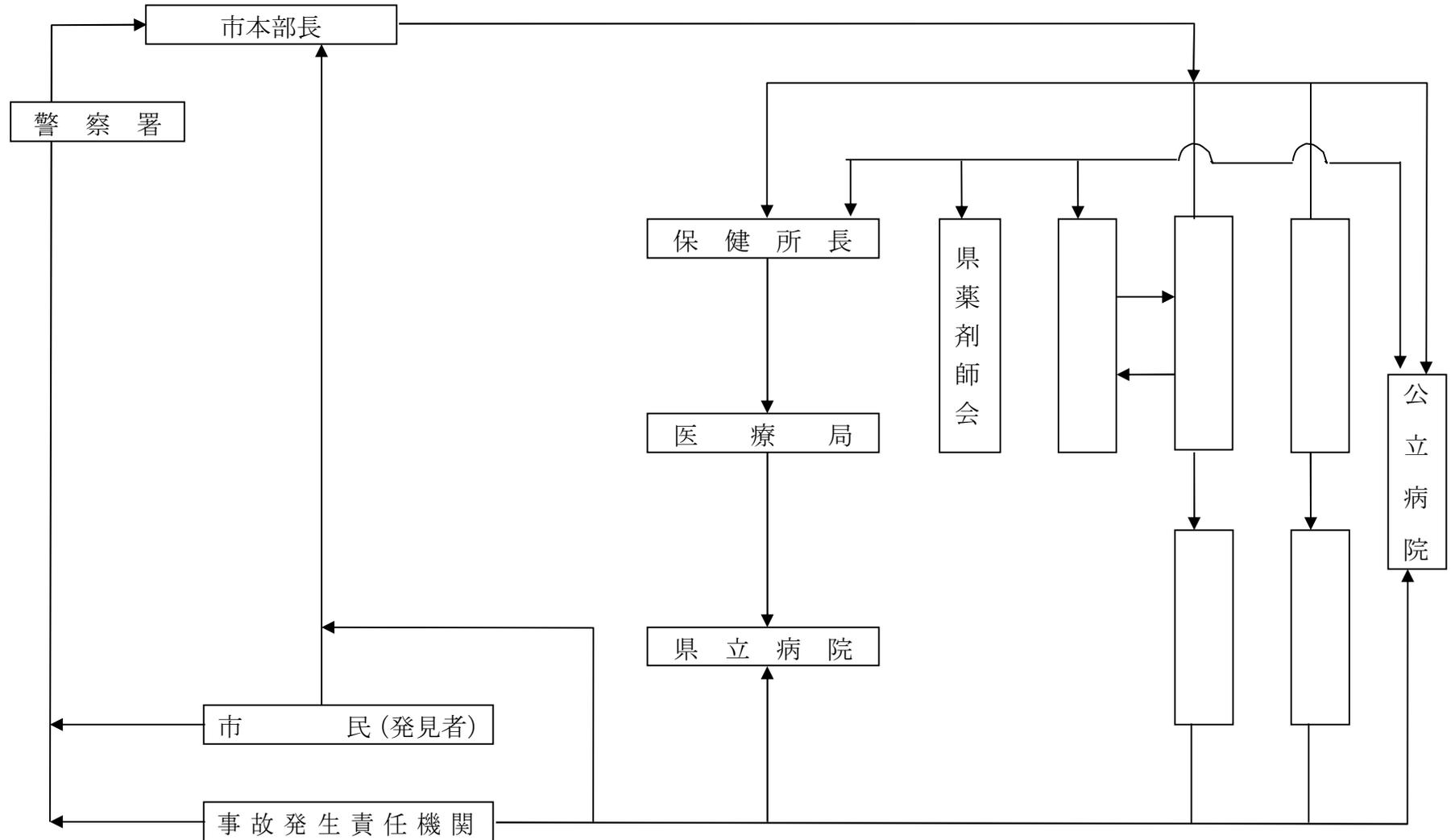
別表1

業 務 分 担 表

		大規模な火災の場合	大規模な交通事故の場合		大規模な工場災害の場合
			有軌道の場合	無軌道の場合	
通 報 者		災 害 の 発 見 者	事 故 の 発 見 者		事故発生責任機関
関 係 機 関 へ の 連 絡	第 1 順 位	市 長 (消 防 機 関)	事故発生責任機関	警察署	市長 (消防機関)
	第 2 順 位	警 察 官	警察官	市長 (消防機関)	警 察 官
	第 3 順 位		市長 (消防機関)	事故発生責任機関	
県に対する連絡 (保健所長)		市 長	同 左		同 左
傷 病 者 の 救 出 ・ 搬 送		市長 (消防機関・警察官)	市長 (消防機関)、警察官、事故発生責任機関		同 左
医 療 機 関 に 対 する 出 動 要 請	県 医 師 会 等	知 事	同 左		同 左
	一 関 医 師 会 等	市 長	同 左		同 左
	病 院 等	知事・市長・事故発生責任機関	同 左		同 左
現 場 及 び 搬 送 中 の 救 急 措 置		医療関係者及び救急隊員	同 左		同 左
救 急 医 薬 品 の 確 保		市 長	事 故 発 生 責 任 機 関		
傷 病 者 の 収 容		救急病院、公的医療機関、市民センター、学校等の公共施設	同 左		同 左
死 体 の 収 容		市 長	同 左		同 左
関 係 機 関 に 対 する 応 援 要 請	県	市 長	同 左		同 左
	市		事 故 発 生 責 任 機 関		
	他 市 町 村	市 長	同 左		同 左
	警 察	市 長	事 故 発 生 責 任 機 関		
	自 衛 隊	知 事	同 左		同 左

別表 2

災害発生報告連絡系統図（医療関係者出動要請図）



別表 3

救急医療対策に要する費用負担区分表

		大規模な火災の場合	大規模な交通事故の場合	大規模な工場災害の場合
治療に要する費用	診 察	1. 災害救助法が適用された場合はこれによる。 2. 1が適用にならない場合は国民健康保険法等関係法により負担する。 3. 1・2により処理することができないものについては当該災害が発生した市において負担する。	1. 事故発生責任機関が負担する。 2. 災害救助法が適用された場合はこれによる。 3. 2が適用されない場合は国民健康保険法等関係法による。 4. 上記1・2・3によることができずそれを放置することにより傷病者の生命・身体が危険とみなされるときは、災害が発生した市において負担することがあるものとする。	同 左
	薬剤又は治療材料の支給			
	処置・手術・その他の治療			
	病院又は診療所への収容			
	看 護			
	移 送			
死体収容に関する費用	死体検案料	同 上	同 上	同 上
救出に関する費用	消防職団員等の出動手当その他人件費	市	同 左	同 左
	救出用資器材の損料等	同 上	事故発生責任機関	同 左

第30節 ライフライン施設に関する応急対策計画

電力、ガス、上下水道等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン施設及び必要な燃料を確保するものとする。

また、市は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や市民の安全の維持のための燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合一関支部その他の業界団体等に対し、その供給を要請し必要に応じて、県本部長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努めるものとする。

第1 市本部における担当班及び担当責任者

施設名	担当班	担当責任者
電力施設	建築住宅班	都市整備課長
ガス施設	工業班	工業労政課長
水道施設	水道班	水道課長
下水道施設	下水道班	下水道課長
農業集落排水施設		

第2 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 電力事業者は、大規模な災害が発生した場合においては迅速かつ的確な対策を実施するものとする。

イ 電力事業者は、災害時に応急対策要員の確保を図れるよう体制を整えておくものとする。

ウ 電力事業者は、収集した被害情報について、本計画第3章第5節「災害情報の収集及び報告等の計画」に定めるところにより市本部長に報告するものとする。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

(ア) 電力事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保するものとする。

- | |
|-----------------|
| a 現地調達 |
| b 電力事業所相互間による流用 |

- c 納入メーカーから購入
- d 他の電力事業者からの融通

(イ) 電力事業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるものとする。

イ 危険予防措置の実施

(ア) 電力事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止するものとする。

- a 送電を継続することが危険と認められるとき。
- b 一関警察署、千厩警察署及び消防機関等の関係機関から送電停止の要請があったとき。

(イ) 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮の措置を講ずるものとする。

(ウ) 電力事業者は、技術員を被災地に派遣し、電気施設保安のための必要な措置を講ずるものとする。

ウ 応急工事の実施

電力事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先的に行うものとし、被害状況、各施設の応急工事の難易度等を勘案して、電力の供給上復旧効果の最も大きい施設から実施するものとする。

- (ア) 災害応急対策実施機関
- (イ) 医療施設
- (ウ) 社会福祉施設
- (エ) 避難所

(3) 復旧対策

ア 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行うものとする。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から行うものとする。

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

ア ガス事業者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するものとする。

イ ガス事業者又は管理者は、災害時に応急対策要員の確保を図れるよう体制を整え

ておくものとする。

ウ ガス事業者又は管理者は、収集した被害情報について、本計画第3章第5節「災害情報の収集及び報告等の計画」に定めるところにより市本部長に報告するものとする。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

ガス事業者又は管理者は、災害時の初動措置として、次の措置を実施するものとする。

- (ア) 市本部、報道機関等からの被害情報等の収集
- (イ) 事業所設備等の点検
- (ウ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理
- (エ) その他災害に応じた措置

イ 応急措置

(ア) ガス事業者又は管理者は、応急措置として、次の措置を実施するものとする。

- a 各事業者が連携を図り、施設の応急措置に当たるよう指示する。
- b 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- c 供給停止区域について、供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- d その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(イ) 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先的に行うものとする。

- a 災害応急対策実施機関
- b 医療施設
- c 社会福祉施設
- d 避難所

ウ 資機材の調達

ガス事業者又は管理者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材については、次の方法により確保するものとする。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各事業所相互間による流用
- (ウ) 他のガス事業者からの応援融通

(3) 復旧対策

ア ガス施設の復旧活動

ガス供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、所定の点検項目に基づいて点検、補修を行うものとする。

イ 再開供給事故の防止措置

ガス供給の再開に当たっては、二次災害を防止するため、所定の点検項目に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修等を行い、各設備の安全性を確認後、ガスの供給を再開するものとする。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

(ア) 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ的確に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら実施するものとする。

(イ) 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等についても検討のうえ、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

(ア) 市本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名のうえ、担当業務をあらかじめ指定する。

(イ) 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集のうえ、応急対応に従事する。

ウ 関係機関及び関係者との協力体制

市本部長は、あらかじめ復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び市指定給水装置工事事業者と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

市本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等についてあらかじめ定めるものとする。

市本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、本計画第3章第5節「災害情報の収集及び報告等の計画」に定めるところにより、一関地方支部長を通じて県本部

長に報告するものとする。

ア 通信手段

一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の通信状況を勘案し、防災行政情報システム等を用いて行う。

イ 通信時期、内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行うものとする。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資機材の整備

(ア) 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、上下水道部において事前に確保しておくものとする。

(イ) 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、市指定給水装置工事事業者、メーカー及び他の水道事業者等から調達するものとする。

(ウ) 市本部長は、必要な資機材が調達できない場合においては、一関地方支部長を通じて県本部長に対して応援を要請するものとする。

イ 施設の点検

市本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設等を点検し被害状況を把握するものとする。

(ア) 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、施設ごとに実施する。

(イ) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。

(ウ) 次の管路等については、優先的に点検する。

- | | |
|---|--------------|
| a | 主要送配水管路 |
| b | 貯水槽及びこれに至る管路 |
| c | 河川、鉄道等の横断箇所 |
| d | 医療機関等に至る管路 |

ウ 応急措置

市本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被害水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとるものとする。

(ア) 取水、導水、浄水施設及び給水所

取水施設、導水施設及び浄水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行うものとする。

(イ) 送・配水管路

a 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施するものとする。

b 管路の被害による断水区域を最小限に食い止めるため、配水調整を行うものとする。

(ウ) 給水装置

倒壊、焼失し、又は、所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切り弁により閉栓するものとする。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

(ア) 取水・導水施設の復旧を、最優先で行うものとする。

(イ) 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重大な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行うものとする。

イ 送・配水管路の復旧

(ア) 復旧に当っては、随時、配水系統などの変更を行いながら被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧対策を実施するものとする。

(イ) 復旧に当っては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要と認められた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施するものとする。

ウ 給水措置の復旧

(ア) 公道内の給水措置の復旧は、配水管の復旧及び通水を並行して実施する。

(イ) 一般住宅等の給水措置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて行うものとし、緊急度の高い医療施設等を優先して実施するものとする。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

市本部長は、市本部等の配備体制に基づいて関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に応急対策活動を実施するものとする。

(2) 応 急 対 策

ア 災害復旧用資機材の確保

(ア) 市本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等資機材の確保に努める。

(イ) 市本部長は必要に応じて本計画第3章第12節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村等に応援を要請する。

(ウ) 下水道施設の復旧用資機材が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係業者等から調達するものとする。

イ 応 急 措 置

(ア) 一関地域の処理場において機能が停止した場合には、施設管理者である岩手県と、他の地域の処理場においては、保守管理業務の受託者と協調のもと対処する。

(イ) マンホールポンプにおいて停電によりポンプの機能が停止した場合には、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないように対処する。

(ウ) 各施設の点検を行い、管渠の災害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施するものとする。

(エ) 工事施工中の箇所については、請負業者に対し被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復 旧 対 策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、マンホールポンプ、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行うものとする。

ア 処 理 場

処理場においては、施設管理者である岩手県と、他の地域の処理場においては、保守管理業務の受託者と協調のもと機能回復を図る。

イ マンホールポンプ

マンホールポンプにおいて停電が発生した場合には、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

ウ 管 渠 施 設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合には、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災 害 広 報

市民等に対する広報は、復旧状況を主体として広報車、報道機関等を通じて行う。

5 農業集落排水施設

(1) 災害時の活動体制

市本部長は、配備体制に基づいて関係職員の配置を行い、農業集落排水施設の被害に対して迅速に応急対策活動を実施するものとする。

(2) 応 急 対 策

ア 災害復旧用資機材の確保

(ア) 市本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等資機材の確保に努める。

(イ) 市本部長は必要に応じて本計画第3章第12節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村等に応援を要請する。

(ウ) 農業集落排水施設の復旧用資機材が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するものとする。

イ 応 急 措 置

(ア) 処理施設において被害が生じた場合には保守管理業務の受託者と連携を図りながら、必要に応じて流入の停止又は調整を行うものとする。

(イ) マンホールポンプにおいて停電が生じ機能が停止した場合には、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。

(ウ) 各施設の点検を行い、管渠の災害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施するものとする。

(エ) 工事施工中の箇所については、請負業者に対し被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復 旧 対 策

農業集落排水施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理施設、マンホールポンプ、主要管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管、公共ます等の復旧を行うものとする。

ア 処 理 施 設

処理施設のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては速やかに復旧活動を行うものとする。

イ マンホールポンプ

マンホールポンプにおいて停電が発生した場合には、各所で保有する非常用発電機又は非常用エンジンポンプ等により排水機能を確保し電力の復旧とともに速やかに機能回復を図る。

ウ 管 渠 施 設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合には既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替え管を利用して復旧に努める。

第31節 危険物施設等保安計画

火災その他災害における危険物等による被害の防止又は拡大防止は本計画の定めるところによるものとする。

第1 石油類等危険物

1 実施責任者及び担当部

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物施設」という。)の所有者、管理者又は占有者(以下「施設責任者」という。)は、危険物施設に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、災害の拡大又は発生の防止に必要な措置をとるものとする。
- (2) 市本部長は、危険物災害の特殊性に鑑み災害の状況に応じ消防機関等を活用して、災害の発生防止、又は、拡大防止等被害の軽減のため必要な措置を実施するものとする。
- (3) 消防機関は、市本部長の命令、又は別に定める消防計画の定めるところにより応急活動を実施するものとする。
- (4) 市本部における担当部及び責任者は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担 当 内 容
消 防 本 部	予防班	予防班長 (予防課長)	危険物施設災害等応急対策及び保安に関すること。

2 実施要領

- (1) 施設責任者は、危険物施設に災害が発生し、又は、その付近に災害が発生し、被害が危険物施設に及ぶおそれがある時は、市本部長、又は、消防機関に通報するとともに従業員を非常配置し、次の措置をとるものとする。
 - ア 危険物施設内の火気の使用を停止し、あるいは状況に応じ保安関係以外の電源を切断する等被害の拡大、又は、発生防止の措置を行うものとする。
 - イ 施設従業員を指揮して、危険物の飛散、流出等の防止及び消防用機械器具等の完全な機能の確認を行い応急対策に備えるものとする。
 - ウ 災害の状況により付近住民の避難が必要と認めるときは、その旨を当該住民に周知するとともに、市本部長、又は、警察官に通報するとともに当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行うものとする。

- (2) 市本部長は、危険物施設に災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合、又は、その付近に災害が発生し、被害が危険物に及ぶおそれがある場合は、災害の状況により警戒区域の設定、付近住民の避難の指示の措置をとるものとする。

3 危険物施設の現況

(資料編3-30-1)のとおり

第2 火 薬 類

1 実施責任者及び担当部

部	班	担当責任者	担 当 内 容
消 防 本 部	予防班	予防班長 (予防課長)	火薬類災害等応急対策に関すること。
商工労働部	工業班	工 業 班 長 (工業労政課長)	火薬類の保安等に関すること。

2 実施要領

(1) 被害状況の把握と連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに市本部長、又は、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡するものとする。

(2) 応急措置

火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとるものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合は、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は、搬送する時間的余裕のない場合は、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

エ 災害の状況により周辺住民の避難が必要と認める時は、その旨を市民に周知し、当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

(3) 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

(4) 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は、火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防機関に通報する。

3 市本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら本計画第3章第10節「消防活動計画」に定めるところにより対処するものとする。

第3 高圧ガス

1 実施責任者及び担当部

部	班	担当責任者	担 当 内 容
消 防 本 部	予 防 班	予 防 班 長 (予防課長)	高圧ガス災害等応急対策に関する こと。
商工労働部	工 業 班	工 業 班 長 (工業労政課長)	高圧ガスの保安等に関する こと。

2 実施要領

(1) 被害状況の把握と連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに市本部長、又は、消防機関等に通報するとともに、被害状況及び応急対策の活動状況等について随時、連絡するものとする。

(2) 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため次の措置をとるものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は、大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移動する。

エ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときはその旨を市民に周知し、当該施設の従業員についても応急対策要員を除き避難の措置を構ずる。

オ 充填容器等が外傷（損傷）、又は、火災により被害を受けたときは、充填されている高圧ガスを既定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、被害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

カ 高圧ガス保管施設、又は、充填容器が危険な状態になったときは、直ちにその旨を警察官、消防機関に通報する。

3 市本部長は、高圧ガス保管施設責任者及び防災関係機関と連携を図りながら本計画第3章第10節「消防活動計画」の定めるところにより対処するものとする。

第4 毒物及び劇物

1 実施責任者及び担当部

- (1) 毒物及び劇物取締法第3条に基づく製造業、輸入業及び販売業の登録を受けた者、毒物劇物営業者、同法第3条の2に定める特定毒物研究者及び特定毒物使用者並びにサリン等による人身被害の防止に関する法律第3条に定める製造者及び輸入者等(以下「施設責任者等」という。)は、毒劇物等に係る災害(以下「毒劇物等災害等」という。)が発生し、又は、発生しようとしている時は、災害の拡大、又は、発生の防止に必要な措置をとるものとする。
- (2) 市本部長は、毒劇物等災害等の特殊性に鑑み災害の状況に応じ本計画第3章第13節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」及び第29節「救急医療対策計画」に基づき処理するとともに、消防機関等を活用して、災害の発生防止、又は、拡大防止等被害の軽減のため必要な措置を実施するものとする。
- (3) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担 当 内 容
消防本部	予 防 班	予防班長 (予防課長)	毒劇物災害等応急対策に関する こと。
上下水道部	水 道 班	水道班長 (水道課長)	毒劇物災害等応急対策に関する こと。

2 実施要領

(1) 被害状況の把握及び連絡

毒物、劇物の施設責任者等は、災害発生後、直ちに市本部長、又は、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡するものとする。

(2) 応急措置

ア タンク破壊等により漏えいした毒物、劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

- 3 市本部長は、毒物、劇物の施設責任者等及び防災関係機関と連携を図りながら火災に際しては本計画第3章第10節「消防活動計画」の定めるところにより対処するものとする。

第32節 林野火災応急対策計画

林野火災による被害から、市民の生命、身体及び財産を保護するための林野火災応急対策は本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者及び担当部

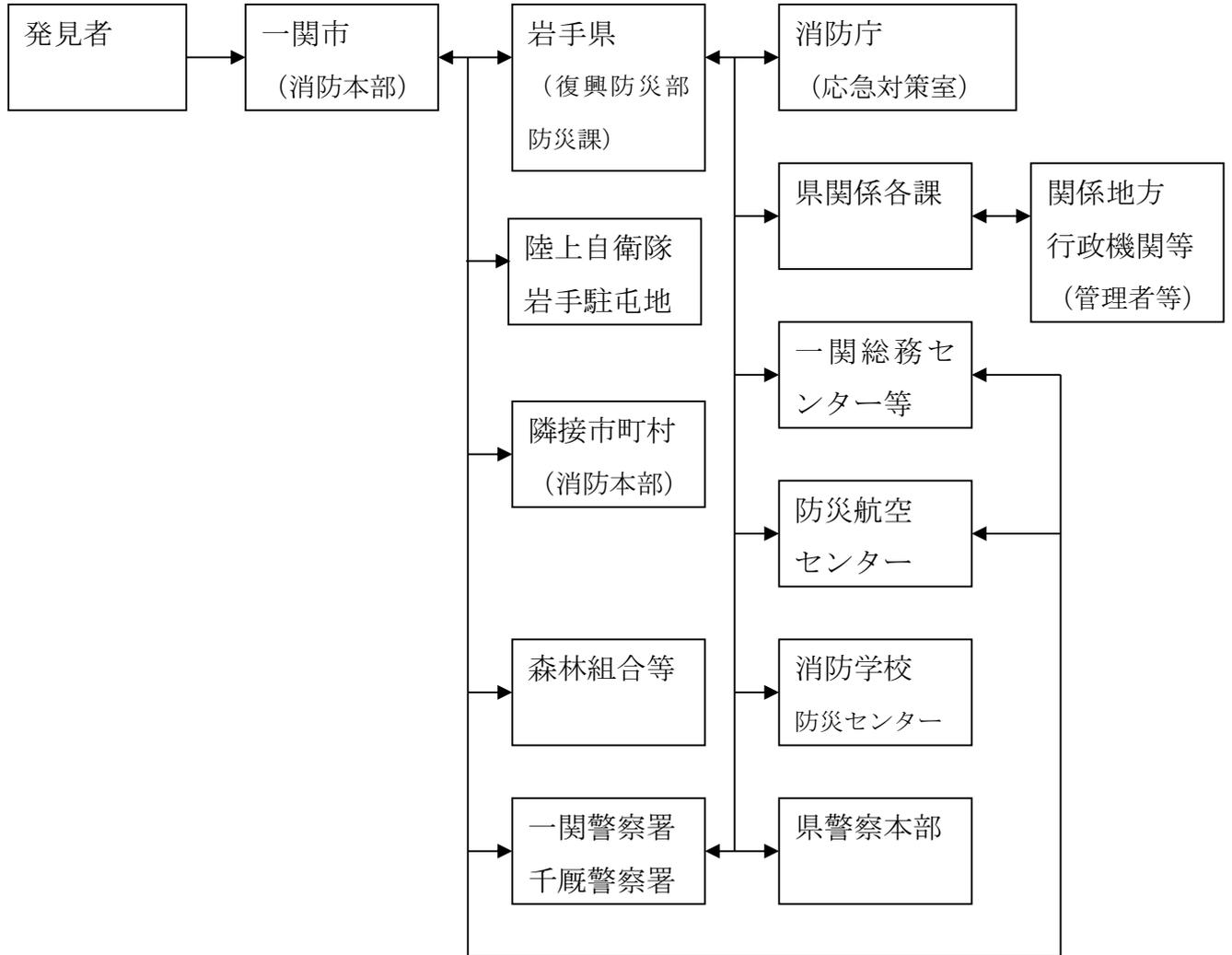
- (1) 市本部長は、林野火災の鎮圧、被害軽減のため消防機関により必要な応急措置を実施する。
- (2) 消防機関は、市本部長の命令により、「消防計画」の定めるところによる消防応急活動などを実施するものとする。
- (3) 市本部長は、林野火災が発生し、被害が拡大するおそれのある場合において「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」、「岩手・宮城県際市町村災害時相互応援協定」等に基づき他の市町村に応援要請を行うものとする。
- (4) 市本部長は、林野火災が発生し、人命救助等必要と認める場合においては、県本部長を通じて緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (5) 市本部長は県本部長に対し、自衛隊及び消防隊の応援の必要が生じた場合においては、本計画第3章第13節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」に基づき応援要請を行うほか、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき広域航空消防応援の要請を行うものとする。
- (6) 市本部長はこれらの要請を行った場合においては、派遣部隊の活動が十分行えるよう連携を図り、受入体制の確保に努めるものとする。
- (7) 市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
市長公室	調整班	調整班長 (政策企画課長) (プロジェクト推進室長)	応援要請に関すること。
消防本部	消防総務班	消防総務班長 (消防本部総務課長)	消防活動に関すること。

2 実施要領

(1) 通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行うものとする。



(2) 市本部長の措置

ア 市本部長は、林野火災が発生し、又は、発生のおそれがあるとき、必要と認めるときは、消防機関の長に消防機関の出動準備、又は、出動を命ずるものとする。

イ 市本部長は、林野火災時に際し、自衛隊、又は、広域航空消防応援にかかるヘリコプターの派遣を要請し、空中消火を行う場合は、ヘリポート及び補給基地を整備するとともに空中消火に必要な消火薬剤補給のための要員を派遣するものとする。

(3) 消防機関の長の措置

消防機関の長は前記(2)の命令を受けたときは、次の措置をとるものとする。

ア 出動準備命令を受けた時の措置

- (ア) 消防機関に出動準備を命ずる。
- (イ) 出動準備を命じたときの状況により、一定の場所に待機させるものとする。
- (ウ) 出動準備の体勢が整ったときは、部隊構成数、人員及び装備の状況を市本部長に報告するものとする。

イ 出動命令又は、出動を受けたときの措置

- (ア) 消防信号、電話及び命令により、集結場所、時刻及び携帯すべき装具等を指示して出動を命ずる。
- (イ) 災害発生後に出動命令、又は、出動要請を受けたときは、被害地域外の消防職・団員を優先して出動を命ずる。
- (ウ) 消防隊の部隊編成を終えたとき、又は、活動を開始したときは、部隊構成数、人員及び装備の状況等を市本部長に報告するものとする。

(4) 消防職・団員の措置

消防職・団員は、出動準備命令、又は、出動命令を受けたときには、直ちに命令等事項により行動し、指揮系統を通じて準備、又は、出動の状況を消防機関の長に報告するものとする。

(5) 非常参集

消防機関の長及び消防職・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく非常参集し、所属長の指示を受けるものとする。

(6) 消防部隊の活動

消防部隊の活動はおおむね、次によるものとする。

ア 消防機関の長及び消防職・団員は、林野火災が発生したときは直ちに出勤して消防計画等に定めるところにより、災害を防止するとともに被害の軽減に当たるものとする。

イ 市本部長の出動命令、又は、出動要請により出勤したときは、消防機関の長等の指揮により、又は、市本部長から特命された災害応急対策に当たるものとする。

- (ア) 部隊行動による組織的活動を確保すること。
- (イ) 人命の救助及び避難、誘導等の人命の保護に重点を置くこと。
- (ウ) 飛火警戒の実施により、二次火災防止に当たること。
- (エ) 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊（以

下「応援隊」という。)、自衛隊派遣部隊が統一的指揮の下に円滑な消防活動ができるよう現地指揮本部を設置するものとする。

(オ) 応援隊の運用については、その活動場所及び任務を明確にして伝令等による連絡を確保するよう協力を求めること。

(7) 市民及び事業所等の活動

林野火災が発生したときは、次の基本方針により消防活動を実施するものとする。

ア 市民及び事業所等は自らの生命、財産を守るため出火防止活動及び初期消火を実施する。

イ 市民及び事業所等は、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物などを取り扱う事業所において二次災害の防止に努めること。

ウ 市民及び事業所等は、互いに協力し、負傷者等の救出救護に努めること。

(8) 関係機関との連絡協力

ア 市本部長及び関係機関の長は、災害現場における権限の行使については、警察機関と密接に連絡、協力するものとする。

イ 関係機関との連絡、協力については、通信施設の利用、情報交換等についての協力関係を確立しておくものとする。

(9) 火災鎮火後の措置

ア 火災を鎮火したときは、消防機関の長は、出動各隊を集結し、市本部長に報告して、その指示を待つものとする。

イ 市本部長は応援隊の活動を解除したときは、次の措置をとるものとする。

(ア) 所属市町村長に対して応援解除の日時、消防隊の帰隊予定時間を報告するものとする。

(イ) 隊員の事故の有無、状況等について報告するものとする。

(ウ) 県本部長に対して要請した事案についても前2項に準じて報告するものとする。

第33節 防災ヘリコプター等活動計画

1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

2 実施責任者及び担当部

市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
消防本部	消防班	消防班長 (消防課長)	(1) 防災ヘリコプターの応援要請 (2) 防災ヘリコプターの活動に対する支援

3 実施要領

(1) 活動体制

ア 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、市本部長の要請に基づき活動する。

イ 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は、市本部長の要請に関わらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

(2) 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に活動する。

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

(3) 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災害応急対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集 イ 救援物資及び人員等の搬送 ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	ア 林野火災における空中消火 イ 偵察及び情報収集

	ウ 消防隊員及び資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難及び水難事故防止等における捜索・救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師及び機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 応援要請

ア 市本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合、次の事項を明示して、岩手県復興防災部消防安全課防災航空担当課長に電話等により、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

(ア) 災害の種別 (イ) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 (ウ) 災害発生現場の気象状況 (エ) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 (オ) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援体制 (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量 (キ) その他必要な事項

イ 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県復興防災部消防安全課	電話 0198(26)5251
防災航空担当課長 (岩手県防災航空センター)	FAX 0198(26)5256

(5) 受入体制

応援を要請した市本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策 イ 傷病者等の輸送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保 エ その他必要な事項
--

第34節 公共交通機関等の応急対策計画

乗客の安全と交通を確保するため、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

1 実施機関

実施機関	担当業務
東日本旅客鉄道株式会社	被災状況の把握 応急措置及び応急復旧

[市本部の担当]

部	班	担当責任者	担当内容
まちづくり 推進部	避難統括班	避難統括班長 (まちづくり推進課長)	鉄道施設に係る被害状況の把握

2 実施要領

(1) 活動体制

ア 実施機関は、被害の状況に応じ、災害対策本部又は現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

イ 応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じ、無線車、移動用無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

ア 列車の措置

(ア) 乗務員は、異常気象により被害が発生又は発生するおそれのある場合は、危険と思われる箇所を避けて、列車又は車両を速やかに停止させる。

(イ) 状況に応じ、旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

イ 保守担当区の措置

(ア) 災害により、運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

ウ 駅の措置

(ア) 駅長は、異常気象の状態に応じて、列車保護及び運転規制を行う。

(イ) 駅長は、異常気象により被害が発生又は発生のおそれのある場合は、速やかに情報収集を行い、必要に応じ、営業の中止、救護所の開設、医療機関の救護を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

- (ア) 駅長又は乗務員は、旅客に対し、被害状況等の広報を積極的に行うとともに、避難の指示に従うよう協力を求める。
- (イ) 乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所、その他必要事項について、駅又は輸送指令に連絡する。

イ 救出救護

- (ア) 駅長及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が発生したときには、直ちに救出救護活動を行う。
- (イ) 災害対策本部長は、災害の状況に応じ、直ちに、救護班の派遣を指示する。
- (ウ) 現地対策本部長は、現地職員を指揮し、医療機関と連携し、救出救護活動に当たる。

ウ バス事業者との連携強化

- (ア) 旅客の避難誘導及び代替輸送にあたっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

エ 応急復旧

- (ア) 実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。
- (イ) 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じる。
- (ウ) 実施機関相互の応援協力の要請は、次の事項を明示して行う。

- a 被害の種類及び状況
- b 応援を希望する機関名（応援のあっせんを求める場合のみ）
- c 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- d 応援場所及び応援場所への経路
- e 応援の期間
- f その他参考事項

第35節 義援物資、義援金の受付・配分計画

1 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

2 実施責任者及び担当部

市本部における担当部及び班は次のとおりとする。

部	班	担当責任者	担当内容
保健福祉部	救護班	救護班長 (長寿社会課長)	(1) 義援物資及び義援金の受付情報の周知 (2) 義援物資及び義援金の配分

3 実施要領

国内外からの義援物資、義援金の受入れ

ア 義援物資

(ア) 義援物資の受付

- a 市本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県に報告する。
- b 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。
- c 実施期間は、それぞれに送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(イ) 配分及び輸送

市本部長は、県本部及び日本赤十字岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

イ 義援金

(ア) 義援金の受付

市本部長は、送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(イ) 配分

受け付た義援金の配分については、義援金収集体等を構成員として組織する義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

ウ 海外からの支援の受入れ

(ア) 市本部長は、県の災害対策本部から、海外からの支援受入れの連絡があった

場合においては、関係課と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。

- (イ) 受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認のうえ、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

第36節 原子力災害応急対策計画

1 基本方針

市、その他の防災関係機関は、原子力災害が発生し、その影響が当市に及ぶおそれがある場合、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、体制を定め、広報・広聴、避難対策、モニタリング、医療及び保健についてそれぞれの実施体制を定める。

2 活動体制

(1) 市は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が当市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合、及び原子力緊急事態宣言（原災法第15条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に当市が含まれる場合においては、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、県その他の防災関係機関との連携のもとに、緊急事態応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員体制を定める。

(2) 災害警戒本部・支部

災害警戒本部・支部は、「一関市災害警戒本部設置要領」に基づき本庁に災害警戒本部、各支所に災害警戒支部を設置し、主に災害情報の収集を行う。

ア 設置基準

- (ア) 特定事象の発生に関する通報があったとき。
- (イ) 警戒事象の発生に関する通報があったとき。

イ 分掌事務

(ア) 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- ① 特定事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達
- ② 気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- ③ 被害の発生状況の把握
- ④ 県地方支部への被害報告
- ⑤ 応急措置の実施
- ⑥ 災害、防災情報の市民への周知
- ⑦ その他の情報の把握

(イ) 災害警戒支部の分掌事務は、次のとおりとする。

- ① 特定事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達

- ② 気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- ③ 被害の発生状況の把握
- ④ 災害警戒本部への被害報告
- ⑤ 応急措置の実施
- ⑥ 災害、防災情報の市民への周知
- ⑦ その他の情報の把握

ウ 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	班	担当責任者	担当内容
市民環境部	生活環境班	生活環境班長 (生活環境課長)	空間線量率の測定に関すること。

エ 廃止基準等

(ア) 災害警戒本部は、本部長が、原子力災害の発生による影響が当市に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。

(イ) 本部長は、原子力災害の発生による影響が当市に及ぶと見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部・支部

ア 設置基準

区 分	設 置 基 準
警戒配備	原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が当市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めるとき。
1号非常配備	原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接する市が含まれる場合において、本部長が1号非常配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めるとき。
2号非常配備	原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に当市が含まれる場合又は当市が含まれることが想定されるとき。

イ 市本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

ウ 分掌事務

【第3章・第1節・4・(2) 参照】

エ 組織

【第3章・第1節・4・(3) 参照】

オ 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

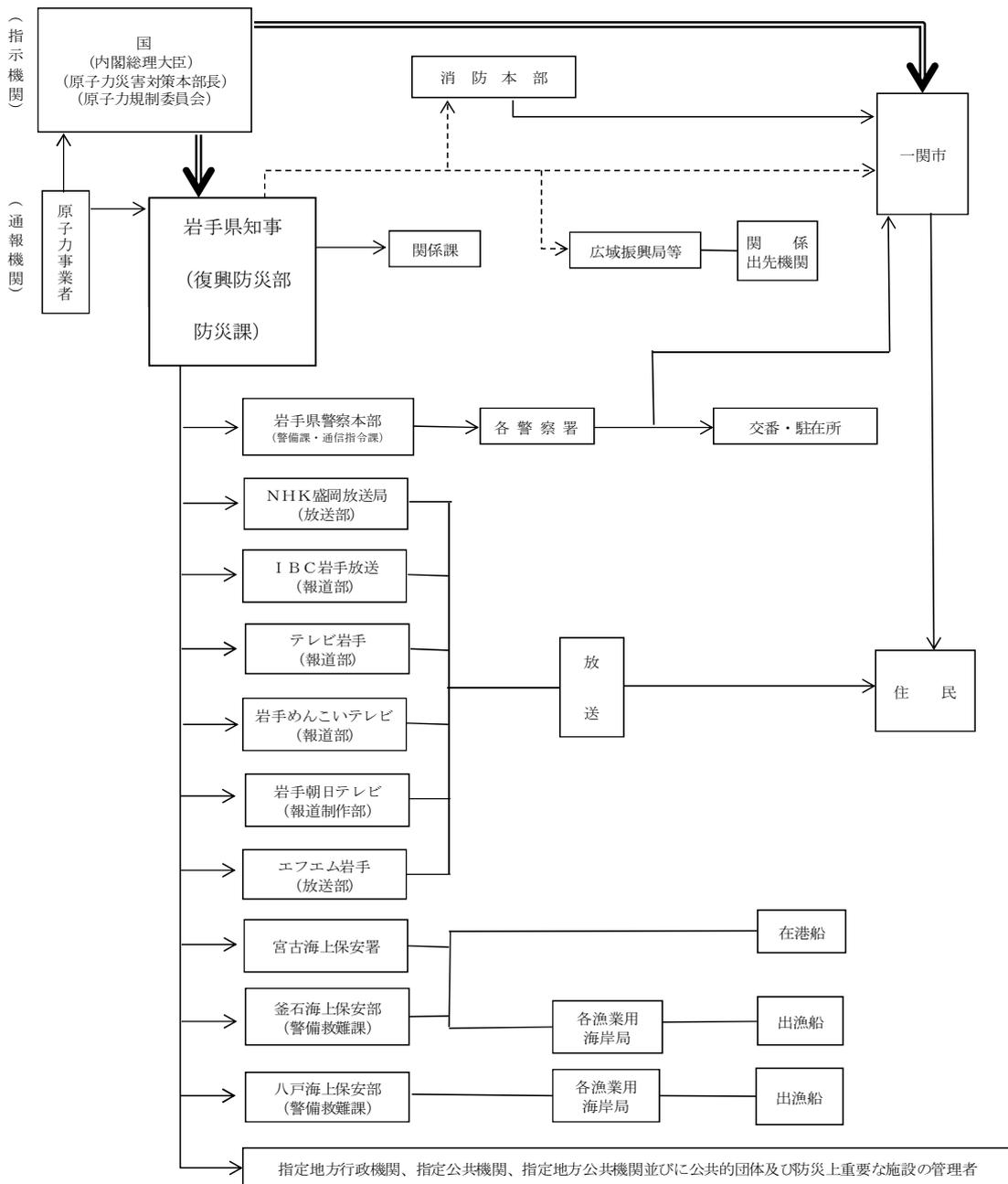
(ア) 原子力緊急事態解除宣言が行われた場合など、本部長が原子力災害の発生による影響が当市に及ぶおそれがなくなったと認めるとき。

(イ) 本部長が、おおむね緊急事態応急対策を終了したと認めるとき。

3 特定事象発生情報等の伝達

- (1) 市長は、原子力事業所における警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接する市又は当市が含まれるものに限る。以下、「特定事象発生情報等」という。）及び原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3号の規定による原子力災害対策本部長（原災法第17条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の指示（以下「内閣総理大臣等による指示」という。）を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。なお、特定事象発生情報等伝達系統図は次のとおりである。

【特定事象発生情報等伝達系統図】



(注) 1 〰〰〰 は、原災法の規定による内閣総理大臣等による指示
 2 - - - - - は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

- (2) 市長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- (3) 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。
- (4) 市長は、防災行政情報システムの整備等により、住民、団体等に対する特定事象

発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達手段の確保に努める。

- (5) 特性事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 防災行政情報システム	オ 携帯端末の緊急速報メール機能
イ ケーブルテレビ	カ 広報車
ウ コミュニティFMラジオ	キ 自主防災組織等の広報活動
エ 電話	

- (6) 防災関係機関の措置

ア 放送事業者は、ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

イ その他の防災関係機関は、それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

4 情報の収集・伝達

- (1) 情報の収集・伝達

市、その他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集伝達を行う。

ア 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。

イ 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

- (2) 災害情報の収集、報告

ア 市本部長は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県本部長から伝達された情報を関係機関等に周知する。

イ 上記のほか「第3章 第5節 災害情報の収集及び報告等の計画」に定める方法等に準じて災害情報の収集・報告を行う。

5 市民等への情報提供・広報広聴

- (1) 市による情報提供

ア 市は、県から市民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、当該区域内の市民等に対し、次に掲げる事項を提供する。

(ア) 特定事象発生情報等の概要	(エ) 県等の防災関係機関の対策状況
(イ) 災害の現況	(オ) 市民等のとるべき措置、注意事項
(ウ) 緊急時モニタリングの結果等	(カ) その他必要と認める事項

イ 市民等への情報提供は、3(5)に準じるほか、多様な手段を活用する。その際、特に要配慮者への配慮をする。

(2) 防災関係機関による情報提供

防災関係機関は、県から市民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、職員及び所管する団体等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

(3) 広報広聴活動

【第3章・第6節 参照】

6 緊急時モニタリング

市は、原子力災害が発生したときに県が行う、市内の環境への影響及び市内で販売される流通食品、市内で生産・収穫される農林水産物等、水道水、その他必要と認められるものの放射性物質濃度の状況を把握するための緊急モニタリングに協力するほか、必要に応じて市の自主的な調査を実施する。

[市の担当]

部	班	担当責任者	担当内容
市民環境部	生活環境班	生活環境班長 (生活環境課長)	1 空間線量率の測定に関すること。 2 降下物の放射性物質濃度の測定
上下水道部	水道班	水道班長 (総務管理課長) (水道課長) (東部上下水道課長)	水道水の放射性物質濃度の測定
農林部	農政班	農政班長 (農政課長)	農林水産物、粗飼料、堆肥及び農用地 土壌の放射性物質濃度の測定
教育部	学校教育班	学校教育班長 (学校教育課長)	市立学校の給食食材(給食に使用する 食材のうち、農家等から直接仕入れた 農産物等をいう。)の放射性物質濃度 の測定
保健福祉部	衛生班	衛生班長 (子育て支援課長)	市立保育園等の給食食材(給食に使用 する食材のうち、農家等から直接仕入 れた農産物等をいう。)の放射性物質 濃度の測定

7 避難・影響回避

市民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第6項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。また、市民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。なお、市内外の避難者等の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

(1) 実施機関(責任者)

ア 避難指示等

実施機関	担当業務
市本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者の対する避難のための立退き又は屋内への退避等の指示 [災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）]
県本部長	1 市長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者の対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 [災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）] 2 必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者の対する避難のための立退き又は屋内への退避等の指示 [災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）警察官職務執行法第4条]
陸上自衛隊 岩手駐屯地部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための措置 [自衛隊法第94条] 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

イ 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
市本部長	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条（原災法第28条第2項による読替適用）]

<p>県本部長</p>	<p>警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条（原災法第28条第2項による読替適用）第73条]</p>
<p>陸上自衛隊 岩手駐屯地部隊</p>	<p>警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [市長（市長の委託を受けてその職権を行う一関市の吏員を含む）、警察官がない場合] [災害対策基本法第63条]</p>

(2) 実施要領

ア 注意喚起

市は、5・(1)(2)による広報の実施などを通じ、市民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

イ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示等

(ア) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示

実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。この場合において、市本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。

県本部長及び市本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。

(イ) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。

- | |
|---|
| <p>a 発令者</p> <p>b 避難のための立退き又は屋内への退避の別</p> <p>c 指示の日時</p> <p>d 指示の理由</p> <p>e 指示の対象地域</p> <p>f 避難のための立退き先又は退避先</p> <p>g 避難のための立退き又は退避する場合の経路</p> <p>h その他必要な事項</p> |
|---|

(ウ) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知

a 地域住民等への周知

実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容を、5・(1)(2)に準じ、直接の広報（防災行政情報システム、広報車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、周知徹底を図る。なお、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

b 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 指示等を行ったもの	④ 指示の発令時刻
② 避難のための立退き又は屋内への退避の別	⑤ 指示の対象地域
③ 指示の理由	⑥ 避難のための立退き先又は退避先
	⑦ 避難のための立退者数又は退避者数

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市長	知事及び 原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第4項（原災法第28条第2項による読替適用）
	公示	災害対策基本法第60条第5項（原災法第28条第2項による読替適用）
警察官	市長	災害対策基本法第61条第2項
	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(エ) 避難方法

a 緊急に避難させる場合は原則として徒歩によるものとし、車両による避難を抑制する。（特別の事由がある場合又は混乱による危険発生がないと認められる場合を除く。）

b 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、

事業所の単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

- (オ) 避難の誘導
【第3章・第16節・2(10)参照】
- (カ) 避難者の確認等
【第3章・第16節・2(11)参照】
- (キ) 避難従事者の安全確保
【第3章・第16節・2(12)参照】

ウ 警戒区域の設定

- (ア) 警戒区域の設定
 - a 実施責任者は、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

(a) 発令者	(c) 警戒区域設定の理由	(e) その他必要な事項
(b) 警戒区域設定の日時	(d) 警戒区域設定の地域	

- b 実施責任者は、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(イ) 警戒区域設定の周知

a 地域住民への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政情報システム、広報車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

b 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

(a) 警戒区域設定を行った者	(c) 警戒区域設定の発令時刻
(b) 警戒区域設定の理由	(d) 警戒区域設定の地域

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	一関市長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項(原災法第28条第2項による読替適用)

エ 救出救助活動

【第3章・第16節・3参照】

オ 避難所の設置、運営

【第3章・第16節・4参照】

カ 帰宅困難者対策

【第3章・第16節・5参照】

キ 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(ア) 在宅避難者の把握

市本部長は、在宅避難者の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

(イ) 在宅避難者に対する支援

市本部長は、本庁及び支所における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。なお、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

ク 広域一時滞在

【第3章・第16節・7参照】

(3) 影響回避等のための措置

ア 情報提供

(ア) 市は、5の市民等への情報提供・広報広聴に基づき、市民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずべき措置について、情報の提供又は要請を行う。

(イ) 市は、5の市民等への情報提供・広報広聴に基づき、必要に応じ、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

イ 市民等の措置

- (ア) 市民等は、身体等を防護するため、市等の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な要配慮者等に対し、必要な支援を行うよう努める。
- (イ) 農林漁業者、食品加工事業者等は、生産品等への影響を回避し、風評被害を防止するため、市等の情報に基づき、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために必要な措置を講ずる。この場合において、農業協同組合、商工会議所、その他の公共的団体は、農林漁業者、食品加工事業者等が円滑に必要な措置を講じられるよう、必要な支援の実施に努める。

8 医療・保健

市本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施するとともに、県外からの避難者等に対し、原子力災害医療の実施が必要な場合は、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。また、避難等した市民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理及びこころのケアを実施する。

(1) 避難退域時検査及び簡易除染

ア 市本部長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した市民等（県外から県内に避難した者も含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。

イ 市本部長は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長へ通知するものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。

部	班	担当責任者	担当内容
保健福祉部	衛生班	衛生班長 (健康づくり課長)	身体の避難退域時検査・簡易除染の実施及び県、国、指定公共機関との調整等

(2) 初動医療体制

ア 市本部長は、避難した市民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域

時検査等の結果、原子力災害医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、原子力災害医療の実施が必要な市民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。

イ 市本部長は、県本部長が市本部長からの報告に基づき、国、県内外の医療機関、独立行政法人放射能医学総合研究所、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定した場合、その通知を受ける。

ウ 市本部長は、県本部長の通知に基づき、原子力災害医療の実施が必要な市民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は当該搬送等に協力する。

(3) 健康管理活動の実施

【第3章・第17節・3参照】

第37節 事業所外運搬事故対策計画

1 基本方針

事業所外運搬事故が発生したときは、第36節原子力災害応急対策計画に準じて対応する。

2 活動体制

市は、事業所外運搬事故が発生し、又は事業所外運搬事故による特定事象若しくは原子力緊急事態が発生したときは、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

(1) 災害警戒本部・支部

災害警戒本部・支部は、「一関市災害警戒本部設置要領」に基づき本庁に災害警戒本部、各支所に災害警戒支部を設置し、主に災害情報の収集を行う。

ア 設置基準

事業所外運搬事故の発生に関する通報があったとき。

イ 分掌事務、関係各課の防災活動

【第3章・第36節・2(2)イ・ウ参照】

ウ 廃止基準

(ア) 災害警戒本部は、本部長が、事業所外運搬事故の発生による影響が当市に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。

(イ) 本部長は、事業所外運搬事故の発生による影響が当市に及ぶと見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部・支部

ア 設置基準

区 分	設 置 基 準
警戒配備	事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が当市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。
2号非常配備	原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に当市が含まれる場合又は当市が含まれることが想定されるとき。

イ 市本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

ウ 分掌事務

【第3章・第1節・4・(2) 参照】

エ 組織

【第3章・第1節・4・(3) 参照】

オ 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言が行われた場合など、本部長が事業所外運搬事故の発生による影響が本市に及ぶおそれなくなったと認めるとき。

(イ) 本部長が、おおむね緊急事態応急対策を終了したと認めるとき。

3 事故発生情報の伝達

(1) 事業所外運搬事故が発生したときは、原子力事業者等から最寄りの警察機関及び消防機関に通報されることとされていることから、原子力事業者等から通報を受けた当該機関は、直ちに県にその旨を通報する。

(2) 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときは、第36節・3に準じて、情報その他の事項の伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。

4 情報の収集・伝達

事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに災害対策本部を設置したときは、第36節・4に準じて、災害情報の収集及び伝達を行う。

5 市民等への情報提供・広報広聴

事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに災害対策本部を設置したときは、市、県、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、相互に連携し、第36節・5に準じて、市民等に対する正確な情報の提供及び広報広聴活動を実施する。

6 緊急時モニタリングその他の対策の実施

事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに災害対策本部を設置したときにおいて、市、県、警察機関、

消防機関その他の防災関係機関は、第36節・6から8までに準じ、緊急時モニタリング対策、避難・影響回避対策及び医療・保健対策を実施する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- (1) 市及び県は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- (2) 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - エ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分な連携を図ること。
 - カ 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- (3) 公共施設等の災害復旧事業は、概ね次のとおりとする。

1. 公共土木施設災害後復旧事業計画	①河川公共土木施設災害復旧事業計画
	②砂防施設災害復旧事業計画
	③林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
	④地すべり防止施設災害復旧事業計画
	⑤急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
	⑥道路公共土木施設災害復旧事業計画
	⑦公園公共土木施設災害復旧事業計画
	⑧下水道公共土木施設災害復旧事業計画

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
3. 都市施設災害復旧事業計画
4. 上水道施設災害復旧事業計画
5. 社会福祉施設災害復旧事業計画
6. 公立学校施設災害復旧事業計画
7. 公営住宅災害復旧事業計画
8. 公立医療施設災害復旧事業計画
9. その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- (1) 市及び県は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。
- (2) 市は、激甚災害指定基準、又は、局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- (3) 市は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定促進

市及び県は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の被害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- (1) 市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- (2) 市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

ア 国庫負担又は補助

法律、又は、予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に係る法令等は、次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
3. 公営住宅法
4. 土地区画整理法
5. 海岸法
6. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
8. 予防接種法
9. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
10. 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和37年8月14日建設省都市局長通達）
11. 生活保護法
12. 児童福祉法
13. 身体障害者福祉法
14. 知的障害者福祉法
15. 障害者総合支援法
16. 売春防止法
17. 老人福祉法
18. 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
19. 水道法
20. 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成26年4月1日厚生労働省事務次官通知）
21. 下水道法
22. 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
23. 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
24. と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
25. 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
26. 社会福祉施設災害復旧費事務取扱要領

イ 地方債

災害復旧事業に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

1. 補助災害復旧事業債
2. 直轄災害復旧事業債

3. 一般単独災害復旧事業債
4. 公営企業等災害復旧事業債
5. 火災復旧事業債
6. 小災害復旧事業債
7. 歳入欠かん債

ウ 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

1. 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
2. 普通交付税の繰上交付措置
3. 特別交付税による措置

第 2 節 生活の安定確保計画

1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

2 被災者の生活確保

(1) 生活相談

市、県及び関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

機関名	措置事項
県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害が発生した場合、応急対策の実施と同時進行の形で、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2. 相談、苦情等のたらいまわしの防止及び応急対策等に係る情報を市民へ効果的に提供するため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。 3. 発災初期の混乱が終息したときは、地方支部を窓口として、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係部に速やかに連絡する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討し地方支部長が決定する。 (2) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣する。 (3) 市、防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4. (公財) 岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人に対する相談体制を確立する。 5. 相談業務は、各部から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。
市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2. 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどし

	<p>て速やかな対応を図る。</p> <p>3. 県、防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。</p> <p>4. 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。</p>
警 察	警察本部及び警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機 関・指定地 方行政機関 等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(3) 罹災証明の交付

ア 市は、次項以降に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努める。

イ 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

ウ 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

エ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 災害弔慰金等の支給等

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市条例に基づき、災害弔慰金及び災害

障害見舞金を支給する。

資金名	支給対象	支給額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
小 災 害 見 舞 金	り災者見舞金	災害救助法施行細則第6条別表第2の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額	
	市町村見舞金	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額	

(5) 被災者生活再建支援制度の活用

ア 市は、災害により居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。

イ 県が実施主体となり、市が申請書類の受付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

ウ 市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。

エ 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。

- ・ 災害救助法が適用された自然災害
- ・ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ・ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害

オ 支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯である。

- ・ 居住する住宅が全壊した世帯
- ・ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）
- ・ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- ・ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ・ 上記の解体世帯、長期避難世帯及び大規模半壊世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

カ 支援金の支給

【複数世帯の場合】

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
解体世帯	補 修	100	100	200
長期避難世帯	賃 借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補 修	50	100	150
	賃 借	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補 修	—	50	50
	賃 借	—	25	25

【単数世帯の場合】

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225

解体世帯	補 修	7 5	7 5	1 5 0
長期避難世帯	賃 借	7 5	3 7. 5	1 1 2. 5
大規模 半壊世帯	建設・購入	3 7. 5	1 5 0	1 8 7. 5
	補 修	3 7. 5	7 5	1 1 2. 5
	賃 借	3 7. 5	3 7. 5	7 5
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	7 5	7 5
	補 修	—	3 7. 5	3 7. 5
	賃 借	—	1 8. 7 5	1 8. 7 5

※ 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

※ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

キ 支援金の申請から支給まで

- ・ 住宅の被害の程度を確認する
- ・ 住民票の写しを取得する
- ・ 申請書を作成する
- ・ 必要書類を用意する
- ・ 市役所（支所を含む。）に申請する
- ・ 支給金の支給

ク 支援金の申請期間

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13か月の間	災害のあった日から37か月の間

(6) 住宅資金等の貸付

市及び県は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。

住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

（災害復興住宅支援は資料編4-2-1）

（生活福祉資金は資料編4-2-2）

（災害援護資金は資料編4-2-3）

(7) 住宅の再建

災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

市及び県は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、

災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害住宅建設計画を作成する。

(8) 職業のあっせん

ア 市及び県が行う措置

- (ア) 災害により収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた適職、求人の開拓を行う。
- (イ) 職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得を図る。
- (ウ) 職員を相談所又は現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

イ 公共職業安定所の措置

- (ア) 公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握し、離職者の早期再就職を図る。
- (イ) 他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、職業のあっせんを行う。

(9) 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
税 務 署	国税に関する法律に基づくすべての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。 また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。
市	市が賦課する税目に関して、地方交付税及び市税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

3 中小企業への融資

市及び県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期の経営の安定が図られるよう、次の措置を講じる。

- (1) 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請

- (2) 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- (3) 被災した中小企業者への円滑な融資を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- (4) 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別な取扱の要請
- (5) 中小企業者への負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- (6) 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- (7) 市及び中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

4 農林漁業関係者への融資

市及び県は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あっせん
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- (3) 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあっせん
- (4) 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- (5) 漁業災害補償法、漁業損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

市及び県は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという、「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- (1) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- (4) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。
- (5) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- (6) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項目	事業名
1 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合の適用） (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
<p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
<p>4 その他の特別の財政援助及び援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

	(4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
--	---

第4 災害記録編纂計画

市及び県は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

第4節 原子力災害復旧計画

1 基本方針

市、その他の防災関係機関は、原子力災害からの復旧復興のため、被ばく線量の低減や廃棄物の処理についての計画を定めるとともに、風評被害の防止についてもその対策を図る。

2 低減措置・廃棄物等対策

市は、県が緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量（自然被ばく及び医療被ばくを除く線量をいう。以下同じ。）の低減を図る必要があると認め、必要な措置を講じるときは、県と連絡調整を図る。

市及び県は、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置（以下「低減措置」という。）の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

(1) 低減措置の実施

ア 低減措置を行う目安等

低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認めたときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める。

イ 低減措置の対象、実施者等

(ア) 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、市民等が日常生活において利用する頻度等が高い個所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。

(イ) 低減措置は、市民等が日常生活において利用する頻度等が高い個所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。

(ウ) 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下、本節中「実施者」という。）が行い、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

(2) 廃棄物等の処理等

ア 実施者は低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。

イ 市は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

(3) 実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

(4) 市の措置

ア 市は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。

イ 市及び県は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

3 健康確保

市は、県と相互に連携し、健康に不安等を感じる市民等（広域避難又は広域一時滞在により市内に滞在する市外からの避難者を含む。以下、この節について同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、市民等の健康確保に関し、必要を認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。

(1) 健康相談の実施

市は、県と相互に連携し、健康に不安等を感じる市民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

(2) 市民の健康確保に関する調査その他の対策の実施

ア 市は、県が行う緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めたときは、県と連携し、国その他の関係機関の助言を得て、必要な調査及び分析を行う。

イ 市は、県の調査及び分析の結果、市民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めたときは、県及び国その他関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

4 風評被害対策

市は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶことがないように、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

(1) 市は、県及び関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることがないように、市内外での広報活動を行う。

(2) 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、市内で生産される産品等及び市内の環境等が安全な状況にあることを広報する。

- (3) 市は、関係機関・団体が自ら風評被害対策に向けた活動を実施する場合には、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し必要な支援を行う。

目 次

第1章	総 則	
	計画の趣旨	351
第1節	計画の性格及び基本方針	352
第2節	市民・事業所の責務	353
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	354
第2章	災害予防計画	
第1節	防災知識普及計画	355
第2節	地域防災活動活性化計画	358
第3節	防災訓練計画	362
第3節の2	通信確保計画	364
第4節	避難対策計画	365
第5節	要配慮者の安全確保計画	366
第6節	防災施設等整備計画	367
第7節	市街地防災計画	369
第8節	交通施設安全確保計画	372
第9節	ライフライン施設等安全確保計画	374
第10節	危険物施設等安全確保計画	378
第11節	土砂災害予防計画	379
第12節	火災予防計画	380
第13節	震災に関する調査	382
第14節	事業継続対策計画	383
第15節	孤立化対策計画	384
第16節	食料・生活必需品等の備蓄計画	385
第3章	災害応急対策計画	
第1節	活動体制計画	387
第2節	動員計画	394
第3節	気象予報・警報等の伝達計画	397

第4節	通信情報計画	402
第5節	災害情報の収集及び報告等の計画	403
第6節	災害広報広聴計画	404
第7節	輸送計画	405
第8節	交通応急対策計画	406
第9節	公安警備計画	407
第10節	消防活動計画	408
第11節	水防計画	411
第12節	相互応援協力計画	412
第13節	自衛隊災害派遣要請依頼計画	413
第14節	防災ボランティア活動計画	414
第15節	災害救助法の適用計画	415
第16節	避難・救出計画	416
第17節	医療・保健計画	419
第18節	食料・生活必需品等供給計画	420
第19節	削除	421
第20節	給水計画	422
第21節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	423
第22節	感染症予防計画	425
第23節	廃棄物処理計画	426
第24節	障害物処理計画	427
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	428
第26節	応急対策要員確保計画	429
第27節	文教対策計画	430
第28節	救急医療対策計画	431
第29節	ライフライン施設に関する応急対策計画	432
第30節	危険物施設等保安計画	433
第31節	林野火災応急対策計画	434
第32節	防災ヘリコプター等活動計画	435
第33節	公共交通機関等の応急対策計画	436
第34節	義援物資、義援金の受付・配分計画	437

第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	公共施設等の災害復旧計画	439
第2節	生活の安定確保計画	440
第3節	復興計画の作成	441

第1章 総 則

計 画 の 趣 旨

この計画は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画に関する事項を定める。

第1節 計画の性格及び基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「一関市地域防災計画」の「震災対策編」として、一関市防災会議が作成する計画であって、防災機関がとるべき地震災害に対処するため必要な予防、応急対策、復旧・復興に関する事項及びその他必要な事項について基本的事項を中心に定めるものであり、防災機関等は、これに基づいて細部計画を定め、その具体的推進に努めるものである。
- 2 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「海溝型地震特措法」という。）第3条の規定に基づき、本市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されたことから、同法第6条第1項の規定に基づき、市の地域に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図る。
- 3 この計画の記述については、地震による災害において建物の倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水、さらには同時多発火災等が考えられ、これらの災害は、風水害等と発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策としては体系的、内容的にみておおむね同様である。

よって、本編の第3章の「災害応急対策」については、各節の具体的な施策について「本編」の各施策を準用することとし、震災対策編として独特の内容がある部分のみ登載する。
- 4 この計画は、本市における過去の地震の発生状況、また、平成20年（2008年）6月14日の岩手・宮城内陸地震や平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、県が実施した被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、平成15～16年度「地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」を実施）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災並びに過去の最大クラスの地震、また、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図るものとする。
- 5 この計画は、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行う。

第2節 市民・事業所の責務

大規模な地震による災害が発生した場合、市及び防災関係機関の対応には限界があることから、市民及び事業所は、「自助」の精神のもとに、災害の未然防止と応急復旧対策等に積極的に参加するよう努めるものとする。

1 市民の責務

(1) 個人の役割

自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなどの地域防災に寄与するため、災害に備えた食糧等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を市民自ら行うよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織の役割

「自分たちの地域は自分達で守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火・救助活動を実施できる防災体制の確立を図る。

(3) 応急対策活動への協力

市が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援、救助活動に協力する。

2 事業所の責務

(1) 従業員・利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を図る。

(2) 地域への貢献

事業活動に当たって、地域構成員であることを自覚し、安全で安心なまちづくりのため、地域の防災活動に協力する。

(3) 応急対策活動への協力

市が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援、救助活動に協力する。

第3節 防災関係機関等の処理すべき 事務又は業務の大綱

市及び公共団体等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱はおおむね次のとおりである。

市及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
	大 綱	内 容
一 関 市	市の地域及び市民の生命、身体及び財産を震災から保護するため関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て一関市の地域に係る防災に関する計画を作成し及び法令に基づきこれを実施する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営 2. 震災に関する施設、組織の整備 3. 震災に関する訓練の実施 4. 震災に関する知識の普及及び教育 5. 震災に関する情報の収集、伝達及び広報 6. 他の市町村、関係機関等に対する応援要請 7. 災害応急対策の実施 8. 被災施設の復旧、被災地域の復興
農業協同組合及び森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施 2. 農林関係の市の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3. 被災農林家に対する融資及び融資のあっせん 4. 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせん 	
商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における物価安定についての協力 2. 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力 	
一般病院及び診療所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収容患者に対する災害時の避難体制の確保 2. 震災時における負傷者等の受入れ及び医療救護 	
一般運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 震災時における緊急輸送 	
一般燃料供給事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 震災時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。 	
危険物関係施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 震災時における危険物の保安措置 	
記者クラブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害状況及び災害対策についての報道 2. 市長からの要請に基づく災害報道 	

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

この計画は、大規模な地震による災害による被害の軽減のため、市及び防災関係機関は、職員に対し防災教育を実施するとともに、広く市民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及及び徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図るものとする。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮するものとする。

1 となりきんじょ防災会議の日の制定

市は、平成20年（2008年）6月14日の岩手・宮城内陸地震と平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、市民に防災教育を実施するとともに、地域や事業所及び家族間で避難の仕方を決めておく等、災害時における避難等に関する心得及び知識の普及を図るため、毎年3月11日を「となりきんじょ防災会議の日」と制定し、市を挙げて防災に取り組むものとする。（資料編2-1-1）

2 職員に対する防災教育

市は、職員の震災時における的確な判断力を養成し、防災上必要な知識及び技術を向上させ、また、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図るものとする。

(1) 教育内容

- ア 各機関の防災体制及び各自の任務分担に関すること。
- イ 地震の基礎知識に関すること。
- ウ 過去の主な災害事例に関すること。
- エ 今後、想定される地震災害に関すること。
- オ 防災関係法令の運用に関すること。
- カ 土木・建築・その他地震対策に関すること。

(2) 教育の方法

- ア 講習会・研修会等の定期的開催
- イ 職員ハンドブック等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

3 市民等に対する防災知識の普及

市民の防災に対する意識の高揚を図り、震災時には、市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら次により防災知識の普及徹底を図るものとする。なお、防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともにその普及に努める。

(1) 普及の内容

ア 地震に関する一般的知識

イ 過去の主な災害事例

ウ 震災対策の現状

エ 平常時の心得

- ① 避難所、避難道路等を確認する。
- ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- ③ いざというときの対処方法を検討する。
- ④ 防災訓練等へ積極的に参加する。
- ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑥ 愛玩動物との同行避難やキャリーバック又はゲージを準備するなど避難所での飼養の方法を決めておく。

オ 地震発生時の心得及び避難方法

カ 心肺蘇生法、止血法等の応急手当

キ 災害危険箇所に関する知識

ク 避難指示等の意味及び内容

ケ 電気通信業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

(2) 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図るものとする。

ア テレビ・ラジオ等

イ 新聞・雑誌

ウ 広報紙・パンフレット（チラシ・ポスター等）

エ インターネット（ホームページ、防災メール等）

オ 映画、スライド等の製作

カ 広報車の巡回（災害時等に重点的に行う）

キ 講習会、展覧会等の開催及び訓練の実施

4 児童・生徒に関する防災教育

学校は、児童・生徒に対し学校教育の一環として、地震に関する次のことについて防災上必要な安全教育を実施するものとする。

- (1) 地震に関する基礎的な知識の教育
- (2) 大規模な地震が発生したときの対策等の指導

5 防災文化の継承

- (1) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、市民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 市民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第2節 地域防災活動活性化計画

地震災害から市民の生命、身体、財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみならず、市民一人ひとりが、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」ということ認識し行動する必要がある。

震災時には、種々の要因により防災関係機関が行う災害応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想され、このような事態において被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するためには、住民自らが出火防止、初期消火を行うとともに、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的、かつ組織的に行うことが効果的である。

このため、市は、地域ごとの住民の連帯感のもとに自主防災組織の結成を促進し、その育成強化に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。また、市内の一定の地区内の住民等から地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。

1 自主防災組織の結成促進及び育成

(1) 組織の意義

自主防災組織は、地域住民が協力して自発的に結成されることが基本であり、地域の人々が地震を含めた各種の災害対策を十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域にあった組織でなければならない。

(2) 組織の規模

自主防災組織は、地域住民の緊密な連携の基に活動することが重要である。

このため組織の規模等は日頃住民が連携する自治会を単位とし、特に多数世帯の自治会にあっては、複数の自主防災組織を編成することができる。

(3) 組織の編成

組織がその機能を十分に発揮するため、構成員が平常時・災害時にそれぞれ分担する任務を明確にする。

(4) 組織の育成

組織の中から適任と思われるものをリーダーとして選出し、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら組織の継続的育成に努める。

(5) 防災計画の作成

地域を守るために必要な対策及び構成員ごとに実施の役割をあらかじめ定める。

(6) 関係団体との協調

地域内の事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織と連携し、総合的な自主防災組織の育成に努めるものとする。

2 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

正しい防災知識を普及するため、講演会等を開催する。

普及事項は、地震を含めた各種の災害知識、災害情報の性格や内容、平素における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等とする。

イ 防災訓練の実施

消火訓練・避難訓練・避難所運営訓練及びその他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

ウ 防災資機材等の備蓄

災害時の食料、飲料水、日用品、医薬品等生活必需品の準備等について自主防災組織が中心となってその促進を図る。

エ 地域内の他組織との連携

地域内の事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織と連携し、総合的な自主防災活動の促進に努めるものとする。

オ 家庭防災の促進

家庭における出火防止や非常用必需品の準備等の災害対策について、自主防災組織が中心となってその促進を図る。

カ 自主防災組織の防災計画の作成

地域を守るために必要な対策及び構成員ごとの実施の役割をあらかじめ定めておく。

(2) 震災時の活動

ア 情報の収集及び伝達

(ア) テレビ、ラジオ等で情報を入手する。

(イ) 応急対策の実施状況について、必要に応じ、市へ報告する。

イ 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動を行う。

ウ 安否確認及び避難誘導

(ア) 地滑り、又は、山崩れ等危険予想地域の住民に対して避難指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。

また、安否確認等の避難状況を確認後、市に報告する。

(イ) 避難行動要支援者について、必要に応じ自主防災組織において避難地まで

搬送する。

(ウ) 倒壊危険のある家屋には、付近の安全な空き地等へ避難を勧める。

エ 救出救護

負傷者の応急手当及び軽傷者の救護、また、活動状況を市に報告する。

オ 避難所運営

炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対し協力する。

カ 給食・給水

食糧、飲料水等の生活必需品に不足を生じた場合は、市等と連絡をとり、その確保に努める。

キ 社会秩序の維持

(ア) テレビ・ラジオ等による正確な情報伝達に努め、流言飛語（デマ）発生を防止して、社会秩序を乱すことのないよう努める。

(イ) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけし、物資の公平で円滑な供給に協力する。

3 市の役割

(1) 自主防災組織に関する意識の高揚

ア 自主防災組織の手引書等を作成配付し、自主防災組織が開催する講演会等を利用し、自主防災組織の普及とその教育を行う。

イ 地域住民が開催する講演会等に参加し、その地域に合った必要な助言を行う。

(2) 自主防災組織結成の促進

未組織の自治会に対し組織結成の指導を行うとともに、すでに組織化を図っているものについては必要な指導・助言を行う。

(3) 組織活動の推進

自主防災組織が行う訓練その他の行事に参加し、訓練等の実施を呼びかけ組織活動の推進を図り、参加に当たっては必要な指導・助言を行う。

4 消防団の活性化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を促進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

(1) 「消防団活性化総合計画」の見直し及び修正

(2) 消防団の施設・設備の充実強化

(3) 消防団員の教育訓練の充実強化

(4) 報酬・出動手当及び表彰制度の充実等による処遇改善

- (5) 競技会、行事等の開催
- (6) 青年層・女性層及び公務員等の消防団員の加入促進
- (7) 地域消防及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

5 市民等による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- (2) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、市と連携する。
- (3) 市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。

第3節 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、単独あるいは他の機関と協力して震災に関する総合訓練、又は、下記に掲げる訓練を実施するものとする。

1 訓練の実施要領

本編・第2章・第3節・1参照

2 各種訓練

(1) 通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施する。

(2) 災害情報連絡訓練

震災時において、防災関係機関相互間及び市民に対する災害情報連絡の迅速、かつ、的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を実施する。

(3) 動員訓練

応急対策を実施するために必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき、職員の非常招集の動員訓練を実施する。

(4) 消防訓練

震災時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り突発的な災害に対処できるよう非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

(5) 災害応急復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの被災施設の迅速、かつ、円滑な応急復旧活動に対処できるよう災害応急復旧訓練を実施する。

(6) 避難・救助訓練

各種の訓練に併せて、又は、単独で避難、救助救護訓練を実施する。

また、学校、病院、社会福祉施設等の管理者に対しては、児童、生徒、収容者等の人命を保護するための避難訓練を随時、実施するよう指導を図る。

(7) 広域的な訓練

広域応援体制の確立を図るため、近隣市町村や消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、関係機関と締結している広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

(8) 図上訓練

震災応急対策について、机上で想定訓練を行い、主として応急対策の基本的知識及び活動要領を対策要員に周知徹底する。

第3節の2 通信確保計画

災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信手段の適切な運用を図るものとする。また、災害時においても通信が途絶しないよう通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努め、さらには通信施設が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備するものとする。

1 通信施設の整備

本編・第2章・第6節の2 通信確保計画 1参照

第4節 避難対策計画

この計画は、地震による火災等から市民の生命、身体、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、市民等への周知徹底を図るものとし、また、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図り、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から震災に対する備えに努めるものとする。

1 避難計画の作成

本編・第2章・第4節・1参照

2 避難場所等の整備

本編・第2章・第4節・2参照

3 避難に関する広報

本編・第2章・第4節・3参照

4 避難訓練の実施

本編・第2章・第4節・4参照

第5節 要配慮者の安全確保計画

震災時の「要配慮者の安全確保計画」は、本編に準拠するものとする。

第6節 防災施設等整備計画

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進するものとする。

1 防災施設等の機能強化

市は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。

- (1) 災害応急対策活動における中枢機能
- (2) 市庁舎等の被災時におけるサブ機能
- (3) 防災ヘリコプター等による災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- (4) 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- (5) 人員、物資等の輸送、集積機能
- (6) 災害対策用資機材の備蓄機能
- (7) 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- (8) 被災住民の避難、収容機能
- (9) 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

2 公共施設等の整備

- (1) 市は、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの市民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震性の確保に努める。
- (2) 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震性の確保に努める。

3 消防施設等の整備

市は、地域の実情に即した消防車両、消防水利その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

また、震災時の消防水利を確保するため、防火水槽及び自然水利等を整備する。

4 防災資機材等の整備

- (1) 市は、大規模な地震災害に対処するため、特殊災害用資機材の整備に努め、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
- (2) 市は、大規模な地震災害時における災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

5 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「岩手県第6次地震防災緊急事業五箇年計画」（令和3年度～7年度）のうち市が実施する地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備するよう努めるものとする。

6 整備方針

- (1) 施設整備の年次計画にあたっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

7 工事中の建築等に対する措置

地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第7節 市街地防災計画

市街地における災害はその被害が大規模化する傾向にある。市街地災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止め、震災時における市民の生命の安全確保を図るため、市街地における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の整備を推進することにより、都市の防災化を図る。

1 建築物の耐震性の向上の促進

(1) 防災上重要な建築物等の耐震性確保

市は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、次に定める対策を推進する。

ア 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。

(ア) 庁舎、病院、学校等の被災後に復旧活動の拠点となる公共性の高い施設

(イ) 情報伝達業務の中心となる施設

イ 市の施設の耐震強化

防災上重要な建築物のうち、耐震基準に適合しない既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

また、防災上重要な建築物に該当しない市の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

ウ 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

民間の防災上重要な建築物のうち、耐震基準に適合しない建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修の協力を要請する。

(2) 一般建築物の耐震性確保

一般建築物の耐震性を確保するため、その重要性の啓発及び指導を行う。特に木造住宅については重点的に行う。

(3) 工作物、コンクリートブロック塀、建築物の窓ガラス及び外装タイル等の耐震性の確保

工作物の耐震性を確保するため、その重要性の啓発に努める。また、道路に面する三階以上の建築物の所有者に対し、落下防止のため定期的に点検するよう要請するとともに市においても定期的に点検する。

コンクリートブロック塀の所有者に対して、建築基準法に適合したものとするよう強力に要請するとともに市においても定期的に点検する。

2 建築物の不燃化の促進

(1) 準防火地域の指定

安全な避難路の確保及び延焼拡大の防止を図るため、主要な避難路となる広幅員な街路については、沿道街区の不燃化を促進するとともに準防火地域の見直しを行い地域指定を促進する。

(2) 屋根不燃区域の指定

広域的な防災対策を図るため、用途地域の指定状況を勘案し、区域指定を促進する。

(3) 公営住宅の不燃化促進

公営住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。また、周辺地域の防災拠点としても利用できるようオープンスペース等の適切な配置を考慮した団地づくりを進める。

(4) 民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での指導を強化し、民間住宅の不燃化を促進する。

3 防災空間の確保

(1) 都市公園の整備

公園、緑地の整備により、地域住民のための避難地を確保するとともに、大震火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

また、公園、緑地内の地下を利用し、防火水槽の設置を計画する。

(2) 防災植樹

防災機能をもった植樹が災害時に次の効果等を発揮する。

- ・ 避難場所内の安全スペースを拡大させる。
- ・ 学校などの緑化で、自主防災の拠点づくりができる。
- ・ 延焼遮断帯として効果がある。
- ・ 避難路や防災活動道路を確保できる。

さらに防災機能を効率的に持たせるには植樹、形状、場所を適正に配置することである。

既存の公園、耐火建築物、道路等を活かし、できるだけ緑を植栽することに地域ぐるみの取り組みを計画する。

4 市街地開発事業等による都市整備

(1) 土地区画整理事業の推進

市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し防災機能の充実を図るため事業を推進する。

(2) 街路事業の推進

震災時の避難や救助活動を円滑に行えるよう都市計画道路の整備を推進する。

(3) 他事業による都市整備

今後の都市防災を考えると、建築協定、地区計画等の導入を踏まえ地域に合った事業を選択し推進する。

第8節 交通施設安全確保計画

この計画は、震災による市所管道路施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図るものとする。

1 道路の整備

震災時における道路機能を確保するため、所管道路についてのり面等の危険箇所調査を実施し、補修対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を進める。

- (1) 道路隣接のり面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路のり面、盛土欠落危険箇所調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

震災時において、橋梁の機能を確保するため、所管する橋梁について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕等を実施する。また、所管する橋梁の耐震性能が「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）に適合しない橋梁については、必要な補強等を実施し、所定の耐震性能を確保する。

3 横断歩道橋の整備

震災時において、横断歩道橋、シェルター、シェッド、大型カルバート、門型標識等の道路を跨ぐ大型道路構造物からの部材落下等により交通障害が発生することを防止するため、所管する大型道路構造物について、道路法施行規則に基づく定期点検及び健全性の診断を行い、必要な修繕や補強等を実施する。

4 跨線橋、跨道橋の整備

震災時における跨線橋・跨道橋の交通機能を確保するため、所管跨線橋、跨道橋について、安全点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定して、跨線橋、跨道橋の整備を進める。

- (1) 跨線橋、跨道橋の耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。
- (2) 上記調査に基づき、補強対策工事の必要と指定された箇所について跨線橋・跨道橋の補強工事を実施する。

5 障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除するため、関係団体が保有するレッカー車等障害物除去用資機材の活用を図る協力体制の整備に努める。

第9節 ライフライン施設等安全確保計画

この計画は、震災による電力、ガス、上下水道等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、安全対策に万全を期するものとする。

1 電力施設

電力事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図るものとする。

(1) 施設の耐震性の向上

<p>発 電 設 備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 2 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計する。 3 その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき設計する。 4 建物は、建築基準法による耐震設計とする。 				
<p>送電設備</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="308 1509 528 1626"> <p>架空電線路</p> </td> <td data-bbox="528 1509 1431 1626"> <p>電気設備の基準に基づき設計する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1626 528 2031"> <p>地中電線路</p> </td> <td data-bbox="528 1626 1431 2031"> <ol style="list-style-type: none"> 1 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 2 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計する。 3 地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。 </td> </tr> </table>	<p>架空電線路</p>	<p>電気設備の基準に基づき設計する。</p>	<p>地中電線路</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 2 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計する。 3 地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
<p>架空電線路</p>	<p>電気設備の基準に基づき設計する。</p>				
<p>地中電線路</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 2 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計する。 3 地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。 				

変電設備		<p>1 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。</p> <p>2 建物は、建築基準法による耐震設計とする。</p>
配電設備	架空配電線路	電気設備の基準に基づき設計する。
	地中配電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
配信設備		屋内施設装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

(2) 電気工作物の予防点検等

- ア 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生するおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- イ 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- ウ 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

(3) 災害対策用資機材の確保等

各設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。

- ア 所要資機材計画
- イ 輸送計画（車両、防災ヘリコプター等）
- ウ 保管施設の整備
- エ 資機材及び輸送の調達
- オ 資機材輸送の調査確認

(4) ヘリコプターの活用

災害が発生した場合に備え、航空会社等との出動協力及び連絡体制について整備する。

2 ガス施設

ガス事業法並びに道路法及びこれらに基づく施行令、規則、省令等、関係法令に定められている基準により耐震性の確保を図るものとする。

3 上水道施設

上下水道部は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るものとする。

(1) 施設の耐震性の整備

ア 取水、導水施設

(ア) 管路は、耐震性の高い管、継ぎ手に考慮した構造材質の採用等耐震化整備を図る。

(イ) 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、予備水源の確保を図る。

イ 浄水施設

(ア) ポンプ回りの配管、構造物等の取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のため整備増強を図る。

(イ) 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。

ウ 送、配水施設

(ア) 送、配水幹線は、耐震性の高い管、継手に考慮した構造、材質、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を図る。

(イ) 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を図る。

(ウ) 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

市は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の給水を確保できるよう、耐震貯水槽の整備、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

4 下水道施設

下水道施設の整備等を図ることにより、災害時における市民の衛生的な生活環境を確保するため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 下水管渠

下水道管渠を埋設する場合、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討のうえ計画するものとし、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。

また、マンホール蓋の点検を行い飛散、摩耗等の危険な箇所の補修交換を行う。

さらに、下水管渠の流化機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。

(2) マンホールポンプ

主要なマンホールポンプには、非常用発電設備を整備する。

また、新たなマンホールポンプの整備時には、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。

5 防災重点ため池

市及び県は、地震による破損等で決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

防災重点ため池は、資料編 2-13-1 のとおりである。

第10節 危険物施設等安全確保計画

地震発生時における危険物災害の発生及び拡大の防止に関する「危険物施設等安全確保計画」は、本編に準拠するものとする。

第11節 土砂災害予防計画

市は、地震発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険箇所において必要な災害防止策を実施するとともに、地盤の弱体化を招く宅地造成公示等に関する指導を行うものとする。

○ 崩壊危険箇所の災害防止策

- (1) 地震等により地すべり、又は山崩れの発生が予想される箇所を調査し、現況の把握に努める。(資料編2-14-1～資料編2-14-5)
- (2) 地域住民に対し、事前に発生が予想される原因及びこれらに対処する予防措置並びに予報、警報の伝達方法、避難指示の方法、異常現象発見者の通報要領、又は、緊急事態に対する避難の方法、避難経路、避難場所等の周知徹底を図る。
- (3) 人命、財産保護という観点から、事態を迅速に察知し、避難態勢を取るうえからも、危険地区の市民に対し降雨量等の情報を知らせ、市民が危険状況を判断できるよう情報提供に努める。
- (4) 警戒及び避難の措置を的確に行うため、降雨量等の必要な気象観測情報の収集に努める。
- (5) 危険区域に所在する公共的建築物の管理者等は、状況に応じて滞在者等の避難誘導を行う。
- (6) 危険箇所についての災害防止措置については、国や県と緊密な連携を図り、緊急度の高い箇所から年次計画を持って事業を推進する。

第12節 火災予防計画

この計画は、地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、及び拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図り、また、消防施設の整備等による消防力の充実強化を図るものとする。

1 出火防止、初期消火体制の確立

(1) 火災予防の徹底

ア 市及び消防機関は、出火防止等を重点とした防災研修会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等により広報を実施し、火災予防の徹底を図るものとする。

イ 市及び消防機関は、出火防止、及び火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な資器材、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方法について、指導の徹底を図るものとする。

対象	指 導 内 容
一般家庭	<p>1 全ての市民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。</p> <p>2 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導を行う。</p> <p>ア 火気使用設備の取扱方法</p> <p>イ 消火器の設置及び取扱方法</p> <p>ウ 対震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行</p> <p>エ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法</p> <p>3 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について指導を行う。</p>
事業所	<p>1 予防査察、火災予防運動、防災指導等の機会を捉え、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。</p> <p>ア 災害発生時における応急措置要領の作成</p> <p>イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底</p> <p>ウ 避難、誘導體制の確立</p> <p>エ 終業後における火気点検の励行</p> <p>オ 自衛消防隊等の育成</p>

2 職場内における火災発生時の初期消火に努める。

(2) 地域ぐるみの防火防災訓練、防災組織の育成

市及び消防機関は、震災時において地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や防災組織の育成に努めるものとする。

ア 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、市民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図るものとする。

イ 防災組織の育成

幼少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした幼年、少年消防クラブ等の組織作りの推進及び育成に努めること。

2 消防力の充実強化

市は、大規模火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防機械装備の近代化等に努めるものとする。また、隣接市町村等との災害時相互応援協定の締結等により活動体制を整えておくものとする。

(1) 消防活動体制の整備強化

ア 救助用資機材の整備

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図るものとする。

イ 消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

ウ 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図るものとする。

エ ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適切な配置に努めるものとする。

第13節 震災に関する調査

地震災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は、連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

したがって、震災対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査を行うものとする。

1 調査

防災機関は、次の事項について調査し、検討するものとする。

- (1) 被害想定に関する調査
- (2) 地盤に関する調査
- (3) 建造物の耐震性に関する調査
- (4) 地震による火災
- (5) 避難に関する調査
- (6) その他必要な調査

第14節 事業継続対策計画

大規模な地震が発生した際の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）に関する「事業継続対策計画」は、本編に準拠するものとする。

第15節 孤立化対策計画

地震発生時における孤立化対策について総合的な推進に関する「孤立化対策計画」は、本編に準拠するものとする。

第16節 食料・生活必需品等の備蓄計画

地震発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるための必要な物資の備蓄や、市民および事業所における物資の備蓄の促進に関する「食料・生活必需品等の備蓄計画」は、本編に準拠するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

1 防災関係機関の組織の体制

- (1) 各防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の災害応急対策の事務、若しくは業務が迅速かつ的確に行われるよう速やかにその組織体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

2 市の体制

- (1) 市は、市内に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）による災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、一関市災害警戒本部・支部（以下、本節中「災害警戒本部・支部」という。）、若しくは一関市災害対策本部・支部（以下、本節中「災害対策本部・支部」という。）を設置する。また、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- (2) 本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

3 災害警戒本部・支部

災害警戒本部・支部は、「一関市災害警戒本部設置要領」に基づき本庁に災害警戒本部、各支所に災害警戒支部を設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

市内で「震度4」、又は、「震度5弱」の地震を観測したとき。

(2) 分掌事務

ア 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (ア) 地震に関する予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- (イ) 被害の発生状況の把握

- (ウ) 県地方支部への被害報告
- (エ) 応急措置の実施
- (オ) 災害、防災情報の市民への周知
- (カ) その他の情報の把握

イ 災害警戒支部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (ア) 地震に関する予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- (イ) 被害の発生状況の把握
- (ウ) 災害警戒本部への被害報告
- (エ) 応急措置の実施
- (オ) 災害、防災情報の市民への周知
- (カ) その他の情報の把握

(3) 組 織

災害警戒本部・支部の組織は、本編に準拠するものとする。

(4) 関係各課の防災活動

ア 災害警戒本部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	課	担 当 内 容	
消 防 本 部	防 災 課	地震に関する気象情報や河川の増水状況等の情報収集、連絡調整、広報活動等	
	消 防 課		
市 長 公 室	広 聴 広 報 課 I L C 推 進 課		
	総 務 課		
総 務 部	財 政 課		
	職 員 課		
保 健 福 祉 部	福 祉 課		社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動の準備等
農 林 部	農 政 課		農地農業用施設の被害情報の収集
	農 地 林 務 課		
建 設 部	道 路 建 設 課		土木施設及び都市施設等の被害情報の収集と応急対策、交通規制情報の収集
	道 路 管 理 課		
	都 市 整 備 課		
	治 水 河 川 課		
上 下 水 道 部	総 務 管 理 課	河川、上下水道施設の被害状況の収集	
	水 道 課		
	下 水 道 課		
	東 部 上 下 水 道 課		

イ 災害警戒支部の設置と平行して関係各課においては、次の防災活動を実施する。

消防本部・支所	課	担 当 内 容
消 防 本 部	消 防 署	地震に関する気象情報や河川の増水状況等の情報収集、連絡調整、広報活動等
	分 署	
各 支 所	地 域 振 興 課	社会福祉施設等の被害情報の収集、救護活動及び保健衛生の準備等
	市 民 課	
	保 健 福 祉 課	農地農業用施設の被害情報の収集
	産 業 建 設 課	
上下水道施設の被害状況の収集		

(5) 廃止基準等

災害警戒本部を廃止する基準は、次のとおりとする。

- ア 本部長が災害の発生のおそれがなくなると認めるとき。
- イ 災害対策本部を設置したとき。

(6) 設置等の報告

市長は、災害警戒本部の設置又は廃止及び被害状況を次に掲げる者に報告するものとする。

- ア 県知事（県地方支部長経由）
- イ 防災関係機関の長又は代表者

4 災害対策本部・支部

一関市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

災害対策本部・支部は、設置基準に基づき本庁に災害対策本部、各支所に災害対策支部を設置し、連携を図る。

災害対策本部は、岩手県災害対策本部一関地方支部が置かれたときは、これと綿密な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

また、岩手県災害対策本部一関地方支部が置かれていない場合においても、県南広域振興局総務部一関総務センター等及び防災関係機関等と連携を図るものとする。

(1) 設置基準

区 分	設 置 基 準
警 戒 配 備	(1) 今後の気象情報及び水位に警戒を必要とするときで震度4又は震度5弱の地震を観測し、本部長が災害の発生のおそれがあると認めるとき。 (2) 市内に震度5強の地震を観測したとき。
1号非常配備	(1) 相当規模の災害が発生したとき。
2号非常配備	(1) 大災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認めるとき。 (2) 市内に震度6弱以上の地震を観測したとき。

(2) 分掌事務

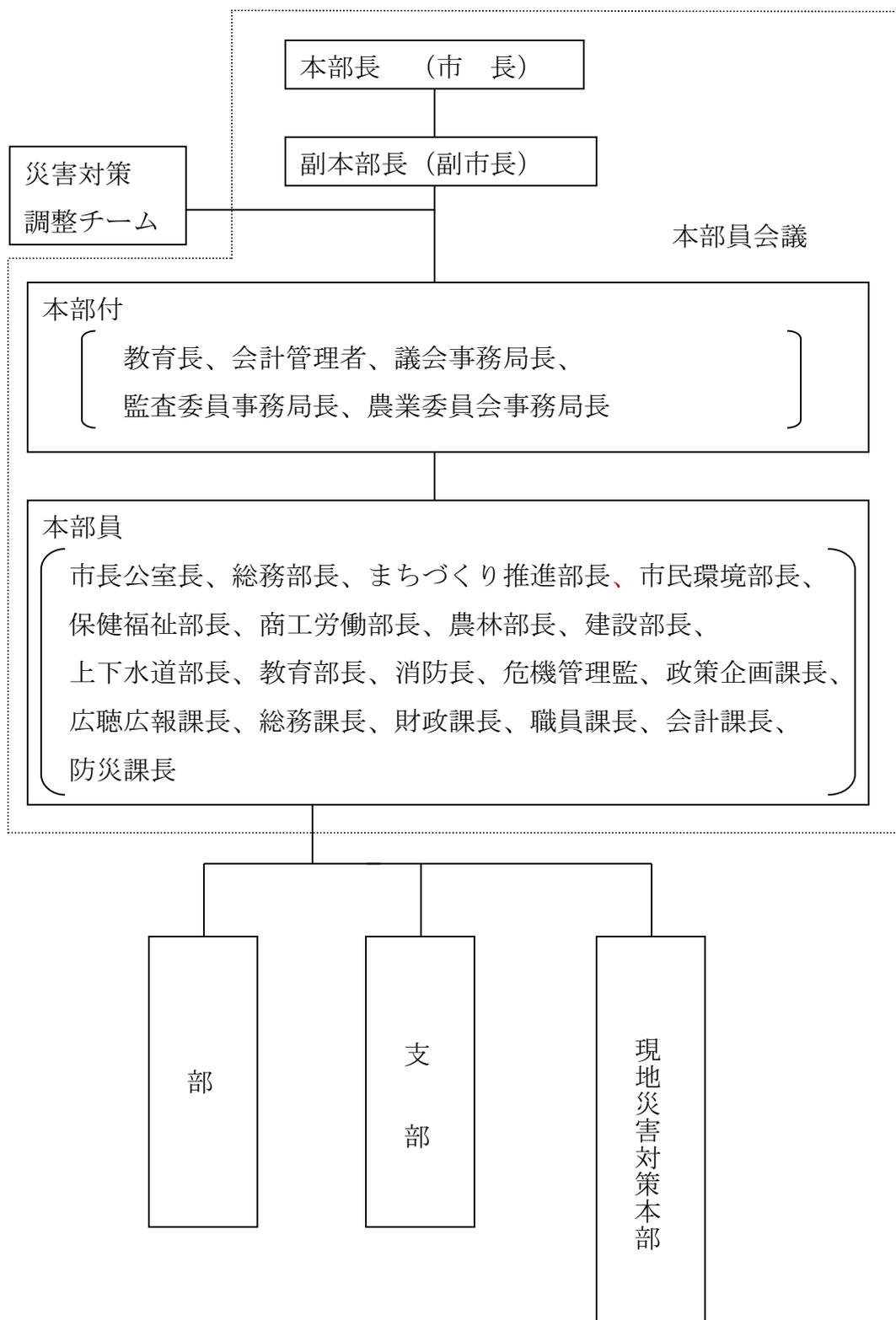
ア 災害対策本部・支部の分掌事務は、付属資料「一関市災害対策本部事務分掌」に関する事項とする。

イ 各部は、平常時から所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行うものとする。

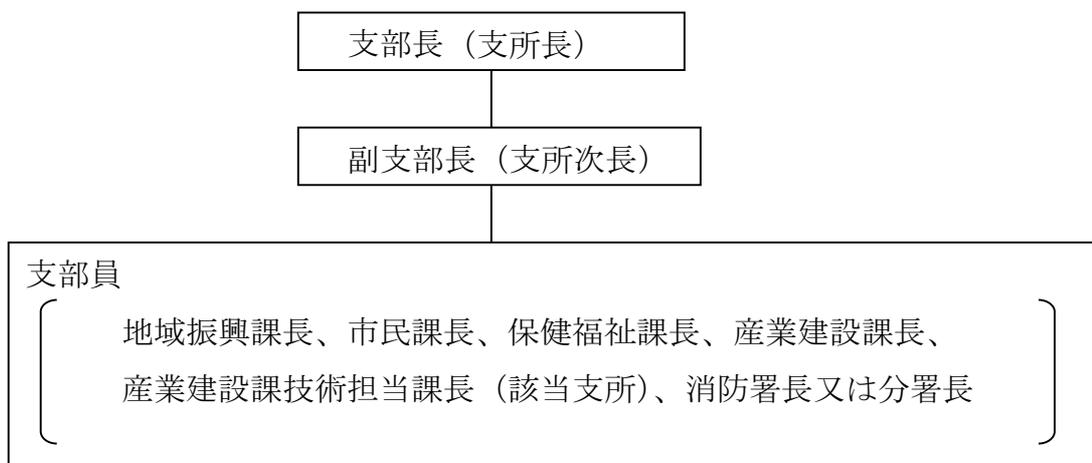
ウ 市は、本部長、副本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うため、市長公室長、消防長、防災安全対策監及び危機管理監で構成する「災害対策調整チーム」を組織する。

(3) 組織

ア 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



イ 災害対策支部の組織は、次のとおりとする。



ウ 部

(ア) 部は、本庁における災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

(イ) 本部には、本部長の命令の伝達、各部門間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

エ 本部職員及び支部職員

災害対策本部又は災害対策支部の運営を補助するため次に掲げる課等の職員を配置するとともに、必要により本部長又は支部長が指名した職員を追加するものとする。

区 分	課 名
災害対策本部	政策企画課、広聴広報課、総務課、財政課、職員課、防災課
災害対策支部	地域振興課

オ 本部連絡員

本部長は、災害対策本部と災害対策支部の連携を図るため必要があると認められる場合には本部連絡員を支部長が指名し災害対策本部に派遣するものとする。

カ 本部員会議

本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行う。

また、医療機関やライフラインに関係する機関等と連携した災害応急対策を遂行するため本部長が必要と認める場合は、関係機関等の職員を本部員会議に参画させることができる。

キ 支部員会議

支部員会議は、災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、支部員会議を行う。

ク 現地災害対策本部

(ア) 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに災害地に設置することができる。

(イ) 現地災害対策本部の組織は、現地災害対策本部長及び現地災害対策副本部長並びに現地災害対策員で構成し、本部長が職員のうちから指名する。

(ウ) 現地災害対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 1 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- 2 区域内の災害応急対策を実施すること。
- 3 その他本部長が特に命じること。

(4) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア 本部長が、災害が発生するおそれなくなったと認めるとき。

イ 本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき。

(5) 設置及び廃止の報告

市長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、次に掲げる者に報告するものとする。

ア 県知事（県地方支部長経由）

イ 防災関係機関の長又は代表者

ウ 報道機関

第2節 動員計画

1 防災関係機関の動員体制

防災関係機関は、災害が発生した場合には直ちに万全の体制が確立できるよう、震災時における対策要員の動員体制について、あらかじめ整備を図るとともに市本部長の要請により関係職員を市本部へ派遣するものとする。

2 市職員の動員体制

市職員の動員は、市本部長の配備指令に基づき各部長等が業務に従事する職員を動員するものとし、その具体的な方法は次のとおりとする。

(1) 配備体制

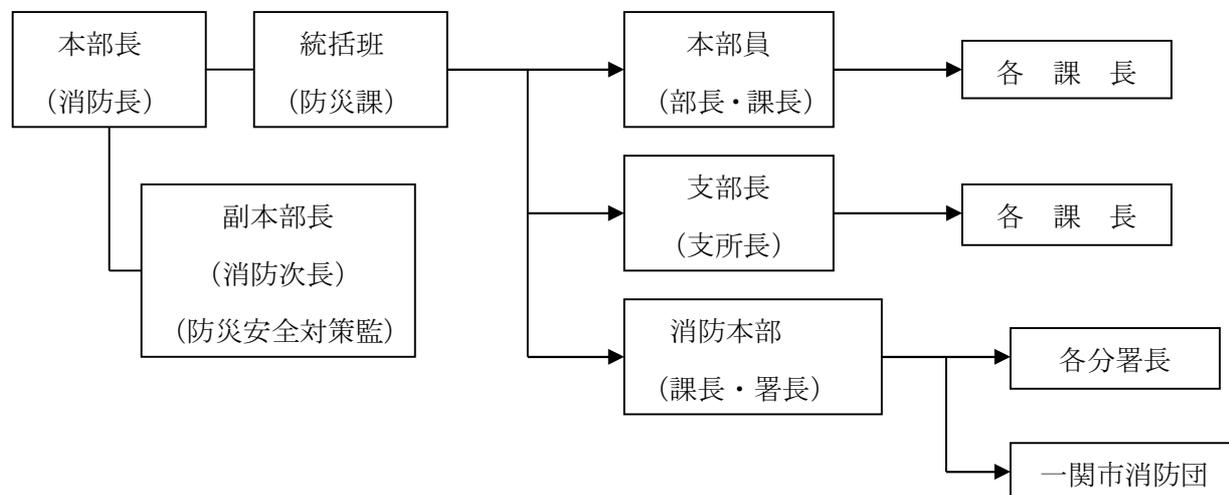
配備体制は、次のとおりとする。

体制区分		配備課等の職員
災害警戒本部		消防本部防災課、本部員及び本部職員
災害警戒支部		支所地域振興課、支部員及び支部職員
災害 対策 本部 及び 支部	警戒配備	課等の課長級、課長補佐級の職員及び課長等が指名する職員
	1号非常配備	すべての課等の係長相当職以上の職員及び課長等が指名する職員
	2号非常配備	全職員

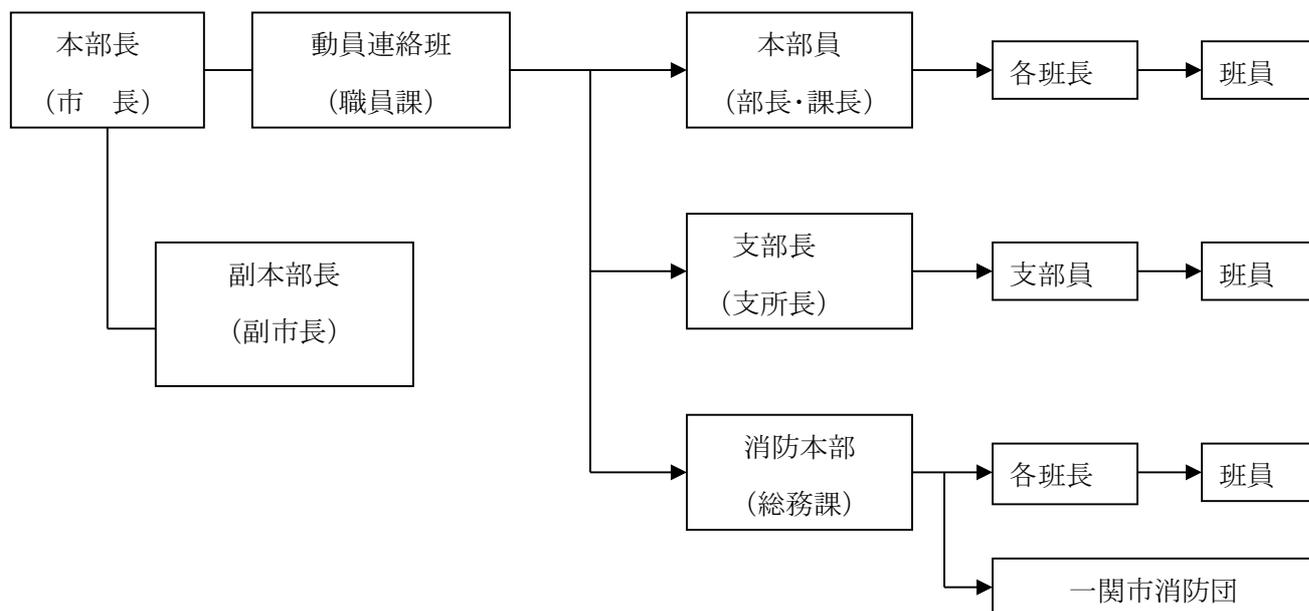
(2) 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

ア 災害警戒本部・支部



イ 災害対策本部・支部



3 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	庁内放送、電話、防災行政情報システム等、直接指令
勤務時間外	電話、携帯電話、防災行政情報システム等、伝令

(2) 各部長等から職員への伝達は、次による。

ア 各部長等は、職員の動員が迅速かつ円滑に行われるように次の事項を内容とした職員非常招集要領をあらかじめ定めておくものとする。

- (ア) 非常招集の系統、順位
- (イ) 非常招集通知の方法
- (ウ) 職員ごとの出勤所要時間
- (エ) 非常招集事務の内容及び担当者
- (オ) その他必要な事項

イ 各部長は、市本部長から配備が指令されたときは、職員非常招集要領により必要職員を動員するものとする。

ウ 動員の連絡は、電話、防災行政情報システム等を利用するが、これらの施設が故障のときは、自動車等による伝令を行うものとする。

(3) 動員状況の報告は次による。

各部長等は、動員により登庁した職員、又は、連絡のあった職員について、各課等の長を通じて把握し、動員連絡班長（職員課長）を通じて総務部長へ報告するものとする。

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、配備基準に該当する地震の発生を覚知したとき、又は地震による火災等で住民の被害が甚大と認めた場合は、配備指令を待たずに、直ちに在勤公署に参集するものとする。

5 在勤公署に参集できない場合の対応

(1) 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、在勤公署に参集できないときは、所属の長に連絡のうえ、最寄りの本庁又は支所に参集するものとする。

(2) 参集した職員は、参集先が本庁にあっては職員課長、支所の場合は地域振興課長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事するものとする。

(3) 到着の報告を受けた職員課長、又は地域振興課長は、その参集状況をとりまとめのうえ、速やかに本部長、又は支部長に報告するものとする。

(4) 参集先の職員課長、又は地域振興課長は、その後の状況によって、参集職員を当該職員の在勤公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署の長と調整のうえ、当該職員の移動を命じるものとする。

6 応援職員の動員

(1) 本部長及び支部長は、災害応急対策等を実施するための職員が不足する等調整を図る必要がある場合は、部内若しくは支部内で調整するものとする。

(2) 前項の規定により調整しても災害応急対策等に支障がある場合は、応援職員の派遣調整を行うものとする。また、必要に応じ、一関市災害対策支援員の参集を要請する。

7 職員の心得

(1) 職員は、夜間、休日等において災害の発生、又は、その危険を認知したときは、その規模に応じ、登庁、若しくは連絡してその指示を受けるものとする。

(2) 災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には必要な措置を講じ、その状況を報告して指示を受けるものとする。

(3) 動員に応ずるときは、昼夜の別、災害の種類及び程度により長期化する場合を考慮して服装、装備、食料、携帯品等に留意するものとする。

第3節 気象予報・警報等の伝達計画

地震に関する情報の発表及び伝達並びに災害が発生するおそれがある異常な現象が発生した場合の通報は、本計画の定めるところによるものとする。

1 地震動の警報及び地震情報の種類

(1) 緊急地震速報（警報）

ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

イ 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震特別警報に位置付けられる。

ウ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことに注意する。

(2) 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(3) 地震活動に関する解説情報等

気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種類	内容
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料

月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎（定期）に発表される地震活動に関する資料
----------------	----------------------------

2 市の措置

(1) 地震に関する情報の収集

市本部長（総括班及び消防班）は、次により地震に関する情報を収集する。

ア 法令等により市に伝達されるもの

地震情報 地震に関する情報伝達系統図（別図1）のとおり

イ 地震情報の受領後は、ラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、関係機関と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努めるものとする。

(2) 収集した地震情報の伝達

市は、災害警戒本部設置基準以上に該当する地震について、収集した地震情報を次により伝達する。

ア 市本部内の伝達

総括班長は、地震情報の通知を受けたときは、関係各課長に通知するものとする。

イ 市民に対する広報

市民に対する地震情報の広報は、広聴広報班がおおむね次の方法により実施するものとする。

(ア) 広報車 (イ) 防災行政情報システム等 (ウ) ケーブルテレビ及びコミュニティFMラジオ
--

3 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

ア 地震に関する異常な現象を発見したものは、速やかに市本部長、又は警察官に通報するものとする。

イ 前記の通報を受けた警察官は、その旨を市本部長に通報するものとする。

(2) 市本部長の通報先

通報を受けた市本部長は、異常現象発見者の通報系統図（別図2）により盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報するものとする。

(3) 異常現象の種類

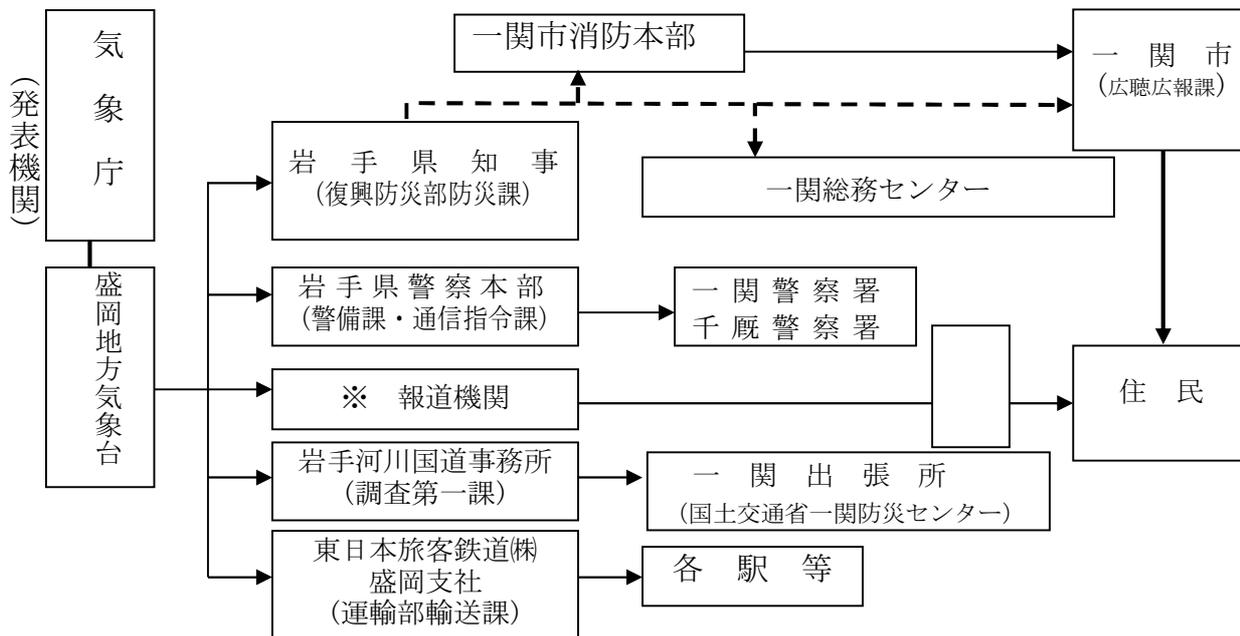
通報を要する気象、地象等に関する異常現象は、おおむね次に掲げるとおりとする。

ア 数日にわたり頻繁に感ずるような地震

イ その他に関する事項として通報を必要と判断される上記以外の異常な現象

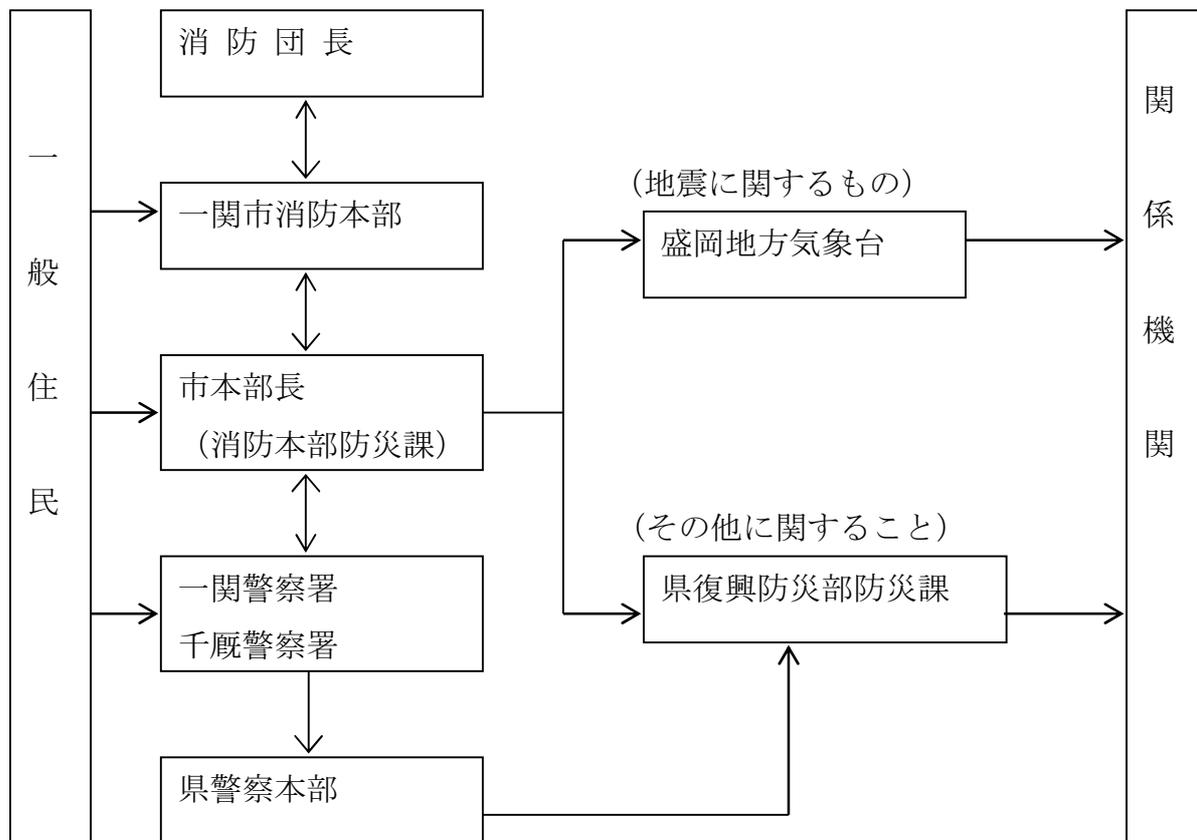
別図 1

地震に関する情報伝達系統図



- (注) 1 一関市消防本部は、総合防災情報ネットワーク
 2 「各地の震度に関する情報」は、盛岡地方気象台から発表される。
 3 報道機関：NHK盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、
 (株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手、岩手日報社

別図2 異常現象発見者の通報系統図



第4節 通信情報計画

震災に関する情報の収集及び伝達のための通信施設の利用、又は使用については、次の基本方針に基づき実施することとしその他については、本編に準拠するものとする。

1 基本方針

- (1) 市及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
- (2) 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- (3) 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、震災により使用できない場合、又は、緊急を要する場合においては、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第5節 災害情報の収集及び報告等の計画

震災時における「災害情報の収集及び報告等の計画」については、本編に準拠するものとするが、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

- 1 市及び防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。
- 2 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めることとする。

第6節 災害広報広聴計画

震災時における市民及び関係機関等に対する広報広聴活動並びに報道機関に対する情報発表等の「災害広報広聴計画」については、本編に準拠するもののほか、この計画に定めるところによる。

○ 主な広報事項

- 1 災害対策本部設置に関する事項
- 2 災害の概要
- 3 余震等に関する地震情報及び注意喚起
- 4 地震発生時の注意事項（出火防止）
- 5 避難の指示、避難場所の指示
- 6 ライフラインの被害状況
- 7 食糧及び生活必需品の供給に関する事項
- 8 感染症予防に関する事項
- 9 医療救護所の開設状況
- 10 被災者等の安否情報
- 11 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- 12 自主防災組織等に対する活動の開始要請

第7節 輸送計画

震災時におけるり災者、避難者及び災害応急対策要員の移送並びに災害応急対策用の資材、物資等の「輸送計画」については、本編に準拠するものとする。

第8節 交通応急対策計画

震災により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設の保全が必要となった場合、又は災害時における交通確保のため必要があると認めるときの交通の禁止及び制限（以下本節において「規制」という。）並びにこれに関連した応急対策の「交通応急対策計画」については、本編に準拠するものとする。

ただし、地震発生時の自動車を運転する市民のとるべき措置については、次によるものとする。

1 走行中の車両の運転者の遵守事項

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難する場合は、できるだけ道路外の場所に移動して置く。やむを得ず道路上に置いて避難する場合は、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、キーを付けたままとし、窓を閉めドアロックはしない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止、又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

第9節 公安警備計画

公安警備計画については、県計画によるほか「岩手県警察大規模災害警備計画」の定めるところによるものとする。

第10節 消防活動計画

震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線や輻輳による119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮し、また、地震による大規模火災発生時においては、消防機関は防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動を行うものとし、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」、及び「岩手・宮城県際災害時相互応援協定」等に定めるところにより消防相互応援を行うものとする。

この「消防活動計画」については、本編に準拠するものであるが地震災害の主な事項は次のとおりとする。

1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、市本部及び防災関係機関は、地震発生直後にあらゆる方法により市民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼び掛ける。

(1) 地震時の消火活動の基本

ア 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ 消火有効地域優先の原則

警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効区域を優先して消火活動を行う。

ウ 住宅密集地火災優先の原則

大量危険物の製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、住宅密集地に面する部分及び住宅密集地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の住宅密集地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転線路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

- (イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した場合は、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
- (ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した場合は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消火活動

(1) 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、別に定める「一関市消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立するうえで特に重要なことであるため、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員、消防団、自主防災組織等を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速かつ的確な情報収集を行う。

イ 地震による火災の初期消火と延焼阻止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び被害の拡大防止を図る。

なお、災害によって、建物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による通行障害が発生し、消防活動が大きく阻害される場合は、通行障害場所の直近の迂回路等を利用し消火に当たる。

また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川、ため池等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、一関市消防本部の消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消火活動を行う。

ア 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予想される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼び掛ける。

イ 消火活動

地震により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動

等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

ウ 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡を図り、災害の情報を収集するとともに、地域住民に伝達する。

エ 避難誘導

避難の指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に避難誘導する。

3 事業所

(1) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

イ 必要に応じて従業員、来客者等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等の措置を講ずる。

4 自主防災組織

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には次の活動を行う。

(1) 火気の遮断の呼び掛け

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼び掛けを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を使用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

5 市民

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道水、風呂の汲み置き水等で初期消火に努めるとともに消防機関に通報する。

第11節 水防計画

震災時に、堤防が破堤等し河川の氾濫及び洪水等の自然災害による災害を警戒し防ぎよし、又はこれらの被害を軽減するための計画は、本編に準拠するものとする。

第12節 相互応援協力計画

震災時の「相互応援協力計画」は、本編に準拠するものとする。

第13節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

震災時の「自衛隊災害派遣要請依頼計画」は、本編に準拠するものとする。

第14節 防災ボランティア活動計画

震災時の「防災ボランティア活動計画」は、本編に準拠するものとする。

第15節 災害救助法の適用計画

震災時の「災害救助法の適用計画」は、本編に準拠するものとする。

第16節 避難・救出計画

大規模な地震発生時においては、家屋の倒壊あるいは広域火災、地滑り又は山崩れ等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が数多く発生することが予想される。

このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市本部長又は法令に基づく実施責任者は必要に応じ、避難に関する可能な限りの措置をとるとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導を行うものとする。

また、救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行うものとする。

震災時の「避難・救出計画」は、本編に準拠するものとするが主な事項は次のとおりである。

1 避難計画

- (1) 市本部長は、大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を大規模地震から保護し、若しくは大地震による被害の拡大を防止するため、地域住民、滞在者及びその他の者に対して避難のための立ち退きを指示及び避難所の設置をするものとする。
- (2) 警察官は、市本部長が、前記(1)による避難のための立ち退きを指示することができないと認めたとき、又は市本部長から要求があったときは、必要と認める地域の住民、滞在者及びその他の者に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合において、その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対し、避難のための警告を発し、又は避難のための必要な措置をとるものとする。

2 救出計画

(1) 実施責任者

ア 市本部長は、地震発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により救護体制を整え、救出救護活動を実施するものとする。

イ 市本部長は、大地震の発生による災害が著しく拡大し、救出活動が市の消防力をもって対処できないと認めるときは、県本部長に対して他市町村等の消防機関の応援について要請するものとする。

ウ 消防機関等は、防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて、震災のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救出、捜索の実施を、他の措置に優先して行うものとする。

(2) 救出活動の実施

ア 捜索及び救出は、救出を必要とする者、又は、生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行うものとする。

イ 捜索の実施に当たっては、地域の住民等の協力を得て人数等の把握をし、行うものとする。

ウ 市本部長は、必要な救出用資機材及び工事用重機等を活用し、救出活動を実施するものとする。

また、災害の規模が大きく、保有している資機材等が不足する場合は、建設業協会等の協力を得て調達するものとする。

エ 市本部長は、孤立化した地域における救助・救出・物資の補給等のために、ヘリコプターの必要があると認められる場合は、県本部長に出動を要請するものとする。

オ 救出のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、本編第3章第13節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定めるところによるものとする。

(3) 救出したときの措置

ア 負傷者等を救出した場合は、医療班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（臨時救護所を含む。）に収容するものとする。

イ 遺体を発見した場合は、本編第3章第25節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより適切に措置するものとする。

3 帰宅困難者対策

(1) 市本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

(2) 市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所への収容が必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への収容を行う。

4 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者の把握

市本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者でライフラインや物流の途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握す

る。また、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。

(2) 在宅避難者に対する支援

ア 市本部長は、本庁及び支所における物資の配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ 市本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料配布の広報実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

ウ 在宅避難者に対する広報や情報提供は、在宅避難者が適切に情報を得られるよう、活動する媒体に配慮する。

5 他市町村からの避難者に対する情報等の提供体制

他市町村から避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第17節 医療・保健計画

震災時の医療及び助産機関の機能が停止し、若しくは著しく不足し、又は混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合の応急的な「医療・保健計画」は本編に準拠するものとする。

第18節 食料・生活必需品等供給計画

震災時における、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資を円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達に対する「食料・生活必需品等供給計画」は、本編に準拠するものとする。

第19節 削除

第20節 給水計画

震災時における飲料水及び生活の用に供される水の供給に関する「給水計画」は、本編に準拠するものとする。

第21節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

震災時における応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関する「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」は、本編に準拠するものとし、次のとおりとする。

1 被災者に対する住宅情報の提供

市本部長は、応急仮設住宅への入居手続き、被災住宅の応急修理に係る申請手続き、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等及び地震により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図るものとする。

2 建築物の応急危険度判定

(1) 市本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県本部長に対して応急危険度判定士の派遣を要請し、建築物の危険度判定を実施する。

(2) 応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定

イ 地図の提供

ウ その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供

3 応急危険度判定士

応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

(1) 主として目視等により被災建築物を調査する。

(2) 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3つの区分に判定する。

(3) 判定結果は、建築物の所有者等の注意を喚起できる場所に表示する。

区 分	表 示 方 法
危険	赤紙を貼る。
要注意	黄紙を貼る。
調査済	緑紙を貼る。

4 被災宅地の応急危険度判定

市本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため必要と認められた場合は、県本部長に対して、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
- イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(2) 市本部長の措置

市本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ア 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
- イ 実施本部は、以下の業務に当たる。
 - ① 宅地に係る被害情報の収集
 - ② 判定実施計画の作成
 - ③ 宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
 - ④ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
 - ⑤ 判定結果に対する市民等からの相談への対応
 - ⑥ その他判定資機材の配布

第22節 感染症予防計画

震災時における被災地域の感染症発生防止及びまん延防止に関する「感染症予防計画」は、本編に準拠するものとする。

第23節 廃棄物処理計画

震災時に被災地域に堆積し、又は滞留している一般廃棄物の収集、運搬、処分若しくは死亡獣畜の処理及び被災地における環境衛生の確保に関する「廃棄物処理計画」は、本編に準拠するものとする。

第24節 障害物処理計画

震災による障害物、倒壊建物、倒壊危険のある工作物及び道路の障害となっている障害物に関する「障害物処理計画」は、本編に準拠するものとする。

第25節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

震災時における「行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」は、本編に準拠するものとする。

第26節 応急対策要員確保計画

震災時における災害応急対策を実施するために必要な労務者の雇い上げ及び従事命令等に関する「応急対策要員確保計画」は、本編に準拠するものとする。

第27節 文教対策計画

震災時における文教施設に関する「文教対策計画」は、本編に準拠するものとする。

第28節 救急医療対策計画

震災時の「救急医療対策計画」は、本編に準拠するものとする。

第29節 ライフライン施設に関する応急対策計画

震災時の電力、ガス、上下水道等の応急対策に関する「ライフライン施設に関する応急対策計画」は、本編に準拠するものとする。なお、収集した航空写真等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

第30節 危険物施設等保安計画

震災時における「危険物施設等保安計画」は、本編に準拠するものとするが、危険物施設の再使用に関しては、次のとおりとする。

○ 危険物施設の再使用

- 1 危険物施設の関係者は、震度5弱以上の地震が発生した場合、消防法（昭和23年7月24日法律第186号。以下同じ。）第14条の3の2の定めに基づく製造所等の定期点検表の項目に準じ、危険物取扱者等に次に掲げる点検を実施させ、異状のないことを確認後、危険物施設を再使用するものとする。
 - (1) 建築物及び工作物並びに貯蔵施設（地下貯蔵タンクを除く。）の配管（地下埋設配管を除く。）及び危険物を取り扱う設備を目視し確認する。
 - (2) 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管を有する危険物施設については、前号に定める点検の他、地下貯蔵タンクの残量を200分の1以上の精度を有する測定器で計測し、地震発生前の残量と比較し200分の1以上の誤差が無いこと及び漏れ検知管の検査により異状がないことを確認する。
- 2 前項の場合において、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の部分については、地震発生後、7日間は、前項(2)による点検を始業前と就業後に実施し異状のないことを確認する。
- 3 前各項の点検を実施し、異状が認められた場合、関係者は原因を究明し、修理及び変更の必要があるときは、消防法第11条に定める手続きを経た後に危険物施設を再使用するものとする。

第31節 林野火災応急対策計画

震災時の「林野火災応急対策計画」は、本編に準拠するものとする。

第32節 防災ヘリコプター等活動計画

震災時の「防災ヘリコプター等活動計画」は、本編に準拠するものとする。

第33節 公共交通機関等の応急対策計画

震災時の「公共交通機関等の応急対策計画」は、本編に準拠するものとする。

第34節 義援物資、義援金の受付・配分計画

震災時の「義援物資、義援金の受付・配分計画」は、本編に準拠するものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

震災時の「公共施設等の災害復旧計画」は、本編に準拠するものとする。

第2節 生活の安定確保計画

震災時の「生活の安定確保計画」は、本編に準拠するものとする。

第3節 復興計画の作成

震災時の「復興計画の作成」は、本編に準拠するものとする。

目 次

計画の位置づけ	451
一関市水防計画	452
一関市水防本部機構及び一関市水防隊機構	483
一関市水防隊員配備計画	484
執務時間外における連絡系統図	485

計 画 の 位 置 づ け

1 この計画は、災害対策基本法に基づき、一関市地域防災計画の本編において定める防災に関して必要な組織体制及びこれを構成する関係諸機関の行うべき活動等を定めた総合的な計画に加え、水防法（昭和24年法律第193号。）に基づく指定水防管理団体として有する責務の重要性に鑑み、水災を警戒し、防ぎよし及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防のための消防機関及び水防協力団体の活動、水防管理団体相互間の協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備と運用、市民等の避難等について定め、その水防責任を十分に果たすことを目的として「水防計画編」として定めるものである。

また、市の地域における住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを最大の目的として、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

2 「水防計画編」は、水防法第33条第1項に基づく「一関市水防計画」を同法第33条第2項の規定を適用して水防協議会を設置せず、一関市防災会議に諮ることとしたことから一関市水防計画を「水防計画編」とするものである。

一 関 市 水 防 計 画

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、岩手県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる一関市（以下「市」という。）が、法第 33 条第 1 項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域に係る河川等の洪水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として都道府県知事が指定したものをいう（法第 4 条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

(6) 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。

(7) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、

会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

(8) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(9) 水防警報

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波、又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(10) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(11) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（水位周知河川）において、下記の(13)～(15)のあらかじめ定めた水位への到達及び氾濫発生に関する情報のことをいう。

(12) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超過するときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(13) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(14) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(15) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難指示等の発令判断の目安となる水位である。

(16) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(18) 洪水浸水想定区域

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(19) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。

（法第 15 条の 6）

第 3 節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりで

ある。

(1) 市の責任

市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ②平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ③水位の通報（法第12条第1項）
- ④浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
(法第15条)
- ⑤避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告。（法第15条の3）
- ⑥浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑦予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑧消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑨緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑩警戒区域の設定（法第21条）
- ⑪警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑫他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑬堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑭公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑯水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑰水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑱水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑲水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ⑳水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉑水防従事者に対する災害補償（法第45条）

(2) 県の責任

岩手県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有

する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位情報の通知及び周知（法第13条）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- ⑬水防信号の指定（法第20条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（3）国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑤水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑧水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑩特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4) 河川管理者の責任

- ①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

(5) 気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(6) 水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第25条）
- ②決壊後の処置（法第26条）
- ③水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 安全配慮

洪水等による水防活動時には、ライフジャケットを着用するなど水防活動に従事する者の安全確保に留意し実施するものとする。

また、避難誘導や水防に関する作業の際も、活動に従事する者の安全を確保しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

水防に係りのある警報・注意報等又は地震等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、市は一関市消防本部（以下「消防本部」という。）に一関市水防本部（以下「水防本部」という。）を、各消防署に一関市水防支部（以下「水防支部」という。）を設置し、消防本部防災課で事務を処理する。ただし、水防本部の設置場所は、事態の変化により変更することがある。

また、一関市水防隊（以下「水防隊」という。）は一関市消防団をもって充て、一関市水防隊長（以下「水防隊長」という。）は一関市消防団長とする。

一関市水防本部機構及び一関市水防隊機構は別紙1のとおりとする。

水防本部は、一関市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）に基づき市に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、その組織の一部として編入され、その事務を処理する。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、河川管理者により指定された、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市の区域における重要水防箇所は、重要水防箇所一覧表（資料編：水防 - 1）のとおりとし、巡視、監視及び警戒を厳重にし、水防体制を整えておくものとする。

また、重要水防箇所評定基準は、重要水防箇所評定基準（資料編：水防 - 2）のとおりとする。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

盛岡地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を岩手河川国道事務所長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

当市の区域において発表される注意報、警報の種類及び発表基準は、市地域防災計画 本編 第3章 第3節 1 気象の予報・警報の種類及び伝達 (1)気象予報・警報等の種類のとおりである。

伝達系統図は、水防上必要な気象予報・警報の伝達系統図（資料編：水防－4）のとおりである。

第2節 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

市の区域において発表される情報の種類、発表基準及び洪水予報を行う河川名、区域、基準点、担当機関は、北上川上流(磐井川、砂鉄川含む)洪水予報及び水防警報区分、北上川上流(磐井川、砂鉄川含む)洪水予報を行う河川（資料編：水防－5）のとおりである。

また、洪水予報の伝達系統図は、北上川上流(磐井川、砂鉄川含む)洪水予報の伝達系統図（資料編：水防－6）のとおりである。

第3節 水位周知河川における水位到達情報

知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が避難判断水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

市の区域において水位到達情報が通知される河川名、区域、担当機関は、知事が行う水防警報（資料編：水防－7）のとおりである。

水位到達情報の伝達系統図は、知事が行う水防警報伝達系統図（資料編：水防－8, 水防－9）のとおりである。また、水位周知河川において避難判断水位を超過又は超過のおそれがある場合に、河川管理者から市長等に対し、水位到達情報や堤防等の河川管理施設の異常に係る情報を直接電話連絡（ホットライン）される。

なお、市長が行う水位情報の監視体制及び周知体制は、洪水危険河川の監視計画（資料編：水防－１０）のとおりとする。

第４節 水防警報

（１）国土交通省が行う水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

市の区域において水防警報が行われる河川名、区域、基準観測所、担当機関は、北上川上流水防警報（資料編：水防－１１）のとおりである。

水防警報の伝達系統図は、北上川上流水防警報伝達系統図（資料編：水防－１２）のとおりである。

（２）県が行う水防警報

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

市の区域において水防警報が行われる河川名、区域、基準観測所、担当機関は、（資料編：水防－７）に同じである。

水防警報の伝達系統図は、（資料編：水防－８，水防－９）に同じである。

第5章 雨量・水位等の観測及び通報

第1節 雨量観測及び通報

(1) 雨量観測所

市内の雨量観測所は、雨量観測所一覧表（資料編：水防－13）のとおりである。

(2) 雨量の通報

大雨のおそれがある場合には、雨量観測施設管理者は、雨量、水位の通報要領（資料編：水防－14）により、雨量、水位観測所連絡系統図（資料編：水防－15）に基づき、それぞれの関係機関に連絡するものとする。

第2節 水位の観測及び通報

(1) 水位観測所

市内の水位観測所（危機管理型水位計による水位観測所を除く。）は、水位観測所一覧表（資料編：水防－16－1）のとおりである。

(2) 水位の通報

出水のおそれがある場合には、水位観測施設管理者は、雨量、水位の通報要領（資料編：水防－14）により、雨量、水位観測所連絡系統図（資料編：水防－15）に基づき、それぞれの関係機関に連絡するものとする。

(3) 水位の公表

水位観測所一覧表（資料編：水防－16－1）で定める水位観測所について、観測所管理者は水位を公表するものとする。公表手段・公表を行う時間間隔等は、雨量、水位の公表要領（資料編：水防－17）で定める。

第3節 危機管理型水位計による水位の観測

(1) 危機管理型水位計による水位観測所

市内の危機管理型水位計による水位観測所は、危機管理型水位計観測所一覧表（資料編：水防－16－2）のとおりである。

(2) 水位の公表

危機管理型水位計観測所一覧表（資料編：水防－16－2）で定める水位観測所について、観測所管理者は「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）ホームページで水位を公表するものとする。

「川の水位情報」一般財団法人河川情報センター

ホームページ URL <https://k.river.go.jp/>

第6章 気象等予報・警報の情報収集

盛岡地方気象台から発せられる気象等予報・警報は、知事から総合防災情報ネットワークシステムにより、また、東日本電信電話株式会社から警報事項が県内各市町村あてに連絡されるので、市においては、住民に対し状況及び必要に応じて、防災行政情報システム、広報車、コミュニティFM等を活用し周知するものとする。

気象予報、雨量、河川の水位等については、NHKのデータ放送や以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの街の防災情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

- ・気象情報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

- ・盛岡地方気象台

<https://www.jma-net.go.jp/morioka/>

(2) 雨量・河川水位

雨量、水位の公表要領（資料編：水防－17）のとおり。

第7章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

市内のダム施設は、市内ダム施設一覧表（資料編：水防－18）のとおりである。

また、河川法（昭和39年法律第167号）第99条の規定により知事から委託された樋門及び樋管（以下「水門等」という。）は、河川水門管理体制表（資料編：水防－19）に、さらに、国土交通省が所管する水門等は、河川水門管理体制表（国土交通省）（資料編：水防－20）に示す。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能が発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則、操作規定等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2節 河川水門操作員及び水門等の操作

水門等の維持又は操作を実施するため、河川水門操作員（以下「操作員」という。）を置く。操作員は、水門等付近の者を市長が委託する。

操作員は、管理者の指示に従い水門等の操作等を行うものとし、その都度水防本部に報告するものとする。（河川水門操作員作業仕様書、資料編：水防－21参照）

ただし、急を要するときは操作員において臨機の処置を講ずるものとし、臨機の処置を講じた場合は、直ちに水防本部に報告するものとする。

第8章 通信連絡

第1節 水防の連絡

水防のための連絡は、主として電話により行うこととする。水防関係機関電話番号一覧表は、水防関係機関電話番号表（資料編：水防－23）のとおりとする。

第2節 その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、その状況に応じて岩手県地域防災計画第3章第3節通信情報計画に定められた警察電話（有線・無線）設備、東日本旅客鉄道（有線・無線）設備、東北電力（有線・無線）設備等の通信施設を使用することができる。

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び資器材

- 1 市内の水防倉庫及び水防用備蓄資器材は、水防倉庫及び水防用備蓄器資材一覧表（資料編：水防－24）のとおりである。
- 2 水防管理者は、資器材の確保のため重要水防箇所近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資器材確保のため資器材業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えるものとする。また、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- 3 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長又は岩手県各広域振興局土木部等の長の承認を受けて使用することができる。
- 4 県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を、県有水防倉庫の水防用備蓄器資材一覧表（資料編：水防－25）のとおり備蓄するものとする。

第2節 輸送の確保

- 1 非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防箇所においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して県南広域振興局土木部等の長に提出するよう努めるものとする。
 - ・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
 - ・万一に備えた多角的輸送路の選定図
- 2 異常な自然現象等に伴う災害復旧、人員及び物資の輸送、情報の収集並びに伝達、医療活動等の基地等とするため水防ヘリポートを使用することができ、使用にあたっては、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長の承認により使用することができる。水防ヘリポートの所在地等は次のとおりである。

離着陸場名	一関水防ヘリポート	標高	寸法	勾配
		20m	20m×23m	無
所在地	西磐井郡平泉町三貫地内		路面の状況	
所有・管理者	国土交通省東北地方整備局		アスファルト	

また、水防用以外の市内のヘリポートは、場外緊急離着陸場一覧表（資料編：3－33－3）のとおりである。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

1 市の非常配備

市は、水防に関係ある警報・注意報等又は地震等により、洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまで、消防本部に水防本部を、各消防署に水防支部を設置し、消防本部防災課で事務を処理する。ただし、水防本部の設置場所は、事態の変化により変更することがある。ただし、水防本部は、市地域防災計画に基づき市に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、その組織の一部として編入され、その事務を処理する。

(1) 設置（廃止）基準及び体制

区分	設置基準	廃止基準	体制
一 関 市 水 防 本 部 (支 部)	ア 大雨警報、洪水警報、水防警報、北上川上流（磐井川・砂鉄川を含む。）氾濫注意情報が発表された場合 イ 長雨等による地面現象災害が多発するおそれがあり、又は火山による災害発生のおそれがあり、水防本部長が必要と認める場合 ウ 氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下となり洪水の危険がなくなった場合、又は水災の危険がなくなったと判断される場合	必要な人数をもって、主として情報収集にあたり、事態の推移によって職員を直ちに招集し、その他の活動ができる体制とする。
	市内で震度4又は5弱の地震を観測した場合（災害警戒本部を設置しない場合に限る。）	水災の危険がなくなったと判断される場合	

(2) 一関市災害警戒・対策本部設置（廃止）基準及び体制

区分	設置基準	廃止基準	体制
一 関 市 災 害 警 戒 本 部	ア 気象警報又は洪水警報が発表されたとき。 イ 北上川上流（磐井川・砂鉄川を含む。）洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき。 ウ 噴火警戒レベル2又は噴火警戒レベル3に相当する噴火警報が発表されたとき。 エ 市内で震度4又は震度5弱の地震を観測したとき。 オ 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、消防本部消防長が必要と認めるとき。 カ 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、消防本部消防長が必要と認めるとき。 キ 特定事象の発生に関する通報があったとき。 ク 事業所外運搬事故の発生に関する通報があったとき。 ケ 警戒事象の発生に関する通報があったとき。	ア 気象警報等が解除された場合において、本部長が、災害の発生のおそれがなくなったと認めるとき。 イ 本部長が、原子力災害又は事業所外運搬事故の発生による影響が当市に及ぶおそれがないと認めるとき。 ウ 災害対策本部を設置したとき。	災害警戒本部・支部体制による。

一 関市 災害 対策 本部	警戒 配備	<p>ア 気象警報、洪水警報又は噴火警戒レベル4、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報が発表され、若しくは、大規模な火災、爆発等により本部長が相当規模の災害の発生のおそれがあると認めるとき。</p> <p>イ 北上川上流洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報（洪水警報）又は北上川上流水防警報が発表され、本部長が相当規模の災害の発生のおそれがあると認めるとき。</p> <p>ウ 今後の気象情報及び水位に警戒を必要とするときで震度4又は震度5弱の地震が発生し、本部長が災害発生のおそれがあると認めるとき。</p> <p>エ 市内で震度5強の地震を観測したとき。</p> <p>オ 原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が当市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により緊急事態応急対策（原災法第2条第5号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）を講じる必要があると認めたととき。</p> <p>カ 事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が当市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたととき。</p>	<p>ア 本部長が、災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき。</p> <p>イ 原子力緊急事態解除宣言（原災法第15条第4項に定めるものをいう。以下同じ。）が行われた場合など、本部長が原子力災害又は事業所外運搬事故の発生による影響が当市に及ぶおそれがなくなったと認めるとき。</p> <p>ウ 本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき。</p>	<p>災害対策本部・支部体制の職員並びに課等の課長級、課長補佐級の職員及び課長等が指名する職員</p>
	1号非常 配備	<p>ア 相当規模の災害が発生したとき。</p> <p>イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに増水の兆しがあって、本部長が災害発生のおそれがあり水防活動が必要と認めるとき。</p> <p>ウ 原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接する市が含まれる場合において、本部長が1号非常配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたととき。</p>		<p>災害対策本部・支部体制の職員並びにすべての課等の係長担当職以上の職員及び課長等が指名する職員</p>
	2号非常 配備	<p>ア 大災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認めるとき。</p> <p>イ 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。</p> <p>ウ 気象特別警報が発表された場合。</p> <p>エ 原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に当市が含まれる場合又は当市が含まれることが想定されるとき。</p>		<p>全職員</p>

2 水防隊の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防隊を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

水防隊の動員等については一関市水防隊員配備計画(別紙2)のとおりとする。

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、一関市水防本部長又は水防隊長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水時

水防管理者等は、非常配備体制を敷いたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、県南広域振興局土木部等の長及び河川等の管理者に報告する。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は水があふれる若しくは異常な漏水を発見したときは、第6節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防隊員等は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防隊員等が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先

する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時において最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防本部職員、水防隊長又は水防隊員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防本部職員、水防隊長又は水防隊員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防本部職員、水防隊長又は水防隊員の職権を行なうことができるものとする。

第5節 避難のための立退き

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

- 2 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を県南広域振興局土木部等の長に速やかに報告する。
- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は水があふれる若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等又は水防協力団体の代表者は直ちに関係者（一般住民、所轄警察署、県南広域振興局土木部等及び隣接市町村）に通報するものとする。

2 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は水があふれる若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第 11 章 水防信号、水防標識等

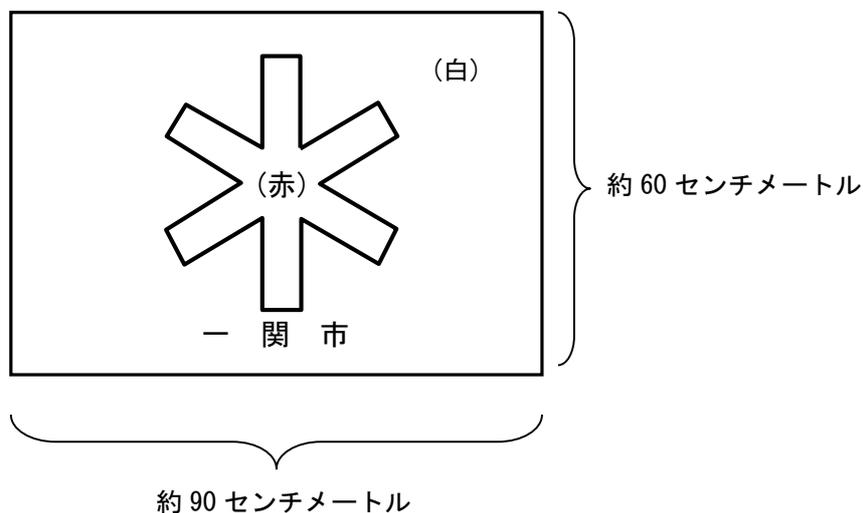
第 1 節 水防信号

法第 20 条の規定により知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

信号種類	打鐘信号	余韻防止サイレン信号
警戒信号	1 点と 4 点の連打 ○ ○○○○ ○ ○○○○	1 分 長 声 一 声
出動信号	3 点 3 点 3 点 ○○○ ○○○ ○○○ 連打	<u>3 秒</u> <u>10 秒</u> <u>3 秒</u> <u>10 秒</u> 2 秒 2 秒 2 秒 連続
避難信号	乱 打 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○	<u>3 秒</u> <u>3 秒</u> <u>3 秒</u> <u>3 秒</u> 2 秒 2 秒 2 秒 連続
解除信号	口 頭 伝 達	口 頭 伝 達

第 2 節 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



第 3 節 身分証票

消防本部職員、水防隊長又は水防隊員が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携行する身分証票は次のとおりとする。

(表)

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができるものであることを証する。	
令和 年 月 日	
一関市長	印

(裏)

(1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行うと共に、水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位）の提供（伝達方法については、「岩手県河川情報システム」（岩手県）及び「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）ホームページによる）
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のために派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、岩手県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。この場合において、水防管理者は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④派遣部隊が展開できる場所

⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

また、水防管理者は、連絡が取れない等知事に災害派遣要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができるものとする。ただしこの通知をしたときは速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、岩手県地域防災計画によるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

第 2 節 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者等は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者等にあつては、その身分を示す証明書、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者から交付される以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防隊 〇〇部長	
氏 名	
上記のものに	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任したことを
証明する。	
令和 年 月 日	
水防管理者	
氏 名	印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書					
第	号				
種	類	員	数		
使	用	収	用	処	分
令	和	年	月	日	
				水防管理者	氏 名
				事務取扱者	氏 名
					印
					殿

(4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防隊員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防隊とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結した時は、その状況を県南広域振興局土木部を經由して県水防本部に報告するとともに、県水防本部は当該水防管理者からの報告について東北地方整備局に報告するものとする。

第 15 章 水防訓練

市は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防隊、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や東北地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身に付けさせることとする。

第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

第1節 浸水想定区域の指定

国土交通省及び岩手県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

現在、当市に關係する洪水浸水想定区域の公表状況は、次のとおりである。

河川名	指定・公表年月日	指定機関
北上川上流	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
磐井川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
砂鉄川	平成28年6月30日	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
夏川	平成29年6月16日	岩手県
砂鉄川	平成30年10月23日	岩手県
猿沢川	平成30年10月23日	岩手県
曾慶川	平成30年10月23日	岩手県
大川	令和4年3月22日	岩手県
千厩川	令和4年3月22日	岩手県

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

一関市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ロ 大規模な工場その他の施設（イに掲げるものを除く。）であって一関市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を

図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

第3節 洪水ハザードマップ

市長は、市地域防災計画において定められた本章第2節①②③に掲げる事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

また、市は、洪水ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他の適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第5節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第 17 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

市は、本章第 2 節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、市は水防協力団体の適正かつ確実な業務の実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び市は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第 2 節 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は資材の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第 3 節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、市水防隊等との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、市が行う水防訓練に参加するものとする。

第 4 節 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、法第 36 条に基づき指定することとする。また、指定の際は、併せて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行なわれるように、活動実施要領の内容を市の水防計画に規定する。

第 18 章 水防管理団体の水防計画

第 1 節 水防管理団体の水防計画

市長は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、法第 33 条に定めるとおり一関市防災会議に諮り、速やかに知事に届け出るものとする。

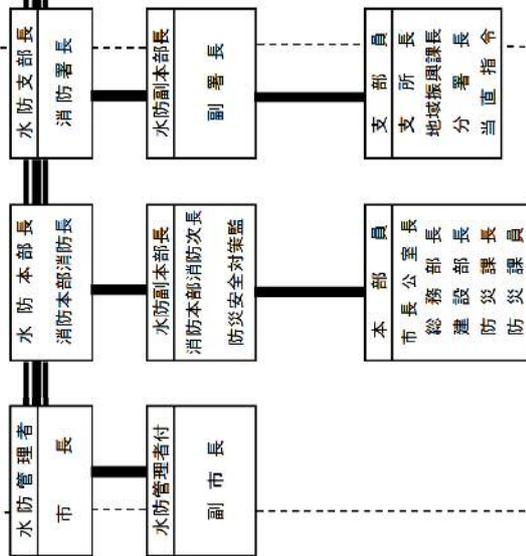
第 2 節 水防計画の公表

市長は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

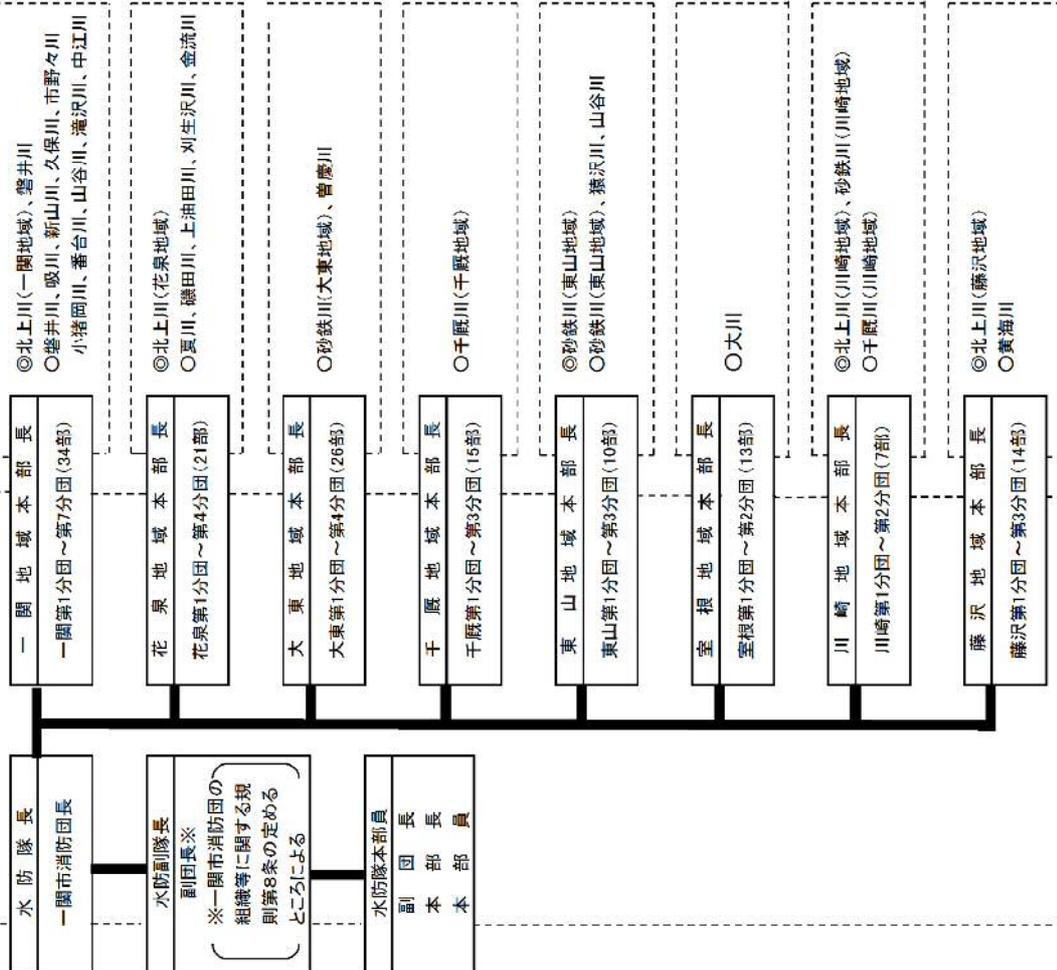
別紙 1

一 関市水防本部機構及び一関市水防隊機構

一 関市水防本部・支部



一 関市水防隊



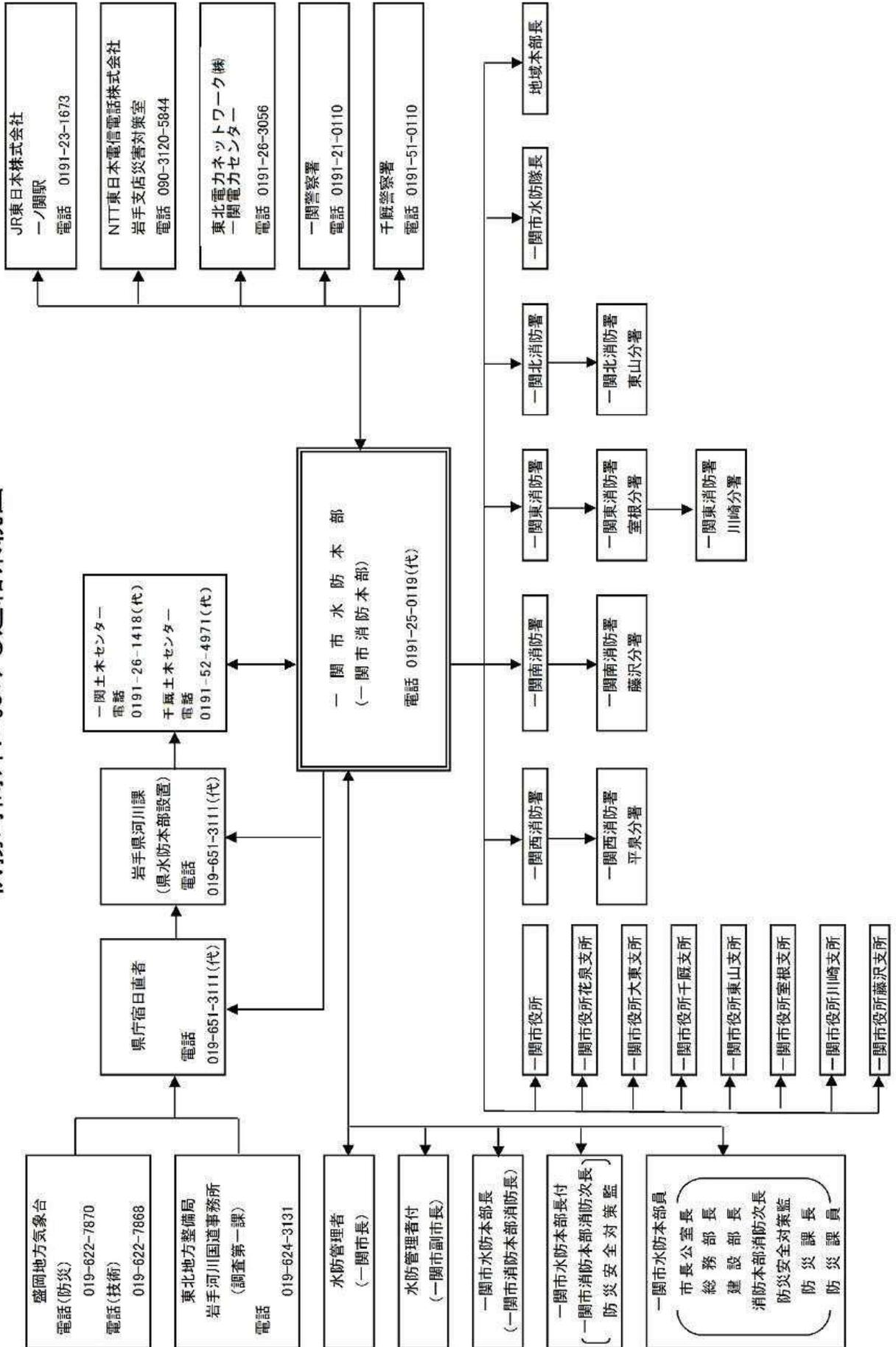
別紙2

一 関 市 水 防 隊 員 配 備 計 画

区分	役 職 ・ 係	任 務
警戒配備体制	水 防 隊 長	水防管理者の警戒配備指令を受け、水防隊本部員及び各地域本部長に招集を命ずる。
	各 地 域 本 部 長	担当河川の警戒に必要な数の係員を招集し警戒体制を整える。
	水 防 隊 本 部	水防隊の警戒配備体制の確立、水防本部及び各地域の連絡調整。
	情報連絡係（必要数）	地域における水防巡視及び情報の収集及び連絡（パトロール）
	堤防防護係（必要数）	受持区域の河川における水防監視。
	そ の 他 の 係	情報の収集に努め、招集に即応できるよう待機する。
第1非常配備体制	水 防 隊 長	水防管理者の第1非常配備指令を受け、各地域本部長に水防隊員の第1非常招集を命ずる。
	各 地 域 本 部 長	輸送係、器資材係を招集し、任務に就かせるとともに、避難誘導係及び救助係に待機を命ずる。
	水 防 隊 本 部	市内すべての水防隊の配備状況の把握及び連絡及び地域を越えた隊員等の動員調整。
	情報連絡係（全員）	係員全員で任務に当たる。
	堤防防護係（全員）	係員全員で任務に当たる。
	輸 送 係	人員、水防用器資材等の搬送及び必要数の車両の確保、調達を実施する。
	器 資 材 係	水防倉庫に備蓄してある水防用器資材等の準備、不足する器資材の調達及び運搬。
	避 難 誘 導 係	住民広報の準備、及び避難誘導（避難指示） 予定地域の把握等
	救 助 係	災害用救助舟艇等の準備、運搬等
第2非常配備体制	水 防 隊 長	水防管理者の第2非常配備指令を受け、各地域本部長に水防隊員の第2非常招集を命ずる。
	各 地 域 本 部 長	全隊員を招集し、出動させ全力を挙げて水防作業に当たるよう命ずる。
	水 防 隊 本 部	市内すべての水防隊の水防活動状況の把握及び地域を越えた隊員等の動員調整。
	情 報 連 絡 係	哨警及び伝令等必要に応じ役割分担し、全力を挙げて水防情報の収集、連絡を実施する。
	堤 防 防 護 係	各種工法を実施し、全力を挙げて堤防の防護に当たる。
	器 資 材 係	準備した水防用器資材を工法実施場所へ運搬する。
	避 難 誘 導 係	避難区域の住民等の立退きの伝達及び避難誘導を実施する。
	救 助 係	災害用救助舟艇により住民等を救助し、避難所等へ誘導する。

別紙3

執務時間外における連絡系統図



火山災害対策編 目次

第1章 総則

第1節 計画の目的	501
第2節 計画の性格	501
第3節 火山防災の基本方針	501
第4節 災害時における個人情報への取扱い	502
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	502
第6節 火山の概況	502

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	512
第2節 情報伝達体制	515
第3節 避難体制の整備	520

第3章 避難対策計画

第1節 計画の性格及び基本方針	521
第2節 火山防災協議会の構成機関の役割	524

第4章 災害応急対策計画

第1節 活動体制	525
第2節 救助活動	540
第3節 指定避難所の管理・運営	543

第5章 噴火後の対応計画

第1節 住民及び登山者等の安否確認	545
第2節 避難の長期化に備えた対策	545
第3節 避難指示の解除、一時入域等	548

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、監視・観測体制、情報収集・伝達体制、具体的な避難対策等の整備を進めるとともに、市民等に対する火山防災知識の普及を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき一関市防災会議が策定する「一関市地域防災計画」の「火山災害対策編」として、火山災害に対処するため必要な予防・応急対策及び復旧・復興に関する事項について定めるものである。

また、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、地域防災計画に定めるべきとされた事項については、今後、火山防災協議会の意見を踏まえて規定するものとする。

第3節 火山防災の基本方針

1 関係機関との連携

- (1) 火山災害は、次のような特徴を有することから、各行政機関、防災関係機関、学識者においては、県及び市町村が共同で設置する火山防災協議会の検討を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進めることが必要である。

ア 噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる。

イ 長期化するおそれがある。

ウ 被害が複数の市町村に及ぶ。

エ 被害や影響が多方面にわたる。

- (2) 市は、平時から、火山防災協議会その他の会議等の場を活用し、国、県、県際市町村、防災関係機関及び学識者等と連携しながら、火山活動等に関する情報の共有や火山防災対策の充実・強化に努める。

(3) 的確な火山防災対策及び防災体制の構築には、精度の高い火山観測データ等が必要となることから、市は、火山観測体制の充実・強化が図られるよう、県を通じて国その他の火山観測機関等に対し必要な要請を行う。

2 火山防災の目標に関する基本的な考え方

災害を可能な限り小さく抑えること、特に人的被害を抑えることを対策の最優先目標とし、必要な対策をできることから実現していくという観点から、市の火山防災対策を進めるものとする。

第4節 災害時における個人情報の取扱い

【本編・第1章 参照】

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

【本編・第1章・第2節 参照】

第6節 火山の概況

1 岩手県内の概況

気象庁では、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された火山について、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。岩手県においては、仙台管区気象台が岩手山、秋田駒ヶ岳及び一関市と宮城・秋田県境に位置する栗駒山の3火山を常時観測・監視しており、計画的に機動観測を実施している。

2 栗駒山の概況

栗駒山は、安山岩の二重式火山である。外輪山は成層火山で、南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘である。

また、栗駒山は日本では数少ない3県に跨る活火山であり、山体のほとんどは数万年前までに形成された。その後、約1万年前～約4千年前の間に、山体北側の剣岳周辺を噴火口とするマグマ噴火・マグマ水蒸気噴火が少なくとも9回発生し、降下火砕物や火砕流を伴いながら剣岳溶岩が形成された。

一方、水蒸気噴火については、過去約1万年間に少なくとも12回発生したことがわ

かつており、これらはいずれも山体北側の昭和湖を含む東西に延びるエリアから発生した噴火であった。このうち、最大規模の水蒸気噴火は約4千年前に発生している。最新の噴火活動は昭和19年（1944年）に昭和湖付近で発生し、降灰及び火口噴出型泥流が発生した。その後、栗駒山では噴火は発生していないが、昭和湖周辺では火山ガスや噴気の放出が継続している。

3 栗駒山で想定される火山現象

栗駒山の火山活動で想定される噴火規模・様式及び火山現象は次のとおりである。

栗駒山の噴火規模・様式		
様式	規模	規模の設定根拠
水蒸気噴火	火山灰の噴出量 230万m ³	最大規模である約4千年前の噴火の噴出量
マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む。)	マグマ噴出量 500万m ³	過去約1万年間で発生した最大規模の火砕流・溶岩流の噴出量及び火口径より推定

栗駒山の想定火口は、過去約1万年間の水蒸気噴火及びマグマ噴火の発生地点等とともに、下図に示す範囲として、噴火様式ごとに設定した。

栗駒山で想定されている火山現象		
現象の種類	水蒸気噴火	マグマ噴火
大きな噴石	○	○
火砕流・火砕サージ	○	○
融雪型火山泥流（積雪期）	—	○
小さな噴石、火山灰（降下火砕物）	○	○
火口噴出型泥流	○	○
溶岩流・溶岩ドーム	—	○
降灰後の降雨による土石流	○	○
火山ガス	○	○
強酸性水の流下	○	○
巨大地すべり・山体崩壊	○	○

- (注1) 火砕流とは、火山灰、れき、岩塊などが、火山ガス、空気とともに流動状態になって斜面を移動する現象の総称である。
- (注2) 火砕サージとは、火砕流の中で主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするものである。
- (注3) 土石流とは、土砂や岩屑などが多量の水とともに高速度で流下する現象である。
- (注4) 融雪型火山泥流とは、高温の火山砕屑物の噴出物とその熱により大量の雪や氷が溶けて水とできる泥流である。

4 水蒸気噴火

(1) 大きな噴石

直径20～30cm以上の岩石が、風の影響を受けずに短時間で落下してくる現象である。栗駒山では約4千年前の水蒸気噴火の実績に基づいて範囲を想定しており、大きな噴石の影響は火口から800m以内の範囲としている。須川温泉周辺地域の手前付近まで到達する可能性がある。

(2) 火砕流・火砕サージ

高温の岩塊やガスが混合して、高速で流れ下る現象である。栗駒山では水蒸気噴火による火砕流堆積物は確認されていないが、他火山事例等をふまえ、火口周辺では水蒸気噴火時にも火砕流・火砕サージの発生が想定される。

(3) 小さな噴石・火山灰（降下火砕物）

噴火により噴出した火山レキや軽石などの小さな噴石や火山灰が、上空の風に流されて降下する現象である。栗駒山では約4千年前の水蒸気噴火の実績（噴出量）をもとに想定しており、風下側では火口から約2kmで火山灰の堆積厚が50cm、約5kmで10cm、約8kmで1cmと想定している。

ただし、ハザードマップでは上空の風が平均的な強さの場合を想定しているため、実際の噴火時には、風向き等の影響により降灰範囲や堆積厚は異なる。

5 マグマ噴火

(1) 大きな噴石

直径20～30cm以上の岩石が、風の影響を受けずに短時間で落下してくる現象である。栗駒山では他火山の実績等から、火口から4km以内の範囲と想定している。須川温泉周辺地域まで大きな噴石が到達する可能性がある。

(2) 火砕流・火砕サージ

高温の岩塊やガスが混合して、高速で流れ下る現象である。爆発的な噴火に伴う火砕流のほか、溶岩ドームが崩壊することで火砕流が発生することもある。

栗駒山では、剣岳付近で発生した火砕流は須川温泉周辺地域の位置する山体の北側斜面を流下し、磐井川方向へ流れ込む可能性がある。

(3) 融雪型火山泥流（積雪期）

噴火に伴う高温の噴出物が、火口付近の雪を急速に融かして発生した大量の水が周囲の土砂を巻き込みながら流下する現象である。積雪深が5mの時に、火砕流が磐井川方向へ噴出量500万m³ずつ流下して雪を融かした場合の泥流の影響を想定している。

磐井川沿いでは一関市内の若井原地区や巖美溪付近の一部で氾濫する可能性がある。

(4) 小さな噴石・火山灰（降下火砕物）

噴火により噴出した火山レキや軽石などの小さな噴石や火山灰が、上空の風に流されて降下する現象である。栗駒山では噴火規模をマグマ噴出量500万 m^3 で想定しており、風下側では火口から約3.5kmで火山灰の堆積厚が30cm、約11kmで10cm、約30kmで1cmと想定している。

(5) 溶岩流・溶岩ドーム

溶岩流は、火口から噴出した溶岩が、比較的ゆっくりと山腹斜面を流下する現象である。栗駒山ではマグマ噴出量500万 m^3 を想定し、想定火口範囲外縁部の複数地点から溶岩流が流下した場合を想定した。溶岩流の影響範囲は火口から1km以内にとどまり、須川温泉までは到達しないと想定している。

溶岩ドームは、高粘性の溶岩が火口上に盛り上がり形成された火山地形のことである。

6 両方の噴火において発生が想定されるその他の現象

(1) 火口噴出型泥流

火口から噴火とほぼ同時に泥水が噴き出し流下する現象である。栗駒山では過去約1万年間に少なくとも5回の水蒸気噴火で、火口噴出型泥流が発生したことがわかっており、1744年及び1944年の噴火時にも認められている。おもに谷筋を流下するが、須川温泉付近の道路の一部で氾濫する可能性がある。

ただし、火口ができる場所により、泥流の流下方向も変わることに留意が必要である。

(2) 降灰後の降雨による土石流

土石流は、噴火後に火山灰が堆積した斜面において降雨に伴い発生し、谷地形や沢に沿って流れ下る現象である。

(3) 火山ガス

昭和湖やゼッタ沢（地獄谷）の周辺では、継続的に有毒な火山ガスが発生しており、一部エリアでは普段から立入が規制されている。

(4) 強酸性水の流下

噴火に伴い強酸性水が流下することがある。昭和19年（1944年）の噴火では噴火後3年間にわたり磐井川流域の農作物等に被害を及ぼしている。

(5) 巨大地すべり・山体崩壊

火山活動や地震で地すべり（山崩れ）や山体崩壊が発生することがある。栗駒山の北側斜面では、誘因は不明であるが過去約1万年間に少なくとも4回の地すべりが発生している。

7 噴火様式ごとの影響範囲

噴火様式ごとの主な想定影響範囲は下表のとおりである。

なお、実際の噴火では、火口位置や噴火の規模、気象条件等により影響範囲は想定以上に大きくなる場合があることに留意が必要である。

栗駒山の水蒸気噴火による影響範囲

現象の種類	一関市	登山者等
大きな噴石		○
火砕流・火砕サージ		○
小さな噴石、火山灰 (堆積厚 10cm 以上)	須川温泉周辺地域	○
火口噴出型泥流		○
降灰後の降雨による土石流 (堆積厚 10cm 以上)		○
火山ガス		○

栗駒山のマグマ噴火による影響範囲

現象の種類	一関市	登山者等
大きな噴石	須川温泉周辺地域	○
火砕流・火砕サージ	須川温泉周辺地域	○
融雪型火山泥流 (積雪期)	磐井川沿い	
小さな噴石、火山灰 (堆積厚 10cm 以上)	・須川温泉周辺地域 ・真湯温泉 ・祭時温泉 ・槻木平地区	○
火口噴出型泥流		○
降灰後の降雨による土石流 (堆積厚 10cm 以上)		○
火山ガス		○

※ここでは、各現象の影響範囲に含まれる居住地域や温泉施設等が位置する地域を示している。
このほか、火口周辺の登山道等に影響範囲が及ぶ現象については「登山者等」の欄に「○」と表記している。

8 避難計画の対象とする現象

避難計画の対象現象は「大きな噴石」「火砕流・火砕サージ」「融雪型火山泥流」「火口噴出型泥流」「降灰後の降雨による土石流」を基本とする。

避難計画の対象現象とその理由

現象	対象とする理由
大きな噴石 火砕流・火砕サージ 融雪型火山泥流	噴火警戒レベルの対象現象であり、時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象。
火口噴出型泥流	噴火と同時に発生する可能性があり、火口周辺地域では道路へ氾濫した場合、通行規制等の対応が必要となる。
降灰後の降雨による 土石流	居住地域に影響する可能性があり、避難対応が必要となる。

9 噴火シナリオ

栗駒山では、過去の噴火実績から「水蒸気噴火」と「マグマ噴火（マグマ水蒸気噴火を含む。）」の大きく2つのケースが想定される。栗駒山の過去約1万年間では、水蒸気噴火は少なくとも12回、マグマ噴火は少なくとも9回発生していることがわかっている。

なお、時間推移の目安等については、栗駒山での観測事例がないことから、他火山事例等も踏まえて想定されている。

(1) 水蒸気噴火

一般に、火山性地震・微動の増加などの火山活動の高まりを経て、水蒸気噴火が発生し、大きな噴石、小さな噴石・火山灰、火口噴出型泥流が発生するが、顕著な火山活動の高まりを経ずに、水蒸気噴火が発生する可能性もある。火口周辺では火砕流・火砕サージを伴うことがある。

(2) マグマ噴火（マグマ水蒸気噴火を含む。）

ア 非積雪期

水蒸気噴火の発生後、マグマ噴火又はマグマ水蒸気噴火が発生し、大きな噴石、小さな噴石・火山灰、火砕流・火砕サージ、溶岩流、火口噴出型泥流が発生することが多い。

ただし、水蒸気噴火を経ないで、火山活動の高まりからマグマ噴火が発生する可能性もある。

イ 積雪期

水蒸気噴火の発生後、マグマ噴火又はマグマ水蒸気噴火が発生し、大きな噴

石、小さな噴石・火山灰、火砕流・火砕サージ、溶岩流、火口噴出型泥流が発生することが多い。

ただし、水蒸気噴火を経ないで、火山活動の高まりからマグマ噴火が発生する可能性もある。また、火砕流・火砕サージを誘因として、融雪型火山泥流が発生する。

なお、栗駒山における積雪期は12月から4月を基本とするが、積雪状況により変更する場合がある。

10 噴火警戒レベル

気象庁では、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と「防災機関や住民等のとるべき防災対応」を5段階に区分し、「活火山であることに留意」、「火口周辺規制」、「入山規制」、「高齢者等避難」、「避難」のキーワードを付して発表する噴火警戒レベルの運用を行っている。

栗駒山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降事例なし
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要	融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	居住地域近くまで 火口から	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要 住民は通常の生活	・火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生又はその可能性 ・火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流が到達又はその可能性 【過去事例】 有史以降事例なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活	火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生又はその可能性 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等	状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性

※特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。（須川温泉周辺地域、イワカガミ平）

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル3以上の火砕流・火砕サージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。

11 避難の基本的な方針

(1) 避難及び立入規制の対象範囲

噴火時等の避難は、住民及び登山者等が火山現象の影響範囲外に、又は安全な地域に対することが基本である。

栗駒山においては、火山地域の特性、想定されている火山現象とその影響範囲、噴火シナリオ等を踏まえ、噴火警戒レベルにおける避難及び立入規制の対象範囲を下表のとおりとする。

噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲

レベル (キーワード)	火山活動の状況	立入規制対象範囲	留意事項
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね 4km 以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域（磐井川・成瀬川）	①想定される影響範囲内に居住地域が存在。 ②融雪型火山泥流が想定される範囲に避難指示等を発令 ③羽後町内における融雪型火山泥流の影響範囲は河道域内のみ。
レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	○融雪型火山泥流 想定火口から影響が及ぶと予想される河川流域と周辺の居住地域（磐井川・成瀬川）	
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね 4km 以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域（磐井川・成瀬川） ○融雪型火山泥流 想定火口から居住地域近くまでの河川流域（磐井川・成瀬川）	特定地域（須川温泉周辺地域、イワカガミ平）に避難指示等を発令
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【火口周辺の登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね 800m 以内 ○火砕流・火砕サージ 火口周辺	岩手県及び秋田県側の登山道は、登山口で立入規制。宮城県側の影響範囲外の登山道は、分岐地点で立入規制 特定地域（須川温泉周辺地域、イワカガミ平）に高齢者等避難を発令
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏	(噴気や火山ガス等の状況により、必要な注意喚起や立入規制等を行う。)	

(2) 避難対象者と避難対象地域

火山噴火時には、噴石の落下、火砕流・火砕サージの流下等により、住民及び登山者等の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。また、噴火警戒レベルが上がった際に、火口周辺に多数の登山者等がいる可能性もある。

したがって、迅速かつ的確な火山情報の伝達と避難対策を講じ、住民及び登山者等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

1 基本方針

市は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して火山に関する知識や火山噴火の特性等、火山防災に関する防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

2 防災知識の普及等

(1) 市は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及びその他防災に関する知識を有する者と連携しながら、防災知識の普及徹底を図る。

(2) 市は、火山活動に係る異常現象を発見した場合の通報、噴火等の火山災害や異常現象発生時の対応等について、地域住民に周知徹底し防災意識の高揚を図る。

(3) 市は、県、防災関係機関、地域住民等の参加協力を得て、必要に応じ、実態に即した避難訓練等を実施するものとする。

(4) 防災意識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 火山に関する知識及び火山災害の特性

イ 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等火山災害対策に係る用語の意味

ウ 平常時における心得

エ 災害時における心得、避難方法

オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

キ 過去における主な災害事例

ク 火山災害対策の現状

ケ 火山に係る異常現象を発見した場合の通報

コ 登山における火山活動状況の確認・情報収集

サ 登山における必要な装備等の用意、登山者カード（登山計画書）の提出

シ 火山活動異常時における速やかな下山

(5) 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。

ア 火山災害の特性

- (ア) 火山災害は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること。
- (イ) 噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。
- (ウ) 長期化するおそれがあること。
- (エ) 被害が複数の市町村に及ぶこと。
- (オ) 被害や影響が多方面にわたること。

イ 平常時における心得

- (ア) 日頃から火山に関する予報・警報や情報、報道機関の防災情報に関心をもつ。
- (イ) 避難場所・避難路の確認をしておく。
- (ウ) 家族や近所で避難の仕方を話し合っておく。
- (エ) 防災訓練に参加する。
- (オ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を行う。
- (カ) 非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）をリュックに入れて準備しておく。
- (キ) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

ウ 災害時における心得

- (ア) 市本部長から避難指示が発せられた場合には、速やかに避難する。
- (イ) 市、警察、消防等の正しい情報をつかみ、デマ・うわさに惑わされないようにする。
- (ウ) 緊急時には避難を最優先にする。
- (エ) あわてずに落ち着いて（冷静に）行動する。

エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）

(ア) 噴石

噴石の多くは火口から数km程度以内に落下するため、火口から十分に離れた箇所では危険性はない。火山に近づかないようにする。

風に流されるような小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで到達し落下する場合もあり、屋内への退避が必要になることもある。

(イ) 火砕流・火砕サージ

火砕流・火砕サージは高速（時速100km以上）で流れ下るため、発生してからの避難はほとんど困難である。

噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲の外に避難する。

(ウ) 溶岩流

溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げるのが可能である。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。

(エ) 火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶれないよう、屋根の上の火山灰を除去する。

少量でも火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにする。帽子を用意する。昼間でも急に暗くなることがあり、火山灰が道路に降り積もることによりスリップ事故を引き起こしたり、通行不能になることがある。

(オ) 土石流

土石流は雨により発生し、高速（時速50km程度）で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。

万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。

(カ) 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流は高速（時速60kmを超えることもある。）で流れるため、速やかな避難が必要である。

噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。

(6) 市は、県が行う住民等に対する定期的な情報提供の取組に協力する。

第2節 情報伝達体制

- 1 仙台管区气象台（盛岡地方气象台）は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報や情報を発表（伝達）する。

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容	
種類	内容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	
噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 なお、以下のような場合には発表しない。 ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。
降灰予報	○降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ○降灰予報（速報） ・噴火が発生した火山 ^{※1} に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ○降灰予報（詳細） ・噴火が発生した火山 ^{※2} に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や

	<p>降灰開始時刻を提供。</p> <p>※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</p> <p>降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</p>
火山ガス予報	<p>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁及び仙台管区气象台が発表する。</p>
火山現象に関する情報等	<p>○火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</p> <p>○月間火山概況 前月一か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。</p>

2 仙台管区気象台（盛岡地方気象台）は、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

本市としては、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対策が実施できるよう大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。

栗駒山の噴火警戒レベルにおける避難及び立入規制対象範囲は以下のとおり。

栗駒山の噴火警戒レベルにおける避難及び立入規制対象範囲					
名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	立入規制対象範囲	避難対象 市町村	留意事項
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川) ○融雪型火山泥流 想定火口から影響が及ぶと予想される河川流域と周辺の居住地域(磐井川・成瀬川)	一関市 栗原市 横手市 湯沢市 羽後町 東成瀬村	○想定される影響範囲内に居住地域が存在 ○融雪型火山泥流が想定される範囲に避難指示等を発令 ○羽後町内における融雪型火山泥流の影響範囲は河道域内のみ。
	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。			
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【栗駒山登山道及び周辺道路への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね4km以内 ○火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流 想定火口から居住地域近くまでの河川流域(磐井川・成瀬川)	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	○特定地域(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)に避難指示等を発令

	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【火口周辺の登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 想定火口から概ね800m以内 ○火砕流・火砕サージ 火口周辺	一関市 栗原市 湯沢市 東成瀬村	○岩手県及び秋田県側の登山道は、登山口で立入規制。宮城県側の影響範囲外の登山道は、分岐地点で立入規制 ○特定地域(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)に高齢者等避難を発令
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	(噴気や火山ガス等の状況により、必要な注意喚起や立入規制等を行う。)		○火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

3 情報伝達体制の整備

市及び関係機関等は、噴火警報等を迅速かつ的確に地域住民等に伝達する体制の整備を図るものとする。

4 通報体制の整備

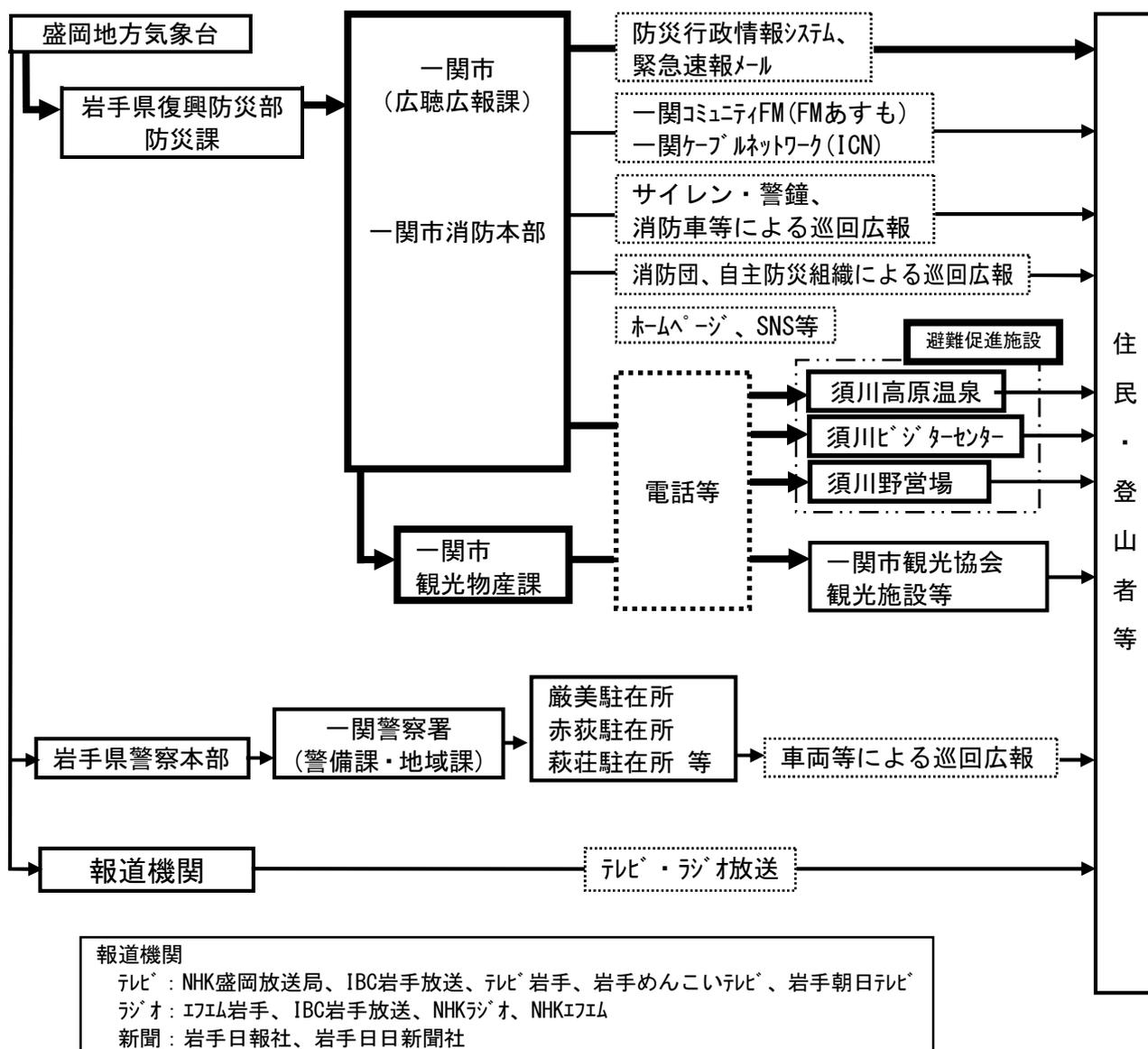
市は、火山活動に関する異常現象が発見者から、市及び県並びに盛岡地方气象台等に迅速かつ的確に通報されるよう、あらかじめ地域住民等に周知徹底を図るものとする。

通報が必要な異常現象の内容	
(1) 噴火現象	噴火(噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及びこれに伴う降灰等
(2) 噴火以外の異常現象	ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化(山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等) エ 噴気、噴煙の顕著な異常現象(噴気孔、火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化) オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化(湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等) カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化(量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等)

5 市民広報

市は、火山情報、避難指示等を、迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、防災行政情報システム、緊急速報メール、広報車、いちのせきメール、コミュニティFMラジオ等を活用し広報を実施する。

住民・登山者等への情報フロー



第3節 避難体制の整備

1 避難体制の整備

- (1) 市は、火山活動による噴火、降灰砂（礫）、溶岩流、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動など予想される火山災害を踏まえ、実態に即した避難場所、避難施設等の整備を図るものとする。
- (2) 市は、人命の安全確保を第一とし、時間的余裕を持って避難の指示を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図るものとする。
- (3) 市は、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者の避難を考慮して、関係機関と協議して、避難誘導體制の整備を図るものとする。
- (4) 市は、関係機関と協議して、火山活動の状況に応じた登山規制、立ち入り規制等の措置を迅速かつ的確に実施する体制を整備するものとする。

第3章 避難対策計画

第1節 計画の性格及び基本方針

1 計画作成の目的

栗駒山は、岩手県・宮城県・秋田県の3県に跨る活火山であり、最新の噴火は1944（昭和19）年に昭和湖付近で水蒸気噴火が発生していたことが知られている。栗駒山は、2009（平成21）年に「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として火山噴火予知連絡会により選定されたものの、過去の噴火史や噴火規模等が十分に解明されていないこともあり、火山ハザードマップ作成等の火山防災対策に関する検討は進められてこなかった。

こうした中、戦後最悪の火山災害となった平成26年9月に発生した御嶽山の噴火を受け、平成27年7月に活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）が改正され、火山災害警戒地域に指定された都道府県及び市町村は共同で火山防災協議会を設置し、一連の警戒避難体制について協議することが義務付けられたことから、平成28年3月29日に活火山法に基づく栗駒山火山防災協議会（以下、「火山防災協議会」という。）が設置された。

この計画は、火山防災協議会が作成する計画に基づき、栗駒山の噴火警戒レベルの推移に応じて、住民及び登山者等の安全の確保や円滑な避難行動など、岩手県・宮城県・秋田県（以下、「県」という。）、一関市、栗原市、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村（以下、「市町村」という。）及び関係機関等の具体的な避難に関する防災対策が適切に行われるよう定めるものである。

なお、火山噴火は事前に想定したとおりに発生するとは限らないことから、住民及び登山者等が避難するための警戒区域や避難指示等の発令範囲の決定等の対応にあたっては、必要に応じて最新の火山活動状況の把握や、火山防災協議会における有識者の助言等も踏まえる必要があることに留意する。

2 用語の定義

本計画で使用する用語の定義は以下のとおりである。

用語	定義
協議会	栗駒山火山防災協議会
県	岩手県、宮城県、秋田県
市町村	一関市、栗原市、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村
関係機関	県及び市町村を除く、栗駒山火山防災協議会の構成機関
住民等	住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者
登山者等	登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、火口周辺にいるすべての者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である者であり、特に支援を要する者
避難対象地域	避難計画の対象とする火山現象により直接影響を受ける居住地域、又は直接的に火山現象の影響範囲に含まれなくとも、道路の寸断等により避難が必要となる居住地域。
特定地域	居住地域よりも火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。当市では「須川温泉周辺地域」がこれに当たる。
避難促進施設	火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設で、「活動火山対策特別措置法」第6条に基づき、市町村防災会議が「避難促進施設」として地域防災計画に名称等を定めた施設。
緊急退避	噴火直後に緊急に避難すること。火口周辺では、噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」などの行動のこと。居住地域では融雪型火山泥流等から身を守るために緊急的に「川沿いから離れた高台へ移動する」「2階以上の建物に移動する」などの行動のこと。
避難経路	避難対象地域から避難所等までの経路
噴火シナリオ	噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの
水蒸気噴火	マグマによって加熱された地下水等が爆発的に地表に噴出して発生する噴火
マグマ噴火	地下から上昇してきたマグマが地表へ噴出して発生する噴火
マグマ水蒸気噴火	地下から上昇してきたマグマが地表付近の水と接触することで爆発的に破碎し、火砕物が飛散する噴火

3 情報伝達体制・通報体制の整備

国、県、市、防災関係機関及び火山周辺観光施設管理者は、噴火警報等を迅速かつ的確に地域住民等に伝達する体制の整備を図るものとする。

市は、火山活動に関する異常現象が発見者から、市及び県並びに盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報されるよう、あらかじめ地域住民等に周知徹底を図るものとする。

4 避難促進施設の指定等

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒区域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められた施設を避難促進施設として次のとおり指定する。

特定地域	名称	所在地	連絡先
須川温泉周辺地域	須川高原温泉	巖美町字祭時山国有林46林班ト	0191-23-9337
	須川ビジターセンター	巖美町字祭時山国有林	0191-21-8413 (一関市 観光物産課)
	須川野営場	巖美町字祭時山国有林	0191-21-8413 (一関市 観光物産課)

5 避難確保計画の作成

避難促進施設に指定された施設は、活動火山対策特別措置法施行規則第4条に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画を作成・公表するとともに、計画に基づき訓練を実施し、市に報告するものとする。

避難確保計画には、次の事項について記載する。

- ① 火山現象の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- ③ 火山現象の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、火山現象の発生時における避難促進施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第2節 火山防災協議会の構成機関の役割

火山防災協議会の構成機関が、避難に関する防災対応を実施する際の主な役割は以下のとおりとなっている。

岩手県	宮城県	秋田県	避難に関する防災対応（主な役割）
岩手県	宮城県	秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集、伝達 登山道及び道路の規制、情報提供 看板の設置 自衛隊災害派遣要請 広域一時滞在時の避難手段の調整 土砂災害対策 農業、家畜業への避難支援 登山者等に対する情報提供 登山者等の安全確保対策 風評被害対策 避難道路の整備
一関市	栗原市	横手市 湯沢市 羽後町 東成瀬村	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 登山道及び道路の規制、情報提供 看板の設置 避難指示等の発令 自衛隊災害派遣要請の依頼 警戒区域の設定 避難所開設、運営 避難誘導 警戒避難体制の強化・拡充 住民等の防災活動の促進 登山者等の安全確保対策 風評被害対策 避難道路の整備
仙台管区気象台			<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の監視、観測、情報提供 噴火警報・噴火警戒レベル、噴火速報等の発表 関係機関への情報提供及び解説 噴火時等の現地調査
盛岡地方気象台		秋田地方気象台	
東北地方整備局			<ul style="list-style-type: none"> 機器等による火山活動の監視観測、情報提供 道路規制及び規制情報等の提供 緊急調査(概況調査・降灰量調査等) 土砂災害に対する緊急ハード・ソフト対策等
岩手河川国道事務所	北上川下流河川事務所 新庄河川事務所 仙台河川国道事務所	湯沢河川国道事務所	
陸上自衛隊 東北方面特科連隊	陸上自衛隊 第22普通科連隊	陸上自衛隊 第21普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣 避難者の救助、搬送、収容、病院搬送等
岩手県警察本部	宮城県警察本部	秋田県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導、道路規制
一関市消防本部	栗原市消防本部	横手市消防本部 湯沢雄勝広域市 町村圏組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導 林野火災の消火
国土地理院東北地方測量部			<ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報、防災関連情報の提供及び地理情報システムの活用支援 復旧測量等の実施
岩手南部森林管理署	宮城北部森林管理署	秋田森林管理署 湯沢支署	<ul style="list-style-type: none"> 入林者への規制情報の提供、林道への立入規制 標識等の設置 降灰量調査、森林(国有林)等への影響調査
(一社) 一関市観光協会	(一社) 栗原市観光物産協会	(一社)増田町観光協会 (一社)湯沢市観光物産協会 東成瀬村観光物産協会	<ul style="list-style-type: none"> 観光客等の安全確保対策 風評被害対策
有識者			<ul style="list-style-type: none"> 栗駒山の火山活動の状況に関する学術的助言 避難指示等の発令に関する助言 警戒区域、立入規制範囲等に関する助言 等

第4章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

市は、噴火警戒レベルが順に引き上げられた場合、そのレベルに応じて、立入規制や避難誘導等を行う。

(1) 異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表された場合

市は、異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表された場合、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。

ア 市の体制

市は、異常現象の通報や火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、情報の収集と共有体制を強化し、必要に応じて協議会等の開催を県に要請する。協議の結果、防災対応が必要と判断した場合、あらかじめ定められた防災体制（情報連絡体制など）をとり、立入規制等の防災対応を行う。

なお、立入規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の対応を参照する。

また、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、立入規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行う。

イ 情報収集・伝達

市は、住民及び登山者等への情報伝達体制を強化し、異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表されたことを周知徹底する。

また、協議会での協議結果等により、防災対応が必要と判断された場合には、噴火警戒レベル2の対応を参照する。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

市は、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、立入規制を実施し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 市の体制

災害警戒本部を設置する。(状況により、災害対策本部を設置)

イ 情報収集・伝達

市は、住民及び登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことや立入規制の実施について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル2の場合の情報伝達に係る防災対応は、次に示すとおりである。

(登山者等向け)

- ・関係機関等への情報伝達(火山情報、規制情報等)
- ・ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報、規制情報等の周知、登山者等への避難呼びかけ
- ・報道機関への情報提供
- ・特定地域「須川温泉周辺地域」への高齢者等避難の発令

(住民等向け)

- ・市町村内全域への広報(メールや防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報)
- ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知
- ・関係機関等への情報伝達(火山情報、規制情報等)

なお、住民及び登山者等への周知については、下記のとおり文例を定める。

〈防災行政無線文例(住民等向け)〉

こちらは、防災一関広報です。
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が栗駒山に発表され、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられました。
これにより、栗駒山に火口周辺規制がかかります。
住民の皆さんは、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。※

〈防災行政無線文例(登山者等向け)〉

こちらは、防災一関広報です。
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が栗駒山に発表され、噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に引き上げられました。
これにより、栗駒山に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客の皆さんは、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。詳し

い情報が入り次第、またお知らせします。※

※可能な限り、「次は、〇〇時間後にお知らせします。」等、次の情報がいつ出されるかも広報するものとする。新しい情報がない場合でも、情報の更新がない旨を広報する。

〈メール文例〉

こちらは、一関市です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が栗駒山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、栗駒山に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆さんは、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
また、それ以外の皆さんについても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

ウ 立入規制・通行規制

市は、登山者等の安全を確保するため、速やかに各種規制を実施する。

エ 登山者等の避難誘導

(ア) 市は、防災行政無線、メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内から規制範囲外へ避難するよう伝達する。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

また、避難誘導にあたっては、迅速に避難できる下山ルートへ案内するなどの対応を観光協会等と連携して行う。

(イ) 警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導にあたる。

(ロ) 避難促進施設の施設管理者等は、市や観光協会等と連携し、施設利用者や施設周辺の登山者等へ立入規制範囲に立ち入らないよう呼びかける。

(ハ) 緊急下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道を避難経路とする。

(3) 噴火警戒レベル3の場合

市は、噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、立入規制を実施し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 市の体制

災害警戒本部を設置する。(状況により、災害対策本部を設置)

イ 情報収集・伝達

市は、住民及び登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことや立入規制の実施等について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル3の場合の情報伝達に係る防災対応は、次に示すとおりである。

・特定地域「須川温泉周辺地域」の避難指示等の発令

なお、住民及び登山者等への周知については、下記のとおり文例を定める。

〈防災行政無線文例（住民等向け）〉

こちらは、防災一関広報です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が栗駒山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。

これにより、栗駒山に入山規制がかかり「登山できません」。

住民の皆さんは、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

〈防災行政無線文例（登山者等向け）〉

こちらは、防災一関広報です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が栗駒山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。

これにより、栗駒山に入山規制がかかり「登山できません」。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆さんは、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。

今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

〈メール文例〉

こちらは、一関市です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が栗駒山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。

これにより、栗駒山に入山規制がかかり「登山できません」。規制範囲内にいる皆さんは、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。

今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。詳し

い情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

市は、登山者等の安全を確保するため、速やかに各種規制を実施する。

エ 登山者等の避難誘導

- (7) 市は、防災行政無線、メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内から規制範囲外へ避難するよう伝達する。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

また、避難誘導にあたっては、迅速に避難できる下山ルートへ案内するなどの対応を観光協会等と連携して行う。

- (イ) 警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導にあたる。
- (ロ) 避難促進施設の施設管理者等は、市や観光協会等と連携し、施設利用者や施設周辺の登山者等へ規制範囲外への避難を呼びかける。
- (ハ) 緊急下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できる場合には、火山活動状況（火砕流や火砕サージ等の発生による影響）や風向等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。

オ 避難促進施設による避難誘導等

避難促進施設の管理者は、施設利用者や施設周辺の登山者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、立入規制範囲外への避難誘導を行う。

また、緊急に退避する必要がある場合、屋外から屋内又は上方から隠ぺいできる場所等への緊急退避等の誘導を行い、施設内の避難者の人数を把握するとともに、市の指示に従い、立入規制範囲外への避難誘導を図る。

そして、施設利用者や従業員が全員立入規制範囲外へ避難したことを確認後、施設を閉鎖する。

なお、避難促進施設以外の特定地域内の施設管理者は、市や避難確保施設の管理者等と連携し、施設利用者等の安全の確保に努める。

カ 避難経路の確保

- (7) 警察は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

(イ) 本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

キ 警戒区域の設定・周知

【本編・第3章・第16節・2 実施要領・(6) 警戒の区域の設定 参照】

ク 避難場所の開放

【本編・第3章・第16節・4 避難場所の開放 参照】

ケ 避難所等の開設、運営

市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる避難所の開設を行う。

また、下山者を受け入れる緊急的な避難所を必要に応じて開設する。なお、下山者の緊急的な避難所は、次のとおり。

施設名	所在地
いちのせき健康の森	巖美町字祭時251
旧本寺中学校	巖美町字岡山16-4

その他の事項については、

【本編・第3章・第16節・5 避難所の設置、運営 参照】

(4) 噴火警戒レベル4の場合

市は、噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、立入規制を実施し、住民等を規制範囲外へ避難誘導するとともに、融雪型火山泥流による被害が予想される区域に高齢者等避難を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 市の体制

災害対策本部を設置する。

イ 情報収集・伝達

市は、住民等への情報伝達体制を強化し、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことや立入規制の実施、高齢者等避難等の発令について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル4の場合の情報伝達に係る防災対応は、次に示すとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地域「須川温泉周辺地域」の避難指示等の発令 (住民等向け) ・ 融雪型火山泥流の影響範囲へ的高齢者等避難の発令及び地区内住民への伝達 ・ 警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入規制） (要配慮者向け) ・ 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・ 福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等）
--

なお、住民及び登山者等への周知については、下記のとおり文例を定める。

○噴火警戒レベルが3から4に引き上げられた場合の文例

〈防災行政無線文例（住民等向け）〉

<p>こちらは、防災一関広報です。</p> <p>本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が栗駒山に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。</p> <p>これより、<u>融雪型火山泥流の影響範囲の地区</u>に、高齢者等避難を発令します。高齢者等は、直ちに指定された避難所へ避難を開始してください。その他の住民の皆さんは、今後、噴火のおそれがありますので、避難の準備を始めてください。住民の皆さんは、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。なお、入山規制は継続中です。</p> <p>詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p>

〈メール文例〉

<p>こちらは、一関市です。</p> <p>本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が栗駒山に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。</p> <p>これより、<u>融雪型火山泥流の影響範囲の地区</u>に、高齢者等避難を発令します。高齢者等は、直ちに指定された避難所へ避難を開始してください。その他の住民</p>
--

の皆さんは、今後、噴火のおそれがありますので、避難の準備を始めてください。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

市は、避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。

なお、火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるため、県や他市町村及び関係機関との情報共有を逐次行う。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。

エ 要配慮者の避難誘導

市は、融雪型火山泥流による被害が予想される区域に対し、高齢者等避難を発令する。高齢者等避難の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

高齢者等避難を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）や関係機関に対して連絡する。

オ 避難所の開設準備等

市は、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、必要な避難所を開設するとともに、高齢者等避難の発令に続き、（噴火警戒レベル5で）避難指示の発令が想定されることから、今後開設が想定される避難所の開設準備を行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

(5) 噴火警戒レベル5の場合

市は、噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、噴火警戒レベル4における立入規制を継続するとともに、融雪型火山泥流による被害が予想される区域への立入規制を実施し、住民等の避難誘導を行うほか、避難指示を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 市の体制

災害対策本部を設置する。

イ 情報収集・伝達

市は、住民等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや立入規制の実施、避難指示について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル5の場合情報伝達に係る防災対応は、次に示すとおりである。

- ・ 特定地域「須川温泉周辺地域」の避難指示等の発令
(住民等向け)
- ・ 融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令及び地区内住民への伝達
- ・ 畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況等）
- ・ 警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（退去命令）
(要配慮者向け)
- ・ 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等）
- ・ 福祉避難所への情報伝達（開設要請等）

なお、住民及び登山者等への周知については、下記のとおり文例を定める。

○噴火警戒レベルが4から5に引き上げられた場合の文例

〈防災行政無線文例（住民等向け）〉

こちらは、防災一関広報です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が栗駒山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
 これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。住民の皆さんは、直ちに〇〇避難所へ避難してください。
 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
 なお、入山規制は継続中です。

〈メール文例〉

こちらは、一関市です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が栗駒山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
 これより、〇〇地区において、避難指示を発令します。住民の皆さんは、直ちに

〇〇避難所へ避難してください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

なお、入山規制は継続中です。

ウ 立入規制・通行規制

市は、避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。

なお、火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるため、県や他市町村及び関係機関との情報共有を逐次行う。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。

エ 住民等の避難誘導

市は、气象台から、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合、融雪型火山泥流による被害が予想される範囲に避難指示を発令し、住民等に避難を呼びかける。

また、火山活動の状況によっては、融雪型火山泥流による被害が予想される範囲に、立入規制を行う。立入規制や避難指示の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

立入規制や避難指示を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）、関係機関に対して連絡する。

なお、避難所までの安全な避難経路が確保できない地区については、住民等に地区内の高台への避難又は自宅待機（垂直避難）を呼びかける。

また、泥流の発生状況を確認後、避難所等への避難誘導を行う。

オ 避難所の開設

市は、噴火警戒レベルが5に引き上げられ、避難指示を発令した場合、速やかに避難所を開設し、避難者の受入れを行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合

(1) 非積雪期の対応

市は、非積雪期（5月から11月を基本とするが、積雪状況により変更する場合があります。）に突発的な噴火が発生した場合、火口周辺では大きな噴石等による登山者等への影響が想定されることから、速やかに立入規制を実施し、火口周辺の登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を実施する。

ア 市の体制

市は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対応部の設置など）をとる。噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

イ 情報収集・伝達

市は、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民及び登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民及び登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、関係機関と情報共有を図る。

非積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応は、次に示すとおりである。

(登山者等向け)

- ・ 関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等）
- ・ ホームページ、看板、SNS等による火山情報、規制情報等の周知、登山者等への避難呼びかけ
- ・ 報道機関への情報提供
- ・ 特定地域「須川温泉周辺地域」への避難指示等の発令

(住民等向け)

- ・ 市内全域への広報（メールや防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報）
- ・ 消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知
- ・ 関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等）

なお、非積雪期に突発的に噴火が発生した場合の住民及び登山者等への周知については、下記のとおり文例を定める。

〈防災行政無線文例（住民及び登山者等向け）〉

こちらは、防災一関広報です。

本日午前（午後）〇時〇分に栗駒山で噴火が発生しました。

栗駒山周辺にいる登山者・観光客等の皆さんは、至急、近くの岩陰や建物の中に

避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。

なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

〈メール文例〉

こちらは、一関市です。

本日午前（午後）〇時〇分に栗駒山で噴火が発生しました。

栗駒山周辺にいる登山者・観光客等の皆さんは、至急、近くの岩陰や建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。

なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

市は、避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。なお、火山活動の状況により規制箇所は異なるため、県や他市町村及び関係機関との情報共有を逐次行う。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。

エ 登山者等の避難誘導

(ア) 市は、防災行政無線、メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に規制範囲外への避難や近くの建物への緊急退避を伝達する。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

また、避難誘導にあたっては、迅速に避難できる下山ルートや火口近くに位置する避難小屋や集客施設等の建物へ案内するなどの対応を、施設管理者等と連携して行う。

(イ) 警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導にあたる。

(ウ) 避難促進施設の施設管理者等は、施設利用者や施設周辺の登山者等へ、避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかける。また、市や観光協会等と連携し、施設利用者や施設周辺の登山者等の規制範囲外への避難誘導を行う。

(エ) 下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できる場合には、火山活動状況（火砕流や火砕サージ等の発生による影響）や風向等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。

オ 避難促進施設による避難誘導等

避難促進施設の管理者は、噴火が発生したことを仙台管区気象台及び市へ通報する。

また、施設利用者や周辺の登山者等に対して、噴火が発生したことを周知するとともに、立入規制範囲外への避難誘導を行う。

なお、緊急に退避する必要がある場合、屋外から屋内又は上方から隠ぺいできる場所等への緊急退避等の誘導を行い、施設内の避難者の人数を把握するとともに、市の指示に従い、登山者等の立入規制範囲外への避難誘導を図る。

その後、施設に避難指示等が発令された場合には、施設利用者や従業員が全員立入規制範囲外へ避難したことを確認後、施設を閉鎖する。

なお、避難促進施設以外の特定地域内の施設管理者は、市や避難確保施設の管理者等と連携し、施設利用者等の安全の確保に努める。

カ 避難所等の開設

市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる避難所の開設を行う。また、下山者を受け入れる緊急的な避難所を必要に応じて開設する。なお、下山者の緊急的な避難所は、次のとおり。

施設名	所在地
いちのせき健康の森	巖美町字祭時251
旧本寺中学校	巖美町字岡山16-4

(2) 積雪期の対応

市は、積雪期（12月から4月を基本とするが、積雪状況により変更する場合がある。）に突発的な噴火が発生した場合、住民等の避難に十分な時間を確保できない事態が想定されることから、速やかに立入規制を実施し、住民等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を実施する。

なお、積雪期においては、栗駒山の登山道は冬期閉鎖されるため、火口周辺には登山者等はいない前提であるが、山スキー等で入山している者も想定される。そのため、これらの登山者等に対しては、メールや防災ヘリコプター等により速やかな情報伝達に努めるものとする。

ア 市の体制

市は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとる。噴火が発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

イ 情報収集・伝達

市は、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示等の発令を伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、関係機関と情報共有を図る。

積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応は、次のとおりである。

(住民等向け)

- ・市内全域への広報（メールや防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報）
- ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知
- ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等）
- ・融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令及び地区内住民への伝達
- ・畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況等）
- ・警戒区域を設定した場合の市町村全域への周知（退去命令）

(要配慮者向け)

- ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等）
- ・福祉避難所への情報伝達（開設要請等）

なお、積雪期に事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合の住

民等への周知については、下記のとおり文例を定める。

〈防災行政無線文例（住民等向け）〉

こちらは、防災一関広報です。
 本日午前（午後）〇時〇分に栗駒山で噴火が発生しました。
 〇〇川周辺にいる住民、観光客等の皆さんは、至急、川沿いから離れた高台や建物の2階以上に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
 〇〇地区の住民等は、至急、〇〇避難所まで避難してください。なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

〈メール文例〉

こちらは、一関市です。
 本日午前（午後）〇時〇分に栗駒山で噴火が発生しました。
 〇〇川周辺にいる住民、観光客等の皆さんは、至急、川沿いから離れた高台や建物の2階以上に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
 〇〇地区の住民等は、至急、〇〇避難所まで避難してください。なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

エ 住民等の避難誘導

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

オ 避難所の開設

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

第2節 救助活動

1 救助活動の体制

(1) 活動基準の設定

市及び消防機関は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況等を踏まえた活動基準を設定する。

また、現地での活動を通じて活動基準設定の判断に結びつく情報を入手した場合には、県の現地災害対策本部に速やかに報告する。

なお、活動基準を設定する際に、考慮すべき事項例は次のとおりである。

- 火山性地震等の発生回数
- 火山ガスの濃度
- 火山灰、噴石の飛散状況
- 火砕流・火砕サージ・溶岩流の発生状況
- 日の出・日の入り時間
- 気象状況

(2) 活動範囲の設定

市及び消防機関は、関係機関から提供される、監視・観測データ等から予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等についての情報提供、助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を設定する。

(3) 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

市及び消防機関は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合は、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。

また、天候の悪化等により活動を一時中断する場合は、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。

その際、救助活動を行う全員を収容するため、複数の避難所等を設定することとし、近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

退避若しくは避難後、速やかに避難等が完了したことを県の現地災害対策本部に報告する。

2 登山者等の救助活動

(1) 要救助者情報の把握

市は、登山計画書（届）等と避難促進施設等における緊急退避状況や、下山した者からの情報、避難者名簿等を照合することにより、火口近くにいる登山者等の要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

(2) 救助活動

市は、噴火警戒レベル2以上の場合において、登山者等を緊急に噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。

なお、救助にあたっては関係機関と十分に協議するほか、安全監視員を配置するなど、救助活動の安全管理や二次災害の防止に万全を期すものとする。

3 住民等の救助活動

(1) 要救助者情報及び避難者の把握

ア 市は、避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

イ 市職員、消防団員等は、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

(ア) 避難場所（避難所）

- a 避難した住民等の確認
- b 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

(イ) 避難対象地域

- a 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- b 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(2) 捜索・救助活動

市及び消防機関は、共有された要救助者情報をもとに、二次被害を防止するために、救出ルートなどを定め、安全管理体制を確保し、捜索及び救助活動を行う。

4 医療・救護活動

市は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、避難所等や医療施設に救護所を設置する。

5 自衛隊災害派遣要請

(1) 自衛隊法に基づく災害派遣要請

市長は、災害対策基本法第68条の2により、市域に係る噴火等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

(2) 自衛隊災害派遣要請の基準

市長が自衛隊に対する災害派遣要請をする際の基準は、噴火活動がより活発化した「噴火警戒レベル4以上」とし、以下の状態を認めた場合を目安とする。

ただし、噴火警戒レベル2、3においても状況により災害派遣、避難者の救助、搬送、収容等を要請できる。

- 避難対象地域の住民等が、融雪型火山泥流等により避難経路が埋没し通行不可能となり、通常的手段による避難が困難
- 避難対象地域の住民等が、大量の火山灰や噴石（こぶし大）の継続的な落下により通常的手段による避難が困難
- 避難対象地域の住民等が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難

第3節 避難所の管理・運営

1 避難状況の把握及び避難所の管理・運営

(1) 避難状況の把握

市は、避難所ごとに住民等の避難状況について把握する。

ア 避難者に関すること。

- 当該地区住民の世帯数及び人員数
- 避難した世帯数及び人員数（避難所、知人宅等避難先を区分する）
- 地域住民以外の登山者等の一時滞在者等の避難人数（可能な限り）
- 避難者の負傷等の状況
- その他避難者の状況について特に必要な事項

イ 残留者に関すること。

- 残留者の有無、氏名及び残留理由
- 避難の目途

2 避難所の管理・運営

(1) 市は、あらかじめ定める避難計画やその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

(2) 市は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

(3) 市は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

(4) 市は、地域住民やボランティア団体等の協力を得ながら、次のとおり生活環境の整備を図る。なお、環境整備を図る際は要配慮者に配慮するものとする。

ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成

イ 安否情報、食料生活必需品等の配給情報、生活情報、火山活動情報等各種情報の提供

ウ ホームヘルパー等による介護の実施

エ 生活相談、こころのケア、健康相談、保健指導等の実施

オ プライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮

カ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等障がい者に対する情報提供体制の整備

キ 避難所への警察官の配置による安全の確保

(5) 市は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。

(6) 市は、学校を指定避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

(7) 市は、避難生活が長期化すると認められる場合は、可能な限り、応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用にも努める。

3 避難手段の確保

市は、集団避難を行う場合は、バス等の避難手段を確保する。噴火が切迫している場合など必要に応じて、県を通じて自衛隊のヘリコプターや車両による輸送を依頼する。

第5章 噴火後の対応計画

第1節 住民及び登山者等の安否確認

住民及び登山者等の安否情報の確認は、原則として市が行う。

市は、避難所等に収容された住民及び登山者等について、避難所で作成する避難者名簿を通じて、身元の確認を行い、親族等の連絡先を把握して、連絡を取る。

また、医療機関等に収容された住民及び登山者等について、本人若しくは所持品や登山計画書（届）等から身元の確認を行う。

なお、警察や消防、観光施設等と連携して安否情報を集約し、県に報告して情報共有を図る。

第2節 避難の長期化に備えた対策

1 避難所の運営

市は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置を講じる。

- (1) 被災者の自治組織の育成
- (2) 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- (3) 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- (4) ホームヘルパー等による介護の実施
- (5) 保健衛生の確保
- (6) 避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- (7) 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮
- (8) 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

市は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

2 避難者の健康管理

(1) 健康状態の把握

市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

また、巡回相談で把握した問題等を記録し、チームカンファレンス等において、効果的な処遇検討ができるよう努める。

なお、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

市は、被災者及び支援者に対してカウンセリング等継続的な対応を行うとともに、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、精神医療の提供を行う。

また、メンタルヘルスに関する普及啓発に努める。

なお、継続的内服が必要な精神障がい者や服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で内服薬を被災により紛失、又は入手が困難となった者に対し、保険証の有無にかかわらず処方できるよう努め、移動困難な在宅患者に対しては訪問する等継続的で適切な精神医療の支援を行う。

避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

また、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的支援対象者のリストアップ

市は、支援者が変更しても継続的な支援が提供できるよう、支援が必要な者のリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

3 防災ボランティアの受入れ

市は、防災ボランティア活動の自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。

なお、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、関係機関と連携して、防災ボランティアに対し、協力を要請する。

市及び一関市社会福祉協議会は、防災ボランティアの受付、活動拠点の確保、活動時の安全確保、被災地におけるニーズ等の情報提供など、その受入態勢の整備に努める。

4 避難生活に必要な物資の供給

市は、避難者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。

また、災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

市及び関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

5 応急的な住宅の供給

市は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民に対し、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅、若しくは民間賃貸住宅の情報を提供する。

また、火山活動が活発化してから沈静化するまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない避難対象住民の応急仮設住宅建設について検討を行う。

市は、管内の空き家情報の提供とその活用についても検討を行う。

6 風評被害対策

市及び関係機関は、栗駒山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び栗駒山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段による情報発信を行いながら、風評被害の防止に努める。

また、火山活動の沈静化後は、積極的な情報発信を行うなど、地域のイメージダウンを軽減する取組を講じる。

第3節 避難指示の解除、一時入域等

1 避難指示解除、一時入域などの対応

(1) 避難指示の解除

市長は、避難指示の解除を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

市は、避難指示の解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路等を定めた帰宅計画を作成する。

また、防災行政無線やメール、ラジオ等を活用して、避難指示の解除を住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等への説明会等を開催する。

市、県及び関係機関は、避難指示の解除に先立ち、避難指示の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

市長は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

市は、規制範囲を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

市、県及び関係機関は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

市は、規制範囲の縮小又は解除にあたっては、以下の検討を行う。

- 災害の危険性の有無（降灰後の土石流等の二次災害も含む。）
- 避難解除の範囲
- 道路、ライフラインの確保
- 緊急時の情報伝達方法の確保
- 再避難体制の整備

(3) 一時入域

市は火山活動が小康状態となった場合、対象範囲を決めて一時入域を実施する。

市長は、一時入域を判断・決定するにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

市は、一時入域の実施にあたっては、一時入域を希望する住民等を募集し、一時入域者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。

また、一時入域者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバー等を活用し、緊急時の避難や退去の指示を確実に伝達する。

関係機関は、一時入域の実施に先立ち、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。市、県及び関係機関は、一時入域の実施に先立ち、入域可能な範囲の道路状況等について安全を確認するとともに、市が作成した一時入域者名簿を活用し、規制箇所等で一時入域者の入退去の確認を行う。

市は、対象区域における以下の項目の状況をふまえ検討し、一時入域を実施する。

- 適用範囲・時間
- 緊急時の情報伝達方法
- 火山の警戒監視方法
- 帰宅方法、経路
- 帰宅対象者
- ライフラインの復旧状況

2 治安の維持

市長は、警戒区域の設定や避難対象地域への「立入禁止」等の規制措置を実施する。

また、警察と連携して住民及び関係機関等へこれを周知し、警戒区域若しくは避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。

なお、警戒活動にあたっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、行うものとする。

3 相談窓口の開設

市は、避難住民の中に災害によって家屋や土地、事業所等の私的財産の喪失や近親者を失うなど、著しい精神的苦痛を被ることが予想されることから、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談に乗り、不安の解消に努めるよう、市役所庁舎及び各避難所に市職員や県派遣職員等による相談窓口を開設する。

